

人間科学部専門科目

国 際 社 会 論

(2016年)

人間科学部臨床心理学科

太 田 和 敬

序章 国際社会論とは何を問題にするのか	8
序-1 基本的な価値の問題	8
序-2 国際社会の概念	9
序-3 アメリカを考えること	11
第一章 難民問題	14
1-1 2015年の難民問題の推移	14
1-2 なぜヨーロッパに向かったのか	16
1-3 なぜ2015年夏に難民は大量に移動を始めたのか	18
1-4 E Uの受け入れ政策の変化はなぜか	20
1-5 日本の難民対応	21
第二章 戦争と平和	23
2-1 安全価値の考察として	23
2-1-1 戦争から自由になっていない国際社会	23
2-1-2 戦争は何をもたらすか	24
2-1-3 戦争について考える際の必要な視点	27
2-2 ベトナム戦争	29
2-3 湾岸戦争からイラク戦争へ	33
2-4 中東戦争	42
2-5 二度のアフガン戦争	44
2-5-1 ソ連のアフガン戦争	44
2-5-2 アフガン戦争の前史	45
2-5-2-1 王政から共和政に	45
2-5-3 タリバンの支配とアメリカの介入	46
2-5-4 9 1 1 事件とは何だったのか	47
第三章 環境問題	49
3-1 環境問題の難しさ	49
3-2 環境問題は存在するか	50
3-3 京都議定書をめぐって	55
3-4 C O P 1 5	61
3-5 パリ条約	64
3-6 日常生活の環境問題	65
第四章 グローバリゼーション	69
4-1 グローバリゼーションとは何か	69
4-2 水の民営化	71
4-3 マクドナルドとコカコーラ	77
第五章 南北問題	80
5-1 豊さとは何か	80
5-2 近代化理論	84
5-3 従属理論	86
第六章 宗教と文化	90

6-1 国際的対立の軸としての宗教	90
6-2 イスラム教とは	91
6-3 イスラム教をめぐる国際対立	94
6-3-1 スカーフ事件	94
6-3-2 デンマーク風刺画事件	97
第7章 言語の問題	100
7-1 言語をもつということ 日常語・政治語・教育語	100
7-2 国家と言語の状況	101
7-3 植民地の問題と言語	102
7-4 先進国の言語政策	103
7-5 複数言語教育	105
7-6 言葉と平等	107
第8章 エスペラント	109
8-1 文字と発音	109
8-2 名詞と動詞	109
8-3 疑問文と否定文	111
8-4 副詞	112
8-5 冠詞と前置詞	113
8-6 比較	115
8-7 命令文と仮定法	116
8-8 相関詞	117
8-9 接続詞	119
8-10 接尾語・接頭語	119
第9章 外国人労働者の問題	121
9-1 何故外国人労働者が増えたのか	121
9-2 外国人労働者受入れの問題についての論議	124
9-3 外国人が増えると犯罪が増えるのか	127
9-4 外国人労働者は、国内の労働条件を悪化させるか	129
9-5 教育にとっての意味	130
9-6 高校授業料無償化をめぐって	134
第10章 国際人権論	136
10-1 はじめに	136
10-2 国際人権の歴史	137
10-3 国際人権保障の制度	139
10-4 外国人の参政権	141
10-5 公務就任権	146
第11章 インターネット社会	148
11-1 インターネットの歴史	148
11-2 デジタルによって可能になること	148
11-3 インターネットは社会をどう変えるか	151

11-4 東芝クレーマー事件	155
11-5 自由か規制か	156
11-6 S T A P 細胞事件とインターネット	160
11-7 人工知能	162
資料	—	166

はじめに

私たちは日本人だが、また地球に住む「地球人」でもある。国際社会を「宇宙船地球号」と読んだのは、経済学者のケネス・ボールディングであった。1966年のことである。

We are now in the middle of a long process of transition in the nature of the image which man has of himself and his environment. Primitive men, and to a large extent also men of the early civilizations, imagined themselves to be living on a virtually illimitable plane. There was almost always somewhere beyond the known limits of human habitation, and over a very large part of the time that man has been on earth, there has been something like a frontier. That is, there was always some place else to go when things got too difficult, either by reason of the deterioration of the natural environment or a deterioration of the social structure in places where people happened to live. The image of the frontier is probably one of the oldest images of mankind, and it is not surprising that we find it hard to get rid of. THE ^{*1}

以前は、地球に限界があるとという知識があったが、実際上はフロンティアが常にあると意識されていた。しかし、現代は、地球上からフロンティアは消え、地球という限られた空間の中で、暮らしていくかなければならないという認識の提示であった。もっとも、宇宙空間こそがフロンティアであって、将来は宇宙空間が人類の住む場所になるという考えもあるが、少なくとも我々が生きている間に実現することはないだろう。

21世紀は、当初から、人類はひとつの空間の中で、相互に強い影響の下で暮らしていることを実感させる事件が多数起きた。

まずは、2001年9月11日のニューヨーク貿易センタービルへの飛行機を利用したテロ(他にも飛行機のハイジャックによるテロがあったので、同時多発テロと呼ばれている。)である。この事件以来、欧米社会とイスラム社会の対立はおさまることがなく、アフガニスタン戦争、イラク戦争を中心として、今でもその対立は様々なところで起きている。

今年になって起きたアルジェリアでのテロ・人質事件と日本人を含む人質の殺害は、我々日本人にも強烈なショックを与えた。イスラム諸国とはむしろ友好的であったと感じていた日本は、この対立の例外ではないことを知らされたのである。

また2013年は中国発の大気汚染もニュースを賑わせることになった。実はこの原稿を書いている時点で、汚染状況はまったく解決していない。ひとつの国で起きた公害が、他国にも影響を与えることは、既に1970年代からおきている。ヨーロッパで酸性雨の影響で森林に大きな被害が出たが、チェルノブイリ原発事故は世界中に多大な影響をもたらした。そして、残念なことに、2011年には、そうした多大な被害を、日本が国際社会に与えることにもなった。環境

*1ECONOMICS OF THE COMING SPACESHIP EARTH

By Kenneth E. Boulding, 1966 <http://dieoff.org/page160.htm>

問題のみならず、国際社会、つまり宇宙船地球号は、現代では、ある意味「運命共同体」の要素をもっている。これまで多様な文化や価値観によって、独立に生きてきた社会が、相互に関わりをもちながら共存していかなければならない時代になったのである。

この点については、我々日本人は、実は大きな貢献をすることができると考えられる。それは、江戸時代という世界史にも稀な時代を経験しているからである。

江戸時代は、かなり発展した社会、しかも大きな人口をかかえた国が、250年間にもわたって平和な社会を継続したこと、そして、その中でも大きな経済的・社会的発展を見たこと、社会全体の統一性がその中でも進んでいたこと、こうした特徴は、世界史の中でほとんど他に見ることができない現象なのである。そして、それが日本という閉ざされた地域の中で実行されたことである。社会が発展すると、ほとんどの文明社会では戦争が起き、社会不安や混乱が生じて、その社会が崩壊するきっかけとなるのが通例である。

もちろん、江戸時代が理想的な社会だったわけではないが、その中で、人々が和をもって生きていく知恵を身につけ、発展させてきたことは事実である。そうした閉ざされた密集空間の中で、相互に争うことなく生存できる知恵は、今国際社会に求められているのである。

この授業では、こうした問題意識で、今おきている様々な国際社会の問題を考察していくことにする。

補 人間科学大事典の書き方

この授業では、人間科学大事典に4つの項目で書き込むことをレポート課題としている。しかし、近年、不正に近い書き込みが多くなっており、それは単位不認定となる。従って、ここで、書き込みに関する注意事項を整理しておくことにする。

1 「大事典」は「辞典」ではないので、語句の意味説明が求められているのではなく、その「語句」に関する多面的な情報整理が求められている。たとえば「本」という語句は、「辞典」なら、本は文字を中心とする情報が提供される印刷物というような説明になるだろうが、「大事典」では、本の歴史、作成方法、出版状況、インターネット時代の情報提供の中での本の位置、読書教育の実態、等々様々な側面からの整理が可能であり、また、必要である。求められているのは、こうした多面的な検討である。現在では、インターネット上の百科事典としてウィキペディアが普及しているが、ウィキペディアは、多くが素人が書いているので、模範となる事例ではない。大事典の模範として、平凡社の百科事典を参照するのが好ましい。

2 インターネットが普及し、他人の書いた文章を盗用することができるようになつたが、s t a p 細胞事件でも明らかになつたように、盗用は不正であり、大学の授業の成果として提出すべきレポートでは、やってはならないことである。まるごとコピーをする例が少なくないが、一項目でもそうした「コピペ」があった場合には、単位認定をしない。

では、他の文献を参考にすることは不可なのかいといえば、適切な「引用」は著作権法でも認められているし、また研究論文では重要な位置を占めている。では、「不正なコピペ」と「適切な引用」はどのように違うのか。

「適切な引用」の要件は法的にも、また慣習的にも明確であり、それ以外の他人の著作物の使用は、「不正なコピペ」である。

では、「適切な引用」の要件は何か。

第一に「引用部分」を自分の書いた文章とは区別する形で明示し、著作者、著書名、出版社、

引用ページ、出版年（インターネットならURL）を記すこと。

第二に、全体の文章の中で、引用部分が占める割合が少ないこと。多くが引用というのは適切ではない。

以上の二点をともに満たすものが「適切な引用」であって、これ以外は不当なコピペであるので、絶対にしないように。

大学は、自分の能力を向上させるために教育を行っており、また、学生諸君は学習をしている。コピペは、不正な行為であり、人間は不正によって能力を向上させることはできない。課題は自分の努力によって達成することで、初めて向上できるのである。そのことを自覚して、地道な努力をしてほしい。

3 人間科学大事典は、統一のユーザー名とパスワードで入ることになっている。その情報を勝手に書き換えてしまう人が稀にいるが、そうすると、他の人が書くことができなくなる。絶対に、ログイン情報を書き換えることはしないようにしてほしい。

4 人間科学大事典の項目は、グーグル検索によって表示されることが少なくない。つまり、世間のひとたちが利用していることを意味する。従って、他人に利用されても恥ずかしくないように、しっかり書くことを心がけてほしい。

序章 国際社会論とは何を問題にするのか

序-1 基本的な価値の問題

社会科学においては、通常「価値論的立場」と「存在論的立場」というふたつの研究上の立場がある。前者は、ある価値観の実現という観点から、実践的な目的で研究を行うことであり、後者は、そうした実践性を離れて、事実をありのままに見ようとする立場であると言える。もちろん、それぞれに存在理由があるが、ここでは、前者の立場からの究明を目指すことにする。それは後者の立場を認めないとということでは決してない。科学である以上、現状を立場的な視点のバイアスを受けない研究が必要であることはいうまでもない。しかし、この講義が「人間科学部」の学部教養科目であり、人間科学が、人間としての望ましいあり方を究明する学問である以上、単に現実を究明するのではなく、そこにある問題をどう解決したらよいか、人間科学的観点からみてどのような解決が望ましいのか、という観点から考察することが必要であると考えられるからである。

人間科学部の学部教養科目だから、人間が人間らしく生きることができる社会、環境を追求することにその目標がある。そこでまず、人間にとて、あるいは人間の幸福にとって、何がもっとも大切な価値なのかを、まず考えておこう。基本的な価値は国際社会を考える上でももちろん重要な価値となる。そして、その価値を軸にしてこの講義の全体を構成していくことにする。

古い共同体の中で人々が生活していたときには、その共同体の価値に同化して生きていた。共同体は基本的な生活物資を確保するための協力体であり、また他の共同体に対する安全を確保する意味があった。つまり、近代以前における普遍性をもつ価値は、生活物資の確保と安全であったと、とりあえず考えておこう。もちろん、文明の発展とともに多くの価値が加わっていく。芸術や学問をはじめ、政治に関わる者にとっては「権力」も価値であったろう。しかし、それは一部の人たちのものであり、国際社会を考える上での「価値」としては、とりあえず除外しておこう。

近代市民革命が行われたとき、そこに「民主主義」という価値が加わった。「自由・平等・友愛」という価値が掲げられたが、民主主義自体は多くの論点を含んでおり、例えば自由と平等は矛盾すると考える者もいる。平等を「機会の平等」ととらえ、実質的には「自由」を重視する立場、逆に「自由」が強者のみの「自由」となることを批判して、「平等」に力点をおく社会主義が現れる。その対立とはまた別にフランクリン・ルーズベルトは、4つ自由「宗教の自由、言論の自由、恐怖からの自由、欠乏からの自由」を唱えることによって、自由の概念と平等の概念の調和を図ろうという努力も現れ、現在はさまざまな価値が「人権」のカタログとして豊富に主張されている。

この授業は、このような価値そのものを扱うのが目的ではなく、価値全体の検討は別の講義の課題であると考えられるので、とりあえずこれまで重視されてきた価値を取り上げ、それが国際社会の中でどのような現実態となっており、どのような問題をかかえているかを考えながら、国際社会の中で、個人がその実現のために、何を、どのようにして貢献できるのかを考えていこうと思う。

そこで、生活物資の確保は、現代的な水準では「豊かさ」となるだろう。

序章 国際社会論とは何を問題にするのか

従って、「豊かさ」「安全」「自由」「平等」「友愛（他者との協調・共感）」を基本的な価値とここでは設定しておきたい。footnote{過去の講義で「人間の尊厳」という価値を主張した学生がいたが、もちろん、これにとどまらず、各人にとって重要な価値を定式化することも重要なことである。}

Q 他に人間にとて不可欠な価値があるかどうか考えてみよう。

序-2 国際社会の概念

国際社会という言葉には、いくつかの重層的な概念が混じり合っている。「社会」とは本来「人が集まつたもの」「共同生活を営んでいる人々の集団」であるが、「国家」がそういう意味での「社会」であることは否定できないにせよ、社会を研究するもっとも基本的な学問である「社会学」の対象は、通常、家族から始まり、村、共同体、そして階級などの制度、そしてさまざまな犯罪などの問題が社会にどのような影響を与えるかを研究し、国家は極めて小さい部分を構成するにすぎない。従来、「国家」は政治学が扱う領域であったためでもあろう。

もっとも包括的な社会学の教科書であるギンタス『社会学』の構成をみても、やはり、国家という人為的な組織は、極めてわずかな部分しか割かれていません。「国家」とは相対的に独自な人間組織を究明するという意識が、「社会学」には働いている。また、日本の大学の代表的な「社会学部」である一橋大学の社会学部カリキュラムをみても、国家を扱う授業は極めて少ない。「国際**」と題する授業が散見されるだけである。footnote{http://www.soc.hit-u.ac.jp/intro_f/#kw01}

一方「国際」という言葉はもちろん、「国家の枠を超えて」あるいは「国家と国家の間」という意味であるから、「国家」を前提にして成立する概念である。では、国際社会論とは、国家を超える「社会」を対象とするのだろうか、あるいは、国家間を前提とした社会を究明するのだろうか。

これは単に言葉の遊びではなく、「地球」というひとつの単位が、国家的な分割の集合であるのか、あるいは、国家はその一部の「社会」であり、地球的な広がりをもつた「社会」が国家以外にも少なからず存在するのかという問題と関わっている。重要な問題を扱う国際会議に、NGOを加えるかどうかというような問題はこの点に関わっており、「国家中心」主義的な考えをもつ人々から見れば、NGOなどを参加させることは、「正しいあり方」からはずれるであろうし、また、地球社会の問題は国家組織だけでは解決できないという考え方からみると、NGOを参加させることは、問題の解決をよりスムーズにする合理的なやり方となるだろう。また、国家は国境で区切られているが、アフリカに典型的に見られるように、人間の共同体と国家の境界がマッチしない場合、紛争に発展することが少なくない。

人々は共同生活だけではなく、文化や価値観、行動様式などが、国家の枠を超えて成立する状況にあるのかどうかが問題であろう。ここでは、そうした国家以外の社会が、地球的な規模で成立しており、それが国家という枠と協調したり、また対立したりしている状況を前提とした究明を行うことにする。何故ならば、様々な組織が、国家の枠を超えて成立しており、また、既存の国家的な文化とは異なる広がりをもつた文化が成立しているというのが、多くの人々が意識していることだからである。ただし、その場合でも、基本的にはそれが国家戦略として広がっているという可能性も検討の余地として残しておく必要はある。

序章 国際社会論とは何を問題にするのか

では国家とは何だろうか。

ブリタニカによる state の説明をあげておく。(国際社会論を勉強しようという人は、英語に対して積極的であろうかと思うので、このテキストにはできるだけ英語の文章を資料的にあげておくことにする。)

Rousseau's ideas reflect an attitude far more positive in respect of human nature than either Locke or Thomas Hobbes, his 16th-century English predecessor. The "natural condition" of man, said Hobbes, is self-seeking and competitive. Man subjects himself to the rule of the state as the only means of self-preservation whereby he can escape the brutish cycle of mutual destruction that is otherwise the result of his contact with others.

For Locke, the human condition is not so gloomy, but the state again springs from the need for protection?in this case, of inherent rights. Locke said that the state is the social contract by which individuals agree not to infringe on each other's "natural rights" to life, liberty, and property, in exchange for which each man secures his own "sphere of liberty."

The 19th-century German philosopher G.W.F. Hegel saw the sphere of liberty as the whole state, with freedom not so much an individual's right, but rather, a result of human reason. Freedom was not the capacity to do as one liked but was the alignment with a universal will toward well-being. When men acted as moral agents, conflict ceased, and their aims coincided. Subordinating himself to the state, the individual was able to realize a synthesis between the values of family and the needs of economic life. To Hegel, the state was the culmination of moral action, where freedom of choice had led to the unity of the rational will, and all parts of society were nourished within the health of the whole. However, Hegel remained enchanted with the power of national aspiration. He did not share the vision of Immanuel Kant, his predecessor, who proposed the establishment of a league of nations to end conflict altogether and to establish a "perpetual peace."

For the English utilitarians of the 19th century, the state was an artificial means of producing a unity of interest and a device for maintaining stability. This benign but mechanistic view proposed by Jeremy Bentham and others set a precedent for the early communist thinkers like Karl Marx for whom the state had become an "apparatus of oppression" determined by a ruling class whose object was

always to maintain itself in economic supremacy. He and his collaborator, Friedrich Engels, wrote in The Communist Manifesto that, in order to realize complete freedom and contentment, the people must replace the government first by a "dictatorship of the proletariat," which would be followed by the "withering away of the state," and then by a classless society based not on the enforcement of laws but on the organization of the means of production and the fair distribution of goods and property.

In the 20th century, concepts of state ranged from anarchism, in which the state was deemed unnecessary and even harmful in that it operated by some form of coercion, to the welfare state, in which the government was held to be responsible for the survival of its members, guaranteeing subsistence to those lacking it.

In the wake of the destruction produced by the nationally inspired world wars, theories of internationalism like those of Hans Kelsen and Oscar Ichazo appeared. Kelsen put forward the idea of the state as simply a centralized legal order, no more sovereign than the individual, in that it

序章 国際社会論とは何を問題にするのか

could not be defined only by its own existence and experience. It must be seen in the context of its interaction with the rest of the world. Ichazo proposed a new kind of state in which the universal qualities of all individuals provided a basis for unification, with the whole society functioning as a single organism.

この説明によってわかる事は、まず第一に、国家は社会に比較して極めて短い歴史しかもっていないという点である。

最初に成立した国家は、古代ギリシャのポリス、都市国家であって、更に近代国家の成立は二三世紀のことであった。

もちろん、古代エジプトなども国家と考えられるが、一般的な政治学の定説としては、国家はせいぜい2000年の歴史となる。近代国家は2世紀である。

しかし、社会はおそらく人類の発生とともに存在した。人間はもともと群れをなして生活していたと考えられるから、「家族」あるいはそれよりも少し大きい「社会」が最初からあったのである。

上記説明によって、もうひとつわかる事は、国家とは、極めて「人為的な組織」である点である。支配の組織体系や法律などのルールをもっている。そして、人為的に区切られた領域をもっている。それに対して「社会」とは、むしろ人為的な要因にとらわれない人間の組織を重視している。もちろん、国家や企業のような人為的な「組織」も「社会」の一例ではあるが、「社会」は人為的なものも含みつつ、むしろそれよりもっと原初的に存在する人の集まりを意識する概念であろう。

とするならば、「国際社会論」とは、人間の集まりの人為的なものと自然発生的なものとの、複合的な集団を扱うという点がまず確認されなければならない。

第二に、「際」は、「交わる」という意味である。国と国が交わる状態、つまり、「国際社会」とは、国と国が交わった状況における社会ということになる。

社会は国家に先立って存在してわけであるから、当然、国家がなくても社会は交わっていた。そして、国家が成立して、その交わり方にそれまでとは異なる特質が出てきたことを意味する。

通常、社会の交わりは積極的な交流であることが多い。交易などがその代表である。しかし、国家の交わりはむしろ歴史的には否定的な状況において生じたと考えられる。つまり、戦争である。むしろ、社会が他の社会と交わるときに、正常な交わりが阻害され、争いが生じたときに、国家が求められたといえる。国家の歴史はほとんど「戦争」の歴史と重なっているのはそのためである。

序-3 アメリカを考えること

現在の国際社会がアメリカによって大きく動かされていることは、誰も否定しないだろう。本論で扱うが、国際社会を動かしている大きな「観念」「様式」であるグローバリズムはアメリカ化という見方が強いし、アメリカがある面、「憧れ」「崇拝」の対象であると同時に、イラク戦争などで見せる強引な軍事力行使によって、世界に大きな不幸をもたらしている存在として批判する人たちも少なくない。

現在のこの部分の原稿を書いている2008年3月は、アメリカに起こったサブプライムロー

序章 国際社会論とは何を問題にするのか

ンで、世界の金融が混乱に陥り、ますます経済的混乱が生じるのではないかというニュースで持ちきりである。

数年前の2004年7月24日の朝日新聞は、アメリカがイラク政策は失敗であったという認識をもったと報道している。もちろん、アメリカ以外の国にとって、その失敗はずっと以前から明確であり、少なくない人びとにとって最初から失敗するであろうことは、イラク戦争以前から明らかであった。明らかにアメリカは軍事的に制圧することと、制圧後統治することの違いについて、十分な研究をした後で、イラク戦争を始めたとは言えない。

歴史上、他国の統治が被統治国の人びとから歓迎され、そのことによって統治国と被統治国との関係が良好となった事例はほとんどない。他国を統治することは、統治国の利益から行うことであって、被統治国にとっては利益を他人に掠め取られること以外の何物でもないからである。しかし、歴史的に、第二次大戦後のアメリカによる日本統治は、その例外的な事例であると言われている。私が1992年にオランダに留学していたときに、若いオランダ人から、「日本はアメリカに原爆を落とされたりしているのに、なぜ親米なのか」と質問されたことがある。大空襲を受け、原爆のような爆弾を落とされ、主権を奪われれば、普通はアメリカに対する反感が強くなるはずだというのが彼の疑問であった。それは一般的な感情だろう。

確かにアメリカによる日本統治は極めて例外的に成功した「異民族統治」であった。しかし、その理由は明らかであろう。アメリカ側の理由と日本側の理由があるが、ここではアメリカ側の理由を重視しておこう。詳細は次回の講義で取り上げることにして、結論だけを述べれば、アメリカは戦争中から極めて詳細な日本研究を行い、占領統治について緻密な政策立案をしていたし、その際、日本人の特性についても十分な調査を行っていたことである。戦争そのものが長期的なものであったことも、このことを可能にしたかも知れない。イラク戦争は2カ月程度で終了してしまったから、アメリカに研究する時間がなかったともいえる。しかし、開戦までの世界の反対運動の期間等を考えてみれば、アメリカの政府当局者たちに、研究の必要性の認識が希薄であったことは否定できないだろう。

アメリカが国際社会における唯一の超大国であり、アメリカが世界を動かす力を最も強くもっていることは誰も否定しないだろう。しかし、アメリカはリーダーとして求められることと反することを少なからず実行している。

- ・京都議定書からの脱退
- ・国際刑事裁判所への不参加
- ・国連に対する消極的な対応
- ・捕虜に関するジュネーブ協定からの離脱表明（イラクにおける捕虜虐待・拷問）

またアメリカだけが積極的に行っている、世界の動向と反対の政策もある。

- ・イスラエルへの積極的な支持

これらのことからいくつか確認できるだろう。

第一に、アメリカは国際社会の反対を押し切って自分の政策を強行できる唯一の大国であることである。ソ連崩壊後アメリカの地位は揺るぎないものになった。

第二に、事実としてアメリカは国際社会の期待に反する行為を少なからず実行していることである。

しかし第三に、国際社会はそうしたアメリカの行動を真に受け入れているわけではなく、アメリカが挫折することも少なくないことである。イラクの現状はそれを如実に表している。アメリ

序章 国際社会論とは何を問題にするのか

カは国際社会のリーダーであるにもかかわらず、一般的なアメリカ人はおどろくほど国際社会への関心が薄い。

日本でもCNNテレビを見ている人は多いだろう。CNNは世界で初めて民間のテレビ局が国際ニュースを24時間流すという偉業をなしとげた。ニュースだけのテレビ、24時間、そしてケーブルテレビとして有料であることなど、数々の特徴をもったテレビ局である。私も日本で見ているので、アメリカの国際的視野に感心していたものである。しかし、カナダに2003年に1カ月滞在したときに、日本で見ているCNNと北米で見ているそれとはまったく異なるものであることが初めてわかった。

CNNは世界で3カ所の拠点をもっている。アジアの香港、ヨーロッパのロンドン、そしてアメリカのアトランタである。もちろんこれは、24時間放映することをスムーズに運ぶために、その時点で昼間である拠点が中心となって、番組を推移させていくという手法である。だから、CNNを放映するために働く人びとは、24時間体制の無理な仕事を強いられることがないと私は考えていた。

日本やヨーロッパでは、アジア、ヨーロッパ、アメリカとキー局が転換しながら、番組が放映されていたのである。しかし、アメリカの番組はアジアバージョンとヨーロッパバージョンがない。つまり24時間アメリカを拠点とする番組制作が行われていて、アジアバージョンやヨーロッパバージョンは放映されていなかったのである。つまり、国際的なニュースや他の地域での視点はアメリカの放送にはなかったのである。

その後日本に帰国したときにみたCNNは、以前とは異なってCNNjとなっており、ヨーロッパバージョンがなくなっていた。さすがに日本だからアジアバージョンはある。つまり、日本そのものがこの間変わったのである。

しかし、このような否定的現象にもかかわらず、やはりアメリカが世界のリーダー的存在であることを否定する人もほとんどいないだろう。

地球温暖化対策が進むには、アメリカの積極的な関わりが必要であることは間違いない一方、ゴアのような存在（『不都合な真実』）もアメリカの「要素」である。

第一章 難民問題

1-1 2015 年の難民問題の推移

国際社会論の講義をまず難民問題から始めよう

難民問題には現在の国際問題の様々な側面の集約的に現れているからである。難民とは 1951 年の「難民後に関する条約」によれば、「人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいると迫害を受けるか、或いは迫害を受ける恐れがあるために他国逃れた人々」である。現在では武力衝突や人権侵害などによる難民も含まれている。現在ではむしろ戦争から逃れた人々の方が難民としては、おもな存在である。毎日のように現在ニュースとして流れている難民問題は、おもにシリアの戦争そしてアフガニスタンの戦争からヨーロッパに逃れようとするものである。

もちろん、難民問題は現在特有の問題ではない。長く祖国をもたず、世界中に分散したユダヤ人や、フン族に追われて移動を始めたゲルマン民族の大移動も、大がかりな難民であったと考えることもできる。しかし、現在の難民問題は、より複雑な原因があり、多面的に考察する必要があるし、また、そこから派生的に考えられる問題も視野にいれておくべきであろう。

現在の深刻化している難民問題は、主に 2010 年から 2012 年にかけての「アラブの春」によって生じた。それまで独裁的な支配が続いていたアフリカ北部のチュニジア、エジプト、リビアで政治的動乱が生じ、その結果独裁的な政治が崩壊し、民主主義的な体制に移行し始めたが、しかし、順調に民主化が進んだわけではなく、エジプトのように、選挙で成立した政権が、軍部のクーデターによって倒されたり、リビアのように政治的混乱が続いたりするところもあり、そして、同じような反政府運動が起きながら、政府が対抗的に留まることで、大きな内戦状態になったシリアが、多くの難民を発生させた。内戦状態はいまだに決着がつかず（2016 年 3 月現在）、2014 年 6 月に建国宣言した「イスラム国」が更に事態を深刻にさせた。そして、2015 年の夏に、難民の大移動が生じたのである。

昨年からの動向を年表でみておこう。

2015 年夏から 2016 年 3 月までの難民の動向（毎日新聞の報道による）

- 20150618 国連難民高等弁務官、2014 年までの難民を 5950 万人と発表。
- 20150810 中東、アフリカからフェンス設置ひかえて、難民殺到と報道。
- 20150821 マケドニアで、殺到する難民に、警察が催涙弾を発砲。23 日には通過させた。
- 20150822 リジアから逃ってきた難民、4400 人を、イタリアが救助。
- 20150826 欧州への止まらぬ波と報道。
- 20150901 ドイツ難民受け入れに意欲と報道。
- 20150902 ギリシャに、難民 23000 人が到着と報道
- 20150904 ルクセンブルクで、ドイツ、ハンガリー、オーストリアの首相が難民受け入れで、協議
- 20150904 EU 外相会議で、難民受け入れの分担を提案。ドイツ、イタリア、フランス。
- 20150905 ドイツとオーストリアはハンガリーでの登録なしの難民受け入れると決めた。
- 20150905 ハンガリーの駅にいた難民、徒歩で移動を開始。

第一章 難民問題

- 20150906 ハンガリー首相、ドイツとオーストリアの首相に、国境閉鎖を要求
- 20150906 ギリシャ、難民の管理放棄と報道される。債務危機などで、対応が不可能になっている。
- 20150906 ドイツに難民続々到着。2万人。
- 20150907 ハンガリー国境で数百人が監視を強行突破 175キロの有刺鉄線があり、2000人が国境に到着したが、
- 20150907 イギリス首相が5年で2万人の憲民受け入れを表明
- 20150907 ドイツのガブリエル副首相、今後数年間毎年ドイツに50万人の難民が来るが、ドイツの負担は続かないと表明。
- 20150907 フランスオランダ大統領、難民で国際会議を提唱。アジアもの対象と主張。
- 20150908 シリア難民7000人が、マケドニアに到着と、国連難民高等弁務官が発表
- 20150910 アメリカ、1万人受け入れと表明も、支援団体が批判。少ない。
- 20150910 サウジアラビアなどの恵まれた国も受け入れるべきという声が起こっていると報道。
- 20150910 カナダ、アメリカは、イスラム国戦闘員の流入を恐れて、難民受け入れに消極的。
- 20150916 ハンガリー南部で、治安部隊が、難民と衝突。国連事務総長は非難。難民は西に迂回し、クロアチア経由が多くなった。
- 20150916 オーストリア滞在の難民は、あくまでもドイツをめざすと報道。
- 20150920 アメリカ、ケリー国務長官、アメリカは年10万人受け入れと表明。
- 20150922 EU外相会議、16万人分の受け入れを分担で割り当てを決める。
- 20150930 国連、首脳級会合、シリア内戦解決を決議。
- 20151002 スーダン出身の難民だった国連難民高等弁務官親善大使のゲール・ドゥエイニーさんが、難民も同じ市民だから受け入れるべきと表明。(毎日新聞に)
- 20151002 クロアチアとセルビアが報復合戦が再燃と報道される。
- 20151019 シリア難民を、クロアチアがスロベニアに移送していると、スロベニア内務省が非難。クロアチアは、ハンガリー国境を閉鎖し、バスでスロベニアに移送していると。
- 20151025 EU、難民受け入れの一時的施設として10万人分設置することで合意
- 20151027 オーストリアが流入機制。特別な構造物を計画。
- 20151029 ドイツの各地で、難民に対する極右の襲撃放火が相次いでいると報道。
- 20151104 ギリシャからルクセンブルクへ、受け入れ分担として、30名が移送された。
- 20151105 イランに滞在するアフガン難民が、ヨーロッパに向かう傾向が強まっていると報道。
- 20151111 スロベニアが、国境に難民防止柵を設置。ドイツに流入抑制策に転換。
- 20151124 ノルウェーのソルベルグ首相が、国境管理の強化を表明。スウェーデンも追随。
- 20151126 フランス首相、受け入れ像を拒否と報道。
- 20151129 仙台でシリア難民を受け入れるかどうかで、賛成派と反対派が対立。
- 20151207 オーストリア、スロベニアとの国境に柵設置を決める。
- 20151209 ドイツ、年間難民申請数が96万人と発表。

第一章 難民問題

- 20161231 ドイツケルンで暴動発生。容疑者 30 人中 15 人が難民申請者だったため、難民政策への批判が高まる。
- 20160105 トルコの海岸で、シリア難民 34 人の遺体が発見
- 20160216 北欧諸国、難民の受け入れ審査の厳格化を決める。支援団体は批判。
- 20160220 中欧、東欧が難民流入に厳しい姿勢を強化。
- 20160224 オーストリア、バルカン半島の諸国がウィーンに集まり、通過人数制限することを確認
- 20160225 オーストリアの受け入れ制限に、ギリシャ抗議で、大使呼び戻し。
- 20160228 難民滞留で、ギリシャ・東欧・中欧の対立が深刻化と報道
- 20160229 ギリシャ・マケドニア国境で、難民の不満が爆発し、フェンスを破壊。1 万人が足止め。
- 20160304 ドイツベルリンで、送還を恐れて、イスラム教徒がキリスト教に改宗する動きが急増。イスラム教の厳格な規律から問題になっている。
- 20160304 ギリシャに足止めされている難民が 1 万人と報道。劣悪なテント生活
- 20160305 EU が 2015 年にはじめて受け付けた難民は 1 2 5 5 6 4 0 人とはつ表
- 20160318 EU とトルコは、ギリシャにはいった違法な移民をトルコに矯正送還することを決定。その代わり同じ人数のシリア難民を EU が受け入れ、EU はトルコに 30 億ユーロ支援。

1-2 なぜヨーロッパに向かったのか

居住地域を余儀ない事情で離れる場合、人はより自由で経済力のある地域に向かうものである。第二次大戦後は、ヨーロッパは主要な受け入れ国になっていた。経済的な発展と、少子高齢化という社会的事情から、ヨーロッパ自身が外国からの労働力を必要としていた。1950年代から60年代に、国に政策として外国人労働者を受け入れてきたこと、そして、90年代にユーゴ紛争による難民を大量に受け入れてきた歴史があった。更にヨーロッパ内部において、シェンゲン協定によって国境を徐々に廃止してきたから、協定内部に居住を認められれば、協定参加国内で自由に移動できる状況も生まれていた。

シェンゲン協定とは、ベルギー、フランス、ルクセンブルク、オランダ、西ドイツの 5 か国が 1985 年 6 月 14 日にルクセンブルクのシェンゲンで署名したので、年後に署名されたシェンゲン協定施行協定はシェンゲン協定を補足し、協定参加国の間での国境検査を撤廃することを規定していた。現在では EU 加盟国の義務となっている。(ただし、アイルランドやイギリスなどの島国は国境検査を行うことが認められている。)



- 青 シェンゲン協定加盟の EU 加盟国
黄 将来加盟予定の EU 加盟国
赤 シェンゲン協定未加盟の EU 加盟国
緑 シェンゲン協定加盟の非 EU 加盟国
(wikipedia より)

更に、ヨーロッパの難民受け入れは、19世紀まで政治的亡命者は、あまり規制がなく自由に入国できたという伝統にみられるように、「自由主義」が困難を負って逃亡してきた人を受け入れることが「人権」であるという意識が土台としてあった。

しかし、1990年代移行次第に、こうした難民受け入れは社会的負担と感じられることが生じ、特に21世紀にはいって911の同時多発テロがアメリカで起きたあと、政治的雰囲気が変化してきた。それまで難民や外国人の受け入れに寛容であった社会民主主義的な政府が段々支持を低下させ、移民に否定的な政策を主張する右派勢力が支持を拡大してきた。またネオナチといわれる勢力が、議会で議席を獲得する国も現れた。特に、ヨーロッパにおける外国人労働者や移民、難民は多くがイスラム教徒であったから、キリスト教を共通の文化的宗教的背景とするヨーロッパでは、ヨーロッパとしてのアイデンティティに対する危機感も生じてきた。このような中で、2015年以後の難民問題が発生したのである。

当時ヨーロッパは、既にスペイン、イタリア、ギリシャの経済的な困難を抱えており、特にギリシャの危機は、ヨーロッパ全体の経済にとっての足枷とも考えられていた。

難民の受け入れは、当然大きな経済的負担を伴う。一時的な滞在であったとしても、住居を用意することが普通であるし、また、食料を提供する必要がある。交通機関を利用すれば、運賃も国が負担する。難民として受け入れれば、「生活保護」形態が一年以上続き、また、大人も語学や職業訓練の、そして子どもは学校等の教育費用がかかる。

当初、経済規模が大きく、また比較的順調であったドイツは、積極的な難民受け入れを主張していたが、特に2015年の大晦日の日に、ケルンで暴動が起き、容疑者の半数が難民申請者であったことから、世論が一気に難民抑制に変化し、移民積極策を主張してきたメルケル首相への批判が吹き出した。

そして、シェンゲン協定が実質的に揺らいでいる。つまり、難民の通過点となっている国が、国境検問を再開し、かつ国境にフェンスを築くなどしているからである。バルカン諸国でときに柵が築かれているが、その柵を壊して進入しようとする難民もでている。

ギリシャ・マケドニア国境のフェンスを破壊する難民ら
＝ギリシャ北部イドメニ郊外で2月29日、福島良典撮影

デジタルプラス
写真特集



2

毎日新聞
2016.3.17

怒れる難民 柵破壊

今後の展開は、現時点では不明だが、受け入れ国であるヨーロッパと、難民の間には、大きな隔たりがあることは否定できない。

1-3 なぜ 2015 年夏に難民は大量に移動を始めたのか

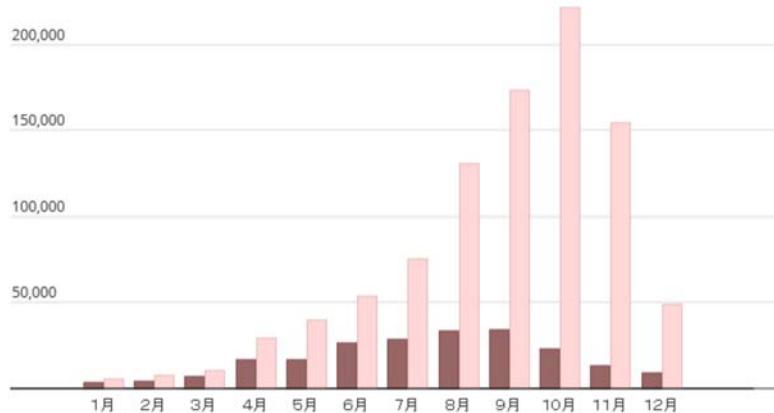
まず 2015 年の地中海をわたる難民の数の変化をみておこう。3 月までは極めて少なく、4 月から徐々に多くなり、8 月から 10 月にかけて急増している。

アラブの春を経験した北部アフリカ諸国の中で、最も民主化に成功したといわれたチュニジアで、2015 年 3 月に博物館で外国人を狙ったテロが起き、また、チュニジアがイスラム国兵士たちの主な供給源であることが明らかになった。更に 6 月にもテロが起き、アラブの春が各国に混乱を起こしていたことが明白になった。そこで、地中海を渡ってイタリアに避難する人々が増大したと考えられる。

しかし、粗末な舟で地中海をわたることは危険であり、少ながらぬ舟が遭難し、多くの死者をだした。また、イタリアなどが救助船を出したが、救助されなかつた人々も少なくなかつた。

第一章 難民問題

2015年、90万人を超える難民が地中海を渡った
2014年と2015年の各月に地中海を渡った難民の数(2015年12月の人数は最終のものではない)
■ 2014 ■ 2015



出典: [UNHCR データ取得](#)

swi swissinfo.ch



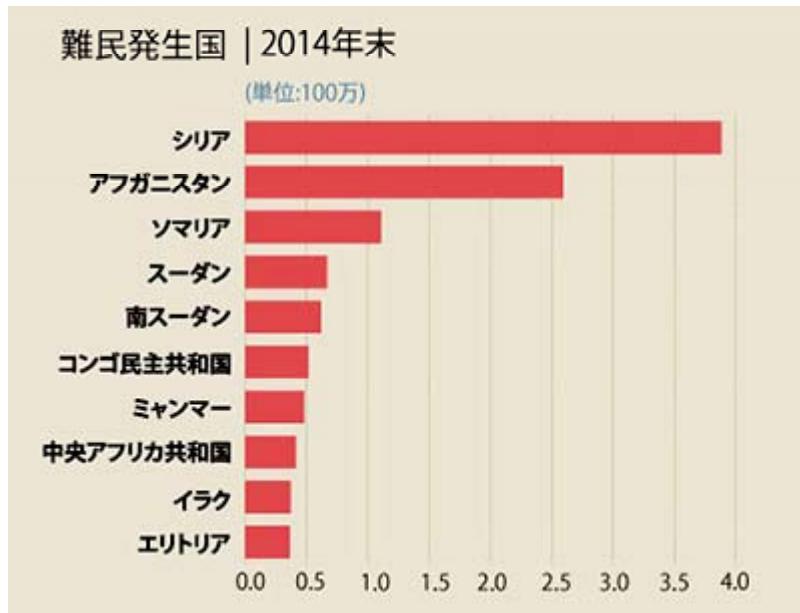
次にトルコの状況である。トルコは欧米と協調路線をとっていたが、イスラム国を事実上容認し、国境を超えることを許容してきた。世界中からイスラム国の兵士として応募する若者が跡をたたなかつたのは、トルコ政府が、イスラム国志願者たちに対して、トルコからシリアに入国することを放置してきたからである。^{*2} しかし、イスラム国の残虐な姿勢が鮮明になるにつれて、こうしたトルコの姿勢に対する疑問が強くなり、7月にトルコはイスラム国への爆撃に参加するに至る。更に、9月にはロシアがアサド政権支持の立場から、イスラム国への爆撃に参加した。

*2 表向きイスラム国を非難しつつ、裏で援助していた国は、少なくない。

第一章 難民問題

トルコとロシアの参加は、この地に大きな恐怖と不安を生じさせたことは想像に難くない。なぜならば、トルコとロシアは、露土戦争やクリミア戦争を持ち出すまでもなく、長年の敵対関係にあり、何度も激しい戦争を繰り返した間だからである。トルコに大量にいたシリアから逃れた難民たちは、トルコから離れたいと考えたであろう。また、トルコ政府も膨大な難民を立ち退かせたいと考えただろう。そして、長年EU加盟を申請しながら、認めないヨーロッパに対して、圧力をかける意識があったと考えるのは間違いではないと思われる。そうしたなかで、難民に便宜を図るブローカーが仲立ちとなつて、大量の「民族移動」が始まったといえる。

更にイランを経由して、トルコに滞留していたアフガン難民もそこに加わった。



1-4 EUの受け入れ政策の変化はなぜか

積極的であった理由は、先述のように、人権を擁護する立場と、少子高齢化している社会で労働力を求める立場がある。特にドイツは、経済的な要求から質の高い労働力を求めている。現在押し寄せている難民は、シリアなどの国で、最も恵まれない弱者ではない。難民の隊列に加わるためにブローカーに費用を払う必要があるし、また、困難な道のりを突破するための心身の強さが必要である。

しかし、経済の論理による要請であれば、求める必要労働力はおのずと限度がある。その限度を超えると、様々な保障を与える負担が大きくなる。難民が、難民条約による本当に迫害された人たちではない可能性があれば、受け入れ姿勢は転換する。AFPBB Newsによれば、「欧州連合(EU)のドナルド・トゥスク(Donald Tusk)欧州理事会常任議長(EU大統領)は3日、より豊かな生活を求めて祖国を離れる「経済移民」に対し、欧州に来ないよう強く警告した。その上で、移民危機への対応で単独行動に走っているとして一部のEU加盟国を厳しく批判した。」^{*3}

*3 AFPBB News 2016.3.4

第一章 難民問題

またシリア難民については、パリでテロを起こした犯人が、イスラム国が難民に紛れて送り込んだ者だったことも、受け入れの姿勢を変えることに大きな影響力をもった。当時のメディアは次のように伝えている。

13日にパリで起きた同時多発テロは、世界を震撼させた。一部の自爆テロの現場から、シリアのパスポートが見つかったことから、テロリストが難民に紛れ込んで欧州に侵入している疑いが浮上。EU諸国では、難民受け入れ政策の見直しや、域内の移動の自由の制限を求める声が上がっている。^{*4}

1-5 日本の難民対応

最後に、日本の難民に対する政策をみておこう。

日本が難民受け入れを積極的に実施したのは、ベトナム戦争終了後のインドシナ難民に対してのみである。昭和53年から平成17年までに、11319人を定住での受け入れをした。内訳は次のようにになっている。

ポート・ピープル 3,536人（31%）
海外キャンプ滞在者 4,372人（41%）
合法出国者（ODP） 2,669人（21%）
元留学生など 742人（7%）

シリア難民等については、組織的な受け入れは行っておらず、中東諸国に対する経済的援助による難民支援をするというのが、安倍内閣の基本姿勢である。

近年、日本で難民受け入れに関して問題となっているのは、ミャンマーに暮らす少数民族であるロヒンギャ人である。

ロヒンギャ族の人たちは、タイとミャンマーにまたがって生活しているが、ミャンマーでは国籍がないために、様々な権利が侵害されており、また、迫害もされている。ポートピープルとなって、国を抜け出しており、日本にも200人程度がいるとされている。

館林市を中心とした地域に約200人が暮らすミャンマーの少数民族ロヒンギャの人たちが、ミャンマー政府による処遇の見直しに懸念を示し、危機感を訴えている。もともと無国籍状態に置かれているうえ、従来は保有できた「一時身分証」が3月末で廃止され、母国で暮らす仲間たちの様々な権利が制限される恐れが出ているからだ。

ロヒンギャは1982年制定のミャンマーの法律で「国民」であることを否定され、国籍がない。ただ、今年3月までは政府発行の一時身分証で投票や区域内の一部移動が認められていた。無国籍状態のため旅券も発行されず、身分を唯一示せる一時身分証が廃止されたことで、移動や投票権が制限される可能性があるという。

館林市などで助け合って暮らすロヒンギャの人たちは、4月5日に同市で総会を開いた。自身はすでに日本国籍を取得しているハルーンラシッドさん（54）は「これからどうなるかわからない」と、母国の状況に不安を示した。

また、総会では、日本の外務省にロヒンギャが置かれている状況を伝えようと来日し

*4 山川真智子「“難民はもうたくさん…” パリ同時多発テロで EU 内の難民政策に不協和音」2015.11.16
<http://newsphere.jp/world-report/20151116-1/>

第一章 難民問題

た人権活動家のトウユウディンさん（58）も困難な現状を訴えた。ヤンゴンで暮らし、ロヒンギヤの中でも数少ない身分証の保持者で、旅券の保有も認められているため、海外に渡航することはできる。だが、他のロヒンギヤ同様、国内での移動の自由に制限がある。昨年、両親を相次いで亡くしたが、移動の制限から死に目に会えなかったという。

ロヒンギヤは2012年に起きた宗教と民族の衝突で国外に大量流出し、国内避難民も多い。一部は国連のキャンプで生活し、食料も寄付に頼る状況だという。トウユウディンさんは「いま、ロヒンギヤには二つの選択しかない。キャンプで死ぬのを待つか、（船で国外に出て転覆し）海に身を投げるかだ」と語り、ロヒンギヤが置かれた境遇を世界に訴え続ける決意を示した。^{*5}

そして、2015年6月20日、「世界難民の日」にデモを行っている。



Q 日本は難民の受け入れに極めて消極的であるが、日本は難民に対してどう向き合うべきか、各自考えてみよう。

*5 伊藤蘭莉「ミャンマー少数民族ロヒンギヤ、権利制限懸念 母国の人権活動家訴え」朝日新聞 2015.5.8

第2章 戦争と平和

2-1 安全価値の考察として

2-1-1 戦争から自由になつてゐない国際社会

もっとも基本的な「社会」としての価値はなんだろうか。

単に生活のための食料などを入手するためであれば、人々は「社会」を作る必要はないかも知れない。オスのライオンは、子ども期を超えると、ひとり「家族」から離れなければならない。そして、既存の家族のオスライオンを倒して、その配偶者であるメスライオンと子どもたちを乗っ取る必要がある。

そうして初めてライオンは家族を持ちうる。しかし、極めて過酷であったとしても、ライオンはそれまで自分で獲物をみつけ、生きていくのである。しかし、安定した生活を営むためには、家族を守るオスライオンに闘いを挑まなければならない。逆にいうと、オスを中心としたライオンの家族は、一頭の乗っ取りを狙う若いオスライオンの襲撃に絶えず晒されている。家族が直面する危険は、そういう意味で「安全」なのである。

人間社会も基本的には同じことが言えるだろう。⁶

家族よりも大きな共同体の最も大きな任務・目的は、やはり成員の安全を守ることだったと言える。それほど、人類の共同体は、共同体の間の闘いを継続してきた。現代社会もこうした「愚かな」行為から卒業したとは言えないでのある。

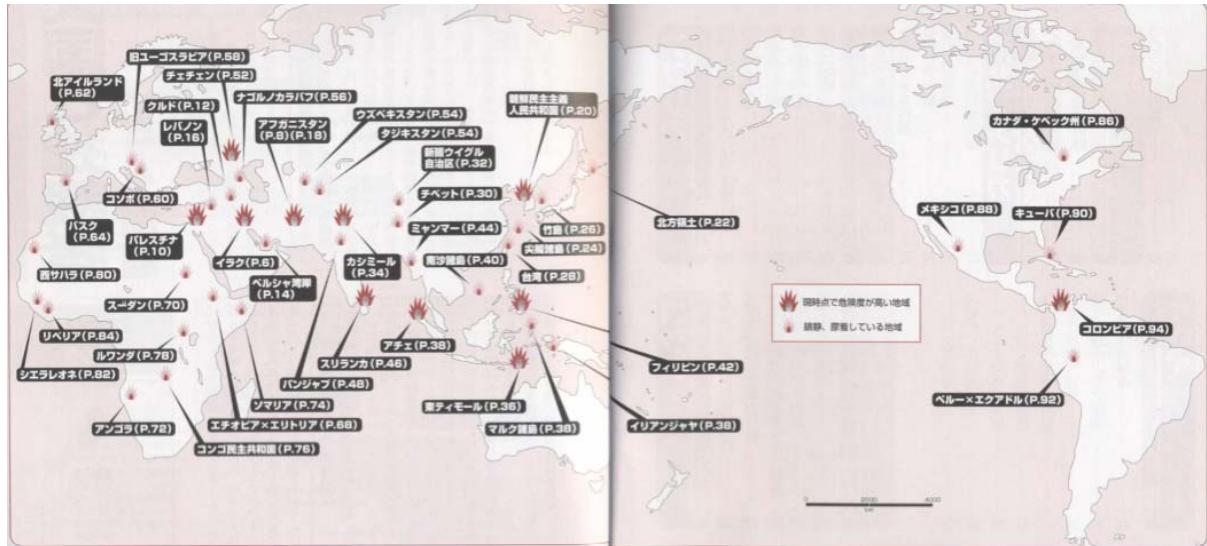
日本社会においても、凶悪犯罪が後を絶たず、子どもや女性という弱い存在だけではなく、成人の男性も危険な世の中に生きている。こうした危険な社会は、子どもの健全な発達にとって好ましくないことはいうまでもないが、国際社会においても、社会の健全な発展にとって、安全が脅かされることは大きなマイナスである。国際社会は第二次大戦後も多くに戦争に巻き込まれている。日本は憲法を守ってきたこともあり、これまで国際的な戦争からは、60年間にわたって自由であった。しかし、イラクへの自衛隊の派遣後、大きな変化があるだけではなく、テロの危険を背負うことになった。

もはや、戦争やテロという最も危険な社会問題から、目を背けることはできなくなってしまったわけである。

そこで、まず最初に、戦争についての考察から始めよう。

次の地図を見てみよう。これは現在の世界の主な紛争地域である。

*6 一般的な生活上の安全の問題は、「教育学」で扱うことにしており、ここでは、国際社会での安全の問題を扱う。国際社会でも、国家を跨いだ犯罪（例えば、暴力団やマフィアなどの犯罪組織が、外国の犯罪組織と協力して犯罪を行う場合などは少なくない。）、交通事故でも飛行機の国際線の場合などがあるが、ここでは、とりあえず国際社会における最も危険な現実である「戦争」に焦点をあてるにすることにする。一般的な安全問題については、「教育学」のテキストを参照してほしい。



深刻な紛争はアジアやアフリカで起きている。

またこの地図では明確でないが、イラク戦争以後、これまでほとんど戦争とは無縁であった欧米社会でも、戦争ではないが、テロの脅威に晒されるようになった。そういう意味で、現代は決して平和な時代ではない。

この地図をみてわかるように、国際社会は多くの紛争を抱えている。2001年9月のニューヨーク貿易センタービルのテロ以来、国際社会は常にテロに脅えることになったといつても過言ではない。旧ソ連圏でも、2004年9月にチェチェン紛争のあおりで、チェチェンの隣の国である北オセチア共和国で、学校がテロリストによって占拠され、数百名の犠牲者が出了。2005年夏にはイギリスのロンドンでテロがあった。

そして、2012年になっても、フランスでユダヤ人学校でテロがあり、イスラム過激派によって実行されたと発表されている。そして、フランス国内のイスラム原理主義者とされた人物が国外追放処分を受けている。2011年はアラブ革命と言われる独裁政権への抵抗が続き、いくつかの政権が倒れたが、現在でもシリアで厳しい内戦が続いている。

このように、第二次大戦後も決して戦争がなくなったわけではないが、現在では先進国においても決して安全な社会ではなくなったとされているのである。

さて、戦争や武力紛争が生活の安全を脅かすものであることは、極めて明瞭であるが、しかし、戦争はもっと異なる側面をもっている。こうした側面を見なければ、戦争を理解し、戦争をなくすことはできない。

2-1-2 戦争は何をもたらすか

日本は国際的にも安全な社会と言われている。オウムという宗教集団によって、長野県松本市と東京霞が関でサリン散布というテロ行為が起きたとき、もはや日本は安全な国ではなくなったと言われたこともあるが、少なくとも戦争やテロの危険性が低い国家であることは間違いない。むしろ、危機を煽る言説の方により危険を誘因するものがあるといえるかも知れない。ただ、こうした安全神話の中で、国際社会がもっている危険性に対する感覚が鈍っている面があることも事実かも知れない。「原子力発電安全神話」が意図的に形成され、その結果実行可能な安全対策

第2章 戦争と平和

が疎かにされたことが、福島原発の事故を招いたことを考えれば、戦争やテロに対する、よりリアルな認識をもつことが必要であろう。

では戦争は何をもたらすのだろうか。

第一に、何よりも多大な生命を奪うこと、生命を奪わないまでも、怪我等で生活を奪われることも生命を奪われたに等しい現実がある。次の表を見てみよう。これは第二次世界大戦での人的被害の統計である。

第二次世界大戦における人的損害

国 別	軍		一 般 人		死者総計 (推定)	
	戦死、傷病死		捕虜および行方不明			
	および収容所	負 傷	行方不明	する死亡		
での死亡						
連合国						
ベルギー	12,000			76,000	88,000	
ブラジル	943	4,222			1,000	
イギリス連邦	373,372	475,047	251,724*	92,673	466,000	
オーストラリア	23,365	39,803	32,393		24,000	
カナダ	37,476	53,174	10,888		38,000	
インド	24,338	64,354	91,243			
ニュージーランド	10,033	19,314	10,582		10,000	
南アフリカ	6,840	14,363	16,430		7,000	
イギリス	264,443	277,077	213,919	92,673*	357,000	
諸植民地	6,877	6,972	22,323		7,000	
中国	1,310,224	1,752,951	115,248			
チェコスロバキア	10,000			215,000	225,000	
デンマーク	1,800			2,000*	4,000	
フランス	213,324	400,000		350,000	563,000	
ギリシア	88,300			325,000	413,000	
オランダ	7,900	2,860		200,000	208,000	
ノルウェー	3,000			7,000	10,000	
ポーランド	123,178	236,606	420,760	5,675,000	5,800,000	
フィリピン	27,000			91,000	118,000	
アメリカ合衆国	292,131	671,801	139,709	6,000	298,000	
ソ連	11,000,000			7,000,000	18,000,000	
ユーゴスラビア	305,000	425,000		1,200,000	1,505,000	
枢軸国						
ブルガリア	10,000			10,000	20,000	
フィンランド	82,000	50,000		2,000	84,000	
ドイツ	3,500,000	5,000,000	3,400,000	780,000	4,300,000	
ハンガリー	200,000		170,000	290,000	490,000	

第2章 戦争と平和

イタリア	242,232	66,000	350,000	152,941	395,000
日本	1,300,000*	4,000,000	810,000	672,000	1,972,000
ルーマニア	300,000		100,000	200,000	500,000 * ⁷

中国、ソ連、そして日本では1000万人を超える死者が出ているのである。

第二に、戦争は現実の生命を奪うだけではなく、未来の生命を奪う。その象徴が、子どもの死であり、特に現在のアフリカや南米で続いている内戦では、少年が拉致されて兵隊にさせられる事例が多数報告されている。後述するベトナム戦争は、私が青年時代のできごとであるが、メディアが盛んに報道した戦争でもあった。そうした中で、あるベトナムの女性の訴えは今でも鮮明に覚えている。「アメリカとベトナムは戦争をしている。しかし、ベトナムはアメリカ人の子どもを一人も殺していないが、アメリカはベトナム人の子どもを多数殺している。これがこの戦争の本質だ。」というものだった。現実の命だけではなく、未来の命を殺していることは、現代の戦争の特質であると同時に、その特定の戦争の性質をはかる要素もある。

第二に、戦争は環境を破壊する。戦争が環境を破壊するのは、近代的な戦争になってからのことではない。諸君は、中学で「世界の四大文明」について学習したときに、その地域が例外なく現在砂漠であることを知ったはずである。もちろん、文明が栄えていた時代には砂漠ではなかつたはずである。文明の結果砂漠になったのである。世界最大の砂漠も、エジプト文明が栄え始めたころは灌木の繁った緑の地域だったのである。この古代文明はいずれも石器時代から金属文明時代になったことを意味した。金属文明を発明した人たちは強力な武器を手にいれたことになり、周囲を征服したのである。もちろんそれは戦争の繰り返しであったが、金属は精錬のために莫大なエネルギーを使用する。そして、当時のエネルギー源はすべて木材だったから、森林が破壊されたのである。日本は後述するように、先進国の中ですむけて森林率の高い国家であるが、実は戦国末期には有力大名が多数存在した関西以西は、山はほとんどがはげ山化していたと言われている。徳川家康が江戸に本拠を置いた理由のひとつが、関東平野は豊かな木材があったからだとされる。古代の戦争ですら環境破壊を進めたのだから、近代戦争はいうまでもないだろう。東京大空襲や広島・長崎の原爆は、ごく短時間で大都市を焼け野原にしてしまった。

1980年にソ連が進行する以前のアフガニスタンの映像をみると、緑が豊かであったことがわかる。アフガニスタンでは、多数仕掛けられた地雷によって、今尚多くの人が出ているが、地雷が敷設されている可能性は、そこを利用不可能にしてしまう。ベトナム戦争でアメリカは大量の枯葉剤を散布したが、その影響は長くベトナムに残ったと言われている。

そして第三に経済の破壊である。

以下の記事は第二次大戦後のイギリスの負債に関するものである。

Then: £21 billion

Now: \$872 billion

At the end of World War 2 most of Europe was in financial, and literal, ruins. The cost of

*⁷ ブリタニカ百科事典の war の項目より。翻訳として <http://www.max.hi-ho.ne.jp/nvcc/TR7.HTM> 掲載のものを利用した。なお原文には詳細な注がついているが省略した。

maintaining the army, navy and newly burgeoning air force left the United Kingdom in economic peril, with the American Lend-Lease act supplying ten billion dollar's worth of vital equipment. When Lend-Lease was terminated the equipment, still sorely needed for the recovery effort, was loaned at the cost of £1 billion, but this was just a drop in the ocean. The financial situation was dire, and resulted in vast and rapid socio-political changes in the Empire. The Royal Navy was the first major target, and by 1960 1100 of its 1300 ships were dismantled and sold for scrap, and the shipyards that had built two thirds of the world's ships were closed or limited in capacity.

At home wartime rationing continued years into the peace, and housing shortages were endemic for decades, breeding cultural and economic stagnation, unemployment and homelessness. Later decades were characterized by constant strikes, riots, power shortages and reading by candlelight, economic booms followed by economic busts, and repeated nationalizations and privatizations by opposing parties with different ideas about how to save the economy.

Abroad, the Empire, now a crippling burden, was quickly taken apart. Almost nobody in the modern age would say the end of colonialism was a bad thing, however the rapid pace of decolonization unwittingly created some of the most volatile political conflicts of the modern age. Lines were hastily drawn on maps, countries split and ushered awkwardly into self-governance, and countries painfully partitioned. Israel was carved out of Palestine. India and Pakistan were partitioned with immediate sectarian violence around the new border, culminating in a modern day Asian Cold War over Kashmir between the two nuclear powers. Many African colonies fell into ethnic warfare and sadistic dictatorships under the likes of Robert Mugabe and Idi Amin, while in the Middle East Iraq and Iran both saw their British supported monarchs overthrown by repressive dictatorships. If you could salvage any good thing from the mess of imperialism it might be the ironic legacy of democratic parliamentary systems in most of the former colonies.

The war loan was finally paid off in 2006.^{*8}

戦争による経済的損失の正確な計算は、多くの経済学者によって試みられているが、厳密にいえば不可能といえるだろう。しかし、武器以外に使われれば生産的になった部分、多くの建築物やライフラインが破壊されることなどを見れば、莫大な経済的損失をもたらすことは自明であろう。

2-1-3 戦争について考える際の必要な視点

以上のような戦争による被害だけを考えても、実は戦争の意味を全体的に理解することはできない。戦争は実際に闘われている戦闘行為だけではなく、背景として政治的・経済的な活動があり、その利害調整のひとつの手段として戦争が行われる側面があるからである。また、戦争は被害だけではなく、特定の人に大きな利益を与える。そうした側面を考察するために必要

*8<http://listverse.com/2010/08/10/10-great-financial-collapses-in-history/>

第2章 戦争と平和

な点を簡単にあらかじめ整理しておこう。

1 戦争は政治の延長であるということ。

これは19世紀の初めから半ばにかけて活躍したロシアの戦略家クラウゼビッツの有名な言葉である。近代以前は戦争をすること自体が目的であったり、また、特別の意味がなくても領土を拡大し、そのために戦争を行うことがあったかも知れない。しかし、近代においては、戦争それ自体が第一の目的であることはなく、政治の手段として戦争が行われるのだということである。この命題自体は現在ではほとんどの人に受け入れられていると言えるだろう。

ところで20世紀のレベルでこの命題を考えると、重要なことがわかってくる。現代の国家では「民主主義」が政治的に重要な原則となっている。世界の国家の中には、民主主義体制を採用していない国家もたくさんある。また民主主義制度を採用していても、実質的に民主主義に反するような政治が見られる国家もある。

民主主義が実質的に国民一人一人に根付き、国民が政治家を実質的に不正を行わないように監視するような仕組みまである国もある。そういう意味での民主主義の浸透度と戦争の関わりをみると、もちろん例外はあるが、民主主義国家ほど戦争に巻き込まれる度合いが少ないことがわかる。

民主主義の浸透度を表すひとつの指標が「政治的汚染度」であろう。Transparency Internationalという団体が毎年行っているこの調査は極めて興味深いものがあるので、表にまとめてみた。

政治の透明度による国のランク

	2003	2002	2001	2000	1999	1998	1997	1996	1995	平均
Finland	1	1	1	1	2	2	2	4	4	2
Iceland	2	4	4	6	5	5				4.3
Denmark	3	2	2	2	1	1	1	2	2	1.8
New Zealand	3	2	3	3	3	4	4	1	1	2.6
Singapore	5	5	4	6	7	7	9	7	3	5.9
Sweden	6	5	6	3	3	3	3	3	5	4.1
Netherlands	7	7	8	9	8	8	6	9	9	7.9
Australia	8	11	11	15	12	11	8	10	7	10.3
Norway	8	12	10	6	9	8	7	6	10	8.4
Switzerland	8	12	12	11	9	10	11	8	8	9.9

これは1995年からの汚染度順位を私が計算して、平均を出してみたものである。ちなみに日本やアメリカ、イギリスなどはベスト10に入ったことがない。そして上にあげられた政治的な汚職のない国が、戦争に関わってきたかどうかを考えてみると、もちろん地理的な問題もあるが、ほとんど自ら政治の延長としての戦争を行った歴史が近年ほとんどない国ばかりであることがわかるのである。

2 近代の戦争は、戦争要員だけではなく一般市民や子どもまでも戦争の被害者になってしまうという特色がある。もちろん、戦争は常に戦闘員以外の人も巻き込むが、その程度が近代的な戦争は飛躍的に高い。北オセチアの学校占拠事件にしても、チェchenの独立戦争の一環と考えれば、テロという形をとった戦争なのであり、子どもがもつとも甚大な被害を受けたことを考え

第2章 戦争と平和

ると、極めて典型的な近代戦争のひとつの形態であるとも言えるのである。民主主義は国民一般の利益を考えるのだから、戦争という国民の利益を阻害する行為ができるだけ避けようとすることはごく当たり前の「政治」になる。つまり民主主義が浸透している国ほど、戦争を避けようとするのはごく当然のことなのである。

3 近年の戦争は国際法における「戦時法」と「平時法」の区別が溶解していることである。オランダのグロチウスが国際法という概念を提唱して以来、多くの戦争や会議を経て、次第に戦争を平和の時期における法体系と区別し、できるだけ戦争の被害が国民に及ばないような法的仕組みを国際社会は作ってきた。宣戦布告や捕虜の扱い、毒ガス等の残虐な兵器の使用制限などさまざまな側面がある。もちろん、19世紀から20世紀にかけての戦争が、こうした国際法を遵守してきたとは言い難い面もある。しかし、特にアメリカが圧倒的な軍事力を有し、その対抗勢力がテロという手段に訴えるようになってからの戦争は、アメリカのような大国自身も、戦争法を守らないようになってきた。今回のイラク戦争においても、捕虜の虐待が明らかになり、捕虜の残虐な扱いを禁じたジュネーブ条約に違反することが、国際社会から強く非難された。

しかし、アメリカはこれを「うかつ」にもやってしまったわけではなく、イラク戦争は対テロ戦争であり、対テロ戦争においては、ジュネーブ条約の適用はない、少なくともアメリカはそれに拘束されないと明確に宣言していたのであり、確信犯的に行った行為なのである。

4 テロが戦争の通常の形態のひとつになったことである。

もちろん、テロは戦争ではなく、犯罪であるという考え方もある。しかし、中東戦争を見ればテロが戦闘行為であることは否定できないだろう。またそのようにみないと、現在の国際紛争を正確に見ることができなくなる。

5 戦争が国民の安全にとって、最も深刻な打撃であることは間違いないが、逆に戦争によって利益を得る人たちがいることもまた確かなことであり、こうした利益は莫大なものであり、また戦争で利益を得ている人たちが、政治的な力をもっている。このことは、現在の戦争を考える上で決定的な視点といえる。

2-2 ベトナム戦争

ベトナム戦争は、第二次大戦後の最も大規模な戦争であった。そして、期間も極めて長かった。通常ベトナム戦争というときには、アメリカとベトナムの間の戦争をいうが、正確にはフランスとベトナムとの戦争である第一次インドシナ戦争と区別して、第二次インドシナ戦争ともいう。

フランス植民地であったベトナムは、日本の東南アジアへの侵略によって、1945年の日本の敗戦までは日本の統治下にあった。そして、日本の敗戦が決まるとき、旧植民地国であったフランスは、グエン王朝の皇帝だったバオダイを王として傀儡政権を作ったが、日本占領時代に独立のための闘争をしていたベトナム独立同盟のホーチミンがバオダイ政権を倒し、ベトナム民主共和国を成立させた。しかし、フランスは北部の独立を認めたが南部は認めず、バオダイを擁して南ベトナムを成立させたが、46年から戦争となってしまった。54年に北ベトナムは、ディエンビエンフーの闘いでフランス軍に致命的な損害を与え、おりから開かれていたジュネーブ会議で、戦争が終結するかに見えた。双方合意の上に、選挙を行うことでベトナムを建設していくことが合意されかかったからである。

第2章 戦争と平和

しかし、バオダイとアメリカはこの協定を結ばず、アメリカは南への援助を開始、アメリカとベトナムとの長い戦争が始まった。

ただ当初は、アメリカの援助を受け、選挙でバオダイを倒したゴ・ディン・ジェムが独裁政治を断行し、国民の反発を受けていった。そして、アメリカがゴ政権を後押ししながら、介入を深めていったのである。

以下年表で流れを見ておこう。

- 1939 第2次世界大戦起きる（～45）インドシナ共産党第6回中央委員会
- 1940 9.26 日本軍仏印派遣軍が北部インドシナに進駐。インドシナ共産党第7回中央委員会。フランス、ナチスに降伏
- 1941 太平洋戦争始まる（～45）日本南部仏印進駐。インドシナ共産党第8回中央委員会、ベトミン（ベトナム独立同盟）結成
- 1941 5.19 ホー・チ・ Minh（当時はグエン・アイ・クオックを名乗っていた）のもとに越南独立同盟（ベトミン）が結成される。
- 1944 12.22 ベトナム武装解放宣伝隊結成（人民軍創設日）。
- 1945 8.15 日本ポツダム宣言受託、敗戦。
8.19 ベトミンによるハノイ蜂起。
9.2 ベトナム民主共和国独立宣言。
- 1946 12.19 ハノイでベトミン軍とフランス軍が衝突、第一次インドシナ戦争始まる。
- 1949 6.14 バオ・ダイ帝がベトナム（南部）国家元首に就任。10.1、中華人民共和国成立。
- 1950 6.29 米軍事援助本格化。10.米軍事援助顧問団(MAAG)、サイゴンに設置。
- 1953 11.9 カンボジア独立式典。
- 1954 5.7 ディエンビエンフー陥落。
7.20 インドシナ休戦協定調印。
10.8 フランス軍ハノイ撤退。
10.23 アメリカがゴ・ディン・ジェム政権への援助を開始。
- 1955 3.22 ラオス人民革命党結成。
10.23 バオ・ダイ元首追放
10.26 ベトナム共和国成立、ゴ・ディン・ジェムが初代元首に就任。
- 1957 11.19 ラオス連合政府成立。
- 1959 1.13 北労働党、十五号決議。南部武力解放を決定。
5.19 559部隊が南部への補給回廊建設のためチュオンソン山脈に入る。
- 1960 1.17 ベンチエ蜂起。
12.20 タイニン省でゴ・ディン・ジェム政権に反対する南ベトナム解放民族戦線が結成される。
- 1961 1.20 ケネディ米大統領就任。
- 1962 2.8 アメリカがベトナム軍事援助司令部(MACV)を設置。
- 1963 1.2 アプバクの戦い。
6.3 南で反政府運動が激化。
8.27 カンボジア、南ベトナムと国交断交。
- 11.1 ゴ・ディン・ジェム政権打倒クーデター発生。ゴ兄弟殺害される。

第2章 戦争と平和

- 11.22 ケネディ大統領暗殺される。ジョンソン大統領就任。
- 1964 8.2 第一次トンキン湾事件。
- 8.4 アメリカ議会「東南アジア決議」可決。
 - 12.28 ビンジアで解放戦線部隊が南政府軍を破る。
- 1965 2.7 解放戦線、米軍ブレイク基地を攻撃。アメリカ、北ベトナムのドンホイ基地を爆撃（北爆開始）
- 3.7 米海兵隊が南ベトナム・ダナンに上陸。
 - 11. ブレイク周辺で初めて正規軍同士の大規模戦闘。
- 1966 7.17 ホー大統領、抗戦のアピールを発表。
- 1967 2.7 米軍ジャングル・シティ作戦開始。
- 4. 米軍機がハノイ・ハイフォンなど北ベトナムを中心部を爆撃。
 - 9.3 南ベトナム選挙でチュウ・キ組当選。
 - 11.29 マクナマラ米国防長官辞任。
 - 12. ケサン攻防戦始まる。
- 1968 1.30 解放戦線がテト攻勢開始。
- 1.1 南ベトナム民族民主平和連合結成。
 - 2.31 ジョンソン米大統領が大統領選不出馬と部分的北爆停止を発表。
 - 3. ケサン包囲解除。
 - 5.13 第一回 パリ会談。
- 1969 2.23 解放戦線がテト明けに攻勢。
- 4.10 トゥアティエン省アシャウ渓谷で激戦。
 - 5.10 南ベトナム臨時革命政府樹立。
 - 6.2 ホー・チ・ミン死去。
 - 7.9 国葬。
 - 11.16 ソンミ村虐殺事件発覚。
- 1970 3.18 カンボジアで親米右派によるクーデター、シアヌーク元首解任される。
- 8.30 米・南政府軍がカンボジア侵攻。
 - 5.4 北京でカンプチア民族統一戦線と王国民族連合政府成立（議長シアヌーク）
- 1971 1.30 南政府軍がラオス侵攻作戦開始。
- 9.2 ニューヨークタイムズがペンタゴンペーパーズ（国防総省秘密報告）を掲載。
- 1972 2.21 ニクソン大統領訪中。
- 3.30 解放勢力がクアンチで春期攻勢。
 - 4.7 解放勢力、ロクニンを占拠。
 - 6.11 ウオーターゲイト事件発覚。
 - 10.17 第一回ラオス和平会談。
- 1973 1.15 北爆停止。
- 1.27 ベトナム和平案が調印される。
 - 1.28 停戦発効。
 - 2.22 ラオスで停戦発効。
 - 3.29 米軍撤退完了、司令部解散。

第2章 戦争と平和

- 1974 8.8 ニクソン大統領辞任、フォード大統領就任。
- 1975 1.6 解放勢力がフォックロン省攻略。
- 3.10 解放勢力タイグエン攻勢、バンメトート攻略。
- 3.25 フエ陥落。
- 3.29 ダナン陥落。
- 4.17 カンボジア・プノンペン陥落。
- 4.26 解放勢力がサイゴン総攻撃のホーチミン作戦開始。
- 4.30 ズオン・バン・ミン南大統領、戦闘停止命令、無条件降伏。解放勢力サイゴン入城。
- 1976 7.1 南北統一、ベトナム社会主義共和国樹立。^{*9}

ベトナム戦争はアメリカにとって初めての敗戦であった。二度の世界大戦を経て、圧倒的な強さを誇ったアメリカは、ソ連という対抗相手がいたが、軍事的にはアメリカが圧倒していたし、またソ連がアメリカと直接戦争をする意思などはもっていなかつたろう。キューバ危機がそれによく表している。

そうして世界をリードするアメリカ、共産主義に対抗するアメリカというふたつの役割が南の国と国民を助けるという名目で長い戦争に突入させた。

しかし、ベトナム戦争は単に戦闘行為としての敗退だけではなく、世界のリーダーとしてのアメリカの威信、そして常に世界一だというアメリカ人のアメリカへの誇りもまたたずたにしてしまった。

なぜアメリカが戦争に突入し、また軍事的になぜ敗れたのかという検討はここでは行わない。この戦争が国際社会にもたらしたものとの確認をしておこう。

アメリカがベトナムに介入したときのアメリカ大統領はアイゼンハワーであったが、その介入はかなり消極的なものであった。そして、積極的な介入を行ったのはむしろケネディであったと言われているが、ケネディはその愚かさに気づき、撤退する意思を表明していたが、暗殺されてしまった。このケネディの平和主義が暗殺の動機であったという説もある。(有名な J F K という映画はこの立場で作られている。)

ケネディの副大統領であったジョンソンが、本格的な戦争に介入していくのだが、その口実となつた「トンキン湾事件」が、イラク戦争にも通じるこうした侵略戦争の本質をよく表している。トンキン湾事件とは、アメリカの戦艦が北ベトナム近海の「公海上」を航海していたところ、北ベトナムによって攻撃されたと発表し、それが北ベトナムとの戦争のきっかけとなつたのである。しかし、アメリカの戦艦は北ベトナムの領海を航海していたこと、2度あったとされる北ベトナムの攻撃の2回目はなかつたと考えられていることなどから、口実のためのフレイムアップであったことがわかっている。つまり事実をまげて国民を戦争に引きずり込んだのである。イラク戦争における「大量破壊兵器」を思い出せることであろう。

アメリカは南ベトナム政府を援助し、またその政府が腐敗して、国民の支持を得られなくなるとクーデターを起こさせて、次の傀儡政権をつくっている。こうして、アメリカの支持する傀儡

*9 <http://www.indochina-war.com/history-y.htm>

第2章 戦争と平和

政権は多くの場合、腐敗し、国民の支持を喪失し、そしてアメリカは別の政府を造り上げるというパターンが、世界のあちこちで繰り返された。ベトナムでも同様であった。南ベトナムでは、僧侶なども反政府運動をしていたが、抗議の焼身自殺した僧侶の映像は全世界に衝撃を与えたが、南ベトナムの治安責任者の夫人は、「僧侶がやったのは、一人のバーベキューだけじゃないの」とテレビのインタビューにこたえて、その腐敗ぶりをさらしてしまった。

ベトナム戦争を始めたときには、アメリカ社会では黒人の平等な市民権は認められておらず、ケネディが公民権法を提案することで、平等への前進が図られようとしていた時代であった。ジョンソンが公民権法を通過させたが、それでも白人社会の黒人への差別意識、差別行為は大きく、黒人の運動が激化したことによって、アメリカ社会は亀裂を深めて行った。そして、ベトナム戦争がアメリカ政府のいうような自由を保障する戦争ではなく、むしろベトナム人に支持されず、抑圧する戦争であることが、徐々に認識されるようになって、反戦運動も盛んになり更に亀裂が深くなつた。ケネディ兄弟だけではなく、キング牧師やマルコムXなど、暗殺された重要人物も少なくなつた。

ベトナム戦争はまた情報戦でもあった。アメリカもベトナムも戦争を実施しながら、それをフィルムにおさめ、世界に流した。そして、その映像によって、世界の人びとはベトナム戦争への認識を深め、かなりの人びとが反戦運動に立ち上がつたのである。特にアメリカ側の制作した映像が、決してアメリカの正当性を広めるものではなく、むしろいくつかの映像が決定的に反戦気分を高めたことは注目に値する。特に顕著だったのが、南ベトナム政府軍とアメリカ軍が、逮捕した解放戦線の兵士を街頭に引きずり出し、無造作に銃殺した映像はショックを与えて、アメリカや南ベトナムの行っていることに対して、決定的な不信感を抱かせた。P T S D という言葉は人間科学部の学生にはなじみが深いと思われるが、これはベトナム戦争に参加したアメリカ兵たちが、その精神的後遺症に悩まされたことから名付けられたのである。

2-3 湾岸戦争からイラク戦争へ

現在イラク戦争はまだ継続している。(2004年9月現在) 大規模戦争が終わつたという終結宣言はアメリカから、既に二年以上前に出されているが、しかし戦争が終わつたと考えている人は誰もいないだろう。アメリカ兵の死者は終結宣言以後が圧倒的に多い。イラク戦争は前の湾岸戦争との関連で理解する必要があるので、まとめて考えることにする。湾岸戦争は歴史上初めてテレビが戦争の実況中継を行ない、世界中の人々が茶の間で戦争を観戦したのであった。このときそれまでそれほどポピュラーではなかつたアメリカのケーブルテレビネットワークのCNNがその戦争の中継で名を知らしめた。この後スポーツだけではなく、戦争までも実況中継される時代になつたという意味でも画期的な戦争であったといえる。

イラン・イラク戦争が終結したあと、イラクは経済的な困難に陥つた。戦争の負債が重くのしかかつたからである。サウジアラビアとクウェートが石油の増産を行い、石油価格が下落、石油に頼るイラクはさらなる打撃を受けた。そして、イラクが領有を主張しているルメイラ油田での石油発掘をクウェートが進行させたことにサダム・フセインが1990年8月2日対抗し、大軍をクウェートに派遣してクウェートを占領した。

国連は直ちにイラクに対して全面撤退、そして貿易禁止を国連加盟国に課したが、イラクは逆にクウェートの併合を宣言し、外国人を人質にするという対応に出た。(後に解放)

第2章 戦争と平和

国連は撤退決議にイラクが従わないので、11月29日、翌年1月15日を撤退期限とした「対イラク武力行使容認決議」を決議した。それに則って多国籍軍（アメリカ、サウジアラビア、イギリス、エジプト、シリア、フランスなど50万）が編成され、1月17日、イラクへの爆撃開始、2月24日地上戦、2月27日にクウェートが解放された。アメリカは勝利宣言を行い、戦争は終結した。

イラクは4月6日停戦に合意し、クウェートへの賠償、大量破壊兵器の除去、核開発さ策のための国際原子力機関の受け入れなど要請されたが、十分に受け入れなかつたために、10年後のイラク戦争に至る問題を抱え込むことになり、国連による経済制裁をうけ、経済的に苦境に陥つていた。

この湾岸戦争はアメリカの圧倒的な軍事力を世界に見せつけることになった。多国籍軍の死者は100数十名に過ぎず、大規模な戦闘が行われたにもかかわらず、軽微な損害しかなかつた。多国籍軍50万に対して、自国の領土内で54万という数的に上回る軍隊で戦つたにもかかわらず、イラクは1月ももたずに降伏した。

しかし、多国籍軍はこの戦争で劣化ウラン弾を使用したと言われ、イラク戦争において、日本人の青年が調査に行き、人質になったことは記憶に新しい。

湾岸戦争は日本の外交に大きな転機となったと言われている。日本は憲法的制約によって、国際紛争に軍隊を派遣し、軍事行動に参加することを不可としていたから、魚雷除去などの行動以外は、金銭的な協力をすることにしていた。当時の戦費として相当多額の戦費を支出したにもかかわらず、日本は国際的に批判をされたと受け取つた。つまり、金だけ出して自分は危険なことから逃れないと非難されたと理解したのである。もちろん、そのような批判もあったが、国際的には戦争にはかなりの軍事費がかかるのであるから、金銭的な負担は大きな貢献であるという意見もあったが、日本政府はかなりのショックを受けた。そして、これを契機に、国際紛争において「行動」による貢献が必要であり、それなしに国際社会において孤立してしまうという観念が芽生え、それが今回のイラク戦争における自衛隊派遣につながっているといえる。

またイラクはアメリカに乗せられてクウェートに侵略したのだという説もある。

イラクは、イラン・イラク戦争でイスラム革命からアラブ君主国家を守つたと自負していたが、クウェートが戦時債務の即時返済を要求。それをイラクが断るとイラク・クウェートの国境地帯にあるルメイラ油田から大量採掘を開始した。90年7月25日にイラクがクウェートの併合を示唆した際、アメリカの駐イラク大使エイプリル・グラスピーは「国境問題に介入するつもりはない」と発言したというのがその根拠である。footnote{ウィキペディアの湾岸戦争の解説項目より。- NEW YORK TIMES 誌の関連項目

<http://www.chss.montclair.edu/english/furr/glaspie.html>

イラク・クウェート関係年表

- | | | | |
|-----|----|----|--------------------------------|
| 90. | 8. | 2 | イラク、クウェートに侵攻 |
| | 8. | 6 | 国連安保理、対イラク経済制裁決議採択 |
| 91. | 1. | 17 | 湾岸戦争始まる |
| | 2. | 26 | クウェート解放 |
| | 4. | 11 | 安保理の恒久停戦決議による停戦発効 |
| 92. | 8. | 27 | 米英仏ロ、北緯32度以南のイラク領を飛行禁止区域に設定 |
| 93. | 5. | 27 | 安保理、従来の国境をイラク側に600メートル移すなどの国境画 |

第2章 戦争と平和

定最終決議採択

- 9 4 . 9 . 1 4 国連安保理、対イラク経済制裁延長更新
9 . 2 5 イラク政府、食糧供給量を半減
1 0 . 5 イラク・クウェート国境地帯で、イラク在住の無国籍アラブ人がテント村設営
1 0 . 7 イラク反体制組織「イラク国民会議」が、イラク軍のクウェート国境方面大規模移動を発表。米、空母などを急派
1 0 . 8 イラク軍規模6万人に。国連安保理、イラク軍集結に重大な懸念を表明する議長声明採択
1 0 . 1 0 米軍第1陣がクウェート入り
1 0 . 1 1 サハフ・イラク外相、イラク軍のクウェート国境付近からの撤収完了を言明
1 0 . 1 3 コズイレフ・ロシア外相がイラク訪問、「イラクはクウェートと新国境線を承認する用意がある」との共同声明発表
1 1 . 1 0 イラク国民議会がクウェート承認決議採択 footnote { 読売新聞 1994.11.11 }

次にイラク戦争を見ておこう。

湾岸戦争以後、特にクリントン政権においては、イラクは経済制裁を受けながらも、それ以上の緊張状態になることはなかった。しかし、ブッシュ大統領になり、決定的であったのは2001年の9.11テロであった。このときから、ブッシュはイラク戦争を意識し始めたとされている。しかし、実際にはアフガン戦争が一応の終結をみて、政権が発足したあと、本格的にイラクに目を向けることになった。

湾岸戦争において、イラクは大量破壊兵器の破棄を義務付けられ、国連の査察を受け入れることになっていた。査察に対してはあまり協力的ではなかったとされるが、しかし、査察委員会も大量破壊兵器の疑いはあるが、断定はできないので、もっと長い調査期間が必要であるとの見解を公表していた。当時イラクの国連大使は、インタビューで「イラクには本当に大量破壊兵器などはないのだ、あることを証明するのは容易だが、ないことを証明するのは非常に困難だ。」と述べていたが、今から考えると正直に実情を語っていたのかも知れない。

こうした中、国際的にイラク戦争の危機が認識され、大きな反対運動が巻き起こった。そして、フランスやロシア、ドイツがアメリカの主張するイラクへの武力行使に反対したが、ブッシュはイギリスのブレアとともに、「イラクの自由作戦」と称する軍事行動を2003年3月19日に開始して、5月には終結宣言が出され、アメリカ軍を中心とする各国の軍隊による占領統治が始まつたが、実際の困難はそこから始まつた。アメリカ軍や協力者に対するテロ行為が頻発し、イラクの状況はサダメ・フセイン時代よりも確実に悪化してしまつた。そして、戦争の大義とされた大量破壊兵器は見つからず、もともとなかったものと現在では考えられている。

戦争の経緯をウィキペディアでみておこう。

(いずれも米国東部時間)

2003.3.15 アメリカ合衆国、イギリス、スペインがアゾレス諸島で密談。

2003.3.17 ブッシュ大統領がイラクに対して、テレビ演説で最後通告

2003.3.19 米英軍による空爆を開始。

第2章 戦争と平和

2003.3.20 クウェート領内から、地上部隊がイラク領内へ侵攻を開始。地上戦が始まる。

3月下旬 戦後の復旧は国連が全面協力をすることが明らかになるが、暫定政府がアメリカ主導であるべきか、国連主導であるべきかをめぐり、アメリカと他の数ヶ国との間に若干の差が見られる。

3月下旬 アメリカ軍の直面している困難として、物資の補給が遮断されている点、砂嵐が激しい点などが指摘される。イスラエルのカフェで起きた19歳の男性による自爆攻撃について、パレスチナのイスラム系過激派「ジハード」が声明を発表、この攻撃がイラクの英雄への贈り物であること、多数の義勇兵がイラク入りしていることなどを述べた。イスラエル側はこの件をこれまでに繰り返されたテロ行為のひとつで特別な点はないとしている。

2003.4.1 イラクのサッダーム・フセイン大統領の声明を情報相であるサハフ氏がテレビに登場して読み上げたことから、米国側はサッダーム・フセインの健康状態や消息について疑問を投げかける。米国メディアではこれについて、米国政府がイラク側を動搖させるための情報戦との見方も出される。

同日 ラムズフェルド米国防長官は記者会見上、作戦計画上の失敗について問われ、常にはない怒りを表明。

同日 ラムズフェルド米国防長官は和平交渉の可能性を否定、無条件降伏を追求するとの方針を明らかにする。

同日 イラクのラマダン大統領は記者会見上、アラブ諸国から義勇兵が6000人来ており、半数近くが自爆攻撃要員であると述べた。

2003.4.7 アメリカ軍は、バグダッドの宮殿の一つを占拠と発表。

2003.4.10 バグダッドのサッダーム・フセイン氏とされる銅像が引き倒される。(のちに銅像は大統領像ではなかった事が発覚)

2003.4.11 アメリカ政府はサッダーム・フセイン政権が事実上崩壊したと発表。

2003.4.16 アメリカ、イギリス、ポーランドの代表と、イラク国内のシーア派、クルド人、などの勢力の代表がナシリア近くの空軍基地で会合を開き、13項目の声明を発表。ナシリアでは大規模な抗議デモがあり、アメリカの介入を拒否し、シーア派による統治を求めた。

2003.5.1 ブッシュ大統領が戦闘が終結したことを宣言。(戦闘終結宣言)、米兵の死者は138人。

2003.5.2 アメリカ政府は、米英ポーランドの各軍が地域別に分担して各地域での平和維持軍を主導するとの構想を固める。独仏露、国連軍は含まなければならない見込み。

2003.5.22 国連安保理でアメリカとイギリスによるイラクの統治権限の承認、経済制裁の解除などを盛込んだ決議が採択される。

2003.7.13 イラク統治評議会が発足。

2003.8.19 バグダッドの国連事務所で爆弾を積んだトラックによる自爆テロ。国連事務総長特別代表、セルジオ・デメロ氏が死亡。

2003.12.13 イラク中部ダウル(Ad-Dawr)でサッダーム・フセイン氏を拘束。

2004.2. 日本の陸上自衛隊本隊がイラクに派遣された(自衛隊イラク派遣)。

2004.4. アメリカ軍はファルージャで民間人4人が殺害された事件を機に、反駐留軍

第2章 戦争と平和

活動に対し激しい包囲掃討作戦を実行。モスクに空爆して民間人に多数の死傷者が出る。

2004.4.8 イラク日本人人質事件発生。

2004.5. 4月中の米兵死者数は136人で過去最悪。イラク人も約1380人が死亡と報告。

2004.5. アブグレイブ刑務所において、米兵のイラク人に対する虐待が発覚。

2004.5. シーア派イスラム教徒による過激派組織が米軍と大規模な戦闘。

2004.6.28 連合国暫定当局（CPA）から主権移譲、イラク暫定政権発足。連合暫定当局解散。有志連合軍は国際連合下の多国籍軍へ。^{*10}

現在進行形であるイラク戦争について分析することは困難であるが、なぜアメリカは戦争をしたのだろうか等について簡単に紹介し、考えてももらうことにする。

表向きブッシュが開戦の理由としてあげたのは、サダメ・フセインの圧政からイラク国民を解放し民主化することと、フセインはアルカイダなどイスラムテロ組織を支援しており、それを断ち切ること、大量破壊兵器を廃棄させることであった。もちろん、この点に関しての共感は国際的にあまりなかった。いかに圧政があるとしても、合法的な政府であり、武力で転覆することは内政干渉であり、侵略だからである。大量破壊兵器に関しては国連の査察団の調査が進行中であり、査察団は大量破壊兵器の存在については疑いがあるが、確認できず更なる調査が必要であるという意見を主張していたし、イラクとアルカイダのつながりについては、専門家の間では否定的な見解が多くあった。なぜならイラクはイスラム国家としては世俗化の度合いの濃い政策をとっており、イスラム原理主義のアルカイダとは相いれないと考えられていたからである。ブッシュに協力した国家もそうした理由だけではなく、他の理由で参加したと考えられる。

実際の理由としてあげられるものは、ブッシュ政権で影響力を強くもっているネオコンは、イスラエル支持勢力であり、イスラエルと対立するイラクを叩くことが目的であったという理由、イラクの豊富な石油への利権を手にいれること、イラクへの影響力を強くもっており、アメリカに対する有力な対抗勢力として力をつけてきたEUへの対抗として、などがあげられている。

さてこうした理由の検討は授業で行うことにするが、ここで忘れべきではないこととして確認しておきたいことがある。ブッシュはアフガン戦争でタリバン政権を倒し、イラク戦争でフセインを倒したが、歴史的に見れば、ソ連のアフガン侵攻に対抗するために、タリバンを応援し、育成する援助をしたのはアメリカであること、イランへの対向性でアメリカはフセインを支持していた時期があったことのふたつである。

それは長期的な政策の見通しなしにある特定の勢力を結びつくという欠陥がアメリカにはあるからなのだろうか。イラク戦争における占領政策の過ちは多くの人が指摘するところであるが、占領政策として成功したとされる日本占領のときのアメリカのやり方と、イラクへの手法をみると、アメリカが稚拙かつ傲慢になったことが感じられる。

日米戦争中、アメリカは来るべき日本占領にむけて、日本の研究を勢力的に行っていった。そうした中で生まれた名著がベネディクトの『菊と刀』である。

*10 <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%AA%E3%83%93%E3%82%AF%E3%82%AF%E3%82%88%E3%82%AF%E6%88%A6%E4%BA%89> より詳細なイラク戦争年表 <http://homepage2.nifty.com/mekkie/peace/iraq/history10.htm>

第2章 戦争と平和

ベネディクトは次のように書いている。

私は1944年6月に日本研究の仕事を委嘱された。私は、日本人がどんな国民であるということを解明するために、文化人類学者として私の利用しうるあらゆる研究技術を利用するよう依頼を受けた。ちょうどその初夏のころは、わが国の日本に対する大攻勢が、ようやくその真の大きさを見せ始めたばかりのころであった。(中略)

したがって1944年6月には、われわれの敵日本に関する、数多くの疑問に答えることが肝要であった。問題が軍事上の問題であろうと外交上の問題であろうと、最高政策に関する諸問題から起きたものであろうと日本軍の前線に落とす宣伝冊子のことから起きたものであろうと、あらゆる洞察が必要であった。日本が戦っている総力戦において、われわれの知らなければならないことは、単に東京にいる支配者たちの目的や動機だけ、長い日本のも歴史だけ、経済や政治の統計だけではない、われわれはかれらの政府が国民から何を当てにできるか、ということを知らなければならないなかった。われわれは日本人の思想・感情の習慣と、それらの習慣がその中に流し込まれる型を理解するように努めねばならない。^{*11}

そして、「日本の行動の動機は機会主義的である。日本はもし事情が許せば、平和な世界の中にその位置を求めるであろう。」と結論付けたのである。

しかし、今回のイラク侵攻に際して、そのような詳細な研究がなされたという形跡はまったくない。イラク統治がうまくいかなかつた理由の大きな理由は、治安のための軍隊が圧倒的に不足していたと考えられているからである。アメリカは近代兵器を駆使して戦争をすれば勝てるという想定のもと、非常に少ない兵力で闘い、勝利したのだが、その軍隊は同時に占領統治にあたる軍隊であった。アメリカ占領当局は、フセイン政権下の軍隊をそのまま解散し、放置してしまった。彼らは軍事力をもつた失業者となつたために、反米活動に走り、テロ組織と結びついたと言われている。占領することが想定されていたならば、軍隊を十分に派遣するか、イラク人を有効に活用することを、その可能性の検討とともに実行する必要があることは、容易に予想されることであるのに、アメリカはそれをしなかつた。そして、一気に治安が悪化してしまい、占領統治がまずかったことを認めざるをえなくなったのである。そして、その杜撰さから大量破壊兵器が見つからず、戦争開始前の調査が不十分であったことまでも認めざるをえなくなり、アメリカの大義は失われたといつてよいだろう。

アメリカが大量破壊兵器がなかつたことを認めたことを新聞は以下のように伝えている。

イラク大量破壊兵器：

CIA情報は誤り アルカイダ支援も否定——米上院情報特別委

【ワシントン和田浩明】米上院情報特別委員会は9日、イラク戦争前の米政府による情報収集・評価に関する報告書を公表した。この中で、開戦の根拠になった、フセイン政権が生物・化学兵器を保有し、核兵器を開発中の分析は、「根拠となる情報は収集されておらず、誤りだった」と断言。米中央情報局（CIA）に対しては「政府内での特異な立場を悪用し、重要情報を抱え込むなどした」

*11 ベネディクト前掲 p367

第2章 戦争と平和

と厳しく批判した。（9面に要旨）

イラク戦争の「大義」だった大量破壊兵器は米主導の搜索でも発見されておらず、今回の報告書で、改めて存在に深刻な疑問が投げかけられた。

報告書は、国際テロ組織「アルカイダ」をフセイン政権が支援したとのブッシュ政権の主張は「証拠は存在しない」と明確に否定した。

ブッシュ政権の圧力で開戦に正当性を与える分析を情報機関が行ったかについては、「証拠はない」と結論。ネットCIA長官については、大量破壊兵器の脅威を強調する見方を政権幹部に押し付けたと厳しく批判した。

分析の誤りの背景について、報告書は「大量破壊兵器保有の推定に組織全体として疑念を抱かず、あいまいな情報で断定するに至った」と説明。大量破壊兵器の国連査察団が退去した98年以降、CIAがイラク国内の人的情報源を失ったなど、情報収集能力の不足も指摘した。

報告書を公表したロバーツ同委委員長（共和党）は「情報機関は政策決定者に十分な情報を提供しなかった。開戦決断の根拠情報には欠陥があった」と明言。ロックフェラー副委員長（民主党）も「現在の情報が当時あれば、開戦を承認しなかった」と述べた。footnote{毎日新聞 2004年7月10日}

しかし、そういう時点になっても日本政府は以下のように見解を述べていた。

防衛白書からの引用 大量破壊兵器に関する防衛庁の見解

Q2 イラクに対する武力行使の理由とされた「大量破壊兵器」はいまだに発見されていませんが、イラクに対する米国などの武力行使は、本当に正当なものだったといえるのですか。

A イラクはかつて実際に大量破壊兵器を使用しているほか、多くの大量破壊兵器に関する疑惑を有していました。そして、イラクから侵略されたクウェートを解放するために行われたいわゆる湾岸戦争の際、イラクは、安保理決議第687号に示されている停戦条件を受け入れることにより、大量破壊兵器を廃棄する義務を受け入れました。しかしながら、イラクは、査察への非協力により廃棄を証明せず、安保理決議第687号の重大な違反を犯してきました。

このような状況を受け、安保理は、安保理決議第1441号において、イラクが安保理決議第687号を含む関連諸決議の義務の重大な違反を継続的に犯していることを決定し、イラクに対して関連安保理決議を履行する最後の機会を与えました。しかし、査察団による安保理への累次報告などにおいても明らかなどおり、安保理決議第1441号で履行を求められている武装解除などの義務がイラクによって完全に果たされておらず、さらなる重大な違反が生じていると言わざるを得ませんでした。

このようなイラクの状況は、安保理決議第1441号の下、いわゆる湾岸戦争の停戦条件を定めた安保理決議第687号の重大な違反が継続的に生じていることから、いわゆる湾岸戦争の停戦の基礎が損なわれ、この地域における国際の平和と安全を回復するために「あらゆる必要な手段をとる」権限を国連加盟国に与える安保理決議第678号に基づき武力行使が正当化されるといえます。

このように、今回のイラクに対する武力行使は、国際の平和と安全を回復するという目的のために武力行使を認める国連憲章第7章の下で採択された安保理決議第678、687及び1441号を含む関連安保理決議に合致し、国連憲章にのっとったものであり、正当なものであったといえます。

なお、国連査察団の報告などにより指摘されている大量破壊兵器に関する疑惑は、今日に至るまで解消されておらず、イラクの大量破壊兵器については引き続き捜索が行われており、わが国としても

第2章 戦争と平和

これを注視していく考えです。^{*12}

イラク戦争についての最後に、日本の関わりについて見ておこう。先に湾岸戦争において、相当額の財政支援をしたにもかかわらず、国際社会からなんら評価されなかつたという「挫折感」が日本の外交政策に大きな影響を与えたと指摘したが、その後日本は、カンボジアの活動など、「平和活動」と限定してはいたが、積極的に自衛隊が海外に出かけて活動をするようになった。そして、イラク戦争では自衛隊が「戦争状態」の地域に派遣されたのである。自衛隊は何に貢献したのか、憲法上の問題はどう考えるべきか、等々さまざまな議論を引き起こしたが、航空自衛隊のイラクでの活動は現在でも継続している。読売新聞の作成した年表を掲載する。各自自衛隊の活動の意味を考えてみよう。

◆陸上自衛隊イラク派遣関係年表（イラクでの出来事は現地時間）

- 2003年3. 20米英軍がイラクへの攻撃開始
5. 1ブッシュ米大統領がイラク戦争終結宣言
7. 26イラク復興支援特別措置法が賛成多数で成立
9. 14外務防衛など政府調査団がイラクに向け出国
10. 16国連安保理が多国籍軍派遣などを採択
11. 29イラク・ティクリート付近で、日本人外交官の奥克彦、井ノ上正盛の両氏が銃撃され、死亡
12. 9政府が自衛隊派遣の基本計画を決定
13米軍がフセイン元大統領を拘束
26空自先遣隊が出国
2004年1. 16陸自先遣隊が出国
19陸自先遣隊がイラク南部サマワに到着
30空自C130輸送隊がクウェートに到着
2. 8陸自業務支援隊第1陣がサマワに到着
19サマワ総合病院で陸自医官が医療支援を開始
21陸自第1次復興支援群が出国（任期は3か月）
3. 3空自輸送部隊がクウェートからイラクへ医療機材を初空輸
25陸自部隊が公共施設（中学校）の修復を開始
26サマワ市内で給水支援活動を開始
4. 7サマワ宿营地付近に迫撃砲弾が着弾
8バグダッド近郊で武装集団が日本人女性ボランティアら3人を拉致（15日に解放）
14武装集団が日本人フリージャーナリストら2人を拉致（17日に解放）
5. 10サマワでオランダ軍兵士2人が手投げ弾で死傷
27バグダッド近郊で日本人フリージャーナリストの橋田信介、小川功太郎の両氏が襲撃さ

*12<http://www.jda.go.jp/j/library/wp/2004/2004/colindex.html>

第2章 戦争と平和

れ死亡

6. 9 小泉首相が自衛隊の多国籍軍への参加を表明
2 8 連合国暫定当局（C P A）からイラク暫定政権に主権移譲
8. 1 0 宿营地付近に砲弾着弾し爆発（2 1、2 3、2 4日にも相次ぎ着弾）
- 1 0. 8 サマワに建設した日本とイラクの友好記念碑が爆破される
2 2 宿营地にロケット弾1発が着弾。不発弾で被害なし（宿营地内への着弾は初めて）
2 6 バグダッドでイスラム過激派が香田証生さんを拉致。自衛隊の撤退を要求（3 0日に遺体発見）
3 1 宿营地にロケット弾が着弾。荷物保管用の鉄製コンテナを貫通（施設への被害は初めて）
- 1 1. 7 イラク暫定政府が北部クルド地域を除くイラク全土に初の非常事態宣言を発令
1 1 陸自活動を支援する住民らが宿营地前でデモ
1 2 サドル師派の支持者が自衛隊撤退を求めてサマワ市内でデモ
- 1 2. 5 大野防衛長官が宿营地を視察
9 政府が自衛隊派遣の1年延長を閣議決定
- 2 0 0 5年 1. 1 1 陸自宿营地に初めて信管付きロケット弾が着弾
2 7 英軍が3月に撤収するオランダ軍に代わりムサンナ県での治安維持任務を引き継ぐと発表
3 0 イラク国民議会選挙の投票が実施される（テロが続発）
2. 2 0 オランダ軍が撤収を開始
2 2 豪州が治安維持任務のため、サマワへの部隊派遣（約450人）を表明
4. 1 8 防衛庁が防衛記者会のサマワ宿营地取材を中止。安全確保困難が理由
2 4 サマワに豪州軍が到着
2 8 イラク移行政府が発足
5. 9 武装勢力アンサール・スンナ軍が、イラクの米軍基地で働く斎藤昭彦さんを拘束したと公表（2 8日に死亡映像公開）
1 4 政府が、サマワに6万キロ・ワット規模の火力発電所建設を決定
6. 1 6 イラク移行政府のジャアファリ首相が、陸自宿营地を訪問
2 3 サマワの幹線道路沿いで爆発。通過中の陸自車両1台が破損。隊員約20人は無事
7. 4 宿营地の内と外に5発の砲弾が着弾（6日、ネット上に武装勢力の犯行声明）
- 1 2. 3 額賀防衛長官が宿营地を視察
4 ムサンナ県ルメイサの養護施設の完工式でデモ隊と遭遇。投石などで陸自の軽装甲機動車が一部破損
8 政府が自衛隊派遣の再延長を閣議決定
1 5 イラク新憲法下で国民議会選挙
- 2 0 0 6年 3. 2 9 宿营地付近で砲弾爆発（宿营地への攻撃は13回目）
5. 1 1 陸自部隊の食糧輸送中の民間トラックが、サマワ近郊で仕掛け爆弾により大破
2 0 イラクで本格政府発足（首相はマリキ氏）
3 1 陸自車列を先導中の豪軍の車両が路上の仕掛け爆弾で損傷
6. 1 ムサンナ県治安当局がサマワに夜間外出禁止令
4 サマワで県知事辞任を求める大規模デモ。政府施設を襲撃

第2章 戦争と平和

- 7 テロリスト・ザルカウイ容疑者が米軍の空爆で死亡
- 19 ムサンナ県の治安権限、多国籍軍からイラク政府への移譲を発表
- 20 小泉首相が陸上自衛隊の撤収を表明（読売新聞 2006. 6. 22）

Q 日本人が人質になったとき、「自己責任論」がおきたが、これについて考えてみよう。

2-4 中東戦争

1948年イスラエルの建国、住民だったパレスティナ人は追放され難民となった。パレスティナ人による失地回復のため行われたのが中東戦争である。

シオニズム運動が19世紀後半に始まり、第一次大戦に際してオスマン帝国に対抗する関係からアラブ人の支援を受けるためイギリスはアラブに、アラブ国家の樹立を約束する一方、ユダヤ人に対して民族的郷土の設立を認めた。つまり、同じ土地に対してふたつの対立する勢力に約束を与えたのである。これが戦後の混乱の基本的な原因になっている。1922年国際連盟はパレスティナのイギリス委任統治を認め、一方大量の難民がナチスの圧迫で流れ込んで対立が深まった。

第二次大戦後、国連が調整を行い、パレスティナを分割する案を提示したが、アラブは拒否。イギリスの委任統治が終了した1948年イスラエルが独立を宣言、戦争になった。当初アラブ諸国の援助をうけたアラブ側が優勢であったが、アラブ諸国の中に利益の矛盾があり、次第にイスラエルが優勢となり、現在はパレスティナ側の絶望的ともいべき自爆テロによる抵抗が続いている。

まずは年表を見よう。

年表

- 19世紀 シオニズム（ユダヤ民族祖国再建運動）始まる。
- 1897 第一回シオニスト会議
- 1914 第一次世界大戦勃発。
- 1915 英国、アラブに対して「フサイン・マクマホン協定」結ぶ。
- 1916 英国、仏・露に対して「サイクス・ピコ協定」結ぶ。
- 1917 英国、ユダヤに対して「バルフォア宣言」を行う。
- 1920 英国、パレスチナ委任統治権獲得。パレスチナ・アラブの反英・反ユダヤ闘争起こる。
- 1930's 英国、アラブの弾圧と共にシオニストへの牽制策もとる。ユダヤ人の英国への信頼失墜。
- 1939 第二次世界大戦勃発。
- 1945 アラブ連盟成立。第二次世界大戦終わる。
- 1947 国連、米ソの合意の元でパレスチナ分割案可決。
- 1948 英国のパレスチナ委任統治終わる。
 - イスラエル国家の独立宣言。
 - 第一次中東戦争（パレスチナ戦争）勃発。
- 1949 第一次中東戦争停戦協定。

第2章 戦争と平和

- パレスチナ三分割。
- 1956 第二次中東戦争（スエズ戦争）勃発。
- 1964 第一回アラブ首脳国会議。
- パレスチナ解放機構（PLO）結成。
- 1965 「ファタハ」、ゲリラ活動開始。
- 1967 第三次中東戦争（6月戦争／6日戦争）勃発。
- ナセル大統領（エジプト）による汎アラブ民族主義失墜。
- 1969 アラファト、PLO議長に就任。
- 1973 第四次中東戦争勃発。
- O A P E C、石油戦略を発動し石油危機起こる。
- 1974 アラファト、国連総会で演説。
- 1976 シリア軍の介入。タル・ザータルの虐殺起こる。
- 1977 サダト大統領（エジプト）、イスラエル訪問。
- イスラエル、「リクード」が第一党に。ベギン内閣成立。
- 1978 米・カーター大統領、サダト大統領とベギン首相を招き会談。（キャンプ・デービッド合意）
- 1980 イスラエル国会、東西エルサレム首都宣言可決。
- 1981 サダト大統領暗殺。
- ファハド国王（サウジ）、八項目提案。
- 1982 イスラエル軍シナイ半島から完全撤退。レバノン侵入。
- PLO、ベイルート撤退。
- レバノンのパレスチナ難民キャンプで虐殺起こる
- 1983 PLO、内部対立激化。
- 1987 PLO、再統一。
- 1月8日のガザ地区での交通事故をきっかけに全面的な民衆蜂起（インティファーダ）へ発展。
- 1988 インティファーダを指導する「民族蜂起統合司令部」結成。
- ヨルダン、西岸地区との関係を断絶すると宣言。
- パレスチナ国民評議会（PNC）によるパレスチナ独立宣言。
- アメリカ、PLOとの対話を正式に決定。
- ハマス結成。
- 1990 パレスチナ人グループによるテロ未遂事件。
- アメリカはこれを機にPLOとの対話停止発表。
- 「湾岸危機」始まる。
- 1991 「湾岸戦争」始まる。
- ソ連解体。
- マドリードで中東和平国際会議開かれる。
- 1992 イスラエル、労働党とメレツを中心としたラビン内閣誕生。
- 1993 米国、クリントン民主党政府発足。
- イスラエルとPLO間で「オスロ合意」
- ラビンとアラファト、ワシントンで「原則の宣言」に調印・握手。

第2章 戦争と平和

- 1994 ラビンとアラファト、暫定自治合意（カイロ調定）に調印。
アラファト、ガザ入り。
イスラエル政府、入植地建設凍結を一部解除。
イスラエル・パレスチナ双方の過激派がこれらに反対、
テロや虐殺事件激化。
- 1995 「オスロ2」協定調印。
ラビン首相暗殺。
ペレス政権発足、「オスロ2」の実施を早める。
- 1996 「オスロ2」によりパレスチナ評議会とパレスチナ自治政府、
大統領選実施。アラファト当選。
イスラエル、「リクード」党首ネタニヤフが首相に選出。
入植地の拡張や新しい入植地の建設に対する制限廃止。
- 1997 イスラエルによる東エルサレム南部への大規模な入植地「ハル・ホマ」建設工事開始。
国連総会は「ハル・ホマ」反対決議を二度採択するがアメリカ拒否権。
イスラエルとパレスチナの衝突、激化。
- 1999 イスラエル、バラク政権誕生。
「平和的手段によるイスラエル・アラブ紛争の解決」を訴える。
- 2000 クリントン大統領の仲介下、キャンプ・デービッドで
パレスチナの最終的地位に関する交渉行われるが決裂。
- 2001 イスラエル、「リクード」党首、シャロン首相に就任。

2-5 二度のアフガン戦争

2-5-1 ソ連のアフガン戦争

アメリカ大統領オバマは、2009年にノーベル平和賞を受けた。理由は「人びとによりよき未来への希望を与えた」ということであり、環境問題への取り組みやプラハでの核なき社会への理念を示したことなどが、その希望の根拠となっている。footnote{朝日新聞 2009.10.10}

確かにオバマはイラク戦争に対して反対していた、数少ないアメリカの連邦議会の議員であり、イラク戦争の終結に向けて明確な方針を出している。しかし、一方でオバマは就任早々アフガニスタンでの爆撃を強化しており、特に無人爆撃機を使っての攻撃は、一方的にアフガン人に損害を与えており、しかも、今後アフガニスタン戦争を重視する姿勢を示している。今年になって行われたタリバン掃討作戦では、多くの民間人が犠牲になっている。民間人が犠牲になるのは偶然ではなく、対ゲリラ戦では必然的に起きる悲劇である。ベトナム戦争でも多くの村民が村単位で犠牲になった。それはゲリラ（現在のタリバンに対してはテロリストという名称を与えているが、ゲリラと考えるのが適切である。）は、民間人の中に入り込んでおり、普段は民間人として生活しているから、ゲリラを掃討しようとすれば、民間人も同時に攻撃せざるをえない。このような泥沼から抜け出して勝利した戦争はあまりない。

この授業が行われる時点で、アフガニスタン情勢がどうなっているかは未知であるが、オバマは

第2章 戦争と平和

ベトナムで失敗したケネディやジョンソン、イラクで失敗したブッシュの二の舞となる危険性は小さくない。そして、アフガニスタンの動向は、今後の国際社会に大きな影響をもたらすと考えられる。

2-5-2 アフガン戦争の前史

アフガニスタンは、南アジア（インド）、中央アジア（イラン）、そして中国や東欧などの商業的通路の結節点となっているために、早くから歴史に登場し、様々な民族の支配を受けてきた。11世紀頃からイスラム化し、17世紀にはアフガン人が力をもつようになつた。アフガニスタンとは、アフガン人の国という意味である。

三度のイギリスとのアフガン戦争（1838～42, 1878～79, 1919）の結果、アフガニスタンは独立国家として認められた。しかし、その後も近代化を進める勢力と、伝統的な価値を重視する勢力の間の政争が絶えず、それが結局、ソ連やアメリカの介入を招き、長い泥沼の内戦状態が現在まで続くことになったのである。

2-5-2-1 王政から共和政に

1973年にザーヒル国王が、以前首相を務めながら、更迭されていたムハンマド・ダウドによって追放され、共和国が宣言された。しかし、78年アフガニスタン人民党がクーデタをおこしてダウドを殺害し、タラキーによる社会主義化が進められていく。イスラム教徒の反政府ゲリラも無視できない存在だった。ソ連の援助が増大していくが、首相のアミンがアメリカとも交流するバランス政策をとり、政権内部に不協和音が生じるようになる。タラキーは再びソ連への介入を求めるが、当初慎重だったソ連は、アミンがタラキーを追放（殺害したと言われている。）し、アミンのアメリカ寄りの政策を目の当たりにして、軍事介入に踏み切った。

1979年ソ連はアフガニスタン全土に大軍を送り込んで、アミンを処刑し、亡命していたバグラク・カルマルを大統領に据えた。しかし、このソ連の侵攻は激しい国際的非難を呼び起こしただけではなく、アメリカの援助を受けたゲリラの執拗な反撃を受けることになる。ソ連はアメリカとの妥協を図ったが、新たにアメリカ大統領となったレーガンは、ソ連打倒の絶好のチャンスと考え、一切の妥協を拒否して、反政府ゲリラに武器や資金を与えたのである。

レーガンはCIAの要員を送り、反ソ連勢力に武器を与えた。当時アフガニスタンでは、ムジヤヒディンと名乗るイスラム勢力が多数存在していた。代表的には、アフマド・マスードの指導するイスラム協会とヘクマティヤールの指導するイスラム党であったが、アメリカは主にヘクマティヤールを援助したとされる。マスードの方が後世の評価として民主主義的な資質をもっており、人びとの生活を大切に考える政治家であったとされるが、ヘクマティヤールなど様々な勢力がゲリラとなっていたが、この中から育ってきた後進の勢力がタリバンである。

ソ連の指導者となったゴルバチョフが撤退を決意し、ソ連は完全な軍事的敗北をして1989年に撤退した。ソ連のアフガン戦争は、ソ連のベトナム戦争とも呼ばれる。

しかし、アフガニスタンに平和が訪れたわけではなく、その後主導権争いで内戦が続き、1996年にタリバンが首都カブールを制圧することによって、中央政府が出来たが、内戦が完全に收拾したわけではなかった。

その後の問題となる原因は、1998年に引き起こされた。ケニアとタンザニアのアメリカ大

第2章 戦争と平和

使館爆破事件を起こしたとされるオサマ・ビン・ラディンがタリバン政権によって庇護されるとされ、国連とアメリカによる引き渡し要求、拒否、制裁という悪循環が続き、そして2001年9月にアメリカ同時多発テロが起きたのである。

2-5-3 タリバンの支配とアメリカの介入

タリバンの支配はどのようなものだったのだろうか。正確なことはわからないと考えるべきだろう。多くのメディアによって伝えられたことは、極端なイスラム原理主義的政策を国民に強制し、女性はズブカと言われる目の部分が網の目となっている頭巾を被り、教育を受けることも働くことも禁止されていたとされる。こうした乱暴な政策の典型として、バーミヤン石窟の大仏を破壊したことがあげられている。

しかし、女性も実際に働いており、女子が学校に行くことは黙認されていたという報告もある。例えば18年間アフガニスタンで医療活動をしてきた中村哲氏は次のように書いている。

タリバンは訳が分からない狂信的集団のように言われますが、我々がアフガン国内に入ってみると全然違う。恐怖政治も言論統制もしていない。田舎を基盤とする政権で、いろいろな布告も今まであった慣習を明文化したという感じ。少なくとも農民・貧民層にはほとんど違和感はないようです。

女性の「隠れ通学」を黙認

例えば、女性が学校に行けないという点。女性に学問はいらない、という考えが基調ではあるものの、日本も少し前までそうだったのと同じです。ただ、女性の患者を診るために、女医や助産婦は必要。カブールにいる我々の47人のスタッフのうち女性は12?13人います。当然、彼女たちは学校教育を受けています。

タリバンは当初過激なお触れを出しましたが、今は少しずつ緩くなっている状態です。例えば、女性が通っている「隠れ学校」。表向きは取り締まるふりをしつつ、実際は黙認している。これも日本では全く知られていない。footnote{nikkei BP net 「アフガンで活動18年、中村医師が語るタリバンの真実」^{*13}}

現在アメリカの爆撃が強化されている中でも、アフガニスタンの大部分はタリバンが支配しつつあると言われているが、これほど内戦を繰り返してきたアフガニスタンで、支配が広まることは、決して強圧的なやり方だけでは不可能と考えるべきだろう。この点はいくら注意しても足りないことはない。

さて、911の同時多発テロの結果、アメリカのブッシュ大統領は、これが戦争である、と位置づけて、テロの実行命令をビン・ラディンが出したことを明言し、タリバン政権に対してラディンの引き渡しを迫った。そして、タリバンが拒否すると、あまり日を置くことなく、アフガニスタン攻撃を敢行した。

日程的には、9月11日同時多発テロ、13日アルカイダの関与と公表、19日テロの主犯は

*13 <http://www.nikkeibp.co.jp/archives/150/150174.html>

ビンラディンと断定、そして、10月7日空爆開始という進み具合だった。そしてその間国連では

2-5-4 9 1 1 事件とは何だったのか

2001年9月11日の夜11時頃、家族がアメリカが大変なことになっているというので、テレビをつけてみたところ、飛行機がニューヨークの貿易センタービルに突っ込む映像を繰り返し流していた。この事件によって、上記したように、アメリカはアフガニスタンとイラクに戦争を開始するのであるが、この事件の真相は未だに明確にはわかっていない。当時現場にいたとしても、断片的な事実を把握できるだけだろうし、まして、その場にいなかった者にとっては、メディアを通じて流される情報から解釈せざるをえない。しかし、戦争は常にメディア操作を介して行われるものだから、この問題への疑問点とされることについて検討しておくことは有益だろう。

常識化している見解は、アルカイダのオサマ・ビンラディンが命じて、アルカイダ系のテロリストが飛行機を乗っ取って、2機はニューヨークの貿易センタービルに突っ込み、1機はワシントンのペンタゴンに突っ込んだ。しかし、4機は乗客の抵抗にあい、テロリストたちはどこかに突っ込むことを諦め、ペンシルバニア州で墜落したというものである。

これに対して、疑問が出されていることは、アルカイダの犯行であることは不明である、玉単にいえば、アメリカのある種の指導層たちが、アメリカの支配を強化し、アフガニスタンやイラクの石油を奪取するために仕組んだでっち上げであるというものである。もちろん、民主主義国家であるアメリカで、一部の人びとが自分たちの利権のために、数千人の国民の命を犠牲にするようなことをするだろうか、という素朴な感情において、でっち上げ説は極めて例外的にしか主張されていない。しかし、イラク戦争の開始理由が、事実と反していたことを、アメリカ政府が公式に認めたことなどもあって、なんらかの陰謀があったのではないかという考えは、いまでも消えないままにあることは否定できない。

では、ビンラディンの命令によるアルカイダのテロではないとする根拠は、どのようなものだろうか。

それはアルカイダやビンラディンが犯行声明を出していないという消極的根拠がまずある。イスラム原理主義勢力によるテロ行為は、ほとんどが実行グループによって犯行声明がだされる。これは彼らは「正しいこと」をしているという確信があり、正しいことを実行したことを誇るという感覚があるからである。アメリカを敵としているイスラムテロ集団にとって、絶対的な軍事的成果であるから、犯行声明を出さないことはありえないという見方である。

これが消極的解釈とすると、当日のいくつかの事実について、明確な説明がないという事実に関して疑問が出されている。

1 貿易センタービルに飛行機が衝突したことは、映像が捉えているから間違いないが、それが伝えられる民間航空機であったという確たる映像上の証拠がない。民間旅客機にある必ずあるロゴ等が明確には見えないために、貨物機であったとする見解もある。それ以上に、衝突のあと起きた崩落の解釈が当初から問題になっていた。

既に当日から、日本のテレビ解説者の何人かは、古いビルを解体するために爆弾をしかけて整然と崩落させるのとそっくりであり、ビルの何カ所かに爆弾が仕掛けられていたという解釈をし

第2章 戦争と平和

めしていた。実際に映像でも下の階での爆発らしくものや、爆発があったとする現場にいた人たちの証言も紹介されている。

しかし、公式説明では、衝突した飛行機の燃料が燃えたために、高熱になり、それがビルを支えている鉄骨を溶かしたために、整然とした崩落が起きたとする。

2 ペンタゴンに突っ込んだ旅客機については、その残骸が残されておらず、そもそも飛行機が衝突したのか疑わしいとする見解も、当初から出されていた。また衝突跡も指摘される旅客機の衝突だとすると、開いた穴等が小さ過ぎ、合理的な説明ができないという見解もある。

3 飛行機が突っ込む前に飛行機から携帯を家族にかけて、実際に緊迫した会話がなされたという証拠については、当時の携帯技術だと高い空を富んでいるジェット機からかけることはほとんど不可能だったのであり、それが可能になったのは、2004年からだということから、電話があったとしても、それはでっち上げをした勢力が、架空の電話をかけたのではないかという疑問が出されている。

もちろん、直接仕組んだという説は極めて例外的だが、テロの情報はある程度掴んでいて、敢えて防がないようにしたという説もある。

いずれにせよ、事件の2日後には、明確に犯人を名指しし、1ヵ月後には攻撃を開始したということは、予め筋書きが出来ていたという疑いをもたせるには十分なやり方と考えることはできるだろう。全く虚を突かれたのであれば、犯人の特定のためにかなりの時間をかけて捜査が行われるはずであり、一国を軍事的に攻撃するためには、相当の準備が必要であり、通常必要とされる期間よりも著しく短時間に行つたからである。

2011年になって、911事件はテロ事件としては集結したといえるかも知れない。オサマ・ビン・ラディンとされる人物がパキスタンでアメリカによって殺害されたからである。実際に殺害されたのが、本人であったどうかは確実な証拠はないが、既に以前からビン・ラディンは象徴的な意味しかなく、実際の指導力を發揮していたわけではなかった。アメリカもアルカイダ側も自分の政治的思惑で情報として利用してきたに過ぎない。ビン・ラディン殺害事件は、政治的象徴利用を双方が終了させたという意味になる。これでアメリカは、アフガン撤退を本格化するだろうと予想できる。その後アフガニスタンがどうなるのか、それはベトナム戦争のあのベトナムよりもむしろ困難になるかも知れない。

第3章 環境問題

3-1 環境問題の難しさ

環境問題が国際社会における最も切実な問題のひとつであることは、ほとんどの人が認識しているだろう。しかし、それが多くの人が問題であることと理解することと、解決の道を見いだすこと、そしてそのためのコンセンサスを形成することの間には、極めて大きな距離があるのが、環境問題の特質のひとつである。

序章で述べた「基本的価値」という点では、環境問題は「安全」と「豊かさ」に主に関わっている。「安全」に関わっている限りにおいて、それを「問題」と多くの人は感じるに違いない。公害は明らかに人々の生活を脅かす。残念ながら、日本の「水俣病」は世界的に有名である。かつてロンドンの大気汚染では毎年かなりの死者が出た。

では「安全」に関わる問題がすぐに解決策がとられたかというと、水俣病は多数の死者が出てもなお解決策はなかなかとられなかつたし、車の排出ガスの規制もまた遅々として進まなかつたのが実情である。最近のアスベストをめぐる状況をみても、いまだに同様なことが繰り返されていることがわかる。安全を脅かされる人と、安全策をとることの「費用」を負担する者が異なることによって、対立が生じるからだと、とりあえず考えることができるだろう。したがって、安全を脅かされる人間が政治や社会を動かす力量を身につけたときに、初めて「安全」を脅かす環境問題が解決に向かうのだということがわかる。この場合、安全を脅かされる人たちはほとんど「国民すべて」であるから、それほど困難なことではないはずであるが。

しかし、快適さ、豊かさが環境問題を引き起こしている場合には、解決はより困難になるだろう。人類が便利な生活を求め、日々生活の質を向上させることを意図して、産業社会が活動していることだからである。もし、生活の質を低下させるというコンセンサスが得られれば、環境問題の解決は簡単にできるだろう。しかし、生活の質を低下させるコンセンサスは得られそうもない。

現在の日本の市街地では、多くの家でエアコンを設置している。部屋ごとにある家も少なくないだろう。

エアコンが普及していなかった時代には、市街地でも夏は暑苦しくて生活しづらいということはそれほどなかった。気象庁から公表される気温は、日の当たらない風通しのよい、場所での温度である。以前はその温度と生活している場の温度は、それほど差がなかった。しかし、エアコンが普及してくると、エアコンから吐き出される熱のために、生活体感温度ははるかに高くなっている。そして、コンクリートで囲まれた環境では、更に温度の上昇がある。つまり、気象庁の公表する気温と生活気温とに大きな差があるのである。

その差は生活が便利になったことによって生じたのである。

では、みんながエアコンをやめて、厚さを緩和するような行動を一致してとることができるものか。もちろんそれが可能だと考える人はいないであろう。

このように、環境問題のほとんどすべては、人間が便利な生活を求めるこによって生じたのであるから、便利さだけを求める立場からは、環境問題の解決は視野に入って来ないのである。後で紹介する京都議定書からのブッシュ政権の離脱は、そうしたことの象徴のように思われる。

第3章 環境問題

更に解決が困難な場合もある。

それは「必要性」から環境問題が起きている場合である。

最も深刻な地球的な規模での環境問題は、おそらく砂漠化であろうが、砂漠化の最も大きな原因是、開発途上国の生活上の「必要性」である。途上国での森林伐採は主に3つの理由がある。第一に、食料を得るために、森林を畑に変えること、第二に、エネルギーを得るために森林から薪をとること、そして第三に、外貨を得るために輸出用に森林を伐採することである。

これらは「快適さ」とか「豊かさ」以前の生活の切羽詰った必要性からなされていることであって、森林を保持してもなお食料供給が安定的になされる手段が獲得され、石油や石炭等のエネルギーが先進国なみに豊かに供給され、木材以外の輸出品が生産されるだけの産業が発達することなしに、問題は解決しないし、また、森林伐採を非難することも難しい。

したがって、環境問題は我々自身の生活スタイルの変革なしに解決しない問題であると同時に、問題の正確な認識をもった上で、より大きな要因の解決を明らかにし、政策変更をさせる力量を身につける必要がある。

Q 環境問題がどのような生活の利便性追求の結果なのか、まとめてみよう。

環境年表（参考）

1970 アメリカ環境保護局

1971 グリンピース設立

日本に環境庁

1972 国連人間環境会議（ストックホルム会議）

ローマクラブ『成長の限界』

1985 ウィーン条約（オゾン層保護）

1992 気候変動枠組み条約

地球サミット（リオデジャネイロ）持続可能な開発のための人類の行動計画

1996 世界水会議（水の民営化）

2001 京都議定書（排出権取引制度）

2003 日本の琵琶湖で世界水会議第3回フォーラム

3-2 環境問題は存在するか

我々は地球という天体の、日本、そして特定の地域に生活している。もちろん、地域は日本全体と、そして日本は地球全体と連続している。こうした生活空間が「環境」であり、人間の生活様式が変化する中で、環境が変化し、生活条件を悪化させるような環境の悪化が指摘されている。しかし、様々なに指摘される環境問題が本当に問題であるのか、それは単純な問題ではなく、また問題であるにしても、解決が簡単なわけではない。車の廃棄ガスが明らかに環境を悪化させていくのであるが、しかし車を規制して乗らないようにすることは、もはやできないことであろう。廃棄ガスの規制を厳しくすることは可能でも、その効果には限界があろうし、また国際社会全体として行う必要があるとすれば、その実現は極めて難しい。

まず、「環境問題」として一般的に言われていることはどんなことなのか、整理をしておこう。

マイペディアは「環境破壊」という項目で次のように説明している。

第3章 環境問題

公害や自然破壊など環境の状態が悪化する、あるいは破壊される事態。具体的には大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、自然生態系や自然景観、歴史的街並み、文化財などの歴史的・文化的な遺産などの破壊が含まれる。さまざまな形での環境破壊の防止・克服が環境保護または環境保全の課題である。

エンカルタがまとめた「国連環境会議」の2000年度報告をみてみよう。

緊急を要する世界の環境問題

「概況」は、現在の世界的な環境問題には2つの主因があるとしている。「世界人口の大多数の貧困」と、西欧諸国や東アジアの一部の国々による「過剰消費」である。極貧にくるしむ国々では、天然資源が際限なしに開発利用されており、一方、富める国々では「エネルギーと原料が大量に消費」され、そのため「廃棄物や汚染物質をうみだしている」。「現在のやり方はとうてい持続できず、もはや対策を先延ばしするという選択肢はない」とUNEPは警告している。

報告書には、とくに緊急を要する環境問題についてもまとめられている。ひとつは淡水資源不足の問題で、ふえつづける需要に対応できないという。また、砂漠が拡大して耕地が減少する砂漠化現象など、土地荒廃の問題もある。熱帯林の破壊や、急速にすすむ野生生物種の絶滅もあげられた。この「概況」の調査は、50カ国200人の専門家の意見をもとにしているが、21世紀最大の環境問題は、気候変動、淡水資源の不足、森林破壊、砂漠化との結果が出ている。

また、有害な影響をおよぼす窒素肥料なども新たな脅威としてあらわれている。窒素肥料の世界的な使用が1950年の1400万tから80年代には1億4500万tに増加した結果、土壤や水資源にふくまれる窒素の量が激増した。そのため、飲料水が汚染され、藻類や他の水生植物が淡水域で異常増殖することになった。藻類がふえすぎると水中の酸素量が低下して、他の生物は生息できなくなるのだ。

世界各地の環境問題

報告書には地球全体の環境問題のほか、地域別の環境問題もまとめられている。

アフリカ：アフリカの環境問題の大半は貧困が原因であり、21世紀には世界各地の中で唯一、貧困化がさらにつづることが予想される。また、砂漠化その他の要因による耕地の減少、森林伐採、ますます深刻になる淡水資源不足が指摘された。

アジア・太平洋地域：この地域の環境問題は人口の急増と経済成長が原因とされた。地球上の陸地の30%にあたる土地に、世界人口の60%がすんでいるからである。このまま人口が急増すれば、森林伐採と汚染がさらにすすむという。水不足が改善される見込みはたっていない。報告書によれば、アジア人の3人に1人が安全な飲料水を確保できない状態にある。

ヨーロッパ・中央アジア地域：汚染と水不足がこの地域の環境問題だが、化学肥料の過剰使用と広範囲な土壤汚染も深刻。報告書はヨーロッパの国々に対し、個体数の回復のために北海の食用魚の捕獲を40%削減するよう勧告している。

ラテンアメリカ：大都市における健康問題や熱帯林の破壊がこの地域のおもな環境問題である。ラテンアメリカの大都市の多くで、大気汚染が危険なレベルに達している。報告書によると、ブラジルのリオデジャネイロやサンパウロでは、大気汚染が原因の呼吸器系の病気で、毎年4000人の死者が出ているとのこと。一方、この地域の森林破壊も急速にすんでおり、90～95年には、毎年580万haもの森林が消滅した。森林の縮小によって、多くの野生生物種が生息地をおわれ、絶滅の危機に瀕している。

第3章 環境問題

北アメリカ：この地域はエネルギーや資源の消費が世界最大で、したがって汚染物質の排出量も世界最大である。その結果、北アメリカが直面する最大の問題は、エネルギーや資源の消費と環境保護とのバランスをとることだと指摘されている。

中東・西アジア地域：この乾燥地域の国々は、淡水の保全と土地の砂漠化との戦いという2つの環境問題に直面している。

「地球環境概況 2000」はまた、世界の環境問題にとりくむための一連の手続きを提案している。

まず、環境の仕組みをよく理解したうえで、現在の環境対策の効果をみきわめること。そして、資源の消費をへらし、省エネルギー化をはかるなど、環境破壊の根本的な原因にとりくむこと。また、環境教育の改善や国際協力も必要である。最後に、政府、企業、個人がそれぞれ目標をさだめて環境保全のための活動に積極的に関与するよう注意を喚起している。footnote{マイクロソフトエンカルタ「環境問題： 国連環境計画が危機を警告」}

このように環境問題の存在、また深刻さは共通認識であるように思われるが、個別の問題に関して言えば、問題自体の存在を否定する議論もある。

よく問題にされる「割り箸」などは、割り箸の使用が森林資源を浪費しているという説と、割り箸こそ間伐を促進して森林の健康化に効果を発揮しているという説があり、まったく正反対の考え方がある「環境問題」も存在する。地球温暖化についての理解も、単純ではない。

廣野喜幸氏は東大における環境問題に関する講義録で、環境問題などは存在しないという意見をいくつか紹介している。footnote{廣野喜幸 「環境『問題』の問題性・問題点」
<http://www.sanshiro.ne.jp/e-century/index.htm>

梶田敦（物理学者）は南極の氷は温暖化しても溶けないので、言われているような温暖化の危険はないということを、物理学研究で主張しており、また、米本昌平氏は、環境問題というのは、軍事的なバランスがアメリカ側になって、科学者たちが職を失う可能性が出てきたので、意図的に作り出された科学問題であるという側面があることを主張しているという。

こう考えていくと、どのような環境問題が、本当に人間の生活を脅かしているのか、あるいはどのような問題は、実はそれほど問題ではないのか。このような慎重な検討が必要である。

更に、多くの環境問題は、人間が生活を改善するために行ったことが、それまでの環境のバランスを崩したものであるから、生活の質を維持しながら、問題を解決するのか、あるいは生活を犠牲にする必要さえあるのか、より深い考察が求められるはずである。

ここでは、紹介されている梶田氏の論を紹介しよう。出典は、氏の「新石油文明論」（農文協）である。

氏の論を整理すると以下のようなものである。

- 1 石油が枯渇するという説は原子力発電を推進するためのデマであり、その証拠に、採可能年数は予定通りに減少していない。
- 2 原子力発電を含めて代替エネルギーの主張は、科学研究者が研究費開発のために意図的に作り出した危機を基にしている。その代表が核融合。
- 3 地球温暖化は事実ではなく、むしろ寒冷化の傾向にあり、その方がむしろ問題である。
- 4 オゾンホールはフロンガスによって生まれたのではなく、南極特有の気流のために起こる。
- 5 ある時期の温暖化と二酸化炭素の関係は、決して二酸化炭素の増加が温暖化の原因なのではなく、温暖化が二酸化炭素の増加の原因である。

第3章 環境問題

- 6 経済的生産性を考慮しないリサイクル運動は、却ってエネルギーを浪費する。
- 7 現在の地球にとって最も深刻な環境問題は砂漠化の進行である。砂漠化こそ緊急に阻止しなければならない。^{*14}

石油埋蔵量について見てみよう。

梶田氏によると、確認埋蔵量と可採年数は以下のように発表されているという。^{*15}

確かに、どんどん採掘している割りには埋蔵量は減少することもなく、また可採年数も一向に減っていない。そして、現在なお、石油の枯渇はあまり深刻な話題となっていない。ヨーロッパでは原発がかなり減少しているにもかかわらず。

これについて、梶田氏は、結局様々な研究者などが、自分の研究の研究費を申請するために、こうした偽りの「事実」を作り上げ、危機をあおっているだけだと断定する。そして、本当に代替エネルギーとして有効ならば、国家から研究費の補助などを得ずに、自前で研究して特許を申請した方がずっと大きな利益を得られるのだから、そもそも代替エネルギーの研究自体が有効なものではないことを示しているという。

温暖化については以下のように言う。

温暖化と二酸化炭素の増大は事実であるが、その原因は太陽の活動と大気汚染に原因があり、それによって温暖化が進展し、そのため二酸化炭素が増大したという。そういう因果関係を無視した議論は、単に有効性のない研究投資に使われるだけだ、と。

確かに、1980年代から90年代にかけては、むしろ地球の寒冷化が大きな問題として議論されていた時期があった。そういう意味で、梶田の指摘するように、環境問題のいくつかが、かなり曖昧に議論され、研究者たちの恣意的な操作によって「世論」が作られているという側面を否定することはできないだろう。

梶田は地球の環境問題が一切存在しないと主張しているのではなく、最も問題なのは砂漠化であると主張している。そして、砂漠化についてはあまり取り上げられていないことを問題視している。梶田によれば、砂漠化対策は温暖化対策のように「経済的」な利潤を生まないが故に、問題として軽視され、とりあがれることがないのだという。

砂漠化が最も大きな環境問題のひとつであることは否定できないだろう。しかも、これが非常に長い期間において、人類の文明的な活動がもたらしたものであることを考えれば、より解決が困難であることもわかる。

中学の歴史で習う4大文明を思い出してみよう。エジプト、メソポタミア、中国（黄河流域）そしてインダスという4つの地域は、現在いずれも大きな砂漠地帯である。もちろん、砂漠地帯に新たに高度な文明が発達するはずはないのであるから、この砂漠は文明の「結果」であったことがわかる。文明とは、人々が多く集まり、それまでになかった高度な道具が発展したことがその本質である。そして、人々が多く集まれば、当然食料と燃料が必要である。いずれも森を切り倒して、畑を作り、燃料を提供することになる。しかし、これらの文明は、いずれも金属文明をもたらしたことが大きな意味をもっている。金属は原石を熱してそこから析出するものであるか

*14 <http://www-j.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/seminar/No72/TCD981222.html>

*15 Oil Gas Journal から。（梶田 p16）

第3章 環境問題

ら、膨大なエネルギーを消費する。古代においては燃料はすべて「薪」である。こうして、金属文明が発達したところでは、すべての地域が砂漠化してしまったのである。

そして、ほとんどの地域で、この砂漠化は元に戻されることがなかった。砂漠化せず、気候が森林に向いていた地域では、森林が復活した地域もあった。ヨーロッパや日本である。しかし、古代や中世に文化が栄えたが、近代化が遅れた地域は、森林の復活はなかった。

次の表を見てみよう。

森林率	GNP>1兆ドル	GNP<1兆ドル
60~69%	日本	
50~59%		ブラジル、インドネシア、
40~49%		カナダ、ロシア、フィリピン
30~39%	アメリカ、ドイツ	
20~29%	イタリア、フランス	インド、メキシコ、ベトナム、タイ
10~19%	イギリス	中国、オーストラリア
0~9%		イラン、エジプト、パキスタン、 バングラデシュ、ナイジェリア

各国の森林率　人口5000万以上または面積700万km²以上の国

世界国際図鑑98/99より　樋田 p55

日本がいかに森林資源に恵まれているかがわかる。しかし決して楽観は許さない。

日本の森林が現在のように国際的にみて奇跡的といつてもよい位に豊かであるのは、実は昔からだったわけではない。確かに気候が木の成長にとって有利であることは事実であるが、多くの文明国家がたどったように、日本も森林が極めて枯渇した時期があった。江戸時代に向けて徐々に森林はなくなって、中世ははげ山が多かったというのは、樋田氏も指摘している。

しかし、江戸時代に幕府やさまざまな藩が森林保護育成政策をとり、みごとに日本の森林が復活したという歴史がある。牧野和春『森林を蘇らせた日本人』NHKブックスはそうした貢献をした人々を紹介した興味深い本である。

さて、地球温暖化の影響については、見たように様々な側面があるとしても、とりあえずいわゆるヒートアイランド現象、都市部の気温上昇は統計的にも、また生活実感としても間違いない。表2・5を見てみよう。

高くなっている最近の統計が1971年から2000年までの平均になっているので、上昇は少ないように思われる。自動車やエアコンの普及が加速したのは、80年代や90年代であるから、そこの平均をとればもう少し大きな変化になっていたかも知れない。

その他、『環境年表2004/2005』に出てくる温暖化のデータの分析で、影響としてあげられているのは、生物的な影響であり、その結果としての健康に対する影響、例えば温暖化によって蚊などの病気を媒介する生物がより北に移動して、これまで熱帯に特有の病気であったマラリアなどの病気がより北にまで広がってくる危険性などについて、叙述している。そして、温暖化の結果としてこれまで強く主張してきた「海面上昇」については触れられていない。

表2・5① 1971～2000年と1897～1926年の日最高気温と日最低気温の比較

		日最高気温の月平均値(℃)					日最低気温の月平均値(℃)				
		1月	4月	7月	10月	年	1月	4月	7月	10月	年
札幌	1971～2000	-0.9	11.1	25.0	15.8	12.5	-7.7	2.7	17.1	6.9	4.8
	1897～1926	-1.7	10.6	24.1	15.5	11.9	-11.4	0.0	14.6	3.7	1.8
東京	1971～2000	9.8	18.4	29.0	21.6	19.7	2.1	10.5	22.5	15.0	12.5
	1897～1926	8.2	17.4	28.1	20.4	18.5	-1.3	7.9	20.7	12.3	9.8
大阪	1971～2000	9.3	19.6	31.4	23.0	20.7	2.5	10.5	24.0	15.0	12.9
	1897～1926	8.7	18.1	30.2	22.3	19.8	0.6	8.4	22.5	12.9	11.0
帯広	1971～2000	-2.0	11.3	23.7	15.4	12.0	-13.9	0.2	14.5	4.3	1.5
	1897～1926	-2.8	10.9	24.0	15.6	11.8	-19.5	-2.2	13.3	1.8	-1.6
寿都	1971～2000	-0.4	9.6	22.3	15.2	11.5	-5.1	2.6	16.4	8.0	5.5
	1897～1926	-0.7	9.1	21.6	15.1	11.2	-5.8	2.2	15.7	7.9	5.0
八丈島	1971～2000	13.2	19.2	27.7	23.7	21.0	7.9	13.4	23.3	18.5	15.7
	1907～1929	13.2	18.7	27.4	23.4	20.6	7.1	12.9	22.8	18.1	15.1

資料：気象庁CD-ROMおよび“Climate of Japan”（中央気象台、1931）による。

3-3 京都議定書をめぐって

地球温暖化をめぐる国際的な取り組みは、「気候変動枠組み条約」で決められた枠組みに基づいて、締約国会議が積み重ねられている。その第3回会議が1997年に京都会議であって、そこで「京都議定書」が定められた。日本で開催された環境問題に関する極めて重要な文書であり、その後京都議定書で決められた内容の具体化をめぐって、大きな国際的な取り組み、及び対立・論争が生じている。京都議定書の文書は巻末に資料として掲載してあるがその主要な点は以下の通りである。

第3条

- 附属書Iの締約国は、2008年から2012年までの約束期間において、附属書Iの締約国全体の排出量を1990年の水準から少なくとも5パーセント削減することを念頭において、個別に又は共同で、附属書Aに掲げる温室効果ガスの人為的な排出量（二酸化炭素換算量）の合計が、附属書Bに定める数量的な排出抑制及び削減の約束に基づいて計算された割当量を超えないことを確保しなければならない。
- 附属書Iの締約国は、2005年までに、この議定書に基づく約束の達成に当たって、明らかな進歩を実現していかなければならない。
- 各約束期間において検証できるような炭素貯蔵量の変化として測定された、1990年以降の植林、再植林及び森林の減少に限り、直接的かつ人為的な土地利用変化及び林業活動から生ずる温室効

第3章 環境問題

果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去の純変化は、附属書 I の締約国この条の規定に基づく約束の履行のために用いられなければならない。これらの活動に関連する温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去は、透明かつ検証可能な方法で報告され、条約第 7 条及び第 8 条の規定に従って検討されなければならない。

4. 附属書 I の締約国は、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議の第 1 回会合の時までに、科学上及び技術上の助言に関する補助機関による検討のために、1990 年の炭素貯蔵量の水準を確定し、及びそれ以降の年の炭素貯蔵量の変化を推測できるようにするためのデータを提供しなければならない。この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、その第 1 回会合において又はその後できる限り速やかに、不確実性、報告の透明性、検証可能性、気候変動に関する政府間会合が行う方法論についての作業並びに第 5 条の規定及び締約国会議の決定に基づき科学的及び技術的助言に関する補助機関が行う助言に考慮を払い一つ、農業土壤、土地利用変化及び林業分野における温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去の変化に関連する追加的な人為的活動のうち、附属書 I の締約国割当量に加え、又は割当量から差し引くべき活動の種類及び方法に関する仕組み、規則及び指針を決定しなければならない。この決定は、第 2 期の約束期間又はそれ以降の約束期間に適用されるものとする。締約国は、その活動が 1990 年以降に行われる場合には、これらの追加的な人為的活動に係る決定を、第 1 期の約束期間に適用することを選択することができる。

5. 市場経済への移行の過程にある附属書 I の締約国であって、締約国会議の第 2 回会合における決定 9 /CP.2 によって基準年又は基準期間が定められているものは、この条の規定に基づく約束の履行に当たって、当該基準年又は基準期間を用いなければならない。その他の市場経済への移行の過程にある附属書 I の締約国であって、条約第 12 条の規定により最初の情報を送付していない国は、この条の規定に基づく約束を履行するために、1990 年以外の過去の基準年又は基準期間を用いる旨を、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議に通告することができる。この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、この通告の受諾について決定しなければならない。

6. この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、条約第 4 条 6 の規定に考慮を払い一つ、市場経済への移行の過程にある附属書 I の締約国によるこの条の規定に基づく約束以外のこの議定書に基づく約束の履行については、ある程度の弾力的適用を認めることとする。

7. 2008 年から 2012 年までの最初の数量的な排出抑制及び削減の約束期間における附属書 I の締約国割当量は、1990 年又は 5 の規定に従って決定される基準年又は基準期間における附属書 A に掲げる温室効果ガスの人為的な排出量（二酸化炭素換算量）の合計のうち、当該締約国につき附属書 B で定める割合に相当する量に、5 を乗じて得た量に相当するものとする。附属書 I の締約国であって、1990 年の土地利用変化及び林業が温室効果ガスの純発生源となるものは、その国の割当量を計算するために、1990 年の排出の基準年又は基準期間に、1990 年の土地利用変化からの人為的な発生源による排出量（二酸化炭素換算量）から吸収源による除去量を差し引いたものを含めなければならない。

8. 附属書 I の締約国は、7 の規定による計算のために、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六弗化硫黄に係る基準年を 1995 年とすることができます。

9. 附属書 I の締約国の次の期間における約束は、第 21 条 7 の規定に従って採択されるこの議定書の附属書 B の改正によって設定する。この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、1 に規定する第 1 期の約束期間の終期の 7 年前までに、この約束に関する検討を始めなければならない。

10. 締約国が第 6 条又は第 17 条の規定に従って他の締約国から獲得した排出削減単位又は割当量

第3章 環境問題

の一部は、これを獲得した締約国の割当量に加えなければならない。

11. 締約国が第6条又は第17条の規定に従って他の締約国に移転した排出削減単位又は割当量の一部は、これを移転した締約国の割当量から差し引かなければならない。

12. 締約国が第12条の規定により他の締約国から獲得した認証排出削減量は、これを獲得した締約国の割当量に加えなければならない。

13. 附属書Iの締約国の約束期間における排出量が、この条の規定による割当量を下回る場合には、当該締約国の求めにより、その差に相当する量を次の約束期間の割当量に加えることができる。

14. 附属書Iの締約国は、開発途上締約国（特に条約第4条8及び9に規定する開発途上締約国）に及ぼす社会上、環境上及び経済上の悪影響を最小化するような方法で、1の規定に基づく約束を履行するよう努めなければならない。この議定書の締約国との会合として機能する締約国会議は、第1回会合において、これらの規定の実施に関する締約国会議の関連する決定に従って、これらの規定で定める締約国に及ぼす気候変動の悪影響又は対応措置の影響を最小化するために、どのような行動が必要であるかについて検討しなければならない。この検討の対象には、基金の設置、保険及び技術移転が含まれる。

第4条

1. 前条の規定に基づく約束を共同で履行することについて合意に達した附属書Iの締約国は、附属書Aに掲げる温室効果ガスの人為的な排出量（二酸化炭素換算量）の合計を合算した量が、附属書Bに掲げる数量的な排出抑制及び削減の約束に基づき及び第3条の規定により計算した割当量を超えない場合には、その約束を達成したものとみなされる。この合意の当事国であるそれぞれの締約国に割り当てられる排出量の水準は、当該合意において示されなければならない。

2. この合意の当事国である締約国は、この議定書の批准書、承諾書、承認書又は加入書の寄託の日に、その合意の内容を事務局に通告しなければならない。事務局は、条約の締約国及び署名国に対し、この合意の内容を通報しなければならない。

3. この合意は、前条7に規定する約束期間の終了までの間は、効力を有する。

4. 締約国が、地域的な経済統合のための機関の枠組により、及び地域的な経済統合のための機関とともに実施する場合には、この議定書の採択後の当該機関の構成の変更は、この議定書に基づく既存の約束に影響を及ぼさない。当該機関の構成の変更は、その変更後に定める第3条の規定に基づく約束についてのみ適用する。

5. この合意の当事国である締約国が、合算した排出削減の水準を達成できなかった場合には、当該合意の当事国である各締約国は、各締約国につき当該合意で定められた排出量の水準について、責任を有する。

6. 締約国が、この議定書の締約国である地域的な経済統合のための機関の枠組により、及び地域的な経済統合のための機関とともに実施する場合で、合算した排出削減の水準を達成できなかったときは、当該機関の構成国は、個別に及び第24条の規定に従って実施する地域的な経済統合のための機関と共同で、この条の規定に従って通告した排出量の水準について、責任を有する。

内容を整理すると

- 1 先進国と途上国に分け、先進国に温室効果ガスの削減義務を課した。
- 2 先進国全体で2008年～2012年に温室効果ガスを5.2%削減する。EU全体で8%、アメリカ7%、日本6%となっている。

第3章 環境問題

3 削減方法として、排出権取引、CDM（クリーン開発メカニズムなどの海外で減らした分を自国削減量にカウントする、共同実施などの「柔軟措置」をとることができる。というものである。

そしてこれらの柔軟措置をとったことで、極めて難しかった合意が可能になった側面と、そのこと故に、実質的に削減は不可能になっているとする批判とが交錯している。

その批判の論理はどのようなものか。田村 有香氏は次のように指摘している。

一番問題がはつきりするのは、排出権取引である。本来が、先進国全体がそれぞれ努力して、全体の排出量を減らすという目的のはずだが、実際はお金さえ出すことができれば努力は必要ない。その例を以下に説明する。

ロシアの削減率は「1990 年を基準として 0 %」であるが、その後の経済的混乱などが原因で、実はロシアの温室効果ガス排出量は現在約 30 %も減少している（1990 年度比）。自国の努力による削減量ではないので、「空手形」という意味のある「Hot Air（ホットエアー）」と称される。ロシアとしてはその分の排出権をすぐにでも売ることができる。

江澤誠氏は「基準年を原則 1990 年に、そしてロシアやウクライナ等の削減目標値を 0 %に設定することによってホットエアーは作り出された」とし、さらに、「実状は、ホットエアーがあったから京都議定書が成立したのではなく、京都議定書を成立させるためにホットエアーが作り出されたのである」と分析している（文献 1）。

大口の買い手候補としては、誰もがすぐに想像がつくと思うが、アメリカ合衆国が挙げられる。先進国の温室効果ガス排出量のうち、アメリカ合衆国が占める割合は約 36 %であり、もちろん世界最大の排出国である。ここに新たな市場が生まれるわけである。

ここでアメリカ合衆国が抜け穴からすると抜け出せるとすれば、温室効果ガスの全世界的な削減はあり得ない。^{*16}

排出権取引はアメリカが熱心なのであるが、日本は森林による二酸化炭素吸収の削減量参入に熱心になっているが、板倉豊氏によると、これも問題であるという。基本的には森林による二酸化炭素吸収量の計算は極めて曖昧なものである。

森林を構成する植物つまり樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素 CO₂ を吸収し炭素として体内に貯え、有機物を作り、樹木自体の身体を作り上げる。一方生きていく上で空気中の酸素を呼吸し、二酸化炭素を放出もある。この事の具体例として、ある人が植物が光合成で酸素をつくり出すなら体にいいと寝室に観葉植物を大量に配置して眠ったところ、かえって頭がいたくなつて眠れなかつたという、ウソのような笑い話がある。話の真偽はともかくとして、この話が意味するのは、植物は夜は呼吸だけをしてむしろ酸素を消費して二酸化炭素を放出するのだという事実である。樹木の幹の乾燥重量の約 50 %が大気中から吸収された二酸化炭素 CO₂ の炭素 C から構成されている。それだけでなく落ちた枝葉や切り株や土壤中の分解過程の樹木の有機物など、土の中にも二酸化炭素 CO₂ の炭素 C が貯蔵されている。これは非常に重要な事で、森林の違いによって貯蔵される炭素の量が見かけと地

*16 http://www.kyoto-seika.ac.jp/matsuo/k_magazine/k_maga_071.html

第3章 環境問題

下部分とでは差があるという事例である。「外見はみすばらしい家だが、実はたんまりと隠しがねをもっていたりして、反対に、見かけは派手な邸宅でも実体は借金と負債で首が回らない家であったり」というようになかなか見かけでは判断できないまい例えがあるが、森林生態系の炭素貯蔵量にも当てはまる。

東南アジアの熱帯雨林には背の高いフタバガキ科などの樹木が多く、1ha当たりの森林に含まれる炭素量は350トン以上になることがあるが、地下1mまでの土壌に含まれる炭素量を見ると1ha当たりの貯蔵量は100トンしかない。一方日本などの落葉広葉樹林では地上部は約200トンで、地下部の貯蔵量は熱帯より多く180トンもある。さらに亜寒帯のシベリアの針葉樹林帯（タイガ）では地上部約80トンでなんと地下部の貯蔵量は220トンにも達する。このように地上部の外見だけでは森林生態系の炭素量の貯蔵量を判断することは危険である。この理由は、植物体が腐って二酸化炭素などに分解されるが、分解されにくい部分は腐植土となって土壌中に蓄積するからである。熱帯林では植生の量が大きいほど落ち葉などで土壌に入る有機物も多いのだが、暑い地域では落ち葉の腐食速度が早く、土壌にあまり蓄積しない。収入もいいけれど経済観念がなく派手な生活をする家に似ている。反対に冷温帯では毎年の落ち葉は少ないけれど、寒いので落ち葉は腐食しにくく、厚く層をなして土壌中に蓄積する。こつこつ貯金をして暮らす堅実な家のようである。^{*17}

残念ながら日本の対応は国際的な評価を得られたとはいえない。京都議定書の立場を前提とすると、1990年が基準の年になっている。このときに既に日本の森林は考慮されて排出量が計算されている。したがって、日本が排出量の削減を森林面積によって産出するためには、1990年以降の森林の増大でなければならないのに、1990年に既にあった、つまり現在の日本の森林を削減の計算のために利用しようとしたということである。これはまったく問題にされることもなく、会議において否定されてしまった。

さて、京都議定書にとって最も大きな危機は、ブッシュによって起こされた。京都議定書に決められたときのアメリカの大統領はクリントンであった。クリントンもアメリカ産業界の大きな反対にあったのだが、とりあえず賛成し署名をした。しかし、ブッシュは京都議定書からの撤退を一方的に宣言して、現在に至っても復帰していない。

参考までにそのときの公表されたブッシュの文書を掲載しておこう。

For Immediate Release

Office of the Press Secretary

March 13, 2001

Text of a Letter from the President to Senators Hagel, Helms, Craig, and Roberts. Thank you for your letter of March 6, 2001, asking for the Administration's views on global climate change, in particular the Kyoto Protocol and efforts to regulate carbon dioxide under the Clean Air Act. My Administration takes the issue of global climate change very seriously.

As you know, I oppose the Kyoto Protocol because it exempts 80 percent of the world, including major

*17 http://www.kyoto-seika.ac.jp/jinbun/kankyo/magazine/magazine¥_073.html

¥end {quotation}

第3章 環境問題

population centers such as China and India, from compliance, and would cause serious harm to the U.S. economy. The Senate's vote, 95-0, shows that there is a clear consensus that the Kyoto Protocol is an unfair and ineffective means of addressing global climate change concerns.

As you also know, I support a comprehensive and balanced national energy policy that takes into account the importance of improving air quality. Consistent with this balanced approach, I intend to work with the Congress on a multipollutant strategy to require power plants to reduce emissions of sulfur dioxide, nitrogen oxides, and mercury. Any such strategy would include phasing in reductions over a reasonable period of time, providing regulatory certainty, and offering market-based incentives to help industry meet the targets. I do not believe, however, that the government should impose on power plants mandatory emissions reductions for carbon dioxide, which is not a "pollutant" under the Clean Air Act.

A recently released Department of Energy Report, "Analysis of Strategies for Reducing Multiple Emissions from Power Plants," concluded that including caps on carbon dioxide emissions as part of a multiple emissions strategy would lead to an even more dramatic shift from coal to natural gas for electric power generation and significantly higher electricity prices compared to scenarios in which only sulfur dioxide and nitrogen oxides were reduced.

This is important new information that warrants a reevaluation, especially at a time of rising energy prices and a serious energy shortage. Coal generates more than half of America's electricity supply. At a time when California has already experienced energy shortages, and other Western states are worried about price and availability of energy this summer, we must be very careful not to take actions that could harm consumers. This is especially true given the incomplete state of scientific knowledge of the causes of, and solutions to, global climate change and the lack of commercially available technologies for removing and storing carbon dioxide.

Consistent with these concerns, we will continue to fully examine global climate change issues -- including the science, technologies, market-based systems, and innovative options for addressing concentrations of greenhouse gases in the atmosphere. I am very optimistic that, with the proper focus and working with our friends and allies, we will be able to develop technologies, market incentives, and other creative ways to address global climate change. I look forward to working with you and others to address global climate change issues in the context of a national energy policy that protects our environment, consumers, and economy.

Sincerely,
GEORGE W. BUSH 1

しかし、アメリカ全体が温室効果ガスの削減に反対しているわけではなく、その対策もいくつかとられているようだ。

C O 2 排出削減求め、米 8 州と N Y が大手電力 5 社を提訴

米国のニューヨーク、カリフォルニアなど 8 州とニューヨーク市は 2 1 日、米大手電力 5 社を相手

第3章 環境問題

取り、二酸化炭素（CO₂）の排出削減を求めてニューヨーク連邦地裁に提訴した。CO₂排出に伴う地球温暖化が住民の健康や経済、環境を損なうことを理由に自治体が民間企業を訴えるのは米国で初めてという。^{*18}

訴えられたのは、アメリカン・エレクトリック・パワー（AEC）、サザンなど。訴えによると、5社合計で米国のCO₂総排出量の1割にあたる年6億5000万トンを排出しており、毎年3%以上の削減を10年続けるように求めている。損害賠償は請求していない。

さて、京都議定書の内容を日本はどの程度実施しているのだろうか。

産業界は、京都議定書で約束した「2008年度から12年度平均で、1990年度比6%の温室効果ガスの削減」の実現のため、自主行動計画を定めて協力している。

ところが、政府の試算では、同計画が達成されたとしても、10年度の排出量は90年度比で減るどころか、0・9%～2・1%増になる見通しだ。議定書の目標を達成するには、最大8・1%分の削減が必要になる。

政府は、このうちの1・6%分を、政府自身が海外から排出権を取得して穴埋めする方針だ。また、植林などを増やすことで、3・8%分を賄おうとしている。しかし、なお、最大2・7%分（3400万トン）についてはメドがたっておらず、産業界の追加協力を求めていた。

11日に出そろった1300万トンだけで、この2・7%分の4割に当たる。各業界とも、省エネ設備の新規導入や風力発電などの活用で、一段の削減を目指す方針だ。^{*19}

3-4 COP15

京都議定書は2012年までの取り決めであり、2013年以後の対応のために、いわゆるCOP15が開かれた。

前述したように京都議定書は基本的な欠陥があることは、国際的に認知されている。それは世界の4割を占めると言われている二酸化炭素排出国であるアメリカと中国が参加していないこと、経済発展して温室効果ガスを多量に輩出するようになってきた途上国に義務を課していないことの二点が代表的な欠陥である。したがって、COP15の会議は、この点をめぐって極めて激しい議論が行われることになり、結局決着がつかないまま、あいまいな宣言をまとめるのが精一杯であった。

対立点は京都議定書と同様、先進国と途上国の利害が中心であり、中国やインドのように経済規模が大きく、しかもかなり発展した経済国家であるが、このような会議では途上国として登場する国家が、先進国よりのまとめに反対するために、結局、合意には至らなかったのである。先進国の立場からは、地球温暖化の取り組みは全地球的な問題であり、途上国も同じ責任をおもっているとするのに対して、途上国は、地球温暖化の原因を作ってきたのは、先進国であり、先進国が責任を果たすべきであるし、また、先進国が作ってきた国際経済秩序を考慮して、環境対策

*18 朝日新聞 2004/07/22

*19 読売新聞 2007. 10. 12

第3章 環境問題

技術を途上国に移転すべきであるとする。先進国は高い環境改善技術をもっているのは確かであり、途上国が温室効果ガス規制の義務を負った場合に、そうした技術で更に先進国が経済的優位にたとうとしているのではないかという危惧をもっている。

京都会議では各国の首脳たちはまったく出席しなかったが、デンマークで行われたCOP15の会議では、90近い国から首脳が集まり、オバマ大統領も、鳩山首相も出席したが、逆に国の利害対立が鮮明になってしまったとも考えられる。宣言の草案を以下掲載しておく。

CONFERENCE OF THE PARTIES Fifteenth session Copenhagen, 7.18 December 2009

Agenda item 9 High-level segment

Draft decision -/CP.15

Proposal by the President

Copenhagen Accord

The Heads of State, Heads of Government, Ministers, and other heads of delegation present at the United Nations Climate Change Conference 2009 in Copenhagen, In pursuit of the ultimate objective of the Convention as stated in its Article 2, Being guided by the principles and provisions of the Convention, Noting the results of work done by the two Ad hoc Working Groups, Endorsing decision x/CP.15 on the Ad hoc Working Group on Long-term Cooperative Action and decision x/CMP.5 that requests the Ad hoc Working Group on Further Commitments of Annex I Parties under the Kyoto Protocol to continue its work, Have agreed on this Copenhagen Accord which is operational immediately.

1. We underline that climate change is one of the greatest challenges of our time. We emphasise our strong political will to urgently combat climate change in accordance with the principle of common but differentiated responsibilities and respective capabilities. To achieve the ultimate objective of the Convention to stabilize greenhouse gas concentration in the atmosphere at a level that would prevent dangerous anthropogenic interference with the climate system, we shall, recognizing the scientific view that the increase in global temperature should be below 2 degrees Celsius, on the basis of equity and in the context of sustainable development, enhance our long-term cooperative action to combat climate change. We recognize the critical impacts of climate change and the potential impacts of response measures on countries particularly vulnerable to its adverse effects and stress the need to establish a comprehensive adaptation programme including international support. GE.09-71523

FCCC/CP/2009/L.7 Page 2

2. We agree that deep cuts in global emissions are required according to science, and as documented by the IPCC Fourth Assessment Report with a view to reduce global emissions so as to hold the increase in global temperature below 2 degrees Celsius, and take action to meet this objective consistent with science and on the basis of equity. We should cooperate in achieving the peaking of global and national emissions as soon as possible, recognizing that the time frame for peaking will be longer in developing countries and bearing in mind that social and economic development and poverty eradication are the first and overriding priorities of developing countries and that a low-emission development strategy is indispensable to sustainable development.

3. Adaptation to the adverse effects of climate change and the potential impacts of response measures is a challenge faced by all countries. Enhanced action and international cooperation on adaptation is urgently required to ensure the implementation of the Convention by enabling and supporting the

implementation of adaptation actions aimed at reducing vulnerability and building resilience in developing countries, especially in those that are particularly vulnerable, especially least developed countries, small island developing States and Africa. We agree that developed countries shall provide adequate, predictable and sustainable financial resources, technology and capacity-building to support the implementation of adaptation action in developing countries.

4. Annex I Parties commit to implement individually or jointly the quantified economy-wide emissions targets for 2020, to be submitted in the format given in Appendix I by Annex I Parties to the secretariat by 31 January 2010 for compilation in an INF document. Annex I Parties that are Party to the Kyoto Protocol will thereby further strengthen the emissions reductions initiated by the Kyoto Protocol. Delivery of reductions and financing by developed countries will be measured, reported and verified in accordance with existing and any further guidelines adopted by the Conference of the Parties, and will ensure that accounting of such targets and finance is rigorous, robust and transparent.

5. Non-Annex I Parties to the Convention will implement mitigation actions, including those to be submitted to the secretariat by non-Annex I Parties in the format given in Appendix II by 31 January 2010, for compilation in an INF document, consistent with Article 4.1 and Article 4.7 and in the context of sustainable development. Least developed countries and small island developing States may undertake actions voluntarily and on the basis of support. Mitigation actions subsequently taken and envisaged by Non-Annex I Parties, including national inventory reports, shall be communicated through national communications consistent with Article 12.1(b) every two years on the basis of guidelines to be adopted by the Conference of the Parties. Those mitigation actions in national communications or otherwise communicated to the Secretariat will be added to the list in appendix II. Mitigation actions taken by Non-Annex I Parties will be subject to their domestic measurement, reporting and verification the result of which will be reported through their national communications every two years. Non-Annex I Parties will communicate information on the implementation of their actions through National Communications, with provisions for international consultations and analysis under clearly defined guidelines that will ensure that national sovereignty is respected. Nationally appropriate mitigation actions seeking international support will be recorded in a registry along with relevant technology, finance and capacity building support. Those actions supported will be added to the list in appendix II. These supported nationally appropriate mitigation actions will be subject to international measurement, reporting and verification in accordance with guidelines adopted by the Conference of the Parties.

6. We recognize the crucial role of reducing emission from deforestation and forest degradation and the need to enhance removals of greenhouse gas emission by forests and agree on the need to provide positive incentives to such actions through the immediate establishment of a mechanism including REDD-plus, to enable the mobilization of financial resources from developed countries.

7. We decide to pursue various approaches, including opportunities to use markets, to enhance the cost-effectiveness of, and to promote mitigation actions. Developing countries, especially those with low emitting economies should be provided incentives to continue to develop on a low emission pathway.

8. Scaled up, new and additional, predictable and adequate funding as well as improved access shall be provided to developing countries, in accordance with the relevant provisions of the Convention, to enable and support enhanced action on mitigation, including substantial finance to reduce emissions from

deforestation and forest degradation (REDD-plus), adaptation, technology development and transfer and capacity-building, for enhanced implementation of the Convention. The collective commitment by developed countries is to provide new and additional resources, including forestry and investments through international institutions, approaching USD 30 billion for the period 2010 - 2012 with balanced allocation between adaptation and mitigation. Funding for adaptation will be prioritized for the most vulnerable developing countries, such as the least developed countries, small island developing States and Africa. In the context of meaningful mitigation actions and transparency on implementation, developed countries commit to a goal of mobilizing jointly USD 100 billion dollars a year by 2020 to address the needs of developing countries. This funding will come from a wide variety of sources, public and private, bilateral and multilateral, including alternative sources of finance. New multilateral funding for adaptation will be delivered through effective and efficient fund arrangements, with a governance structure providing for equal representation of developed and developing countries. A significant portion of such funding should flow through the Copenhagen Green Climate Fund.

9. To this end, a High Level Panel will be established under the guidance of and accountable to the Conference of the Parties to study the contribution of the potential sources of revenue, including alternative sources of finance, towards meeting this goal.

10. We decide that the Copenhagen Green Climate Fund shall be established as an operating entity of the financial mechanism of the Convention to support projects, programme, policies and other activities in developing countries related to mitigation including REDD-plus, adaptation, capacity-building, technology development and transfer.

11. In order to enhance action on development and transfer of technology we decide to establish a Technology Mechanism to accelerate technology development and transfer in support of action on adaptation and mitigation that will be guided by a country-driven approach and be based on national circumstances and priorities.

12. We call for an assessment of the implementation of this Accord to be completed by 2015, including in light of the Convention's ultimate objective. This would include consideration of strengthening the long-term goal referencing various matters presented by the science, including in relation to temperature rises of 1.5 degrees Celsius.

3-5 パリ条約

先進国は京都議定書の一時的延期を仕方ないものとして受け入れていたのである。しかし、日本は、途上国も含めた義務を速やかに決めるべきであるという強行な主張をすることで、普段自己主張の少ない日本とは異なる姿勢を見せた。しかし、結局は延長となり、2015年12月にパリで開催されたCOP21で多少の妥協が実現した。

その合意の柱は次のようなものであった。

- ・ 地球の気温上昇を2度より「かなり低く」抑え、1.5度未満に抑えるための取り組みを推進する。
- ・ 5年ごとに進展を点検。
- ・ 途上国の気候変動対策に先進国が2020年まで年間1000億ドル支援。2020年以後も

資金援助の約束。^{*20}

つまり、全体としての目標を定め（1.5度未満）、各国がそれぞれ自国の目標とその達成のための方策を計画実行する。5年後とにそれを点検する。先進国は途上国に温暖化対策の資金援助をするという内容である。途上国も含めた目標達成を義務化したが、国の目標は、京都議定書は文書の中で決めたが、各国が決めることになった。したがって、自国の達成目標を低くすることも可能になったので、途上国への縛りが弱いとして、全体的に受け入れられたことになった。途上国が、目標設定し、計画遂行する義務を課したが、それは先進国でも同様となり、実現の可能性が高くなったか、あるいは低くなつたから、今後の国際的、あるいは各国の世論・政策に左右されるわけである。

現在だされている各国の目標の例をいくつかあげておこう。

EU ・2030年までに、1990年比で、温室効果ガス排出量を国内で少なくとも40%削減する。

米国 ・2025年までに、2005年比で、温室効果ガス排出量を26～28%削減する。28%削減へ向けて最大限の努力をする。

ロシア ・2030年までに、1990年の、70～75%に抑制する（※90年比20～25%削減）ということが、長期的な指標になりうる。

・ただし、森林による吸収量を最大限に算入できることが条件。

中国 ・2030年ごろにCO₂排出量がピークを迎えることを達成し、より早期にピークを迎えるように最大限の努力を行う。

・2030年までに、2005年比で、GDP当たりのCO₂排出量を、60～65%削減する。

・2030年までに、一次エネルギー消費に占める非化石燃料（エネルギー）の割合を20%に増やす。

・2030年までに、2005年比で、森林ストック容量を約45億?増加させる。

・2030年までに、BAU比で、温室効果ガス排出量を37%削減する。

ケニア ・2030年までに、BAU（143百万トンCO₂換算）比で、温室効果ガスを30%削減する。

日本 ・2013年比で2030年までに温室効果ガス排出量を26%削減

3-6 日常生活の環境問題

次に我々の日常生活で環境問題を考えてみよう。深刻な環境問題は地球規模で起こっているとしても、それを引き起こしている原因のひとつが、日常生活にもあるからである。更に地球規模ではない、小さな日常生活における環境汚染も、無視できない。

日常生活における環境問題の最も代表的なものは「ごみ問題」であろう。しかも、ごみ問題は多様な側面をもつている。

まずは収集の方式、分別の問題「ごみ収集」に関する問題がある。

*20 BBCニュース 2015.12.13

第3章 環境問題

北越谷から文教大学に来る道には、ごみ収集場がいくつかあるが、そのいくつかには鳥がたくさんエサ漁りに来て、最も多い時間帯は通るのが怖い程である。飲食店が多く、透明のポリ袋に入れて出すために、鳥にとってはかっこうの餌場となっている。鳥が漁った後はゴミが散乱し、道路はいかにも汚くよごれている。この問題を解決するために、自治体レベルでさまざまな努力をしているが、効果があがっていない地域が少なくないことがわかる。



ヨーロッパではドイツ方式が導入されたことで、こうしたことがほぼ解決されている。

上の写真はドイツの家庭にあるごみ収集用のバケツである。黄色の大きなプラスチックのバケツであるが、これはプラスチック等の収集用で、緑と茶色のバケツが別にある。有機物（食料の残り等）と非有機物（燃えるごみが）とに分かれている。このバケツは自治体からのリースで、リース料がごみ収集費用の一部負担となっている。



それ以外にリサイクルされる物については、道路に大きなボックスが設置され、布、紙、ガラス等、地域によって種類は異なるが、リサイクル原料となるものが分別収集されるようになっていっている。



これに対して、日本ではポリ袋に入れて出す方式がほとんどだろう。

ヨーロッパ方式と日本の方では、いくつかの相違がある。

ヨーロッパではそれぞれの種類毎に月2回の収集であるが、日本では週1回、特に生ゴミは週2回の地域もあるだろう。

Q 回数がこのように違う理由を考えてみよう。

第3章 環境問題

収集の作業方式も全く異なる。日本では収集所に集まっているポリ袋等を作業員が手で収集車に放り込む。しかし、ヨーロッパでは、ポリバケツに把手がついていて、それを収集車の取付口にはめると自動で収集車にごみが吐き出される仕組みになっている。また、道路のリサイクル用ボックスは、非常に重いが、クレーン車の収集車がクレーンで持ち上げて、やはり自動で収集車に吐き出す用に設計されている。いずれもヨーロッパでは「力作業」ではなく、動力を用いた収集が行なわれている。

次に費用を考えてみよう。今住んでいる地域ではごみ収集は有料だろうか、あるいは無料だろうか。それはどちらの方がいいのだろうか。

(注記) 3.1.1 の東日本大震災による原発事故で、環境問題は新たな段階になったが、これは現時点では整理しきれないので、講義に資料として提出して扱うこととする。

第4章 グローバリゼーション

4-1 グローバリゼーションとは何か

人類史上文明が発達して以降は、何らかの交流があった。共同体が全く孤立して生活していたことはなかったと言える。しかし、その交流の範囲は極めて狭いものであった。交流が地球的な規模になったのは、大航海時代を経て、スペイン、オランダ、イギリスなどが世界の隅々まで出かけて、植民地を広げて行った結果である。

とりわけイギリスで資本主義が成立し、産業革命が起きてイギリスが世界的な規模での経済活動を行うようになって、世界は関係性を深めていくことになる。そこでウォーレン・シュタインのいう「世界システム」が成立したと考えられており、そこから広い意味でのグローバリゼーションが成立したとも言える。しかし、現在問題になっているグローバリゼーションは更に質的に発展した世界の結びつきをいうことが多い。

マイペディアの定義を見ておこう。

物事が地球規模に拡大発展すること。グローバル化ともいい、世界化、地球規模化などと訳す。多国籍企業の世界的展開、全地球規模の国際労働分業に伴う相互依存の深化、情報・コミュニケーションおよび運輸技術の急速な発展による時間と空間の観念の変貌などによってもたらされた。冷戦体制の終結はこれをさらに加速させ、1996年フランスで開催されたリヨン・サミットではこの語がキワードとなり、グローバル化がもたらしたさまざまのマイナス面（発展途上国の貧困や累積債務の拡大、環境破壊など）が論議された。こうして経済面での一体化が進む一方で、政治的には〈国民国家〉が分立したままというギャップが顕著になりつつある。¹

ここでは、アメリカの圧倒的なヘゲモニーにおける現在のグローバリゼーションの意味はあまり語られていない。グローバリゼーションが大きな論争になっているのは、決して世界が緊密に結びついているからだけではない。現象的にはアメリカの様式が広まり、しかもいわゆる「新自由主義」と言われる政策が多国籍企業や様々な国際機関、世界銀行やIMFなどによって、事実上押しつけられているように見えることに、多く批判勢力が存在するわけである。こうした意味でのグローバリゼーションの解説は、次のブリタニカの説明に比較的よく現れている。

Britannica 2002

In 2000 the media were full of references to globalization of the economy, communications?even politics and military affairs. Large crowds turned out to protest meetings such as that of the World Trade Organization (WTO) in Seattle, Wash., in 1999 or called attention to International Monetary Fund (IMF) policies in granting loans to struggling economies. What were these protests all about? Globalization is a phenomenon involving the integration of economies, cultures, governmental policies, and political movements around the world. Internationalization is nothing new. Many of the large empires and religious movements represented forms of globalization. Trade and investment between

第4章 グローバリゼーション

countries have promoted interdependence of the world's economies for centuries. What is now called globalization, however, represents an exponential acceleration of the integration process. As early as 1962 the Canadian visionary Marshall McLuhan wrote that the electronic age was turning all humanity into a "global tribe," and the term global village is attributed to him.

Nowadays, the larger corporations organize production on a worldwide scale. Each step in the value-added chain, from research and development to processing of raw materials, production of parts, assembly of components, and marketing of the final product, is carried out in the most advantageous geographic location, regardless of where corporate headquarters are located or where the final good is sold. The globalization of markets means increasingly that similar goods are sold around the world for similar prices. The highly integrated financial and commodity markets see price movements in one part of the world instantaneously reflected in other major markets.

The BBC, CNN, MTV, and the Internet have accelerated the integration of global culture. Teenagers around the world watch the same videos, listen to the same music, and wear the same clothes. At the same time, television audiences in virtually all countries watch the same major events, listen to the same financial forecasts, and see the same three-minute glimpses of ecological disasters. As globalization proceeds, the economic welfare of individuals is increasingly impacted by global market forces beyond the control of nation states and international institutions outside the domestic political process. Institutions such as the WTO and the IMF have become the target of criticism and protests from all sides. Some believe that too many economic decisions have been delegated to these institutions; others believe they should be given greater responsibility for solving the world's social and environmental problems. Some complain that they are secretive and unresponsive to civil society, while others worry about the loss of national sovereignty when citizen groups influence decision making in these institutions directly rather than indirectly through national governments.

Clearly, the reality of globalization has outstripped the ability of the world population to understand its implications and the ability of governments to cope with its consequences. At the same time, the ceding of economic power to global actors and international institutions has outstripped the development of appropriate global political structures. As a result, probably many more years of public confusion and unfocused protests can be expected as the stable new global world order takes shape.

Geza Feketekuty

Copyright c 1994-2002 Encyclopadia Britannica, In

ここには多くのグローバリゼーションに対する批判的見解が紹介されている。そして、そうした疑問や批判について、極めて簡潔に解説した本が、バルバラン他の『グローバリゼーションの基礎知識』作品社 2004. 2. 20 杉村昌昭訳である。

現在のグローバリゼーションは、アメリカでレーガンomicsと言わされて実施された「新自由主義」を中心に動いている。フリードマンの『選択の自由』で有名な新自由主義は、現在の日本の政治の基調でもある。小泉首相が唱える「郵政民営化」はこうした新自由主義の一つの主張である。新自由主義を一言でいえば、従来公的な事業として行ってきた多くのものを、民間に任せるべきであるという主張である。フリードマンによれば、民間に任せるべきではないのは、ほとんど軍隊と警察のみであり、それ以外は民間企業に任せた方がずっと好ましい状態で運営される

第4章 グローバリゼーション

という。産業活動は競争によってこそ品質が保障され、競争は公的事業では起きないのであり、それ故民間企業にまかせるべきなのであるという主張になる。

国によって異なるが、以下のような事業は多くが公的な経営によってきた。

教育、運輸、通信・郵便、道路建設、水道などである。

新自由主義的な政治家が継続して出た国ほど、民営化が進んだ。日本もそのひとつといつてよい。

日本で公営だった事業で民営化されたのが、国鉄がJRに、電電公社がNTTとなった。そして、ずっと懸案だったのが郵政であり、また道路公団だった。国立大学も2004年の4月に「国立」ではなくなった。将来すべてが私立大学になるかどうかは別であるが、国営でなくなったのはそのステップであると考えられる。

4-2 水の民営化

さて先にあげた『グローバリゼーションの基礎知識』という本は、世間に流布しているグローバリゼーションに対する疑問に回答するという形で構成されている。その疑問を参考にしながらこのテキストも進めていくことにする。

- ・グローバリゼーションは無秩序な自由主義の勝利であるのか。
- ・グローバリゼーションは雇用を破壊するのか。
- ・グローバリゼーションで政府は無力になるのか。
- ・グローバリゼーションによって・多国籍企業が世界の主人になるのか。
- ・グローバリゼーションは民主主義や人権を無視しているのか。
- ・グローバリゼーションは先進国だけに利益をもたらすのか。
- ・グローバリゼーションは世界の貧困をより深刻にするのか。
- ・グローバリゼーションは文化を破壊するのか。

他にも「疑問」があげられているが、まずはこれらの点について具体的に考えてみよう。グローバリゼーションという現在の状況がなければ、多くの人が考えなかつたであろう政策に「水供給の民営化」がある。

グローバリゼーションのひとつの局面として水の問題がクローズアップされてきた。世界銀行とIMFが水の民営化を政策として押し出すようになったからである。^{*21}

水は人間の生活にとって不可欠のものであるが、通常農村社会では生活水は自然の状態から取り入れ、灌漑施設などが必要な場合は「国家」が成立しており、公的な権力によって水供給システムが作られてきた。

*21 http://www1m.mesh.ne.jp/%E3%82%A4%E3%83%BC%E3%83%93-%E3%82%BF%E3%83%BC-%E3%83%93%E3%83%AB%E3%83%8A/_pr.htm



都市が成立すると、自然の河川や井戸だけでは水の供給が不足するようになり、主な都市では必ず公権力によって成立した水道施設が作られる。世界の歴史を見ても、水道は公的な政策の中心のひとつであった。その代表的なものはローマの水道であろう。また日本でも江戸時代に幕府の命令によって神田上水や玉川上水が作られ、江戸の人々に飲料水を提供した。パリやロンドンでも政府によって大規模な水道施設が作られている。

このように、水道が民間企業の事業によって作られ運営されたことは、歴史的にほとんどなかった。水道は代表的な公共財と考えられ、また権力によって保持しなければならない基本的な資源だったからである。

現在の水は生活資源であると同時に、農業だけではなく工業も含めて、産業にとって不可欠である。先進国では上下水道という形で安定的な水道があるが、途上国では、水を得ること自体が大きな負担となっている。生活水を得るためにだけ、一日数時間費やす社会も少なくない。そうして得た水も安全ではなく、しばしば病原となってしまう。水が十分に供給されなければ、農業は困難になるし、また工業は発展しえない。アフリカの多くの国や発展した国でも中国などは深刻な水問題を抱えている。そしてアメリカも一部の地域で水不足による農業上の問題が生じている。

日本は自然環境が恵まれていることもあるって、水はいつも豊富にあったと考えられている。

1970年代に「日本人とユダヤ人」という本が出版され、イザヤ・ベンダサンというユダヤ人を装った日本人山本七平氏は、日本人は安全と水はただだと思っていると、日本人の能天気さを皮肉ったが、しかし、実際長い歴史の中で、日本は極めて安全な国家であったし、また、水もまた安全であった。私が小さいころ水は多くが井戸水でとてもおいしい飲み物だった。もちろんそれはただであった。しかし、水道が普及するにしたがって、大量に便利に水を使用できるようになったが、有料でまずい飲み物に変化していった。そして、もはや井戸水ですら安全ではなくなり、めったに汲み出すことのできないものになってしまった。そして今日本人もボトルに入った水をスーパーでコンビニで買って飲むようになった。

しかし、日本は森林と同じようにまだまだ水も恵まれている。

第4章 グローバリゼーション

欧米ではレストランで水は注文して代金を払う商品である。ドイツではビールの方が水より安いことは有名である。

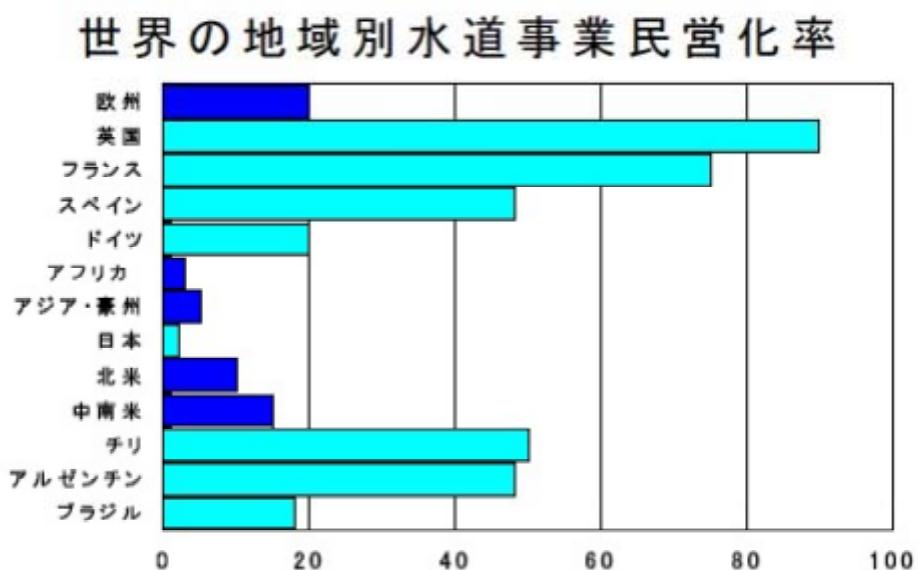
このように水が企業の生産する商品になり、その上に水道事業も民営化するのがよいという考え方方が生まれてきた。¹

国際社会をみると水は極めて貴重な資源となっており、水を十分に供給されない人々がたくさんいることがわかる。

国連資料によると、人口の6分の1の10億が安全な水の安定した供給が受けられず、5分の2の24億が、劣悪な環境に置かれ、水による病気で2億が苦しみ、毎日6000人の子どもが水が原因で死亡しているという。²

このような事態に対して、グローバリゼーションを押し進める世界銀行とIMFは水の民営化政策を押し進めるようになったのである。

現在世界の地域では水道事業の民営化は以下のような進展状況である。



以下の出典より氏岡氏作成

英仏独 : Finger&Alouche, Water Privatisation, p.192, 2002

スペイン : P.Bravo, Empresas Privadas con Sed de Agua, Su Dinero, No.176, 1999

中南米 : D.Owen, Investing in Latin American Water Sector, Delphi International,

その他 : Financial Presentation by Vivendi Environnement (2001)

(厚生労働省の資料)

日本で派広島県三次市がジャパン・ウォーターという企業に民間委託をしている。¹

さて、では水事業の民営化についてどう考えるべきだろうか。

サラ・グラスキーは次のように書いている。

二〇〇一年七月、世界銀行（以下、世銀）はガーナに対する11億ドルの新規構造調整ローンを決めた。しかし融資実行の前に、世銀はガーナ政府に対して七つの「優先されるべき行動」の実施を求め

第4章 グローバリゼーション

た。

その中には、「電気と水にかかる料金をそれぞれ 9.5%、9.6%ずつ上げ、管理費をカバーする」ことが含まれていた。

「コストの全額回収」への努力は民営化への前提条件となる。民間企業は、システム管理費と利益が出るだけの料金設定でなければ、経営に乗り出さないからだ。

世銀の圧力によって、ガーナ政府は「ガーナ水道会社」を二つの（まだ決定していないが）多国籍企業に貸貸し、上水道事業を任せ計画を立てた。世銀は、ガーナの国別援助戦略で融資条件の一つとして水の民営化を挙げている。

二〇〇一年五月、この動きに反対するため「水の民営化に反対するガーナ全国連合（NACP）」が結成された。全てのガーナ人に安全で安い水を提供することを求めるキャンペーンと連動した動きだった。

NACPの結成メンバーの1人アメンガ・エテゴ氏は、首都アクラの住民のほとんどが米ドル1ドル未満の賃金しか得ることが出来ず、その多くが安定した雇用を保障されていない、と話す。4月、バケツ一杯の水の価格が以前は平均400セディだったのが800セディ（米1ドルが7000セディ相当）まで値上がりした。

これは世銀が要求した「必要条件」に応じるためである。提案された「民営化」案で、さらに水道料金は上昇するだろうと見られている。

「世銀やガーナ政府は現在の水道料金を『市場価格より安い』と考えているが、すでにガーナ人が払える限界を越えている」とアメンガ・エテゴ氏は言う。

「どうやって水の民営化にともなう「市場」価格を払うことができるでしょうか？ 安全な水への市民のアクセスが難しくなるにつれ、不潔な水などから起こる病気などが増えることになるでしょう。」²²

水不足による深刻な問題は実はアメリカでも起こっている。また、水道事業でのアトランタ市の失敗例もまた有名である。

パトリシア・ピッジョンは次のように書いている。

水道の民営化は決して避けられないものではないが、多くの場合、災難を招いている。アメリカではジョージア州アトランタ市が2003年1月、ユナイテッド・ウォーター社との全米最大規模の水道民営化契約を打ち切った。同社は従業員を半減させた上、完了していない仕事や始めていない仕事の代金、並びに、「資本修繕費」に該当すると思われる日常の保守点検の代金を市側に請求した。必要とされるインフラの整備も怠った。同市を救済するために行ったことを誇張し、水道設備を維持運営するのに必要な業務を軽視した。契約締結直後に市側からさらに8,000万ドルを引き出そうとしたが、水道局長は支払いに応じることを拒否した。その後、追加支出があったとして8,000万ドルを請求しようとしたが、支払いは再び拒否された。ついにアトランタ市は調査官を雇い、ユナイテッド・ウォーター社の報告書を検証するために100万ドルの出費を強いられた。アトランタ市はその後、水を取り戻して水道設備を更新するという課題——ユナイテッド・ウォーター社が行うべきであった仕事——

*22 http://www1m.mesh.ne.jp/%E3%82%A4%E3%83%BC%E3%83%93-%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%83%93%EF%BC%9A/jirei/sara%_pr.htm

第4章 グローバリゼーション

ーに直面した。^{*23}

一方、参加型の成功例とされる事例を紹介しておこう。

世界水行動報告書では、「世界中の多くのコミュニティが、従来型の国営水道事業から切り替えて、先進的な新しい水道事業のモデルを導入している」という事実が無視されている。しかし、市民による新しい水管理システムの導入の過程で、民主主義の再構築が見られるケースが多く存在している。

ブラジル南部の州、リオグランデ・ド・スルの州都ポルト・アレグレ（人口：一四〇万人）の水道公社 DMAE を例として取り上げたい。DMAE は、水道料金による収入で運営されている独立公益事業体である。DMAE の最も注目すべき特徴は、運営と投資に関しての、一般市民の参加方法である。地域の市民社会の代表からなる委員会が、DMAE の日常業務を管理している。また、参加型予算プロセスというユニークなシステムが存在している。これは公聴会のプロセスを通じて、すべての市民が、新しい投資はどこに向けられるべきかについて発言する機会を持っている制度である。この制度によって市民は直接的に、彼らの水道公社が何を優先すべきであるかを決定することができる。

この制度によってポルト・アレグレの市民の九九・五%がきれいな水へのアクセスを得ており、この数字はブラジル国内の他の地域よりもはるかに高い。貧しい人々自身が新しいプロジェクトの優先順位をつけることによって、貧しい地域にも水道が整備されるようになったからである。また、市民が意志決定に直接参加することにより、政治に対する意識の向上がはかられたこと、さらに、所有者としての意識が芽生え、新しいプロジェクトのために、必要ならば値上げにも応じる姿勢が生まれたことも、参加型予算プロセスがもたらした大きな成果である。footnote{オリビエ・フーデマン世界水フォーラムに水の正義はありますか？～第3回世界水フォーラムに関する考察～^{*24}

ではなぜ水を民営化させようというのだろうか。それが企業の利益のためであるという理由はここでは除外しておこう。

長坂寿久氏によると水民営化の論理は以下の通りである。

- ・競争のメリット
- ・公共事業は非効率
- ・財政負担の軽減
- ・多様な形態を可能にする
- ・投資の拡大^{*25}

では最も中心的な推進者である世界銀行による資料を見ておこう。

世界銀行はその文書で水道事業についてかなり大量の文書を公表している。その中からセネガ

*23 <http://www.sharejapan.org/articles/2004/feb/mizu.html>

*24 <http://www.aseed.org/water/oliver-jp.doc>

*25 世界の水問題とN G O～水の自由化・民営化問題をめぐって～長坂寿久 NAGASAKA Toshihisa
<http://www.find.takushoku-u.ac.jp/jousei/ngonpo/30519nagasaki.htm>

第4章 グローバリゼーション

ルの成功例と世界銀行自らが説明している文書がある。

1995年にセネガル政府は世界銀行の進めによって、政府管轄の水道事業の部局を廃止し、新たに民間の水道会社を組織した。そして8年後に水の供給は20%、水の供給を受ける消費者が35%増加し、料金徴収も増加、一方漏水などの消失が現象した。料金が上がることで貧しい人たちが水の供給を受けられないということについては、政府の補助金制度が作られ、まったく問題が解決したわけではないが、貧しい人たちも多くが安全な水を供給されるようになった。

これが世界銀行の報告である。水道事業を行った企業はフランスの代表的な水道関連企業であった。footnote{World Bank, Washington DC "Innovative Contracts, Sound Relationships: Urban Water Sector Reform in Senegal" 2004.1 p vii}

ただし、世界銀行の報告の中で、成功例としてあげられているものと、水の民営化に反対しているNGO側の失敗例とされている事例は、確かにまったく異なった事例であり、ひとつの事例が、世界銀行側から見ると成功例であるが、NGOから見ると失敗だというような評価ではない。世界銀行の事例に、NGOの失敗事例はこれまでみた限りでは触れられていないし、また、NGOはこのセネガルの事例をあまり分析していない。したがって、資料的に見る限り、ある国では成功したが、ある国では失敗したというような段階なのだろうか。それとも、こうした事例を踏まえて、なお問題を掘り下げることができるだろうか。

ただし、世界銀行も民営化すれば必ず成功すると主張しているわけではないようだ。世界銀行は、適切な形式の契約、強い政治的意思と良いリーダーシップ、よく計画されたプロセス、柔軟性と革新が必要であると指摘している。

さて、日本ではまだ水道事業の民営化は先にみた広島の三次のみである。そこでも水道事業全体を民営化したわけではなく以下のように説明されている。

水道法が改正され、水道事業への民間参入が拡大するといわれています。そんななか、ジャパンウォーターが、広島県三次市から浄水場の運営管理業務を全面委託された。これは、改正水道法に基づく民間企業への全面委託としては全国初めてのケースだということですが。

「三次市は人口4万人弱の自治体で、専門知識をもつ技術者を自前で養成することが困難になりつつある状況下、行財政改革を積極的に推進する吉岡市長の市政の一環として、全国初の先行事例として実現しました。契約期間は5年5カ月。市内2カ所の浄水場と16カ所のポンプ場、15カ所の貯水池の運営管理、法定水質検査、遠方監視システムの整備などの業務を包括的に引き受けるものです。役所の専従者がいなくなって、代わりにわれわれが責任をもって維持管理業務を遂行する契約です」

したがって、日本ではほとんどが水道事業は公営で行うというのが、行政側の対応でもある。これは、日本の途上国への援助として水事業を行う場合にも反映されている。

日本ではかなり途上国に対して水に関わる援助事業を行っている。アジアやアフリカ諸国で、日本の伝統的な井戸堀技術をいかして、井戸を掘る事業がテレビで度々紹介されている。

JICAによるセネガル援助の実績は以下のようになっている。水供給は食料関係について2位である。

資料 1-12 日本の援助形態別実績**(1) 無償資金協力事業の実績**

		1991~1994		1995~2001		合計	比率 (%)
		計	比率(%)	計	比率(%)		
保健	件数	1	3.8	5	10.2	6	8.0
	金額	6.0	4.7	19.5	7.8	25.5	6.7
教育	件数	4	15.4	8	16.3	12	16.0
	金額	26.3	20.4	54.7	21.7	81.0	21.3
水供給	件数	8	30.8	9	18.4	17	22.7
	金額	45.0	34.9	47.0	18.7	92.0	24.2
農業	件数*1	2	7.7	1	2.0	3	4.0
	金額	14.7	11.4	10.1	4.0	24.8	6.5
水産業	件数	3	11.5	4	8.2	7	9.3
	金額	6.3	4.9	29.9	11.9	36.2	9.5
環境	件数	—	—	6	12.2	6	8.0
	金額	—	—	27.4	10.9	27.4	7.2
食糧関係	件数	8	30.1	16	32.7	24	32.0
	金額	30.5	23.7	63.0	25.0	93.5	24.6
合計		26	100.0	49	100.0	75	100.0
		128.8	100.0	251.6	100.0	380.4	100.0

注:*1; 農業分野の案件(合計3件)はデビ地区灌漑改修計画が3期に亘って実施されたもの。

出典: JICAデータ

となっており、地方においては井戸と貯水塔、都市では水供給システムの構築に重点が置かれている。これは1995年にセネガル政府との協議で、重点援助を水供給、教育、保健医療、そして環境（砂漠化防止）としたことによる。

しかし、これまでに私自身がチェックできたJICA関連の文書では、水供給についての民営化という世界銀行の方針に関するコメントは見られず、肯定的であるのか否定的であるのか、まだ検証できていない。ただ、世界銀行が強力に民営化を押し進め、成功例とされているセネガルにおいて、民営化とは関わらない形で、日本の水事業援助が行われていることは事実であり、これは意図的に民営化に関わらないようにしていると考えられる。

セネガル政府自身の開発投資の推移を見ると水供給に関わる予算は飛躍的に増加している。

4-3 マクドナルドとコカコーラ

マクドナルドとコカコーラは、グローバリゼーションの事例としてよくあげられる。アメリカ産のもので、世界中に広まっており、かつそこの文化を変えてきたという点で、代表的な事例であると考えられているわけである。しかし、実際のところ、マクドナルドとコカコーラの世界的な広がりの形態にはかなりの相違がある。端的にいうと、マクドナルドはその地域の文化に合わせて、若干の変化を生じ、そこの地域に合わせていくという経営方針をとっているのに対して、コ

第4章 グローバリゼーション

カコーラはまったく変化がない。もちろん、コカコーラ以外の飲料水については、現地にあったものを生産しているとしても、コカコーラ自体はまったく世界中どこでも同じ、アメリカ本社にある、それもごく一部した厳密な成分がわからない形で生産される原液をもとにして、同じ製品が世界中で作られ、飲まれているのである。そういう意味では、グローバリゼーションという現象自体の二面性を表しているのかも知れない。

マクドナルドがアメリカ的なものを広めるという意味での「グローバリゼーション」の代表例とされるのは、アメリカが世界経済を制したいいくつかの「要因」のひとつである「フォードシステム」のフード版であり、世界中に展開したアメリカ的なフード店であることによる。しかし、ライン方式によるフード店は1935年にオープンしたハワード・ジョンソンという店が最初であったという。しかし、それを世界にまで広めたのは、やはりマクドナルドであって、アメリカのフランチャイズ制が始まったのが、1955年、ドライブスルーが始まったのが1975年のことである。^{*26}

この著書によると、マクドナルドの特質は、「自動化と食べ物の産業化・消費者の訓練教育・微笑みをともなうサービス・清潔さ」である。

徹底した生産のシステム化によって均質で安価なフードを、素早く提供し、サービスのみならず消費者のスタイルも変え（セルフサービスによるコストダウン）、清潔さを軸にした地域文化の変革によって、地域に受け入れられて行った。世界中でほとんど同じ「ハンバーガー、コーラ、ポテトフライ」を売っているという点で、グローバリゼーションの典型と言われているわけだが、しかし、各国のマクドナルドは現地法人に経営が任せられ、欧米とは異なる文化をもった国々では、その地域の食文化と適応しながら広まって行った側面をもっている。

マクドナルドは極めて規格化された方式で、メニューだけではなく、その提供方式、訓練方式などを徹底させ、それによって、従来のレストランとは全く異なったファーストフード店となって、世界中に広まった。その基本的な方式は同じであるが、各国の文化や伝統に応じて、様々な適応を許しており、実際に各国には独自のメニューが存在する。日本マクドナルドのホームページから、国別紹介から独自メニューを抜き出してみた。

マクドナルドは決してアメリカ産のメニューだけがあるわけではなく、各国の伝統的な料理とミックスした独自のメニューがある。

韓国では、ブルコギバーガー、キムチバーガー、

イスラエルでは、「ショコラ・ショート」は、このチョコレートに熱いミルクをたっぷり注いだ人気ドリンクメニュー。

フランス、ターキーバーガー

ニュージーランド、キウイバーガー

フィンランド、またふだんライブレッドをよく食べるフィンランドで好評だったのが98年に期間限定で販売された「マック・ライ」。ライ麦独特の風味を考えて、エメンタルチーズ、チーズペッパーソースを使用し、その絶妙な味わいで人気を博しました。こちらは近々レギュラーメニューに加えようかという話もあるそうです

オランダ、マッククロケット

*26 ジェームズ・ワトソン『マクドナルドはグローバルか』前川啓治他訳新曜社2003 p51

第4章 グローバリゼーション

オーストリア、ゲミューゼマック、マッククロワッサン
イギリス、マックチキンコーマナー、ベジタブルサモサ、サムマックスパイシー、モツツア
レラダブルマック
チェコ、ブラックカラントパイ、マック・ベーコン
カナダ、マックロブスター、マックラップ
インドネシア、ホットクリスピーチキン
スペイン、マックマリン
スウェーデン、マックガーデン、マックコーネ、マックロニ
インド、マハラジャマック、マックベジ^{*27}

ドイツ紹介（日本マクドナルドによる）には、独自メニューはないが、私自身がドイツの店に入ったときには、10年前のことであるが、当時まだ国際的に支配的であったハッポースチロールの容器は一切使っておらず、すべて紙になっていた。ドイツは非常に環境問題への取り組みが熱心であり、有害物質を極力使わないというレベルで、ドイツ的特質を表していた。今では多くの国が紙の容器を使用しているから、独自とは言えなくなったが。

ワトソンの著書から、マクドナルド方式が地域の文化を変えた面と、マクドナルドが地域の文化に適応した面のいくつかを紹介しよう。

- ・香港で成功した一つの鍵は、それまで入ることが冒険とまでされた不潔な公衆トイレを極めて清潔なものにし、入り易いものに変えたことである。このために従業員の徹底的な訓練が必要だった。^{*28}
- ・日本では立ち食い、食べ物を直接手で食べるなどの食文化の変化をもたらした。
- ・香港では微笑みは消費者をないがしろにして遊んでいるという印象を与えるため、マクドナルドの特質である微笑みよりは、「泰然自若」さが表現されている。footnote{ワトソン前掲 p123}
- ・東アジアの国では、マクドナルドは回転の速さを追求して利益をあげるのではなく、談話や勉強に快適な長居を可能とする空間として受け入れられている。（台湾、韓国）

結局はワトソンはグローバリゼーションはローカリゼーションを通して受け入れられており、アメリカ的なものの移入ではあるが、そのままではないという結論となっている。

*27 http://www.mcdonalds.co.jp/shop/worldmc_h_f.html

*28 ワトソン前掲 p121

第5章 南北問題

5-1 豊さとは何か

基本的な価値を考察しながら、具体的な国際社会の問題を見てきたが、今回は「豊かさ」という価値について考察する。しかし、この「豊かさ」とは単純な概念ではない。「安全」や「環境」は価値、あるいは概念そのものにそれほど複雑な要素はなかった。「戦争」は誰から見ても「安全」に対する脅威であろう。

しかし、豊かさとは決してひとつの基準で計ることはできない価値である。

例えば、忙しい仕事に携わって自分の時間をとれないような生活をしているが、経済的には極めて恵まれており、過大な収入がある人と、仕事はそこそこしていてそれほど十分な収入はないが、とりあえず慎ましやかな生活をしており、自分の趣味を活かして気持ちとしては充実している人と、どちらが「豊か」なのだろうか。

おそらく人間科学部の学生は後者の方が豊かであり、自分も前者よりは後者のような生活をしたいと考えている人が多いのではないかと想像する。

ところが、前者の「豊かさ」はかなり明確な指標によって計ることが可能であるが、後者の豊かさは主観的なものであるから、指標によって比較考察することは難しい。そして現在の国際社会を主導する人たちが計る指標は前者であると言わざるをえない。ここに豊かさの難しさがある。

国際社会において「豊かさ」の問題を取り扱うときに、これまで「南北問題」という言葉、あるいは国家間の経済格差という形で検討してきた。

南北問題とは、北半球の先進国と南半球に多い途上国の貧富の格差とそれに関連した政治的・経済的・文化的格差の国際的構造をいう。産業革命以後、生産力が飛躍的に拡大したにもかかわらず、国際的な貧富の格差は増大した。

19世紀の半ばには、北の先進国と南の一人当たりの国民総生産は3対2であったが、現在では、20倍になっており、年々拡大しているとされている。

世界銀行の年次報告による表でみると1990年代以降もこの格差は拡大していると見られる。

最も典型的には一日の生活費の比較という指標である。これにいろいろな指標が加わる。平均的な一日の摂取カロリー、教育水準、医療機関の普及、電話・テレビ等の情報手段の普及、一人当たりのエネルギー消費量等々。いくらでも加えることはできるが、しかし、そうしたもののが普及することが本当に「豊かさ」を保証すると断言することができるだろうか。

ここでまず、「文化相対主義」についてまず考察しておこう。^{*29}

文化相対主義とは、個々の文化はそれ独自の体系をもっており、他の文化の価値体系による判断で否定・批判することはできない、あるいは困難であるという考え方である。世界システム論で述べているようなグローバリゼーションが始まつて、ヨーロッパ人が南北アメリカ、アフリカ、そしてアジアの文化に接し、ヨーロッパ文化と非常に異なる文化をどのように考えるかという問

*29 文化相対主義については、浜本 満「差異のとらえ方 相対主義と不变主義」参照。

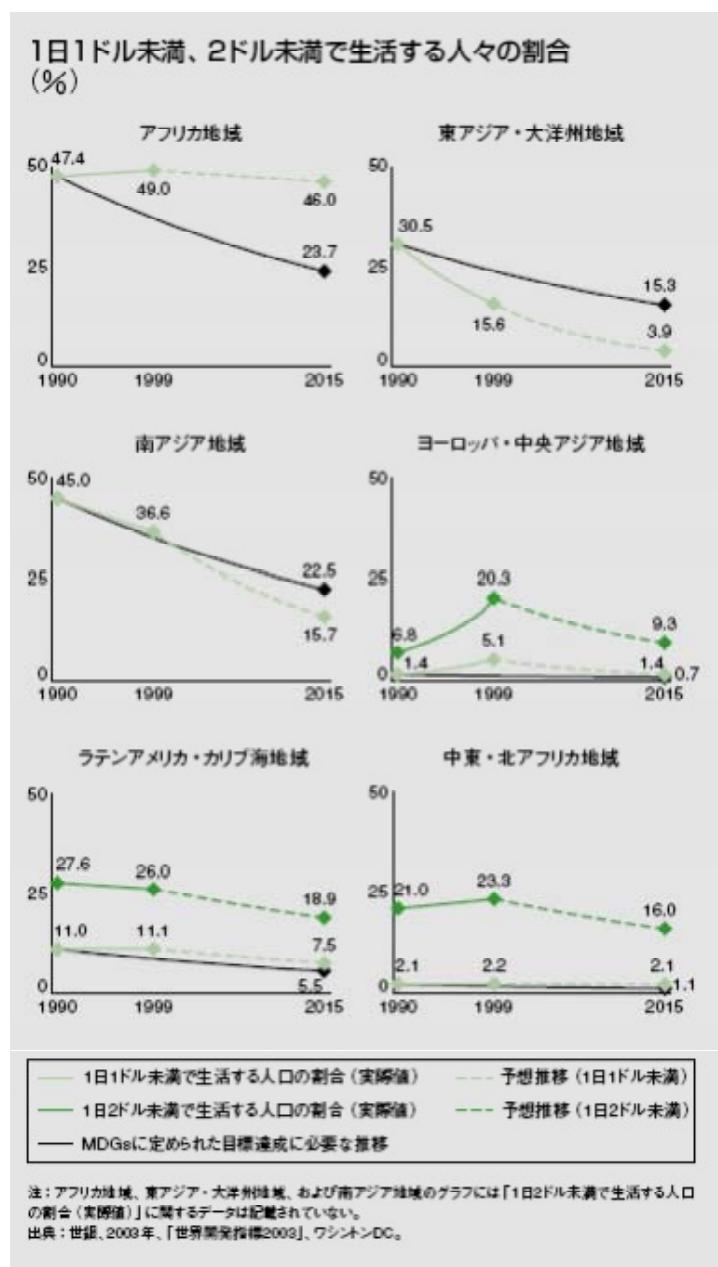
<http://members.jcom.home.ne.jp/mi-hamamoto/research/published/relativism.html>

第5章 南北問題

題に直面して様々な考え方が現れた。ヨーロッパ文化に対してレベルが低い文化であると見る主要な考え方に対する批判として登場した。更に19世紀になって、進化論が現れ、生物学としてのダーウィンの進化論が、スペンサーによって社会進化論に展開した結果、文化の優越性の意識が高まつたことに対する批判として現れた点も重要であろう。

そして、今日の問題状況で言えば、「開発論」をめぐって、前章のグローバリゼーションで述べたような「自由主義」的な政策が強力に導入されている現象を考える上で、やはり文化相対主義の問題を避けて通ることができない。

文化相対主義の立場に立てば、グローバリゼーションを押しつける政策は当然批判される。それぞれの地域には伝統的なやり方があり、ヨーロッパで機能したやり方がそのまま機能するわけ



第5章 南北問題

ではなく、その地域の伝統に合致したやり方と調和させていく必要があると考えられる。^{*30}

それに対して、具体的な政策は別として、やはり普遍的な価値は存在し、伝統の名においてその発展を押し止めるべきではないという考え方もあるだろう。

「安全な水」が十分に供給されること、食べ物がきちんと保障されること、病気になったら医療が整備されていること、などはどのような社会においても求められる普遍的な価値であるという主張になるだろう。

以下対話を試みてみよう。

相 水が普遍的な価値であるということは確かです。しかし、水がどのような状態で供給可能であるかは、自然的な状況に大きく左右されます。きれいな泉がわき出ているところや、比較的安全に利用できる川があるという地域と、シンガポールのような自然の水をまったく利用不可能で、輸入しなければならないようなところでは、まったく状況が異なりますし、農業国と工業国でも水の利用形態は全くことなります。農業だって、水田耕作をしている地域と畑作の地域とでは異なる供給システムが必要です。

普 水が普遍的な価値であるということは認めてもらったので、一步前進ですね。もちろん、水の供給システムが全くどこでも同じでなければならない、などという主張を私たちがしているわけではありません。その地域の水に関わる特質を十分考慮しなければなりません。しかし、安全で十分な水を供給するシステムが必要であるとともに、また普遍的に認められることなんじやないでしょうか。

相 それはそうですが、しかしそんなことは「普遍的」と呼ぶほどのことではなく、あまりにも当たり前のことです。私たちが問題にしているのはそんなことではありません。

たとえば、水を総合的に利用して供給するという目的で、大規模なダムが作られることが行われてきました。まず水をダムで大量に溜め置き、水力発電を行う。そして流した水を農業用水や家庭、工場等で使用する水道システム、灌漑システムの中で利用するというやり方です。先進国では更に「浄水」システムを開発して、水の再利用などを行っています。

万々歳のように見えるかも知れませんが、ダムによって重大な不利益を被る人もいます。なんといってもダムに埋もれるために先祖代々の生活の基盤である土地を離れなければならない人たちがいます。そして川が国際河川である場合には、下流の国は上流のダムの国が自分たちの利益のために水をコントロールするために、川の利用ができなくなることも少なくありません。これで国際紛争になっている事例もあります。

それでもダムは普遍的な価値をもっていると言えるでしょうか。それともダム以上に普遍的な価値をもっているような水に関わるシステムが何かあるのですか？

普 都市の水道システムなんかは、普遍的な価値と言えるでしょうね。どんな都市でも川などから水をとり、浄水して供給するシステムをとっていますが、これなんかは誰か不利益を受ける人がいますか？

相 まさしくそこですよ。前の章でも扱われているようですが、公的な主体が水道を敷設・運営するのか、民営化するのかということが、大問題になっているわけでしょう。どうしてすべての人にとって利益だなんて言えるんでしょう。

*30 世界銀行年次報告 2003 p 45

第5章 南北問題

普 うーん。難しい問題ですね。でも、それはやり方であって、水道システムがだれにとっても必要であり、価値があることは認めるんですよね。

相 そこは認めますが。

長々と対話を創作してしまったが、結論的に言えば、問題を複合的に考える必要があることがわかるだろう。そして、その場合ひとつの立場から単純に見るのではなく、ものごと相対的に見る必要があるが、しかし、相対主義を貫こうとすると無理があることもまた事実であるし、国際社会そのものをできるだけ広い視野で見ていく意味もなくなってしまう。

さて、そこで「豊かさ」について本題に入っていこう。

そうした南北問題の最も深刻な事態が飢餓による死亡であろう。国連によると、毎日 24000 人の人が飢餓で死亡しており、そのほとんどは 5 歳以下の子どもであるという。

南北問題は我々「北」の人間にとて、事実を知るだけではなく、未来への適切な見通しとそれに基づく自分たちの生活の統御が必要であることを示している。その意味で、環境問題と似ているが、しかし、環境問題は直接的に生活を脅かすものが見えているが、南北問題の問題性は、直接我々の周りに発生するわけではなく、極めて見えにくいものである。

かつて「バナナ」や「海老」の話として、問題が分かりやすく提起されたことがあった。

鶴見良行は『バナナと日本人』（岩波新書）で、フィリピンのバナナ農園を経営する日本やアメリカの大資本が、現地の安い労働力を使ってバナナを生産し、それを日本などの先進国に輸出し、結局、「北」が生産物と利益の大部分を取得して、現地の労働者は、安い賃金で労働せざるをえないという「構造」を指摘し、多くの日本人にショックを与えた。そして、学校でも教材としてかなり使われたのである。少なからぬ日本人が、バナナを食べない方がいいのだろうか、と悩んだものである。

バナナはそれでも環境を破壊するわけでもなく、また、安いながらも賃金をフィリピン人にもたらすが、海老の養殖は更に環境破壊をもたらすという意味で、より深刻であった。タイなどのマングローブの森を伐採し、海老の養殖場に変え、伊勢海老を養殖して、日本等に輸出する。その結果マングローブの森はどんどん破壊され、水質が汚染されているというわけである。

日本の食料事情について以下の記述をみてみよう。

現在、日本の家庭の食卓には多くの輸入品が並び、食品によっては 9 割以上を輸入に頼っています。そのため、日本の食糧自給率は非常に低く、1998 年には供給熱量自給率が先進国で最低の 40%となりました。このように大量の穀物や野菜などの食糧を輸入しているため国内の農家は大打撃を受けています。さらに、輸出生産国の農業や土地利用のあり方を大きく変えてしまっている場合もあります。

その一方で、日本ではあまたの食糧を大量に捨てています。現在、日本では 1 人 1 日平均 159g の食べ残しがあります。スーパーやコンビニの賞味期限切れや売れ残りなどの残飯量は年間 700 万トンにものぼり、世界食糧援助総量の 70 % に匹敵するほどです。とくにロスの大きいものが結婚披露宴で、出される食事の 4 分の 1 は無駄になり廃棄されます。一般家庭でも 7.7 %（うち食べ残し 2.9 %、廃棄 4.8 %）の食品の廃棄があります。^{*31}

*31 <http://contest.thinkquest.gr.jp/tqj2001/40584/04/japan.html>

飢餓の原因は人為的な原因、自然的な原因があるが、飢餓によって餓死者が出るのは、人為的な原因がほとんどであると言われている。たとえ自然的な原因で飢餓が生じても、現代では国際的な援助機関による食料援助があり、実際の食料がなくて大量の餓死者がでることは通常考えられない。それでも餓死者がでるのは、そうした援助物資が人々まで到達しないからである。つまり、社会の仕組みの欠陥によって、食料不足が餓死者を生む。このことは、朝鮮半島を見ればよくわかるだろう。

韓国は豊かな国であるが、朝鮮民主主義人民共和国では、かなりの餓死者が出ていると言われている。隣の国がそれほど自然状況で収穫が異なることはありえないし、また以前は北の方が豊かであると言われていた。民主主義の欠落が餓死を大量に生んでいるのである。

5-2 近代化理論

国際機関やNGOはなんとか南北問題、つまり地球規模での貧富の差を縮小しようとしている。おそらく多国籍企業のように国際的に活動する企業群も、全面的ではないにせよ、このような貧富の差は自分たちの経済活動にとってプラスでないと思っているだろう。貧富の差こそ、力の源泉の一つであるにせよ、企業にとっては「購買力」が必要であり、ますます貧しくなっていく多くの人々は、購買力がないだけではなく、社会不安の元であるから、ある程度の解決の必要性を感じているだろう。

戦後こうした南北問題の原因を究明し、処方箋を示す理論がいくつか提示してきた。それをいくつか紹介しよう。しかし、私の見る限り、現在有力なそうした議論は消滅してしまい、新自由主義といわれる経済理論がグローバリゼーションの名の下に、南北問題の解決などは眼中にならないというような雰囲気で国際社会を席巻しているように思われる。だからこそ、かつての理論を学んでおくことが有意義であろう。

南北問題として国際的な貧富の格差を扱うときには、近代化された北と近代化していない南という前提がある。しかし、「近代化」そのものの価値付けについては自明ではない。むしろ、近代化されたことによって失われたものがある、むしろ近代以前の方がずっと人々は豊かな心で生きていたというような感覚もある。

では近代とは何だろうか。桜井哲夫と『「近代」の意味』という著作の中で、近代の特質を以下のようにまとめている。

- ・人口・エネルギー消費の爆発的な増加
- ・群衆の登場
- ・民主主義と生活の均質化（貴族の専有物が庶民にも）
- ・競争 footnote{桜井哲夫『「近代」の意味』 NHKブックス}

桜井は、平等化の一例として、鉄道をあげている。確かに鉄道はそれまで裕福な者の特権であった旅行を多くの人に対して可能にした。しかし、その平等は新たな差別として鉄道等は機能した。映画ガンジーは、南アフリカで白人専用車両に乗っているガンジーが、白人ではないので乗ってはならないと追い出される場面から始まる。これは決して、南アフリカのアパルトヘイトだけの話ではない。アメリカでも第二次大戦後まで、食堂、公共交通等多くの場所が白人と黒人は別であった。白人のバス席に座っていたローザ・パークスが逮捕されたのは1955年のことで

第5章 南北問題

ある。footnote{ローザ・パークス『黒人の誇り・人間の誇り』高橋朋子訳サイマル出版会
もちろん、民主主義国家で現在でもこのような差別が行われている国はないと言ってよいだろう。しかし、民主主義が「競争」と結合することで、実質的な「差」が再生産されている。

しかし、桜井のこのような近代社会認識は、近代を惹起し、近代化されていない社会へ指針を与えるとする理論ではない。こうした理論の代表のひとつが、いわゆる「近代化論」と言われるものであった。現在近代化論はまとまって主張されることはないので、ブリタニカの記述をもって代表させておこう。

市民革命と産業革命のふたつの革命を経て成立する近代社会は、工業化社会とペアで呼ばれ、以下の特質をもつとされる。

at the most general level, this point suggests a view of modernization as a process of individualization, differentiation or specialization, and abstraction. Put more concretely: first, the structures

of modern society take as their basic unit the individual rather than, as with agrarian or peasant society, the group or community. Second, modern institutions are assigned the performance of specific, specialized tasks in a social system with a highly developed and complex division of labour; in this they stand in the sharpest possible contrast with, for instance, the family in peasant society, which is at once the unit of production, consumption, socialization, and authoritative decision-making.

Third, rather than attaching rights and prerogatives to particular groups and persons, or being guided by custom or tradition, modern institutions tend to be governed and guided by general rules and

regulations that derive their legitimacy from the methods and findings of science. In principle at least, they are not the agents of particular individuals, such as a king or priest, endowed with divine or prescriptive authority, but act according to the rational and impersonal precepts formulated by “experts.”

経済は資本主義経済となり、人口が増大、都市生活が中心となる。家族や労働の形態が変化し、社会は世俗化・合理化されるというのが、極めておおざっぱな近代社会イメージである。

近代化論と言われ議論が、もっていた特質は、なぜヨーロッパが近代化し、アジアやアフリカは近代化できなかつたのか、遅ればせにせよ、アジアで唯一日本だけが近代化しえたのか。その原因を究明することであった。

「近代化」ということばは社会生活のあり方を「近代的」にするという意味であるが、社会生活のあり方そのものがきわめて多面的であり、「近代的」の語義も大きなひろがりをもって一定していないのが現状である。とはいえ、これまで、社会体制や政治形態の変化に着目して、近代的なるものの特徴をとらえる努力がなされてきており、〔1〕資本主義化、〔2〕市民社会化ないし「民主化」（個人の自由と自我の確立）、〔3〕工業化ないし産業化（機械文明・工場生産）、〔4〕合理化（理性的・機能的・効率的）などが基本的指標としてとりあげられてきた。近代化論とはこのように近代的なるもの、すなわち近代社会の特質を学説化したものであり、その端緒は19世紀に遡ることができる。サン=シモン・コント・スペンサー・テンニース・デュルケーム・マックス=ウェーバーなどがすぐれた理論を展開してきた。

第5章 南北問題

しかし、第二次世界大戦後、主としてアメリカの学者を中心に近代化論がとりあげられるにいたったのはすでに西欧社会に対してではなく、アジア・アフリカの低開発諸国に対して視点が向けられたときであった。低開発諸国の近代化に関心がもたれると、100年前西洋に遅れて近代化の路線に踏み入り、西洋に追いつき追いこしてしまった日本が、戦略的に重要な観察対象となったことは当然のことである。

日本では1960年夏、箱根で開かれた日米社会学者たちによる「近代日本に関する会議」のころから「近代化論」のことばが通用しはじめ、翌年駐日大使として赴任したライシャワーが、日本とアメリカは対等で、共通の利害と理想をともにしているという日米関係論と、日本が明治維新以後、西欧のモデルに従いながら官民調和のなかに近代化の過程を早めたことを明らかにし、西欧のほかで近代化を成し遂げた唯一の国であるという日本近代化論を唱え、日本の過去の1世紀は抑圧と侵略の歴史であるとしてきた左翼歴史学者に真っ向から対立する見解を示した。ライシャワーの日本近代化論が高度経済成長期の真っただ中にあった多くの日本人に自信を与えたことはいうまでもない。^{*32}

人口の増大、封建制の存在、高い教育レベル、勤労精神など、さまざまな要因が研究者によって提出されているが、ただこうした分析の背後にある、経済的指標によって、社会の発展を測るという社会観こそ、近代化論のもっとも本質的なところだと考えられる。従って、新自由主義は近代化の要因論などはあまり問題にしないところで、いかにして経済活動を活性化できるか、そのために最大限規制を廃止して、自由な経済活動を進めればよい、それを地球全体に及ぼすべきであるという理念は、もっとも純粹な近代化論というべきであろう。

5-3 従属理論

古典経済学から発する自由主義的な近代化論に対して、そのような自由な経済活動が国際経済に適応されるとき、経済格差が拡大していくメカニズムを明らかにし、その是正を求める理論を提示したのが、マルクスおよびその発展としてのレーニンの帝国主義論であり、戦後とくに南米の理論家から出された「従属理論」であった。

レーニンの帝国主義論を見ておこう。

★ 七 資本主義の特殊の段階としての帝国主義

いまやわれわれは一応のしめくくりをし、帝国主義について以上に述べたことを総括してみなければならない。帝国主義は、資本主義一般の基本的諸特質の発展および直接の継続として生じた。だが資本主義が資本主義的帝国主義になったのは、やっとその発展の一定の、非常に高い段階のことであり、資本主義のいくつかの基本的特質がその対立物に転化はじめ、資本主義からより高度の社会＝経済制度への過渡期の諸特徴があらゆる面で形成され、表面に現われたときのことである。この過程で経済的に基本的なのは、資本主義的自由競争に資本主義的独占がとてかわったことである。自由競争は資本主義および商品生産一般の基本的特質である。独占は自由競争の直接の対立物であるが「この自由競争が、大規模生産をつくりだし、小規模生産を駆逐し、大規模生産を巨大な規模の生産

*32 <http://www.tabiken.com/history/doc/F/F102R100.HTM>

第5章 南北問題

によっておきかえ、生産と資本との集積を、そのなかから独占——カルテル、シンジケート、トラスト、および、幾十億の金をちごかすおよそ一〇ほどの銀行の、これらと融合した資本——がすでに発生し、いまも発生しつつあるほどにまでみちびき、こうしてわれわれの目のまえで独占に転化はじめたのである。それと同時に、独占は、自由競争から生長しながらも、自由競争を排除せず、自由競争のうえにこれとならんで存在し、そのことによって幾多のとくに先鋭で激烈な矛盾、あつれき、衝突を生みだす。独占は資本主義からより高度の制度への過渡である

もし帝国主義のできるだけ簡単な定義をあたえなければならないとしたら、帝国主義とは資本主義の独占段階である、というべきであろう。この定義は最も主要なものをふくんでいるであろう。なぜなら、一方では、金融資本は、産業家の独占団体の資本と融合した、少数の独占的な巨大銀行の銀行資本であり、他方では、世界の分割は、まだどの資本主義的強国によっても略取されていない領域へ妨げられずに拡張しうる植民政策から、くまなく分割された領土の独占的領有という植民政策への移行だからである。

しかしあまりにも簡単すぎる定義は、なるほど主要なものを総括するので便利であるとはいえ、定義すべき現象のきわめて本質的な特徴をその定義からとくに引きださなければならぬとなると、やはり不十分である。だから、定義というものはけっして現象の全面的な関連をその完全な発展のうちにとらえうるものではないという、一般にすべての定義のもつ条件的で相対的な意義をわざることなしに、つぎの五つの基本的標識をふくむような、帝国主義の定義をあたえなければならない。(一) 生産と資本との集積が、経済生活で決定的な役割を演ずる独占をつくりだすほどに高い発展段階に達したこと。(二) 銀行資本と産業資本が融合し、この「金融資本」を基礎にして金融寡頭制がつくりだされたこと。(三) 商品の輸出とは異なる資本の輸出がとくに重要な意義を獲得しつつあること。(四) 世界を分割する資本家の国際的独占団体が形成されつつあること。(五) 最大の資本主義列強による地球の領土的分割が完了していること。帝国主義とは、独占体と金融資本との支配が形成されて、資本の輸出が顕著な意義を獲得し、国際トラストによる世界の分割がはじまり、最大の資本主義諸国による地球の全領土の分割が完了した、そういう発展段階の資本主義である。

要点は最後の五項目に書かれているが、レーニンは最後の「領土的分割が完了している」という認識から、再分割のための帝国主義国の間の戦争が不可避であると結論づけた。「帝国主義論」が書かれたのは1916年であり、第一次大戦中のことであるが、ひとつは第一次大戦が植民地再分割のための不可避の戦争であることを示し、ある面では第二次大戦を予見したとも言える。

資本主義国家の側からは、第一次大戦後いくつかの修正の政策が取られた。民族の独立を認めたこと。もっともこれはドイツを中心とする同盟国側についたオーストリアやトルコの支配下にあった民族の独立が主要なものであり、勝利した側の植民地が独立するようになったのは、第二次大戦のことであった。民族の独立はしかし新たな問題を生じさせ、独立した民族が新国家として順調に発展してわけではなかった。

第二に、ケインズ主義など資本主義に伴う不況などの欠陥に、政策的に介入し問題を解決する政策手段が導入されたことである。更に第二次大戦後、IMFや世界銀行などの世界経済を調整・発展させるための国際組織が作られ、世界経済政策というべき政策が行われるようになり、特に途上国の経済政策に対する関与がなされるようになった。

1950年代60年代には旧植民地の独立が相次いだが、経済的に向上する国はほとんどなかつた。長い植民地体制の中で、植民地は本国にとって都合のよい経済構造に作り替えられ、典型

第5章 南北問題

的には单一作物農業になっていたために、本国に経済的に依存するようになっていたからである。そして、資源は旧植民地本国の資本によって開発され、利益の多くを取られていた。こうした状態に対抗して主張されたのが、「新国際経済秩序」である。

1960年の石油輸出国機構（OPEC）が結成され、1962年に「天然資源に関する恒久主権の権利の宣言」が国連総会で採択された。つまり、天然資源はその資源が存在する国の所有であるという原則を確認させたのである。1970年代になり石油産出国アラブ諸国は石油価格の値上げを行い、世界中に石油ショックが巻き起こった。こうして、新経済秩序の主張が実行されたのである。1974年第6回国連資源特別総会が開催され、「新国際経済秩序樹立に関する宣言」および「行動計画」が採択された。

新国際経済秩序樹立のための主張は次のように要約できる。

- ・先進工業国、発展途上国を問わず、主権国家がたがいに内政不干渉の原則をまもりつつ、平等な立場で国際経済決定過程に参加すること。
- ・天然資源と経済活動に対する恒久主権を確認するとともに、過去の植民地支配で搾取された資源などの返還や補償をおこなうこと。
- ・多国籍企業への規制と監視をおこなうこと。
- ・交易条件の改善、一般的特恵と援助の拡大、資金移転に対する有利な条件の保証、技術移転の促進と土着技術の活用。
- ・国際通貨制度の改革。
- ・発展途上国間での経済協力の強化と生産同盟の促進。
- ・天然資源の競争力の向上

しかし、この新国際経済秩序は、これによって浮上した国家群とそうではなかった国家に分かれてしまった。石油産出国は石油時代という背景によって、恵まれた状態になった。もっとも、民主主義という観点から大きな問題をかかえる国家が多かったので、現在のイラク問題等、様々な問題を惹起したことは見逃すことはできない。

石油という資源をもたなかつた国々は一部の国を除いて、停滞したままであった。

こうした中で主張されたのが、「従属理論」に代表される、国際経済の仕組みを構造的に把握する理論である。

従属理論にもいろいろな流派があるが、細かい相違はさしおいて、基本的な認識を示しておこう。

構造学派の土台となるのは中心・周辺パラダイムである。このパラダイムは、世界経済システムの不平等な性格を説明しようとし、また、中心諸国と周辺諸国との間の格差を縮小するための一連の政策を提案した。このパラダイムによれば、世界経済における二重性は、中心での産業革命の時期に端を発している。産業革命により、生産諸要素の生産性向上の可能性は劇的に高まったのであったが、その技術進歩は不均等にしか世界に広がっていかなかった。中心諸国は、工業・資本部門を発達させ、改善された技術を経済全体に普及させていくことによって、新技术を内部化し、こうして、中心部は同質的で統合された経済を発展させることができた。これに対し、周辺部では新技术は大部分輸入されたものであり、一次産品生産輸出部門に限定されていた。工業部門は小規模で重要性をもたず、資本財部門は初步的段階にあるか、まったく存在していなかった。その結果、周辺経済は非接合的で、二重性をもつものとなってしまった。つまり、周辺は先進的な技術を中心から輸入せねばならないと

第5章 南北問題

いう点で、非接合的であり、輸出部門と生存維持部門との間に大きな生産性格差が形成されるという点で、二重性をもつものとなった。周辺では、低生産の前資本主義的部門がかなりの規模で存在し続けている結果、それが過剰労働力を生み出し続ける。そしてこの大きな過剰労働力の存在が、賃金を低水準に保ち、輸出部門における生産性向上の成果が交易条件の悪化により中心に大部分移転されてしまうために、周辺がその成果を確保することを妨げるのである。したがって、ECLAの見方によれば、国際貿易は中心と周辺の間の非対称性を永続させるばかりではなく、それを深化させると考えられているのである。^{*33}

また従属理論は、周辺において中心と結びついた特権階級が存在し、二重社会になっているという認識をもっている。それが国内植民地論といわれる。

国内植民地主義とは、文化的に異質な集団間での支配と搾取に基づく社会的諸関係の構造に対応したものである。この支配と搾取の諸関係の構造が、それ以外の上位規定に基づく諸関係に比較して明確に異なるなら、それはひとつの民族の他の民族に対する征服から歴史的に形成してきた文化的異質性に内在するものである。この征服の結果としてのみ、都市住民と農村住民との間や社会的諸関係に存在する文化的差異だけでなく、文明間の差異についても論じうる。^{*34}

従属理論は周辺からの抵抗運動であり、中心から周辺を支配する先進国の経済的支配に対抗する理論であったが、ひとつには、チリの合法的選挙によって選ばれたアジェンデ政権がクーデタによって転覆されるなどという政治的な圧力で挫折せざるをえなかつたことと（アジェンデ政権の転覆はアメリカ CIAが関与したと言われている。）アメリカ等の圧倒的な経済力に対応できなかつたこととで、現在では「新自由主義」が国際的なグローバリゼーションの名の下に世界を席巻しているのである。

また、従属理論にとって、理論的な問題となるのは、アジアの4つの国（NIES）が周辺国家であったにもかかわらず、経済的な離陸をし、先進国までには至らないにしても、重要な経済的に成功した国家として浮上することができたという事実であった。この点についてはまた別の検討機会をもちたい。

*33 クリストル・カイ『ラテンアメリカ中俗論の系譜』吾郷健二訳、大月書店 p48-49

*34 カイ前傾 p99

第6章 宗教と文化

6-1 國際的対立の軸としての宗教

社会的動物としての人間は、社会の中で自分の位置を認識することが、自分の存在意味を見いだす点から極めて重要であると考えられている。そして社会の中で自分を表現することもまた満足をえるために必要であると考えられる。しかし社会の中における個人の位置や表現に形を与えるものは、文化的な規定を受けている。社会が個人の成人として迎え入れる儀式であるイニシエーションなどは、社会によって千差万別である。日本はこうしたイニシエーションが欠落してしまったことが、成人になる際の問題を生じさせている原因と主張する人もいる。このような文脈の問題は人間科学部では「アイデンティティ論」として扱われることが多い。しかし、ここでは社会や文化の観点から考えてみよう。国際社会論から考えると、このような文化の様式が国際紛争と不可分になっていることを見逃すことはできない。

さてこの「国際社会論」では、「基本的な価値」との関連で諸問題を考察しているが、最も古典的な市民革命の原理であった「自由・平等・友愛」に関わる側面をとりあげよう。

市民革命のとき、「自由」とは何よりも身分的規制からの自由であり、「信教の自由」にあった。宗教は生活の価値体系そのものであるし、ある社会が広くある特定の宗教を受け入れている場合には、宗教は生活の全般に影響を与える。人々は宗教の教えに従って、重要な生活の局面を判断し行動する。

しかし、ヨーロッパ近代社会は一方で「世俗化」を押し進め、宗教的な価値から自由になることと並行して、人の権利を定めてきた。そして、多様な人々の要求を実現するために、宗教的な考え方と背反する価値を受容してきた。「離婚」「中絶」「同性結婚」等々がこうした代表的な事例である。世俗化が進んでいる社会ほど、こうした宗教的価値観と反することが、社会的に認められている。

しかし、まだ世俗化されたとはいえない宗教社会、特にイスラム社会ではこのような家族的絆を消極的に扱う政策は受け入れがたいと考えられている。

ヨーロッパを訪れたことがある人は、イスラム教徒が多いことに気づくだろう。ヨーロッパ社会は第二次大戦後、労働力不足からイスラム国家から労働力を受け入れてきた。そして当初は「でかせぎ」であった彼らは、次第に定住するようになり、家族を呼び寄せ、ヨーロッパ社会で生活するようになった。イスラム教徒は「家族計画」を否定しているから、今でも子どもがたくさん生まれる。一方ヨーロッパのキリスト教徒の世界では極端な少子化が進んでいるから、ヨーロッパ社会におけるイスラム教徒は次第に増えている。そしてイスラム教徒はまだ社会の上層部に上昇していくのが困難だから、多くは下層を形成している。そのことによって、ヨーロッパにおけるイスラム問題が深刻化しているのである。

さてイスラム教徒と言えば、多くの学生はテロを思い浮かべるのではないだろうか。毎日のニュースでイスラム原理主義者によって起こされていると言われるテロが扱われない日はないくらいである。2004年の9月にもロシア北オセチア共和国で、学校が占拠され、数百人の死者が出た。チェchenの独立運動に関わるテロであると言われており、チェchen人はイスラム教徒であるために、こうしたテロはイスラムテロであると呼ばれる。日本でも「悪魔の詩」の翻訳者

第6章 宗教と文化

が筑波大学の構内で殺害されたというテロの経験がある。

そしてこれらテロは、単発的なテロとしてではなく、アフガン、イラク戦争、中東戦争などの、本格的な戦争と密接に結びついている。極端に言えば、現在はイスラム原理主義勢力とアメリカを中心とする国家群との第三次世界大戦を見る見方もあるほどである。

このような事態はアメリカのハンチントンによって「予言」されていたとも言える。ハンチントンは『文明の衝突』という本を執筆し、世界的な大ベストセラーとなっていたが、そこで、ソ連崩壊後の世界の紛争はイスラムをめぐるものとなると主張していたのである。

この新世界における紛争の根本的な原因是、第一にはもうイデオロギー的なものでもなければ、経済的なものでもないだろうということだ。人類を大きく隔て、紛争をもっぱら引き起こす原因となるのは、文化的なものということになろう。国民国家は、世界情勢の中で相変わらず最も強力なアクターであり続けるだろうが、しかし、世界政治をめぐる主要な紛争は、異なる文明に属する国家や集団の間で生じるだろう。文明の衝突が世界政治を支配する。諸文明間の断層線が、これからは紛争の最前线になるのだ。

ハンチントンは世界の文明を8つに分け、それぞれの特質を分析しているのだが、その軸となる主張はイスラム世界と欧米社会の衝突が起きることである。

確かに9・11以後のアメリカのふたつの戦争を見る限り、それは正しいように「見える」。しかし、そのように見えることと、実際の紛争の原因がそうであることとは別である。またハンチントンのこうした見方には多くの批判がある。

アメリカ合衆国の政策決定に置ける「文明の衝突」論の意義は、「ダブルスタンダードの公式化」にあるのではないでしょうか？

従来は、「民主主義のため」という口実ですべてやっていたのが、それだけでは立ち行かなくなってきた。それで、もう一本の柱として、「文明の衝突」論をおき、非民主的な政体を支援するときはこちらを使う。こうして、この相反する2つの理念を使い分け、都合が悪くなったら相手の論に責任転嫁をしながら、国益にかなった政策を展開する。……てなところではないかと。「文明の衝突」論は、実は、従来のイデオロギーを暗黙の前提として、それを補う形で機能する；すなわち「文明の衝突」論単独ではとても現実の政策の指針とはならないだろう、というのが私の読後の感想です。

footnote [[超短評]ハンチントン『文明の衝突』春田晴郎（東海大学文学部）*35

6-2 イスラム教とは

ここで簡単にイスラム教について整理しておこう。というのは、多くの日本人にとってイスラム教やイスラム教徒は無縁の存在で、以前東京にたくさんいたイランから来た就労者たち（彼ら

*35 <http://www.hum.u-tokai.ac.jp/~haruta/clash.html> ハンチントン批判には以下のようなものもある。

<http://www1.jca.apc.org/aml/200110/24804.html>

第6章 宗教と文化

は合法的な就労者ではなかった。) がおそらく唯一の身近な存在であったかも知れず、それ以外はニュースで流れるテロ組織によってイスラム教をイメージしているから、イスラム教の極めて特殊な一面をみていると考えられるのである。

多くの日本人はイスラム教を極めて厳格な戒律を課した宗教とみているが、実はイスラム教はゆるやかな戒律と他宗教に対して寛容な接したたをする宗教であると言われているのである。

イスラム教はユダヤ教やキリスト教を祖先とする宗教であり、ユダヤ教における予言者やイエスも予言者として認めており、いわば同一の神を崇拜する宗教である。しかし、いくつかの点で異なる。

イスラム教の根本は唯一の神アッラーを信仰することであり、多神教や人間に神がやどるというような考え方を一切否定する。従って偶像崇拜も否定される。聖職者も原則として存在しない。

イスラム教によれば、世界には輪廻などなく、肉体的な死をへて、次の世界、来世に生まれる。その来世こそが本当の世界である。最後の審判の日、肉体に魂を戻された人間は、善業が勝った者は天国に生まれ、悪業が多かった者は裁かれる。

イスラム教徒に求められることは、5つのことを実践することと、6つの対象を信じることである。

六信五行とは

六信 アッラー 唯一絶対神

天使 (マラーイカ) アッラーが光から創造した靈的存在で人間とアッラーの中間存在

啓典 (キターブ) 神が予言者を介して人類に下した天啓書。

予言者 (ナービー) 神の言葉を預かる者。

来世 (アーヒラ) 最後の審判の後に訪れる天国・地獄での来世の生活。

天命 (カダル) 人間の行為を含めたあらゆることが神によって予め定められていたということを信じる。

五行 信仰告白 (シャハーダ) 「アッラーの他に神はなし。ムハンマドは神の使徒なり」と唱える。

礼拝 (サラート) 毎日五回神を礼拝する。

断食 (サウム) イスラム暦九月に日の出から日没まで一切飲食をたつ。

喜捨 (ザカート) 財産に応じた喜捨

巡礼 (ハッジ) イスラム暦12月8日から10日にかけてメッカに参拝^{*36}

一般的にイスラム教の義務は極めて厳しいというイメージがあるが、イスラム教徒に直接話しを聞くと必ずしもそうではないという回答が多い。

次に同じ起源をもつ3つの宗教の相違を簡単にまとめた表があるので、紹介しておく。

ユダヤ教・キリスト教・イスラム教の比較

ユダヤ教	キリスト教	イスラム教
神 ヤハウェ	ヤハウェ (エホバ)	アッラー

*36 エンテリカ別冊『世界の宗教紛争』学研 p43-45

第6章 宗教と文化

信仰対象	ヤハウェ	ヤハウェ	アッラー
聖典	旧約聖書	旧約聖書 新約聖書	キリスト 精靈 旧約聖書のうちの モーゼ五書 ダヴィデへの詩編 新約聖書のうちの 福音書 コーラン
予言者	旧約聖書の予言者	旧約および新約の予言者	旧約・新約の予言者 最終のムハンマド
メシア	終末時に現れる	イエス・キリスト	救済者は神のみ まだ現れない
聖都	エルサレム	エルサレム	メッカ メディナ エルサレム
聖職階級	ラビ	神父・牧師など	なし（学者が代行）
割礼	生後八日目	なし	行うがコーランに記載 なし
偶像	絶対禁止	一応禁止だが、キリスト像 は偶像ではないと容認	絶対禁止
断食	贖罪・懺悔のための 断食あり	とくに行わない	聖法で法制化、義務
安息日	土曜日	日曜日	金曜日 ^{*37}

イスラム教が国際紛争のひとつの中心であることは否定できない。国際紛争の多くが一方の当事者がイスラム教徒が関係している。もっとも典型的な例が中東戦争であろう。

イスラム教とキリスト教の対立は十字軍以来の歴史をもつ。次いでオスマントルコがヨーロッパのいくつかの地域を占領し、一時はウィーンにまで迫り、キリスト教側からイスラム勢力への脅威感が生じた。これらは宗教的な対立というよりは、実際には政治勢力の勢力圏争いという側面が強かった。そして、現在の中東戦争も旧来の帝国主義国の争いが宗教的な側面を巻き込んで継続しているという見方もある。

しかし、政治的な対立ではない側面があるという見方もある。

それはキリスト教社会が多く「世俗化」し、伝統的な宗教的な道徳を棄て、人々の多様な価値観に基づく伝統的な価値に反するような行為も容認するに至ったことに対して、伝統的な宗教的価値観を維持するイスラム教との間に、共感しがたい溝があるという見方である。その典型的な例は家族をめぐる問題である。キリスト教圏では、プロテスタントとカトリックの間に相違はあ

*37 エンテリカ別冊『世界の宗教紛争』学研 p33

第6章 宗教と文化

るし、またキリスト教原理主義的な立場からは必ずしもそうではないが、離婚、中絶、同性結婚を容認するようになっている。このようなことが家族の崩壊をさせ、社会の紐帶を危うくしているとイスラム教はみる。ヨーロッパに移住したイスラム教徒の多くが、自分がそのように行動しないにせよ、世俗化現象を容認しているのに対して、イスラム教国に生活している人々から見れば、キリスト教世界は堕落しているように見えるだろう。マレーシアの首相であったマハティールは、キリスト教が失った家族の価値をイスラム教は維持しており、むしろイスラム的な価値観をキリスト教世界でも取り戻させるようにすべきだと主張をしていたことがあった。

6-3 イスラム教をめぐる国際対立

6-3-1 スカーフ事件

しかし、他方イスラム教の世界では女性は一段低い地位になっており、それが両性の平等という人権を侵害しているとキリスト教世界では批判する。つまり、イスラム社会は人権が十分に認められていない社会であるという認識である。

では次にスカーフ事件をとりあげてみよう。

国際的に宗教文化が教育的政治的対立になったのは、フランスを中心として起きた「スカーフ事件」が有名である。イスラム教徒の女性は、頭髪を見せない習慣があり、そのためにヘジャブという布を頭にまきつける。また、原理主義的なイスラム教徒の女性は全身を布で覆い、目の部分が編み目になっていて、そこから外を見る。他人からは顔の表情が見えない。チャドルを使用する人々は、ヨーロッパではあまり見かけられないが、ヘジャブをつけるイスラム女性はたくさんいる。フランスでは、宗教と学校教育の分離を原則とする政策がある一方、多様な文化を認める考えも広く受容され、そのバランスに悩んできた。ヘジャブをスカーフと呼ぶのは、できるだけ宗教色を弱めて受け取るという姿勢から生まれた呼び方と言われている。しかし、2004年にフランスでは学校におけるスカーフ着用を禁止する法律まで制定され、それが政治的テロの標的にまでなった。

2004年8月30日の報道をみてみよう。

イラクの武装組織、仏に“スカーフ禁止法”の廃止要求

【カイロ=岡本道郎】カタールの衛星テレビ「アル・ジャジーラ」は28日、イラクで今月19日以来行方不明になっていたフランス人記者2人について、「イラク・イスラム軍」を名乗る武装組織が2人を人質に取り、フランス政府に対し、仏公立学校でイスラム教徒女子生徒のヘジャブ（スカーフ）着用を禁じる法律の廃止を要求していると報じた。

イラクの武装組織が外国人誘拐にあたって、イラクに直接関連を持たない政治要求を行ったは極めて異例。

2人は、フィガロ紙のジョルジュ・マルブルノ記者とラジオ・フランス国際放送のクリスチャン・シェノ記者。イラク・イスラム軍はアル・ジャジーラテレビに送付したビデオで、人質2人の姿を映すとともに、今年3月に成立して9月施行予定の「ヘジャブ禁止法」について、「イスラム教と個人の自由に対する攻撃」と非難。48時間以内の廃止を要求したという。

「イスラム軍」は7月下旬、パキスタン人2人を誘拐、殺害、さらに今月26日には、人質に取ったイタリア人記者を殺害したことが報じられたばかり。

第6章 宗教と文化

「イスラム軍」の背後関係は不明だが、国際テロ組織「アル・カイダ」ナンバー2のアイマン・ザワヒリが今年、フランスの「ヘジャブ禁止法」について「イスラムに向けられた十字軍の敵意」と非難していることから、アル・カイダ系組織の可能性もある。^{*38}

この事態を受けてフランス外相が急遽イラクを訪れ、犯人側と交渉に入るとされている。ではこのスカーフ事件と何か。

フランスの公立学校は宗教と分離した体制となっている。イスラム教徒が増加し、その子弟が学校に通うようになって、イスラム教の慣習と学校教育の軋轢が少しずつ問題となってきた。男女が一緒に体育などを行うことに対する拒否的な姿勢、スカーフなどの衣服の問題が起きてきた。梶田氏が紹介するところによれば、パリ郊外の学校でスカーフを認めるかどうか問題になったときに、1989年の末に、教育相のジョスパンは次のような議会での答弁をしたという。

学校関係者は、スカーフ着用を要求する生徒およびその家族と徹底的に話し合い、彼らに非宗教性を原則を説明せよ。そして説得が最終的に受け入れられなかった場合には、当の生徒を受け入れよ。スカーフ着用を理由に、彼女らを放校処分にしてはならない。footnote{梶田孝道『新しい民族問題』中公新書 p103}

しかしこの演説は逆に問題に火をつけ、右派から左派まで演説の内容に反対した。

この梶田氏の著書が発行された後、1993年の11月に、今度はスイスとの国境に近い町ナンチュアで騒動が起きた。

ヘジャブ着用はダメ 仏の高校でイスラム教女生徒退学に 非宗教原則押し通す
非宗教性」を公教育の原則とするフランスの小都市で、イスラム教徒の女子高校生二人が退学処分を受けた。イスラムの教えに忠実に、ヘジャブと呼ばれるスカーフを着用して登校、これを外すよう求める学校当局の警告に従わなかったためだが、事件は、教育原則を押し通そうとすると、移民労働者の子弟を学校教育の場から締め出すことにもなりかねない仏社会的一面を浮き彫りにした。多数の移民を抱えるだけに、同国が「宗教の挑戦」に苦慮する場面は今後も出てこよう。ヘジャブの是非に揺れる町ナンチュアを訪ねた。(仏南東部ナンチュアで、佐藤伸)

モロッコ系移民の女学生フージア、ファティマのアウキリ姉妹が、ナンチュアの公立グザビエ・ビシャ高校を退学処分になったのは今月十五日。一週間の停学処分が明け、この日朝登校したアウキリ姉妹が「イスラム教典コーランの教えに従い、ヘジャブ着用を継続する」と宣言したため、正門前で待ち構えていたジャン・ダメストトイ校長は事前の通告通り退学を言い渡した。

スイス国境に近いナンチュア周辺は、プラスチック産業が発達。欧州各国や北アフリカ、トルコから多くの移民労働者を引き付けて来た。同市の人口四千人のうち二七%は移民。小学校によっては、児童の四〇%が移民という教室もあるという。特にここ数年、トルコ人労働者の増加とともに地元住民と移民との関係は「緊張してきた」と、地元紙記者は言う。

今回のヘジャブ論争の最中、イスラム教原理主義の拠点とされるモスク（イスラム礼拝所）のトル

*382004/8/29/21:38 読売新聞

第6章 宗教と文化

コ人導師が、「神の教えはフランス法に優先する」と公言して、仏内務省令で国外追放処分となる騒ぎもあったが、アウキリ姉妹の父親がこの導師の熱心な支持者だったこともあり、この事件は、移民の間にイスラム原理主義信奉者が着実に広がっていることを示す結果ともなった。

一方、移民に対する地元住民の反発は、露骨な反移民政策を標ぼうする極右・国民戦線の得票率が、三月の国民議会（下院）選挙で三〇%を超えた事実にも端的に現れている。移民子弟が多い公立を敬遠して、少ない私立へ通わせる地元住民の数も増えて来た。

フランスでは、一七八九年の革命以前から、カトリック教会など宗教権力の教育への関与を断ち切るのを目標にした歴史があり、現在は宗教勢力の公教育関与は一切認めていない。個人の信教の自由は保障するが、ヘジャブのような特定の宗教信徒を識別できるようなものは、学校内では着用しないのが原則だ。

だが、ダメストトイ校長は「非宗教教育の原則を守れというの易しいが、非宗教教育の過度の主張は、差別主義と変わらざるところがなくなる」との信念から、あくまで話し合いによる解決の道を模索してきた。

同校長はこれまで、過去十二年間に三十件のチャドル問題を解決してきた実績がある。だが今回は、同校関係者から話し合いに反発する声が出てくる一方で、姉妹の家族も態度を硬化させ、結局、話し合いは不可能になった。そして「事件が学校の手を離れ、内務省の介入ですべてが決まっていった」と校長は唇をかんだ。

話し合いで解決すべきだったという思いは移民の側にもある。ナンチュアにあるトルコ・イスラム文化協会のムトル・クラバニ会長は「隣のオヨナ市にはヘジャブを着用して登校する女子高生が十人もいるけれど学校側は黙認している」と主張する。

もっとも、同地域で非宗教教育の価値を説く半官組織、アン県共和国非宗教教育委員会が「チャドルを黙認する学校は、今回の措置を見習ってほしい」との談話を発表したように、妥協を許さない声は依然大きい。^{*39}

問題は鎮静化してきたが、10年以上たった2003年に再びスカーフ論争が再燃した。

きっかけはイラク戦争だと考えられている。2003年になってイスラム教徒の女子生徒が確信的にスカーフを着用して登校する例が出てきた。ヨーロッパでは近年移民を規制する政策を打ち出す政党（右派と通常呼ばれている。）が得票数を延ばしており、ヨーロッパの国に移民してきた以上、そこの言語を修得し、その伝統的な文化に適応すべきであるという主張が広がってきた中で、イラク戦争がからまってそうした移民規制政策への反発として、逆にスカーフを着用する人たちがでてきたわけである。2003年だけでフランスで400件の騒動があった。そして、ついに政府は学校でのスカーフ着用を禁止する法律を準備し、議会がそれを可決したのである。それによって、宗教的な意味あいを強くこめたシンボルをつけてはならないことが法律で制定された。これはイスラム教徒のスカーフだけではなく、ユダヤ教徒やキリスト教徒にも同様に適応されるとしているが、法の目的がイスラム教徒を主な対象にしていることは明らかだろう。

社会的な騒動というレベルではフランスほど大きな騒動にはならなかつたが、スカーフ事件は、私が滞在していた2003年にオランダでも起きた。オランダはイスラム教徒がもっとも自然な

*39 1993. 11. 24 読売新聞

第6章 宗教と文化

形で社会に溶け込んでいる国であるが、やはりイスラム系の移民に対する国民感情が確実に悪化してきた現象がある。

アムステルダムのプロテスタント系の中学校で、イスラム教徒の女子生徒がスカーフをある時点から着用し始めたので、学校としてそれを止めるように指導した。それまで着用していなかつた彼女が着用するようになったのは、フランスと同様の雰囲気がイスラム教徒の中にあったのだと思われるが、直接のきっかけは、その学校の事務員の中にイスラム教徒の女性がいて、その事務員がスカーフを着用し、特に罰せられることがなかったので、自分も許されると思ったからである。しかし、学校側は生徒には認めないとという態度をとり、最終的に退学させてしまった。オランダではこれは一部のメディアが取り上げたが、社会的な問題になったとは言えない。それはむしろイスラム教徒に対する反感が社会の中に強かったというよりは、オランダでは、宗教的な理由で生徒を退学させることが、私立学校には認められているからである。イスラム系の中学校もあり、どうしてもスカーフを着用したいのならば、それを認める学校に行けばよいという通念があったためでもあろう。

(付)

アラン・マンクは『民族の復讐』でスカーフ事件について次のように書いている。

フランスは、他国ならもっと本質的に民族的な問題で人々が熱するところを、アイデンティティの問題で熱くなってしまう奇妙な国家である。ベルリンで壁が崩壊しているときに、チャドル事件（公立学校にイスラム教徒子弟がチャドルを着用して通学するのを認めるかどうかで全土に巻き起こされた議論）が起こることが、フランス人の欠陥をすべて体現する。それぞれが歴史を持っており、あるものにとって大きなものが他のものにとっては限られたものにすぎないというのだ。イギリスでは、パキスタン人が学校にターバンを巻いてくる権利があるかどうかでは決して分裂しない、スペインでは尼僧が僧衣姿で大学を訪問してよいかで分裂はしない。イデオロギーが中心的な価値を持ち続いている国家だけがクレイユの中学校での三人の少女の服装について刃傷沙汰を起こすのである。^{*40}

6.3.2 デンマーク風刺画事件

2005年に起きた、デンマークの新聞ユランズ・ポステンへのムハンマド風刺画問題は、現在のイスラム教世界とキリスト教世界との矛盾を端的に表している。また、単に「表現の自由」とテロの関係でもなく、更に、宗教的対立に収斂させて解決される問題でもない。現在の国際的な対立の典型的な問題を表現しているとも考えられる。

事実関係を整理しておこう。基本的な材料は、世界30カ国の放送局が協力して作成したドキュメンタリー番組『民主主義』の中の、デンマーク風刺画事件を扱ったもので、デンマークのカルステン・キエールが取材をした番組である。

2005年9月30日 ユランズ・ポステンがムハンマドの風刺画を掲載しておきた事件である。ムランマドがターバンを巻き、そこに爆弾らしきものが描かれた風刺画を書き、それを、オ

*40 アラン・マンク 『民族の復讐』 山本一郎訳 新曜社 p26

第6章 宗教と文化

ーフスの新聞社「ユラン・ポステン」が掲載したものだ。これには前史があった。デンマークの出版社が、子ども向けの世界の偉人の伝記シリーズを作成していたが、その中にムハンマドがあった。子どもの向け伝記だから、当然挿絵が入る。そこで、ムハンマドの挿絵を描く画家を探したのだが、誰も引き受けなかった。イスラム教は偶像崇拜を厳しく禁止しており、従って、ムハンマドの肖像を書く行為自体が厳禁されていたわけである。デンマークはイスラム国家ではないが、報復を恐れた挿絵画家たちが躊躇していたために、逆にそうした風潮を風刺することを思いついた新聞社が、風刺画を募集して掲載するに至った。

最初の抗議行動を行ったのは、デンマークのイスラム指導者であるハラヘル氏であって、彼は、こんなデンマークには居られないと考えて、レバノンに行き、抗議行動を働きかけたのである。インタビューで「イスラム教は世界一の宗教であって、人間にもっとも合ったものだ」と答えている。レバノンのイスラム教最高指導者のシェイク・ラシッド・カバニ・ムランマド氏は、抗議を呼びかけた結果として、暴動が起き、大きな被害をもたらしたことに対して、「責任を感じるか」という質問に対して、大きな憤りを見せ、「我々が意図したのは平和的なデモであり、暴動など意図していなかった、発言を撤回せよ」と強くキエール氏に迫っている。そして、あのような風刺画を書いた人間は、道徳心のない人であると断罪している。この時のデモは防犯カメラに写っており、かなり激しいものだったことがわかる。火炎瓶が投げられ、ビルが火災を起こしたために、飛び下りた人が数名死亡している。被害にあったビルの所有者は、「デモ隊は火炎瓶を用意しており、平和的なものではなかったことは、政府も知っていた。軍隊はデモ隊のすることを見ていただけだ」と語っている。デンマークを去ったハラヘル氏は、「これは言論の自由に関する争いではなく、西洋諸国の人々が、十字軍以来、イスラム教徒に対してもっている偏見の問題なのだ。アラー、やコーランへの侮辱は、ジョークとしてでも許されないのであり、70年間地獄に落ちるような大罪なのだ」と述べている。

最も激しいデモがあったのはイランだった。イラン政府の意図でデモが組織され、デンマーク大使館が襲撃され、大使館員は全員国外退去した。キエール氏は、デモを指導したアリ・バクシ氏に苦労してあう。「ムハンマドが侮辱されたのだから、犯罪者を逮捕すべきであり、我々の怒りを示す必要があった。」と答えている。この一連の取材で、キエール氏は、イスラム指導者たちが、風刺画を厳しく批判しているにもかかわらず、実際に風刺画をみたことがないことを知り、風刺画を見せて感想を聞いている。そして、ほとんどのイスラム指導者は、風刺画自体に激しい怒りを示していない。アリ・バクシ氏は、むしろ「シーク教徒のようだ」と答えている。

異なる対応をしたイスラム勢力は、フランスのイスラム団体だった。たパリの、左翼的新聞の編集長のフィリップ・パリは、風刺画を掲載し、「宗教の立場にたつか、民主主義の立場にたつか、という問題だ」とジョークにする権利はあると述べている。これに対して、フランスのイスラム団体は、編集長を告訴して、刑事裁判にもちこんだ。その代表であるラジ・タミ・ブレゼ氏は、「表現の自由は大切かも知れないが、イスラム教徒の反応を見るべきだ」と主張している。

さて、この問題をどのように考えたらよいのだろうか。

第一に表現の自由の範囲である。

西欧の原則は、デンマーク首相がインタビューで述べた「表現の自由を制限することを求めているが、表現の自由は絶対に守るべき」という言葉に集約されるだろう。そして、神を批判したり、極端にいえば冒涜する表現も許されるべきだという。それに対して、イスラム圏で反発した

第6章 宗教と文化

人たちの考えは、カタールのドーハにあるアルジャジーラテレビで番組をもっているシェイク・ユサブ・カラデウィ氏の見解、「15億人を冒涜する行為であって、西洋は植民地のようにイスラム世界を支配できると思っている。絶対的な自由などない。赤信号ならとまる必要がある。飛行機もルールに従う。」に代表される。このルールには、神を冒涜することは自由の中に入らないという。しかし、これは文字通りには受け取ることができない。iranでは、漫画家たちが、ムハンマド風刺画に対抗して、ホロコーストを風刺する漫画コンテストをやった。イスラム圏を中心に何点かが集まったという。ほとんどの西洋諸国のジャーナリズムはこのコンテストを無視したのに対して、デンマークのユラン・ポストの編集長は掲載を決めたが、上層部がそれを止めてしまった。ユラン・ポストの渦中の編集長は表現の自由を原則通りに適用しようとしたが、再度のトラブルに巻き込まれることを恐れた上層部は、原則を曲げたわけである。他方、ホロコースト風刺を行ったイラン漫画センターの所長マスード・ショジャイは、ホロコーストを侮辱したという理由で、17カ国から入国禁止となっていると、西洋諸国を批判していた。西欧のいくつかの国は、ホロコースト風刺は国家的に認めなかつたわけである。

確かに「表現の自由」は他人の人格権を傷つけることは認めていない。しかし、「神」は「ひと」ではないから、名誉棄損とはならないというのが、西欧的な考え方であろう。一方イスラム的原則では、「神の冒涜」は、名誉棄損の問題ではなく、そもそも許されない行為であると主張される。

かつて激しい争いをした相手に対する風刺は、表現の自由との間で複雑な状況を呈するのが現実である。

第二に、自ら不利益と感じる表現に対する反応の範囲である。

イスラムブル在住のOICイスラム諸国会議機構の事務局長エクメレッディン・イッサンオウル氏は、「風刺は文化的な行為などではない。もし、文化国家が風刺をする自由があるなら、非文化的な国家では、放火することも同じようなことだ。デンマーク首相に手紙を書いていた。各地でデモが起きることが予想できたからだ。暴動が起きた責任は自分ではない。」と語った。そして、彼は、イスラム諸国のサミットに「神への冒涜を禁止する法を作成して、国連加盟国に承認させる」という提案を行っている。

「批判」には「反批判を」というのが、「言論の自由」を支える論理である。2011年に、イギリスのBBCが、お笑い番組で、広島と長崎で二度被爆した日本人をちやかしたということで、日本で大きな批判が巻き起こった。そして、外務省等がイギリスに抗議をして、BBCが謝罪をし、インターネットに掲載していた動画を削除したことで決着した。このように、暴力的な批判ではなく、抗議でおさめられることが言論の自由であり、イスラム諸国のやり方は間違いでいるというのが、西欧的論理であろう。

しかし、イスラム側の立場からみれば、結局イスラムを蔑視しているその姿勢が問題であり、それは言論では変わらない、暴力的な対応をしなければ、真剣に反省しないのだということであろう。イスラム側でも、ホロコースト風刺という、ある意味言論的反論をしたが、西欧はそれに呼応しなかった。

結局この事件は、西欧側での自主規制的な方向に向かって収束した。ユラン・ポストのローズ編集長は解雇され、ドイツでムハンマド、ブッダ、キリストの首がそろって並べられる演出を採用していたオペラは、上演を中止となった。パリでの裁判は「無罪」判決が出されたが、西欧的人権の論理とイスラムの宗教的論理との折り合いは、今後の世界の大きな課題となっている。

第7章 言語の問題

7-1 言語をもつということ 日常語・政治語・教育語

日本ではどこでも日本語が通用し、唯一の公用語、教育語、日常語であるために、外国では言語は複雑な状態にあったり、言語が原因で政治紛争になったりすることがあるという事実を忘れないでいる。だが公用語、教育語、日常語がそれぞれ異なっている国は珍しくない。また「国語」が存在しない国も多数ある。あるいは、教育言語が学校のある段階で変更されるような事例すら存在するのである。

こうした国際的状況から見ると、日本の言語状況は極めて幸福な事例である。

ところが、日本における言語をめぐる状況は、今後少しずつ変化していくように思われる。既にその前兆はある。

第1に、英語が日本社会の中に、少しずつ定位置を占めはじめたことである。ソニーの重役会議が英語で行われていることが報道されてからかなり経過している。衛星放送で英語によるニュースがリアルタイムで流れ、また日本の放送局のニュースも英語が併用されている。また、デジタルテレビ放送の開始によって、一挙にテレビの放送言語が多様化する可能性がある。また国連英語検定の得点を管理職登用の条件にする企業もいくつか現れた。そして、英語を第二公用語にしようという論すら出ているのである。

第2に、外国人労働者の増加によって、学校における言語環境が変化せざるをえない状況が、ごくわずかとはいえ起きていることである。

教師と生徒、生徒とその親のコミュニケーションが成立しない状況である。

親が子どもの話す言語を理解しないことで、子どもが親に対する通常の尊敬の心を持てなくなる。親がその地域の言葉を話すことができないので、大人及び親としての役割を充分に果たせなくなるからである。

例えば、次の記事をみよう。

在ブラジル日系人が適応指導員に 子供たちの助けに——四日市市

三重県四日市市教委は、県下で初めてブラジル在住の日系人、入津テレーザさん（32）を、市内の日系ブラジル人らポルトガル語圏の児童生徒に対して教育指導の補助的役割を果たす「適応指導員」として採用、十1日に辞令を交付した。

同市教委は今年3月、県国際課を通じて、ブラジル・サンパウロ市の三重県人会に人材の発掘を要請。その結果、適応指導員にふさわしい人として入津さんが推薦された。^{*41}

また、外国人の多い町として有名な群馬県大泉では、ポルトガル語による教育施設まで現れている。

*41 毎日三重版 1994.6.16

7-2 国家と言語の状況

このような状況が、どのような意味をもつかについては、後で検討することにして、まず世界の言語状況をみておこう。

次のように類型化できるだろう。

- 1 1つの国家の中で、1つの言語が生活のすべての領域で通用する。(日本、韓国)
- 2 1つの国家の中に、複数の公用語が存在する。(イスラム・ベルギー) footnote{ベルギーでは2003年にイスラム教徒の移住者たちが政治組織を結成し、アラビア語を第4の公用語にせよという要求を掲げた。}
- 3 1つの国家の中で、日常言語と公用語が異なっている場合。(インド)
- 4 国家連合でそれぞれの国家が別の言語をもちながら、連合全体としての支配的な言語がある。(旧ソ連・カナダ)

日本のようにひとつの言語が、その国全体で通用するという国はそれほど多くない。特にアジアの国々では、日常言語と教育言語、そして、政治言語が異なっている場合も珍しくないのである。ほとんどのアジアの大学では、日常言語は使用されていない。ヨーロッパでは民族語が文化的な言語として形成されたのは、宗教改革以後のことでの、ドイツではルターの聖書翻訳が大きな契機になった。ところが、アジア諸国では国民国家が形成され、文化言語として民族語が発展する前に、欧米の植民地になってしまったために、民族語が国内全体で通用するように形成されないままに、独立を迎えることになった。植民地本国は学校を建て、もちろん本国の言語で教育した。

日本でも明治の当初は、大学では英語やドイツ語が使用されていた。御雇い外国人を起用していたことと、日本語が学術的内容を表現できないという事情があったからである。そこで、明治の知識人の努力は科学用語を作成することにも注がれた。学問的な用語は、多くがこの明治の頃の開化派の知識人によって作られた熟語である。現在でもこの方式を踏襲すべきで、カタカナで外国語をそのまま表記するような傾向に対して、言語創造力が枯渇していると批判している論者もいる。

このような言語形成が植民地化されてできなかつた国では、いまだに言語的な困難から、教育水準を保つのに苦労している。

フィリピンをみておこう。

フィリピン語が公用語で国語であるとされるが、有力方言であるタガログ語を基礎としたものだが、「国語」としてはまだ形成途上といえる。フィリピン諸島で話される言語は多数にのぼり、100種以上もの小規模な言語グループにわかれていく。たがいに理解できず、共通の言語(国語)の創設が必要とされてきた。1959年にはタガログ語を基礎とするピリピノ語が国語とさだめられたが、普及せず、87年憲法ではフィリピノ語が国語とされた。もうひとつの公用語である英語は教育に、また政治、商業面で広くつかわれている。

教育では生れ育った言語、すなわち母語を使用しなければ効果はあまり望めない。しかし、公用語が英語であれば、英語も自由に使えるように教育する必要がある。フィリピンでは小学校の低学年では現地語を使用し、次第に英語を取り入れて、英語による授業を増やしていくという方法をとっている。憲法の規定のように学校が運用されるには、随分時間がかかるだろう。

徹底して2言語政策をとっているのがシンガポールである。

第7章 言語の問題

シンガポールの住民は中国系が最も多く、76%以上を占めている。彼らは中国語を母語として育つ。マレー系(14%)、インド系(6%)その他は、マレー語やタミール語、英語などを母語とする。つまり、小さな国土に多くの言語が存在している。もともとイギリスの植民地であったシンガポールでは、エリート教育機関は全ての授業で英語が使用されていた。一方住民の多くは中国系であるため中国語の学校もあった。その格差が社会問題になっていたのである。

そこで、言語による対立を解消するために、1971年に2言語政策をとり、学校では必ず2つ以上の言語を学ぶように義務づけている。

この政策は一方で対立を緩和するが、また公用語などが複雑な問題をはらむことにもなり、新たな問題を生むことになると思われるが、言語によって住民の対立が起こされる事態を何とか解消しようという努力は、大きな意味をもっていると思われる。

スリランカは、今でも住民間の対立が大きく、武力衝突も起きているが、宗教問題と言語政策がその原因になっているのである。

スリランカは1948年に独立して以来、英語を公用語としてきた。植民地時代のエリートである企業家、プランテーション経営者、そして、地主層を基盤とする統一国民党が政権をとっていたが、1956年にシンハラ語で教育を受けた中産階級のスリランカ自由党と左翼の連合パンダラナイケ政権が成立し、61年にシンハラ語を公用語にし、66年一部タミル語も認めることにした。そして、以後宗教的民族的対立(ヒンズー教のタミール人と仏教のシンハラ人)と公用語をめぐる対立が複雑に関連しながら、はげしい国内対立が続くことになった。特に1980年代以降、タミルイラーム解放の虎と政府軍の武力衝突が続き、自爆テロなども起きて、今だに平和は訪れていない。

多少事情が異なるのはベトナムである。ベトナムでもフランスの植民地時代に、民衆の学校が抑圧され、フランス式の学校が強制され、フランス語が教育言語になっていた。

1945年に独立して以来、ベトナムでは識字運動が行なわれ、あわせて科学用語の創造運動をした。63年には30の分野で活動が行なわれ、70万語の用語が存在するようになったとされている。一方で、母語で教育を受けることを徹底し、少数民族には文字の創造を助ける政策をとっている。史上最強の国家アメリカを破った背後には、こうした言語政策も影響していたのである。

インドネシアの場合は、オランダの植民地政策が、言語に関する限り極めて穏健で、オランダ語をおしつけるのではなく、オランダ人が現地語を学ぶ体制をとったため、インドネシア語という民族語が形成されやすく、比較的広範に使用されているためそれほど矛盾が起きていない。

7-3 植民地の問題と言語

現在のアジアの言語の問題を理解するためには、植民地が言語に対してどのような作用をもったかを理解しなければならない。それで、もっとも極端な言語政策をとったと言われる日本の朝鮮政策をみておく。

1910年に日本統治下に置いた翌年、第1次朝鮮教育令を出し、忠良なる国民を育成することを定め、13年には国定教科書を使用、38年に国内と同じ小学校体制にし、41年には国民学校制度を導入した。

日本の植民地政策は現地の言葉を抹殺しようとし、それを学校教育を利用して実施した。これ

第7章 言語の問題

は欧米諸国の植民地政策と比べても、大変苛酷な、住民の意思を無視した行為だった。言葉は生活の基本であり、また文化を構成する媒介である。言葉を奪うことは、精神を奪うことである。今でも、日本統治を経験した人が上手な日本語を喋るのが、テレビなどに出ることがある。それほど母語を圧殺し、日本語を強制した教育が徹底していたことを表しているのである。

戦前以来植民地に対する日本人の無感覚は一貫している。しかし、新渡戸稻造の高弟である矢内原忠雄は、日本の朝鮮政策に対する批判をしてやまなかつた、数少ない社会科学者だった。

矢内原は朝鮮に対する同化政策が、矛盾をもつてゐることを次のように批判していた。

同化の外部的表徴たる言語についてできへ、植民地人の大部分が本国化するにも長年月を要するのであり、また若し言語の同化が行なわれてもそれを以て直に民族意識の同化とみなすを得ざることはアイルランドの例を以ても明白である。一方植民地の近代化は、植民地人が本国語を学習する程度の如何に拘わらず社会的経済的に進捗して、植民地人の政治的自由の意識と要求とを刺激するを避け難い。ここにおいてか同化的植民政策はそれ自身の矛盾点に到達し、産業及び教育に対する父権的保護政策は政治及び軍事における官治的專制主義によりて補強さられざるを得ない。かくて同化主義の植民地統治は軍隊的及び警察的監視の下においてのみ行なはれる。^{*42}

しかし、朝鮮は16世紀にハングルという文字を制定し、民族語として発展していたので、言語的な問題は独立後解決された。

しかし、前節で紹介したように、民族国家が形成される前に植民地された国家では、独立後も「国語」が形成されない国家は少なくない。そして、多くは英語を公用語として採用している。こうした国家では、国民の階層分化が拡大し、平等化が進まない一方、国際的に活躍する人材を生みやすいという利点を生むことになった。現在インドではコンピュータのソフトウェア産業が強化されているが、英語で教育を受けている国民が多数存在していることが有利に働いているのである。

7-4 先進国の言語政策

言語政策には大きく分けて、2つの型がある。

近代社会における最も代表的な2つの革命を経験したフランスとソ連が、その異なった言語政策観をそれぞれ代表している。この2つは市民革命と社会主義革命という政治的な相違というより、むしろ双方に共に有り得る2つの言語観といったほうがいい。

言語には優れた言語がありうるという前提で、全国民がその優れた言語を使用することを、国家的な政策とするのがフランスである。フランス1世が1539年ヴィレコトレの勅令で法律用語としては、ラテン語を止め、フランス語にしたことが転機になり、やがて大学でもフランス語で講義をする学者が現れた。フランス政府はフランス語の改良をめざすため、リシュリューが「アカデミー・フランセーズ」を1635年に設立し、以後一貫してフランス語の洗練化の努力

*42 矢内原忠雄「朝鮮統治上の2、3の問題」全集4巻岩波書店 アイルランドではアイルランド語を捨てて英語に公用語を変えた歴史がある。言語的には英語化が進んだが、そのことによって英國への帰属意識が形成されたわけではなかった

第7章 言語の問題

をする。これは王権の強化にともなう統制的な政策の現れであった。

それが言語政策として本格化したのはフランス革命からである。

革命中の1793年10月17日に次のように規定された。

共和国の全ての子どもはフランス語を話し、読み、書かなければならぬ。

94年には、国民公会令で次のように規定している。

公務員にして、その職務執行中、フランス語以外の方言もしくは言語をもって文書を作成し、もしくは署名したるものは、その居住地の裁判所に出頭して6ヶ月の禁固刑に服した後、罷免せらるべし。

このように標準フランス語以外の言語で仕事をした公務員は、処罰されることが規定された。実際にどの程度実施されたのかはわからないが、その考え方としては実に明確である。フランス革命は言語としてのフランス語には何等変革を求めず、それを国民により積極的に浸透させたのである。これは一面でフランス革命のナショナリズムとつながっていた。この言語観では、教育機関は「国語」を教える最も重要な場となり、国語教育が大変重視される。特にフランスではそれが「規範文法」の形をとり、家庭学校で子どもの時に教えられる。尤も、このようにフランス語のみを国民に強制してきたにも関わらず、現在フランス国内では、ブルトン語、バスク語、カタロニア語、フランク語、ドイツ語などが話されており、フランス語以外を話す人々が国民の25%を占めているとされる。

日本の国語観も基本的にはこの部類に入る。学校は日本語の修得に多大の労力を捧げ、外国人から見るとその努力は気の遠くなるようなものである。そのため何度も日本語を、他の言語に変える提起がなされた。

反対に母語を基本に考えるのが、崩壊してしまったが、ソ連であった。

1970年9月8日の中等普通教育学校規則は、「生徒は母語で教育を受けることができる。両親又はそれに代る保護者は、希望に従って児童のために相応の言語で教育を行なう学校を選択する権利をもつ。授業に使用される言語の他に、生徒は希望に従ってソ連邦の他の民族の言語を学ぶことができる」と規定していた。

これは革命の時のレーニンが指導する綱領作成において、確認された原則である。レーニンは、「自由な国家の自由な学校のもとでは、経済的交通の要求の働きで、いろいろな言語のうちの1つに国家的特権などすこしもあたえなくとも、たやすく互いに意思を通ずることができるようになるであろう。」という理念によって、強制的な公用語を決めなかつたのである。^{*43}

また1973年7月19日の国民基本法4条基本原則4は、「授業の言語を選択する自由 母語またはソ連邦の他の民族の言語での授業」を保証し、22条は、準備学級において、「母語以外の言語で教育を受けようとする児童と入学準備のため、必要な場合には学校に準備学級を付設する」と規定している。

もっとも、ソ連の民族運動の中で、民族共和国の公用語をめぐって、ロシア語の位置が問題に

*43 レーニン全集19巻

第7章 言語の問題

なっていたので、こうした原則がそのまま適応されていたとはいがたいものがあるが、原則としては明確になっていた。そして、近年アメリカのバイリンガル教育原則が、このソ連の言語政策と同じ方向をもっていることは大変興味深いことである。

さて、実態に関してはこの理論どおりではなく、ロシア語が偏重されていたことは各種の報告がある。

ソ連はツァー時代から100の民族を統合する課題を引き継いだ。ソ連内の移住によって、人口構成が変化し、中央アジアの共和国の人口増加によって、ロシア人以外の人々が37%（1970年）から44%（79年）に増加した。これは、工業化や東方移住によって生じたが、学校にも影響した。「学校でロシア語、友人と家庭では母語を使用し、それで national identity を保持している場合が多い。」とされる。

また、ロシア文学を、*intercultural education* ということで、すべてのソ連の学校で重視して教えさせた。その際、文化的な背景など充分考慮しなかった。

歴史教育においても問題が生じ、ソ連の歴史を中心とした。

つまり、権利規定にも拘らず、実態はかなりロシア語重視が、学校教育において行われていた。1

7-5 複数言語教育

Mitterは、ロシアのバイリンガル教育について以下のように述べている。

民族文化を保持するために bilingual education は重要だが、ロシア語 bilingual education になっている。もっともアゼルバイジャンなどで、非ロシア語の bilingual education が拡大してもいる。bilingual education の目的は、すべての民族が自由にロシア語を話せるようにすることである。

また他の外国語（ドイツ語、フランス語、ポーランド語など）が重視され、能力の判定要素としての意味ももった。

ロシア以外の国でも、ほとんど小学校1年生の始めから、ロシア語の授業を行っている。幼稚園からの場合もある。ロシア語の学校には明らかに社会的な出世の期待で通う。ロシア国家学校ではロシア語教育の方法が進歩した。アゼルバイジャン、キルギスタン、ウズベク、ラトビア等。

1971. 9. 8法令 義務教育を10年から11年にすることを可能にする。

1978. 10. 13の文部大臣の法令。ロシア語の授業は25人以下にして、就学前のロシア語教育をしっかりすることを規定。

1979. 7. 18就学前の教育体制を規定。

共産党政治局もロシア語教育の充実を決定し、ロシア語教育の重視は、次第に顕著になってきていた。

これらは政府が母語での教育を保証していることと矛盾はしない、と Mitter は述べるが、ソ連のその後の崩壊を見ると、やはり、言語をめぐるアイデンティティ形成に、ソ連を失敗していた、ということができる。

バイリンガリズムが、かなり民衆的レベルで実現しているのがオランダである。オランダでは国民のほとんどが、英語を話すことができるし、また国内の出版も書籍に関してはオランダ語の本より英語の本が優勢のようだ。特に専門書は英語で書かれる傾向にある。

だからといって、オランダ語を無視しているのではなく、オランダ語の教育には力を入れている。何故、オランダで国民のほとんどが英語ができるのか、そして、書籍を英語で書くような状態が

第7章 言語の問題

続くことによって、将来オランダが英語国になるのか否か。興味深い課題である。

オランダでは小学校7年生（日本の5年生にあたる。）から、英語の授業を導入することが多い。カリキュラムの自由が大幅に認められているオランダであるから、フランス語やドイツ語をする場合もあるようだ。ただし学校教育によって英語能力が形成されているのではない。多くのオランダ人は「テレビ」の影響をあげる。ヨーロッパではE C圏内のテレビは自由に視聴できるし、また「原語」での放送だから自然に英語を修得する。

日本のように二重放送はないのが、外国語修得にはかえってプラスになっている。

これはメディアの言語修得における重要性を示している。

相互理解の媒介手段が言語であることは疑いようがないが、国際化の中での言語は錯綜した状況にある。

国民国家の成立と国家語の成立は不可分の関係になるが、明治以降、日本語が国家の力、特に学校教育によって国民に浸透してきた。そして、現在ではマスコミに力が加わる。マスコミによる浸透は、比較的権力性の薄いものであり、それ故ある面で自然な国語の形成に寄与したといえる。現在では少なくとも子どもの世代では、日本中の「日本語」が同質性を高めているし、自然に意思の伝達が可能になっている。

しかし、バイリンガリズムは簡単に行くわけではない。

アメリカで移民や難民が増大して、英語を理解しない人々にも、文化的教育的保障をすることから、起きたが当初から反対意見もあった。

ワシントンポストの記事で見ておこう。

英語はアメリカ社会の基礎である。しかし、常に移民の波に見舞われる。1国家1言語1国民という考えは成立が難しくなっている。アメリカで英語を話さない人は盲人と同じである。^{*44}

しかし、バイリンガリズムの進展の一方で、反スペイン的感情が起きている。スペイン語を学ぶことではなく、英語を学ばずアメリカ社会への同化を拒んでいることに対する反発である。

ロスアトロスの中国系の市長が英語を公用語にした。それは言語や文化が問題なのではなく、問題は同化である。公的な政策としてのバイリンガリズムは同化を遅らせ、孤立した文化領域を形成する。^{*45}

母語しか話さないことは、文化的、知的なゲットーに自分を閉じ込めることになる。

人間は言語を記憶する機能が脳にあるので、言葉を覚えよう。^{*46}

もちろん一方的に反対なわけではなく、賛成論もある。

毎年移入が増加しているが、スペイン系は昔やってきたのに、今でも祖先とのつながりを求めている。マイアミの主な新聞の Miami Herald は英語の新聞だが、スペイン語の記事も掲載している。

大きな影響力をもっているテレビに関しては、2つのスペイン語の局がある。

*44FREE FOR ALL - Watch Your Language. The Washington Post, December 17, 1988, FINAL Edition

*45Bilingualism and the Backlash. The Washington Post, July 28, 1986, JONATHAN YARDLEY

*46LETTERS TO THE EDITOR - The Importance of Being Bilingual. The Washington Post, July 09, 1988

スペイン語の放送は健全である。

マーケットとしても大きい。^{*47}

基本的な大きな問題は、やはり社会としての統一した行政、および共通意識の形成と、それのもっとも親しむことのできる言語環境との関係であろう。アメリカやカナダでは、その対応に苦慮している。バイリンガリズムを認めると、母語した話さない人々が急速に増加する。すると、公文書やメディアなどが、様々な言語を使用しなければならない状況になるわけである。そのため、その社会の言語をきちんと教育すべきであるという意見が絶えず出てくる。^{*48}

7-6 言葉と平等

次に言葉と平等の問題について考えてみたい。

言葉は意思の伝達のためにあるのだから、意思が伝達できればよい。そういう点では異なった言葉に優劣があるわけではないはずである。しかし、現実には言葉には優劣の感情が伴っている。よく知られているように、古代ギリシャ人は周りの国を「バルバロイ」と呼んだが、それは「野蛮な言葉を喋る人」という意味だった。そして、異なった言葉の間ではなく、同じ言葉の中でも差別感があることが普通である。

テレビの普及などによって、地方の子どもも共通語を話すことができるようになったので大分減ったが、以前は地方から転校してきた子どもが、方言によって馬鹿にされたり、いじめられることは珍しくなかった。

英語もこうした点は同じである。

「マイフェア・レディー」というドラマがあり、有名なミュージカルになっている。これはこうした言葉の差別を風刺したドラマである。

上流階級の言語学者ヒギンズ教授は、言葉こそが人間性の現れであるという信念をもっている。そして、正しい教授法によって、誰でも「英語」を話せるようになるという信念を実証するために、花売り娘を仕込み、社交界で彼女をハンガリーの王女であると信じ込ませることができるかどうかという賭を行い、それに成功する。

ヒギンズ教授は、友人に対して次のように歌う場面がある。

(to pickering)

No one taught him "take" instead of "tike".

Hear a Youkshireman, or worse,

Heaf a Cornishman converse.

I'd rather hear a choir singing flat.

Chickens cackling in a barn...

*47U.S. Mass Media Building Bridges to Bilingualism. The Washington Post, January 03, 1989, FINAL Edition By: Jay Mathews, Washington Post Staff Writer

*48Here, Opportunity Speaks English Will *Bilingualism* Condemn Immigrants To the Ultimate Racism? The Washington Post, June 26, 1983, By: Neil PierceCanada Charter Issue Spawns New Snags Politicians Complicate RevisionProcess. The Washington Post, Jan

(Pointing Eliza)

Just like this one!

I ask you,sir,what sort of word is that?

It's "Aooow" and "Garn" thar keep her in her place.

Not her wretched clothes and dirty face.

Why can't the English teach their children how to speak?

This verbal class distinction by now should be antique.

If you spoke as she,sir,

Instead of the way you do,

Why,you might be stelling flowers,too.

An Englishman's way of speaking absolutely classifies him

The moment he talks he makes some other Englishman despise him.

One common language I'm afraid we'll never get.

Oh,why can't the English learn to set

A good example to people whose English is painful to your ears?

The Scotch and the Irish leave you close to tears.

There even are places where English completely disappears.

In America,they haven't used it for years!

Why can't the English teach their children how to speak?

Norwegians learn Norwegian; the Greeks are taught their Greek.

In Frace every Frenchman knows his language from "A" to "Zed"

The French never care what they do,actually,as long as they pronounce it properly.

Arabians learn Ababian with the speed of summer lightning.

The Hebrews learn it backwards,which is absolutely frightening.

But use proper English,you're regarded as a freak.

Why can't the English,

Why can't the English learn to speak?

しかし、作者のバーナード・ショーはここで、ヒギンズ教授のような単純な「良い英語=優れた言葉」というような公式にたっているわけではない。ヒギンズ教授は確かに賭けに勝つ。しかし、特訓を受けて成長した娘は、自分が単なる実験台だったことに怒って、家を飛出してしまう。そのときヒギンズは娘への愛を自覚するが、ヒギンズは飛出されてうろたえて、母親に相談をもちかける。言語については一流だが、精神的に自立できないそうした上流階級の男を皮肉っているのである。

「リタと大学教授」というイギリスの映画がある。詩人である大学教授の開放講座の聴講生として、理髪士のリタが学びにくる。ふたりの言葉が、同じ英語でありながら、全く異なる印象を与えるものであることを、これほど明確に教えてくれる映画は滅多にない。ここでも、リタは次第に成長していくが、教授は精神的に崩壊していく。

このふたつのドラマの共通した主張は、言語の優越性を誇り、自ら優越した言語をあやつる男の精神的未成熟である。

第8章 エスペラント

言葉は最大のコミュニケーション手段であるが、多数の言語に分かれていることが、逆にコミュニケーションを困難にさせている側面もある。旧約聖書で「バベルの塔」という話がある。高い塔を建築した人間にに対する罰として、協力ができないように神が言語を分化させたという話である。当初から人類の言語が分化していたかどうか、どのような歴史をたどって現在の言語状況ができたのか等々、十分にはわかっていないが、言語が分かれていることのコミュニケーション上の困難と、言語の力に差があることが、社会的差別を生んでいるという事態を克服するために、さまざまな人が人工語の創造を試みてきた。その中で唯一成功した事例として「エスペラント」がある。エスペラントは、言語的にはマイナーであるが、エスペラントのウィキペディアも存在し、それなりの存在感をもっている。

しかし、エスペラントを学ぶ意味は、実用的な意味ではなく、むしろ言語の本質を理解する上で有用であること、外国語を学ぶ時に、学ぶ技術を得られることにある。エスペラントを学ぶこと自体には、困難さはほとんどなく、だれでも非常に容易に習得できるとされている。また、エスペラントに込められた理念は、国際社会を考える上で常に銘記すべきことでもある。そういう意味で、この授業でエスペラントの初步を学ぶことにしている。

8-1 文字と発音

エスペラントの特徴は、規則に例外がないという点にある。それは文字と発音に関しても当てはまる。ひとつの文字に対して、ひとつの発音である。前後の文字によって発音が変化する文字も存在しない。

アクセントは後ろから2番目の音節が原則。

アルファベットは、事実上発音記号の役割を果たす。母音はそのまま読み、子音は子音としての発音にオーダーを添えて文字名称としている。

大文字

A, B, C, Ĉ, D, E, F, G, Ĝ, H, Ĥ, I, J, Ĵ, K, L, M, N, O, P, R, S, Ŝ, T, U, Ě, V, Z
小文字

a, b, c, ĉ, d, e, f, g, ĝ, h, ĥ, i, j, ĵ, k, l, m, n, o, p, r, s, ŝ, t, u, Ě, v, z

因みに外国語を学習するときには、カタカナで発音を書きいれることは、学習効果を阻害するのでないように心がけるのがよい。

8-2 名詞と動詞

☆エスペラントでは品詞語尾が統一されている。

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ○名詞 | <-o> hundo, besto, rozo, floro |
| ○形容詞 | <-a> ĉarma, junia, bela |
| ○動詞現在形 | <-as> estas |
| ○動詞不定形 | <-i> esti |
| ○副詞(一部) | <-e> bele |

第8章 エスペラント

名詞には性はない。

複数形には *j* をつける。また、対格には *n* をつける。

大切なことは、前に修飾語として置かれた形容詞も、名詞につけられた *j* や *n* を合わせてつけることである。形容詞と名詞が同じ響きをもつので、音声的にリズミカルになる。

amiko → amikoj

intima amiko → intimaj amikoj → intimajn amikojn

動詞の変化はすべての動詞で同じである。

<単語> esti (~である) lerni (学ぶ) paroli (話す)

例文 読んで訳しなさい。

(1) Hundo estas besto.

(2) Rozo estas bela floro.

不定形	現在形	過去形	未来形	命令形	仮定形
lerni	lernas	lernis	lernos	lernu	lernus
paroli	parolas	parolis	parolos	parolu	parolus
esti	estas	estis	estos	estu	estus

(3) Tomoko estas ĉarma studento.

(4) Mi estas Yamamoto.

(5) Tomoko estas juna.

(6) Keiko estas bela.

<単語> hundo (犬) besto (動物) rozo (バラ) bela (美しい) floro (花) Tomoko (人名: 友子) ĉarma (かわいい)

例文 つぎの文を日本語にし、その後で、過去形と未来形に書き直しなさい。

1. Si estas feliĉa.

2. Taro laboras diligente.

3. Ni konstruas grandan domon.

<単語> si (彼女は) feliĉa (幸福な) Taro (太郎) labori (働く) diligente (勤勉に) ni (私たちは) konstrui (建てる) granda (大きな) domo (家)

人称代名詞は主格を覚えておけばよい。

～の (英語の所有格) は「形容詞」と考えて、-a をつける。また、～を (英語の目的格) は、対格という概念を設定し、-n をつける。

対格を設定する理由は、語順を自由にするためである。英語で A cat eats a mouse. は語順を変えることができない。

A mouse eats a cat. としたら、意味が逆になってしまう。しかし、通常言葉というものは、感情によって語順を変えることが多い。強調したい語ほど前にいく。会話であれば、語順を変えても、語調で理解できるが、文章として書かれた場合には、文法的に正確でない

单数	复数
mi	ni
vi	vi
li	li li
si	ili

^gi ili

と理解が難しくなる。その点を考慮して、エスペラントでは対格を設定している。

Kato man̄gas raton. Raton man̄gas kato. Man̄gas kato raton.

意味としては同じだが、ニュアンスが多少異なる。このような表現が可能になる。

例文を訳しなさい。

- (1) Mi amas vin.
- (2) Liaj libroj estas interesaj.
- (3) Ili estas diligentaj lernantoj.
- (4) Mi konas ŝian patron.
- (5) Ĉu vi amas viajn amikojn?

<単語> ami (愛する) libro (本) … esti ~ (…は～である) interesa (おもしろい) diligentaj (勤勉な) lernanto (生徒) koni (知っている) patro (父親) ĉu ~ (～ですか) amiko (友人)

8-3 疑問文と否定文

疑問文は他の言語と同じように、通常の文章をもとに「～～ですか？」と聞く場合と、疑問詞を使用する場合がある。疑問詞はエスペラント独特の方法を使用しているので、後述する。

通常の疑問文は文章の前に Ĉu をつけ、最後に?をつけるだけである。日本語で最後に「～～ですか？」に当たるが、文頭につける点が異なる。肯定のときは、jes 否定のときには ne で応え、否定する意味の単語の前に再度 ne を挿入する。ne は英語の no と not を兼ねている。

Vi estas esperantisto. → Ĉu vi estas esperantisto?

Jes, mi estas esperantisto. Ne, mi ne estas esperantisto.

Vi havas amatinon. → Ĉu vi havas amatinon?

Jes, mi havas amatinon. Ne, mi ne havas amatinon.

例文 つぎのエスペラント文を疑問文に書きかえ、また、<jes, ne>で答える文も作りなさい。

1. Vi estas diligentaj studento.
2. Vi parolas la Lingvon Internacian.
3. Vi lernas Esperanton.

<単語>

vi (あなたは) diligentaj (勤勉な) studento (学生) parolas (話す) la Lingvo Internacia (国際語: エスペラントのこと) lernas (学んでいる)

否定文は先に書いたように、否定する単語の前に ne を挿入する。

エスペラント作文

1. 象(elefanto) は 動物(besto) だ。
2. 象は 大きな(granda) 動物です か。

第8章 エスペラント

3. 象とカバ(hipopotamo) は 動物だ。
4. 象とカバは 大きい。
5. はつかねずみ(muso) は 大きな 動物では ない。
6. 子供(infano) たちが 歌っている(kantas)。
7. かわいい(êarma) 子供たちが 歌っている。
8. 私は エスペラントを 教えている(instruas)。
9. 太郎はおいしい(bongusta) お菓子(kuko) (複数) を 買います(acetas)。
10. 花子は 美しい(bela) 歌(kanto) (複数) を 歌っている(kantas)。

8-4 副詞

語尾が<-e >で終わる副詞と、それ以外の副詞がある。前者は名詞や形容詞、動詞に変化することができる。

例文 訳しなさい。

- (1) Mi lernas Esperanton diligente.
- (2) Mi lernis Esperanton fervore.
- (3) Mi lernos Esperanton intensive.
- (4) Keiko estas mirinde êarma knabino.
- (5) Taro kuras nekredeble rapide.
- (6) Mi havas mirinde belajn florojn.

<単語>

mi (私は) lerni (学ぶ) Esperanto (エスペラント) diligente (勤勉に) fervore (熱心に) intensive (集中して) Keiko (人名：恵子) esti (~である) mirinde (驚くほど) êarma (魅力的な) knabino (少女) Taro (人名：太郎) kuri (走る) nekredeble (信じられないほど) rapide (速く) bela (美しい) floro (花)

語尾が< - e >で終らない副詞にはつぎのものがある。

ajn (どんな～でも) almenaŭ (少なくとも) ankoraŭ (なお)
apenaŭ (かろうじて) baldaŭ (間もなく) ĉi (この<近接>)
ĉirkaŭ (約、およそ) ĉu (~ですか?) do (それでは)
eĉ (~さえ) for (あちらへ) hieraŭ (昨日)
hodiaŭ (今日) ja (全く) jam (すでに)
jen (ほら) jus (丁度～したばかり) kvazaŭ (まるで～のように)
mem (~自身) morgaŭ (明日) ne (~ではない)
nun (今、さて) nur (ただ～だけ) plej (最も～の…)
pli (より一層) plu (もっと) preskaŭ (ほとんど)
tamen (しかしながら) tre (とても) tro (あまりにも～しすぎる)
tuj (ただちに)

例文を日本語に訳しなさい。

1. Nia laboro ankoraŭ daŭras.
2. Taro baldaŭ eklerños Esperanton.
3. Ĉu vi jam finis korespondan kurson?
4. Mi parolas nur Esperanton.

<单語>

nia (私たちの) laboro (仕事) ankoraŭ (まだ) daŭri (続く) baldaŭ (間もなく) eklerni (学び始める) jam (もう) fini (終える) koresponda kurso (通信講座) mi (私は) paroli (話す) nur (だけ)

副詞は動詞や形容詞、また副詞を修飾する。

動詞修飾の例

- | | |
|------------------------|----------------|
| ○ lernas (←) diligente | 勤勉に (→) 学ぶ |
| ○ lernis (←) fervore | 熱心に (→) 学んだ |
| ○ lernos (←) intensive | 集中的に (→) 学ぶだろう |

形容詞修飾の例

- | | |
|------------------------|--------------|
| ○ mirinde (→) ĉarma | 驚くほど (→) 可愛い |
| ○ mirinde belaj floroj | |

副詞修飾の例

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ○ nekredeble (→) rapide | 信じられないほど (→) 速く |
|-------------------------|-----------------|

例文を訳しなさい。

1. Vi parolas Esperanton libere kaj flue.
2. Vi bone skribas alfabeton.
3. Mi energie laboras ĉiutage.

<单語> vi (あなたは) paroli (話す) libere (自由に) kaj (そして) flue (流暢に) bone (上手に) skribi (書く) alfabeto (アルファベット) energie (精力的に) labori (働く) ĉiutage (毎日)

8-5 冠詞と前置詞

エスペラントには不定冠詞は存在しない。定冠詞も原則として使用しないが、特に特定のものを想定している場合には、la を使用する。

libro → la libro hundo → la hundo

例文を訳しなさい。

- (1) Hierau mi aĉetis libron. La libro estas tre interesa.
- (2) Mi havas hundon. La hundo kuras tre rapide.
- (3) La suno brilas.

第8章 エスペラント

<単語>

hieraŭ (昨日) mi (私は) aĉeti (買う) libro (本) la (その～) esti (～だ) tre (とても) interesa (おもしろい) havi (飼う) hundo (犬) kuri (走る) rapide (速く) suno (太陽) brili (輝く)

前置詞は英語と働きは同じである。ひとつひとつ覚えるしかない。

[1]複数の働きを持つもの

- de ~ (1)～から<出発点>
(2)～から<時の起点>
(3)～によって<受身の行為者>
(4)～の<所有>
el ~ (1)～の中から
(2)～の中では
por ~ (1)～のために<目的>・の
(2)～にとって

[2]比較的意味が限られているもの

- al ~ (~に、～へ)
anstataŭ ~ (~の代りに)
antaŭ ~ (~の前に・の)
malantaŭ ~ (~の後に・の)
apud ~ (~の傍らに・の)
ĉe ~ (~の所で・の)
ĉirkaŭ ~ (~のまわりに・の)
… da ~ (~の～<数量>)
dum ~ (~の間)
en ~ (~の中で)
ekster ~ (~の外に・の)
ĝis ~ (~まで)
inter ~ (~の間に)
je (融通前置詞) * *
kontraŭ ~ (~に対して)
krom ~ (~の他に)
kun ~ (~と共に)
laŭ ~ (~によれば)
malgraŭ ~ (~にもかかわらず)
per ~ (~で<手段>)
po ~ (~ずつ)
post ~ (~のあとで)
preter ~ (~のそばを通って)
pri ~ (~について)
pro ~ (~のために<原因>)

第8章 エスペラント

sen ~	(～なしで)
sub ~	(～の下に)
super ~	(～の上に)
sur ~	(～<接触して>上に)
tra ~	(～を通過して)
trans ~	(～を越えて)

例文を訳しなさい。

- (1) Morgaŭ mi iros al Mišima.
- (2) Granda arbo staras antaŭ mia domo.
- (3) Multaj homoj loĝas en nia urbo.
- (4) Granda kato dormas sub la tablo.
- (5) Ĉarma knabino sidas sur la seĝo.

<単語> morgaŭ (明日) iri (行く) al ~ (～～) Mišima (地名：三島) granda (大きな) arbo (木) stari (立っている) antaŭ ~ (～の前に) mia (私の) domo (家) multa (たくさん) homo (人) loĝi (住んでいる) en ~ (～の中に) nia (私たちの) urbo (町) kato (猫) dormi (眠っている) sub ~ (～の下に) tablo (テーブル) ĉarma (かわいい) knabino (女の子) sidi (座っている) sur ~ (～の上に) seĝo (椅子)

8-6 比較

比較は、形容詞と副詞自身は変化せず、比較級は前後に、pli 形容詞(副詞) ol のように、pli ~ ol をつける。最上級は、前に la plej をつける。同級の場合には、前後に tiel ~ kiel をつける。

形容詞の場合

- juna 若い
- pli juna より若い
- la plej juna 最も若い
- tiel juna kiel と同じように若い

副詞の場合

- rapide 速く
- pli rapide ol ~ ～より速く
- plej rapide el (en) ~ ～のうちで (中で) 最も速く
- tiel rapide kiel と同じくらい速く

例文を訳しなさい。

1. Esperanto estas multe pli facila ol la angla lingvo.
2. Esperanto estas la plej facila lingvo en la mondo.
3. Mi vekiĝas pli frue ol mia patro.
4. Mi vekiĝas plej frue en mia familio.
5. Mi vekiĝas tiel frue kiel mia avino.

<単語> multe (ずっと) facila (易しい) la angla lingvo (英語) en ~ (～の中で) mondo (世界) vekiĝi (起きる) frue (早く) patro (父親) familio (家族) avino (祖母)

8-7 命令文と仮定法

命令文は相手に向かって「～しなさい」と命令する場合だけではなく、「～しましょう」「～にさせよう」なども含まれる。

- ~ u 命令 ~しなさい
- ni ~ u 励誘 ~しましょう
- mi ~ u 申し出 私が～しましょう
- ĉu mi ~ u? 丁寧な申し出 私が～しましょうか
- li (si ili) ~ u 使役 彼(彼女、彼ら)に～させよう
- ne ~ u 禁止 ~してはいけない
- bonvolu ~ i お願い ~してください

例文を訳しなさい。

1. Disvastigu Esperanton.
2. Estu silentaj.
3. Ni laboru por Esperanto.
4. Mi ludu gitaron anstataŭ vi.
5. Ĉu mi malfermu la fenestron? Jes, mi petas.
6. Keiko kuiru matenmanĝon.
7. Ne babilaĉu.
8. Bonvolu pasigi al mi soj-saŭcon.

<単語> dis-vastigi (広める) silenta (沈黙した) labori (働く) por ~ (～のために) ludi (弾く) gitaro (ギター) anstataŭ ~ (～の代りに) vi (君) malfermi (開ける) fenestro (窓) peti (お願いする) kuirri (料理する) matenmanĝo (朝食) babilaĉi (くつちやべる) pasigi (とる<通過させる) al ~ (～に) soj-saŭco (醤油)

仮定法は、実際にはあり得ないことを仮定して述べる。動詞の活用で us

- (1) Se mi estus birdo, mi povus flugi al vi.
- (2) Se vi vizitus min, mi tre ĝojus.
- (3) Ĉu mi povus peti vian helpon?

<単語> se (もし) birdo (鳥) povu (~できる) flugi (飛ぶ) al ~ (～へ) viziti (訪れる) tre (とても) ĝoji (喜ぶ) peti (たのむ) helpo (手助け)

私が鳥であるわけがないので、仮定法であることはすぐにわかるが、(2)では訪問してほしいが、実際には不可能に近いことがわかっていることを示している。(3)も同様に助けてもらえる可能性は低いと思っていることを伝えている。

例文を訳しなさい。

1. Se mi estus milionulo, mi povus havi mian propran domon.

2. Li parolas la japanan lingvon, kvazaŭ li estus japoно.

3. Ĉu mi rajtus demandi al vi?

<単語> se ~ (もし〜なら) milionulo (百万長者) mi (私が) pov ~ (~できる) havi (持つ) mia propra (私自身の) domo (家) li (彼は) paroli (話す) japana (日本の) lingvo (言葉) kvazaŭ ~ (まるで~のように) japoно (日本人) rajti ~ (~してよい) demandi (質問する) al ~ (~に) vi (あなた)

8-8 相関詞

相関詞は、人工的につくった言語であるエスペラントの特質を最もよく表している。日本のことあどに似ているが、もっと本格的であり、物・人・性質・所有・場所・方法・理由・時・数量の軸と、疑問・指示・不定・普遍・否定の軸を組み合わせて、代名詞や副詞等を作るのである。単純な組み合わせなので、非常に覚えやすい。

	物事	人物	性質様子	所有	場所	方法	理由	時	数量
語尾	-o	-u	-a	-es	-e	-el	-al	-am	-om
疑問・関係	kio	kiu	kia	kies	kie	kiel	kial	kiam	kiom
指示	tio	tiu	tia	ties	tie	tiel	tial	tiam	tiom
不定	io	iu	ia	ies	ie	iel	iel	iam	iom
普遍	ĉio	ĉiu	ĉia	ĉies	ĉie	ĉiel	ĉiel	ĉiam	ĉiom
否定	nenio	neniu	nenia	nenies	nenie	neniel	neniel	neniam	neniom

疑問詞は、関係詞としても使用される。

kio	なに	物・事	
kiu	だれ	どの	人・物
kia	どんな	性質	
kies	だれの	所有	
kie	どこに	場所	
kiel	どのように	方法・様子	
kial	なぜ	理由	
kiam	いつ	時	
kiom	どのくらい	数・量	

kio (なに)

Taro estas Esperantisto.

Kio estas Taro?

Li estas Esperantisto.

Taro havas aŭton.

Kion havas Taro?

Li havas aŭton.

Keiko parolas pri Espranto.

Pri kio Keiko parolas?

第8章 エスペラント

^ Si parolas pri Esperanto.

<単語> Esperantisto (エスペラントイスト) havi (持つ) aŭto (車) Keiko (人名：恵子) paroli (話す) pri ~ (~について)

kiu(だれ)

Taro lernas Esperanton.

Kiu lernas Esperanton?

Taro lernas ĝin.

Taro kaj Petro lernas Esperanton.

Kiuj lernas Esperanton?

Taro kaj Petro lernas ĝin.

Taro amas Keiko'n.

Kiun Taro amas?

Li amas ŝin.

例文を訳しなさい。

1. Kio kuſas sur la tablo? Kelkaj tasoj kuſas sur la tablo.

2. Kiun vi preferas, kafon aŭ teon? Teon mi petas.

3. Por kio utilas Esperanto? Ĝi utilas por internacia komunikado.

4. Kiu estas via instruisto de Esperanto?

Mia instruisto estas D-ro Zamenhof.

5. Kun kiuj vi lernas Esperanton? Mi lernas ĝin kun Taro kaj Keiko.

6. Kiun lingvon vi volas lerni, Esperanton aŭ la japanan lingvon?

Mi volas lerni Esperanton.

<単語> kuſi (<横たわって>ある) sur (~の上に) tablo (テーブル) kelka (いくつかの・いくらかの) taso (茶碗) vi (あなたは) preferi ~ (~の方を好む) kafo (コーヒー) teo (紅茶) mi (私は) peti (お願いする) por ~ (~のために) utili (役に立つ) ĝi (それは) internacia (国際的な) komunikado (コミュニケーション) instruisto (教師) D-ro Zamenhof (D-ro = doktoroザメンホフ博士：エスペラントの考案者) kun ~ (~と) lerni (学ぶ) Taro (人名；太郎) Keiko (人名：恵子) lingvo (言語) voli ~ (~を望む) aŭ (あるいは)

関係詞としての kiu(だれ)

○ amiko → amiko, kui logas en Hiroshima.

次の二つの文を関係詞でつないで、一つの文にしなさい。またその文を訳しなさい。

1. Tiу ĉi estas la letero. ^Gi venis hodiau matene.

2. Taro havas fratinon. Ŝi povas kanti tre lerte.

3. La knabinoj estas kantistinoj. Ili sidas sur la benko.

4. La libro estis interesa. Vi rekomendis ĝin al mi.

5. La romanoj estas interesaj. Li verkis ilin.

<単語>

tiu ĉi ~ (この～) letero (手紙) ĝi (それは) veni (来る) hodiaŭ (今日) matene (朝) havi (持つ) fratino (妹) pov ~ (~できる) kanti (歌う) tre (とても) lerte (巧みに) knabino (少女) kantistino (歌手) sidi (座っている) sur ~ (~の上に) benko (ベンチ) libro (本) interesa (おもしろい) rekomendi (薦める) al ~ (~に) romano (小説) verki (書く) ili (それら)

8-9 接続詞

接続詞は文法的には英語と同じである。

等位接続詞は、kaj (and) aŭ (or) sed (but) nek ~ nek (neither ~ nor)

例文を訳しなさい。

- (1) Mi havas krajonon kaj libron.
- (2) Mi legas ĵurnalon, kaj vi legas libron.
- (3) Mi sendos al vi leteron aŭ postkarton.
- (4) Mi ne havas libron, sed (mi havas) gazeton.
- (5) Mi ne havas amikinojn, nek amatinojn.
- (6) Mi havas nek patron nek patrino.

<単語> mi (私は) havi (持っている) krajono (鉛筆) kaj (~と… : そして) libro (本) legi (読む) ĵurnalo (新聞) vi (あなたは) sendi (送る) al ~ (~に) letero (手紙) aŭ (~あるいは…) postkarto (葉書) sed (しかし) gazeto (雑誌) amikino (女友達) nek (~も…もーない) amatino (<女性の>恋人) patro (父親) patrino (母親)

従属接続詞 ke は間接話法をつくる。

- (7) Li diris, ke li vojaĝis tra Eŭropo en tiu ĉi somero.
- (8) Ni esperas, ke vi diligente lernos Esperanton.
- (9) Mi konfesis la veron, ke mi ekamis ŝin.
- (10) Lia plano, ke li vojaĝos tra la mondo per Esperanto, certe efektiviĝos.

<単語> li (彼は) diri (言う) ke ~ (~と) vojaĝi (旅行する) tra ~ (~を通過して) Eŭropo (ヨーロッパ) en ~ (~に) tiu ĉi (この) somero (夏) ni (私達は) esperi ~ (~を望む) diligente (勤勉に) lerni (学ぶ) mi (私は) konfesi (打明ける) vero (真実) … ke ~ (~といふ…) ekami (愛し始める) ŝi (彼女) lia (彼の) plano (計画) vojaĝi (旅行する) tra la mondo (世界中を) per ~ (~を用いて) certe (必ず) efektiviĝi (実現する)

8-10 接尾語・接頭語

社会が変化すれば、言葉も変化する。新しい物が出てきたり、新しい概念が生じる。それに合わせて言葉が創造される。また、語彙が多いと表現力が高まるが、覚えるのが大変になる。言葉の作りを合理的に構成することによって、必要な単語を減らすこともできる。エスペラントは、接尾語と接頭語を決めることによって、造語の規則を明確にしている。この規則を理解することで、言葉を覚えやすくしているとともに、社会の変化に対応してきたのである。

第8章 エスペラント

主な接頭語

- bo- 婚姻による関係 frato → bofrato (兄弟→義兄弟)
- dis- 分散 jeti → disjeti (投げる→投げ散らす)
- ek- 動作の開始 plori → ekplori (泣く→泣き出す)
- eks- 前、元 ministro → eksministro (大臣→前大臣)
- ge-… j 男女両方 patro → gepatroy (父→両親)
- mal- 正反対 bona → malbona (良い→悪い)
- mis- 誤 kompreni → miskompreni (理解する→誤解する)
- pra- 元祖 patro → prapatroy (父→先祖)
- re- 再 vidi → revidi (会う→再会する)
- vic- 副 ministro → vicministro (大臣→次官)

主な接尾語

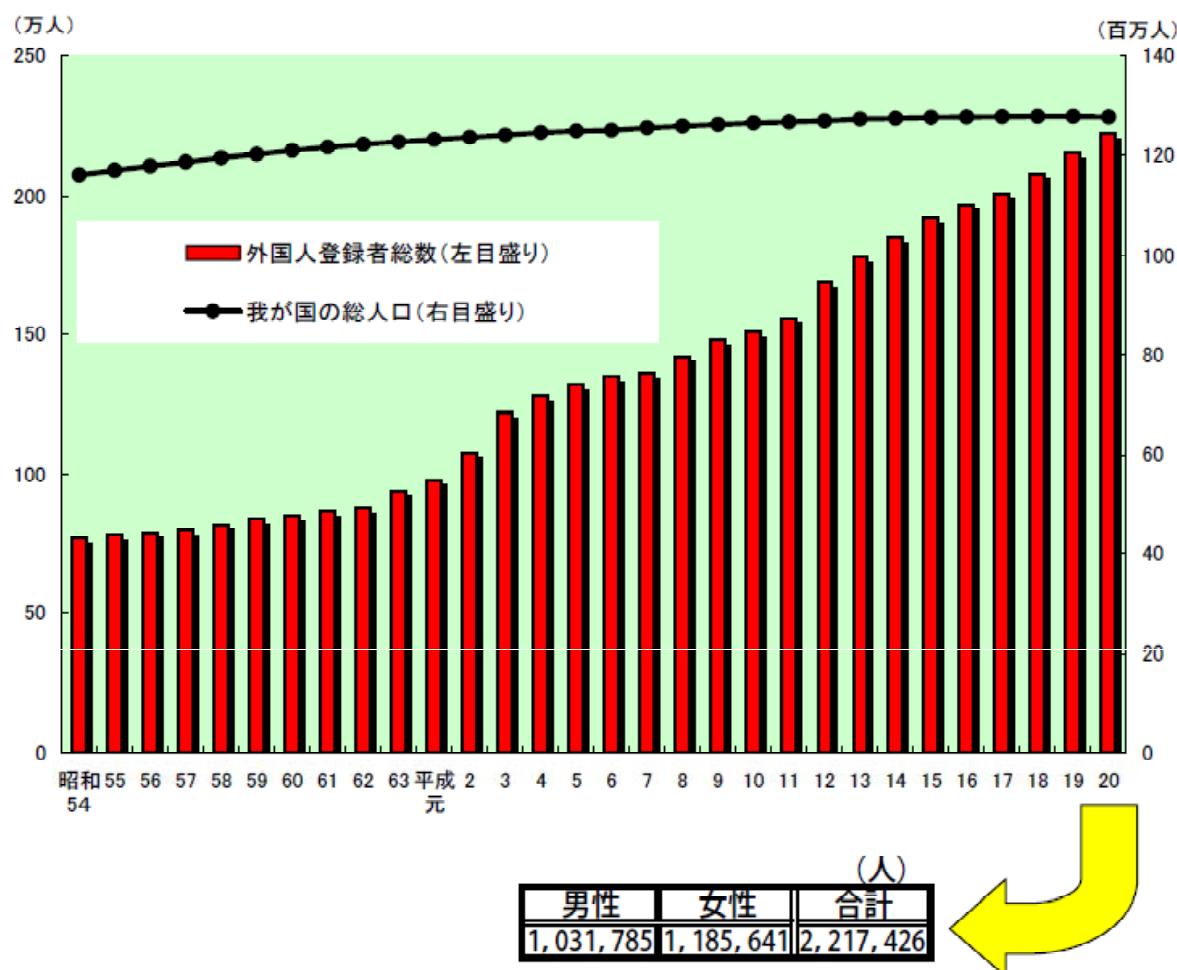
- in- 女性 patro → patrino (父親→母親)
- eg- 程度が著しい granda → grandega (大きい→巨大な)
- et- 程度が弱い ridi → rideti (笑う→微笑む)
- 小さい knabo → knabeto (男の子→幼児)
- ist- 従事者 esperanto → esperantisto (エスペラント→エスペラントイスト)
- ej- 場所 lerni → lernejo (学ぶ→学校)
- on- 分数 tri → triono (3→3分の1)
- obl- 倍数 tri → trioblo (3→3倍)
- op- 集り kvar → kvaropo (4→カルテット・4人組)
- aj- 物件 mangi → mangajo (食べる→食べ物)
- ad- (1) 行為 lerni → lernado (学ぶ→学習)
(2) 動作の継続 lerni → lernadi (学ぶ→学び続ける)
- ec- 性質 amiko → amikeco (友→友情)
- ar- 集団 vorto → vortaro (単語→辞書)
- er- 物質の1個体 pluvo → pluvero (雨→雨粒)
- il- 道具 tranĉi → tranĉilo (切る→ナイフ)
- ing- 挿入使用具 glavo → glavingo (刀→鞘)
- uj- 容れ物 mono → monujo (金→財布)
- ul- ある性質の人 juna → junulo (若い→若者)
- an- 一員 grupo → grupano (グループ→メンバー)
- id- 子供、子孫 rego → regido (王→王子)
- em- 傾向、性向 babili → babilema (喋る→冗舌な)
- ebl- 可能(～しうる) mangi → mangeba (食べる→食べられる)
- ind- ～に値する aĉeti → aĉetinda (買う→買うに値する)
- end- ～ねばならぬ lerni → lernenda (学ぶ→学ぶべき)
- aĉ- 劣悪 knabo → knabaĉo (男の子→悪ガキ)
- ism- 主義 Markso → marksismo (マルクス→マルクス主義)

第9章 外国人労働者の問題

9-1 何故外国人労働者が増えたのか

つい20年程前までは、私たち日本人にとって、外国人は大変珍しい存在で、外国人がいると子どもたちは後ろについて行ったり、「外人だ」と指さすことが普通だった。外国人の少ない地方では、今でもそうしたこともあるかも知れないが、都会ではもはや好奇の目で見られることはない、当たり前の存在になっている。1985年に85万人だった在留外国人は、97年には150万近くになっている。そして、2008年には200万人を超えていているのである。

【第1図】 外国人登録者総数・我が国の総人口の推移



しかし、これらの数字は、ヨーロッパに比較するとまだまた少ないので事実である。以下の表は非常に古いが、それでも現在の日本よりもドイツではるかに多くの外国人が居住していることがわかる。

<外国人の数の比較>

	ドイツ	日本
総数	688万人	132万人
外国人比率	8.5%	1.1%
主な国籍・地域別の内訳(万人)		
トルコ	191.8	韓国・朝鮮 68.23
ユーゴスラビア	93.0	中国 21.01
イタリア	56.3	ブラジル 15.47
ギリシャ	35.2	フィリピン 7.31
ポーランド	26.1	米国 4.26
オーストリア	18.6	ペルー 3.32
ルーマニア	16.3	英国 1.22
クロアチア	15.3	タイ 1.18
ボスニア	13.9	ベトナム 0.76
スペイン	13.3	イラン 0.68
オランダ	11.4	カナダ 0.65
英國	11.2	オーストラリア 0.63
米国	10.8	インドネシア 0.56
ポルトガル	10.6	マレーシア 0.55
イラン	10.2	インド 0.46

<注> 1993年末現在。外国人比率は総人口に対する外国人の比率。両国とも登録者数。(95/1/4 朝日)

まだまだドイツのように多くはないが、ブラジルやフィリピンに見られるように、既に旧植民地の影響以外の外国人労働者がたくさんいることに気づく。これは、後にみるように、単純労働者を認めない日本の外国人の労働政策の例外として、わずかに認めたための増加であるが、しかし、これ以外にも、統計に現われない「不法就労」の外国人が多数存在するのである。(なお、不法滞在で日本で働いている人たちの中には、芸能関係での就労という形で人を集め、水商売や売春等を行っている者があり、それは日本の犯罪組織と関連しているが、その部分はここでは扱わない。)

では外国人は何故入ってくるのだろうか。歴史的に見れば様々な理由が考えられる。

1 生活条件を求めての移住が古来最も主要な理由であろう。気候変動や他民族からの圧迫などの何らかの原因で、そこで生活することが困難になり、新たな地域を求めて移動する。大規模なものとしては、ゲルマン民族の大移動は地球の平均気温が下がったことが原因の考えられている。また、貧しかった戦前の日本からは、ハワイやブラジルに移民した人々が多数存在した。

2 領土拡張による移住。戦争などで新たな地域を支配下においていた場合、追放や植民などが起きる。戦前満州国の成立とともに、満州開拓団が日本から満州に大量に移住したことなどが、日本人の経験としては新しいものである。

3 商業の発展により、交易が展開して、人が移住する例である。そして、現在先進国において問題になっている外国人問題とは、ほとんどがこの事例になる。つまり、貧しい途上国では仕

第9章 外国人労働者の問題

事がなく、また経済が活発な時期の先進国では労働力が不足する。そこで、途上国から先進国への労働者の移動が生じるが、1960年代のヨーロッパは国家政策として、多くはイスラム圏からの労働力導入を実行した。

1960年代はヨーロッパも日本も、同じように「高度成長期」であったが、戦争で人口が減少したヨーロッパでは、経済の拡大に応じる自国民が不足していたのである。しかし、日本は高度成長期に、大量の労働力の供給があったために、外国人労働者の導入を考えることなく、むしろ、ヨーロッパでの外国人労働者問題の多発を、教訓的に見てきたのである。戦前の日本は既に工業化した社会であり、農村人口は減少して都市人口が増大していた。しかし、敗戦を迎えたときに、海外派兵されていた数百万の人々が、破壊された都市で生活することができなかつたために、多くが出身の農村に帰り、そこで農業を営んでいた。しかし、農村でも余剰労働力であった彼らが、高度成長期に都会に出て、労働者となつたわけである。

しかし、農村の供給源はなくなった1980年代になり、石油ショックを克服して拡大していた日本の産業社会は、労働力の不足に悩むことになった。特に、よい条件を提示することのできない中小企業の中には、安い労働力として外国人を求める機運が強くなり、様々な形で外国人労働者の導入を政府に求めるようになった。他方、1970年代の石油ショックで、ヨーロッパ諸国は外国人労働者の新たな受け入れを制限するようになり、また産油国も外国人労働者の受け入れを制限し、多数のアジア人たちが産油国から帰国することになった。彼らが日本に対して、外国人労働者の受け入れを求めるようになったという要因もあった。

外国人の労働の扱いは国によって様々だが、どの国でもある程度制限している。

オーストラリアなどのような、労働者が不足している国では、移民を歓迎し、技術をもっていれば比較的容易に受入れる国もあるし、またその逆に、失業者の多い国では、厳しく制限している。またEC内部では、労働の移動を自由化しているが、それはあくまでもEC加盟国の国民に限定されている。

日本は法的制限が厳しく、地形上も海で囲まれているため、厳しい制限を実行している国であるといえる。

日本は専門的な技能・知識をもって労働する職種のみを認めている。これは多くの国に共通なことでもある。自由と言われているアメリカでも、単純労働（非熟練労働）は外国人に対して、無条件には開放していない。

1980年代、日本には不法滞在の外国人労働者がかなり目立っていた。観光ビザで入国し、そのまま労働者として残留している人たちである。しかし、当然彼らの労働条件は悪く、治安という点での不安も醸しだしていた。不法滞在の取り締まりへの要求と非熟練労働者の要請という矛盾する要求に対応して、1990年前後に日本政府はいくつかの対策をとった。第一に、不法滞在の外国人に対する取り締まりの強化である。その結果中東の労働者は激減した。第二に、研修制度という労働者受け入れである。日本の優れた技術を学ぶために来日して、労働現場に派遣されて学ぶというスタイルである。しかし、多くの実態は研修ではなく、単純労働者として働くかされるという不満もあり問題となった。働くことを目的に来る者もあり、彼らは不法就労となるし、また研修を求めて来た者にとっては、研修を受けられないという不満が生じた。

こうした抜け道的な対策ではなく、正規に就労できることを求める経済界の意向に対応して、出入国管理法の改訂で、日系3世までの人は就労を許可し、定住を認める政策をとり、南米に移民した日本人の孫世代が大量に1990年代のはじめに来日して、特に静岡、群馬、愛知などの

第9章 外国人労働者の問題

工場で働く人が急増したのである。更に21世紀になって、介護労働者の不足に悩んだ政府は、アジアの労働者受け入れ要求に応じる形で、看護士と介護士の受け入れを決めた。しかし、ここでは来日3年間の間に正規の国家資格試験に合格することを条件付けたために、現在大きな問題となっていることは周知の通りである。

他方専門職の外国人受け入れは着実に増加してきた。社会現象としても目立っているのが、IT技術者として日本で働くインド人が増加しており、その結果インド料理店も各地に増えている。東京の葛西臨海都市にはインド人コミュニティが形成されている。長く事実上容認されていなかった国立大学の教官就任も80年代に開放されたが、これは現在でも極めて不十分であるとされる。

9-2 外国人労働者受入れの問題についての論議

ヨーロッパが戦後の高度成長期に、主に自国民のあまりやりたがらない「単純労働」「汚れた労働」を、積極的にやってくれる外国人労働者を受入れた事情があったが、1980年代以後の日本も似た事情であった。3K労働といわれる仕事に、日本人はつきたがらず、安い賃金で働いてくれるアジアの出稼ぎ労働者を求めた面がある。こうした状況に直面して、ヨーロッパの経験を踏まえ、日本では外国人労働者受け入れの是非に関する議論が盛んに行われた。

月刊アクロス編集部の『ワスピ』という本は、次のように主張している。

そもそも、すでにあり余る豊かさの中に生き、洗練された清潔な文明の中で生活することに慣れてしまつた現在の日本人に、またこれから辛く厳しい労働を課すことができるだろうか。ましてブルーカラー的な職業、あるいは農業のように、土や泥や油や埃にまみれた仕事をこれからの日本人がするだろうか。（中略）外国人労働者の受入れを否定する人たちも、おそらくそのことを知っている。だからこそ反対するのだ。が、彼らもまた彼らの人生においてブルーカラーよりホワイトカラーを選んだのだ。彼らの息子や娘もブルーカラーにはしないだろう。まして農家に嫁には出さぬだろう。彼らもまた戦後日本の大衆社会の一員として、農村より都市を、農民よりもホワイトカラーを選んできたのだ。だから、今の日本はどうしても、日本人に代わって働いてくれるアジア人を必要としている。それは冷厳な事実なのである。

ここには赤裸々に、「豊かな社会」を満喫しようという意思が表現されている。つまり、日本もヨーロッパのように、3K労働を外国人労働者に任せるのは当然の成り行きだと、肯定的に予測しているのである。しかし、ヨーロッパでは外国人労働者の問題に大きな負担を感じていた。

1950年代から60年代にかけて、外国人労働者を積極的に受入れたのは西ヨーロッパは、トルコなどの国と政府間で協定を結び、10年間の労働を認め、その後帰国するという前提で受け入れが始まった。人権を認めるヨーロッパ諸国は、出稼ぎ労働者たちが、家族の呼び寄せを要請したとき、それを認めざるを得なくなり、家族があとでやってきた。10年たったあと、十分な仕事がないから外国に出稼ぎに出かけた人たちが、本国で仕事をあてがあるわけではなく、家族もヨーロッパに根付いた生活を始めており、そのまま帰国せずに働き続ける人が多くなった。こうして、様々な受け入れ対策が必要になっていたのである。

では日本での賛否の論議をみておこう。

第9章 外国人労働者の問題

賛成論は、大体次のような理由をあげている。

- ・日本人では埋めることのできない労働分野（3K）を、外国人は喜んでるので、そうした必要な社会的労働を充足することができる。
- ・サービス労働を賃金の安い労働で充足することによって、日本人は快適な生活を営むことができる。
- ・貿易黒字で蓄積された富を減らすのに有効である。
- ・外国から期待されている。失業に悩む外国にとって、日本が受け入れることによって、ある程度失業の緩和に役立つ。国際的な役割を果すことになる。
- ・外国人労働者を受け入れるということは、外国を日本経済の一環として組込むことであり、それは日本の安全保障に有効である。それは、日本が国際的に孤立しないためにも有効な方策である。
- ・人権という立場から、外国人を制限することはおかしい。
- ・どのようにしても偽装難民にみられるように入ってくるのだから、それなら受け入れ制度を作つて、害を最小限にする政策をとった方がよい。
- ・実際に入ってくる労働者の権利の問題があるし、禁止しておくと暴力団の資金源のような形での極めて不自然な形態になる。また民族問題になる危険がある。
- ・文化の発展というのは、異文化との触合いによって生じるので、異文化の人々を迎えるのが、日本にとってプラスになる。

これらの意見は、単なる賛成論という共通性があるだけで、この中には対立的な意見もある。

反対論は利点を認めないのでなく、弊害を重視する。一時的には利益があるかも知れないが、日本の経済が好況の時はよいが、不況になつたら利点はすぐに消えて、弊害が前面に現れるという論である。反対論は、弊害はヨーロッパで実験済みだという（ヨーロッパ人は全面的には失敗だったと考えていませんが）具体的な事例に富んでいる。

手塚和彰氏は西ドイツの同化政策の問題として、七点をあげている。

- ・学校教育と職業教育は不十分
- ・職業上の地位は低い
- ・結婚と配偶者はほとんどが同国人
- ・満足のゆく住宅は得にくいし、外国人地区ができる
- ・ドイツ人との交際は難しい
- ・語学能力も不十分なまま生活せざるをえない
- ・帰国希望者は意外に少ない¹¹⁷⁾手塚和彰『外国人労働者』日本経済新聞社1889

結局必要な時だけ受け入れようとしたが、必要なくなったからといって帰るわけではなく、同化させようとしても、双方の問題から同化はほとんどしないで、別集団ができるということである。

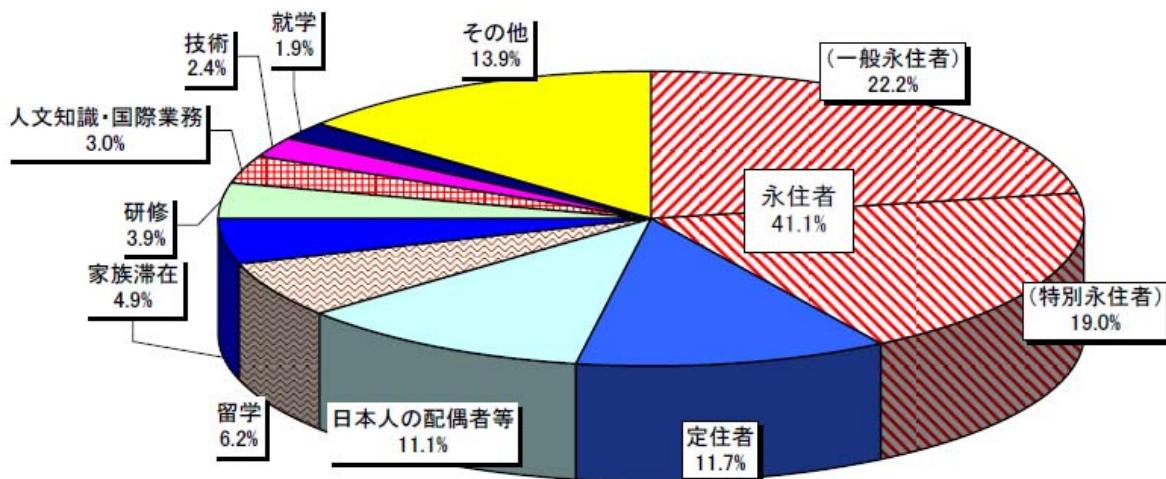
そして、適応が不十分な集団だから、当然様々な保障政策が特に必要になり、そのための社会的費用がかかるというのである。

実際にどのような形で日本に滞在・居住しているのだろうか。

他にあげられる理由を列挙しておく。

- ① 景気がいい時はいいが、不景気になつたら失業の増加の原因になる。

【第4図】 平成20年末現在における在留資格別の割合



- ② 犯罪が増加する。
- ③ 自国の労働者の賃金を下げる原因になる。
- ④ 民族差別の温床になる。
- ⑤ 日本での問題として、中小企業の側は、日本人で働く者がいないので、外国人労働者を雇うことを余儀なくされている、と言うが、また老人などは外国人労働者を雇っているから、われわれを締め出していると言う。つまり、現実に外国人労働者によって、国内の職業が奪われている。

日本ではこれまで、日本人が海外に働きに出かけていく経験はあっても、外国人を日本に受入れて、多くの人とともに働くという経験はないので、どうしてもとまどってしまうのであろう。更に外国人の労働者を政策や制度として受入れることは、日本の社会の性質をかなり根本的に変革することになるので、そのことへの評価も分かれているのである。

ヨーロッパでは外国人労働者の受入れを、後悔しているかのように、日本のマスコミでは取上げられている。事実、ヨーロッパではマイナスの状況がたくさん生れ、今では単純労働の受入れはしていないのである。

しかし、こうしたマイナス要因を直ちに、ヨーロッパの失敗を見るなら、それは一面的な見方になるだろう。欧米ではそうした中でも、懸命に民族の平等を保障しようとする試みを続けていられるからである。

野川忍はこうした誤解に反論している。

ドイツでの外国人労働者受入れは失敗した、という神話は間違いであり、1871年のドイツ統一以来、1904年の「一般労働証明法」などに見られるように、ドイツは外国人労働者の受入れを前提として労働市場が形成されてきた。

ドイツ人も外国から来る。法的には異なるが、実際は同様の問題をもっている。そして、外国人が安定した生活をしており、それはドイツ労働総同盟・教会などの、社会的コストを吸収する中間団体の活動による。

しかも、労働者受入れを制限したのが、むしろ一時的であり、現在新しい受入れ時代になってい

る。

1990年に、「募集中止特例法」が制定され、労働許可に関する例外規定を承認した。先進資本主義国の国民・旧東欧圏の特定国との招来従業員協定・請負契約協定などである。^{*49}

9-3 外国人が増えると犯罪が増えるのか

さて、外国人労働者受け入れへの反対論のひとつとして、犯罪が増えるというものがある。これについて、考えてみよう。

最近、外国人がらみの犯罪報道が多いことは、否定できない。

例えば、次の記事を見よう。

来日外国人犯罪件数、過去最高に 集団密入国も急増 警察庁まとめ

来日した外国人が、殺人や強盗、窃盗などの犯罪を犯したとして昨年、三万二千三十三件、一万三千八百八十三人が全国の警察に摘発されたことが、警察庁のまとめで分かった。件数、人数とも過去最高だった。また、中国人密航組織「蛇頭」による集団密入国事件が過去最高となったほか、地下銀行を使って不正送金したりと、組織的な犯罪が急増しているという。

法務省によると、今年一月一日現在の不法残留外国人は約二十七万七千人。警察庁のまとめでは、一九九七年の来日外国人の犯罪は前年に比べ、件数で四千六百十九件（一六・八%）、人数で九百三十四人（一六・二%）上回っている。八八年と比較すると件数で五・四倍、人数で三倍になっている。

集団密入国では昨年、警察当局と海上保安庁が七十三件、千三百六十人を摘発した。うち六十件、千二百九人は、「蛇頭」が中国人を不法入国させようとしたものだった。

マフィアがからんだとされる事件も目立った。

香港マフィア「三合会」のメンバーとされる中国人四人が四月、大阪府内の貴金属店に押し入り、宝石などを強奪した。

さらに千葉県内などにクレジットカードの偽造工場をつくり、メンバーがカード詐欺事件を繰り返していた。^{*50}

こうした報道は、既に10年以上も前からあった。80年代の外国人労働者の増大以後、直ぐにこうした報道は始まっていたといえる。そして、新聞を検索すると、特に言葉の面などで、警察や検察、裁判所が、通訳の確保に頭を悩ましているという報道も、頻繁になされているのである。

62年版警察白書 外人犯10年で6倍 国外で邦人悪質犯増加

警察庁は31日、「国際化の進展に対応する警察活動」を主題にした62年版警察白書を公表した。

*49 ドイツに学ぶ「ゾチアールの理念」誤解され続けてきた独外国人労働者政策 野川忍 『エコノミスト』毎日新聞社 92.6.30

*50 1998/04/04 朝日

第9章 外国人労働者の問題

昨年の警察活動をまとめたもので、国内での外国人の犯罪がこの10年で6倍に増えたほか、犯行後海外に逃亡したり、保険金目当てに被害者を海外に連れ出して殺すなど日本人の国外犯罪が増え、悪質化が目立つという。こうした国境を越えた犯罪の摘発、予防には捜査機関の国際連携が欠かせず、とくに東南アジアの発展途上国の捜査力の向上には今後一層、技術協力して行くことが必要だ、としている。

外国人が起こした犯罪は2537件摘発され、1626人が捕まった。

この10年間に件数は5.9倍、人員は4.7倍に増え、入国外国人数の増加が約3倍なのに比べ、大幅な増加になっている。国際刑事警察機構（I C P O）などを通じて通報のあった日本人が海外で起こした犯罪は韓国、米国、フィリピンを中心に114件あった。前年とほぼ同数の横ばい状態だったが、芸能プロダクションを装った元不動産業者ら2人が生命保険金目当てに新聞広告で募った元都庁職員をフィリピンに連れ出し殺し、マニラ湾に投げ捨てるなど、悪質、巧妙化が目立った。^{*51}

しかし、注意しなければならないのは、外国人の犯罪が一般的に日本人よりも多いという統計的な証拠は存在しないという点である。というのは、外国人の犯罪が多いとしても、外国人はほんの微罪でも、犯罪として扱われ、逮捕されたり、本国送還になったりするが、日本人の場合は、微罪や初犯の場合には多くは見逃される。従って、表面に現われた数字だけで判断することはできない。

特に、こうした事情が分かっているだけ、まじめな外国人は犯罪に対して慎重であるとも考えられるのである。

ただし、外国人の犯罪に対して厳しい態度をとることは、別に日本に特有なことではなく、外国人が自国に滞在することを許可する条件として、犯罪を犯していないことを求めるのは当然の国家主権といえる。

また、他方で次のような指摘もある。

外国人の不法就労めぐり協議 川崎・多摩区／神奈川

外国人の不法就労を防ぎ、適正な労働環境について話し合う川崎市多摩区の外国人不法就労防止連絡協議会の第三回総会が二十六日、多摩署で開かれ、約三十人が参加して、外国人を取り巻く問題を話し合った。

協議会は一九九三年八月に、同区の土木建築業者や飲食業組合などで結成された。斎藤忠生同署長が「不法就労しながら犯罪をする外国人が多い」と説明し、多摩区の加藤邦彦区長は「行政も一緒にやって外国人労働者問題に取り組んでいきたい」と述べた。続いて川崎北労働基準監督署の金盛政幸次長が外国人の雇用状況などを説明した。^{*52}

つまり、不法就労の外国人の犯罪が多いということは、一面では、不法就労への取り締まりが甘いという評価と、本来認めてしかるべき領域を認めないので、不法化するのであり、かえって、外国人労働への強い規制が外国人の犯罪を増大させているという評価である。

*51 187/07/31 朝日新聞

*52 1995/06/27 朝日

9-4 外国人労働者は、国内の労働条件を悪化させるか

外国人労働者（非熟練）の受け入れに反対する最も有力なものは、国内の労働条件を悪化させるというものである。

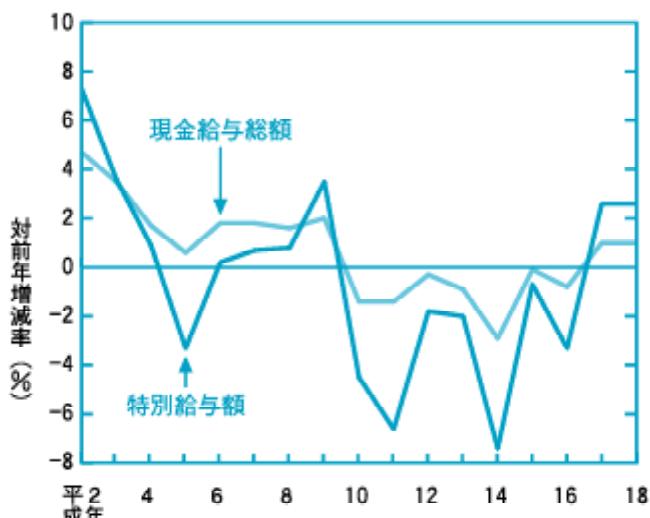
国内の企業から、外国人労働者への許可を求める動きは、安い労働者を雇いたいという要請と、安い労賃では日本人は集まらないということが理由となっていた。そして、「研修」という名目で2、3年間の許可を得、その後不法就労者となるケースが多数生じた。また、実際に研修と理解して来日したのに、安上がりの単純労働者として扱われ、日本への不信感を募らせた事例も少なくなかった。

そうしたやり方ではなく、外国人労働者を雇いたいという要請に押されて、日系人の単純労働者を容認して、ブラジル・ペルー等の日系移民の子孫を受け入れるようになったのである。首都圏周辺地域には、住民の1割近くが外国人であるという地域も生じている。

このような動機から考えれば、大量に外国人労働者が単純労働力として入ってくれば、全体としての労働条件が低下していくことは避けられない。下のグラフは総務省統計局のものであるが、外国人労働者の推移と派遣労働の推移を合わせて見ると、傾向の意味が推測できる。

先に見たように、出入国管理法が改訂されて、日系3世までは就労や居住が自由になったのが1989年で、1990年（平成2年）以後外国人労働者が日系ブラジル人と日系ペルーカ人を中心と増加する。そして、労働者派遣法が成立したのが1986年であり、1999年（平成11年）、2008年（平成20年）と対象業種が拡大してきた。このふたつは関連している政策とはいえないが、このふたつの動きが生じている期間に、平均給与が著しく低下していることに気づく。従って、外国人労働者の増加が平均給与の低下の

38 賃金の推移（常用労働者30人以上の事業所）



〔16-22表参照〕

「原因」と決めつけることはできないが、派遣労働者の増加とあいまって、平均給与の低下が同時進行したという事実は確認できるのである。ふたつの政策がともに「安い労働力」と「解雇しやすい労働力」であることを考えれば、労働条件の低下の要因であることが推察され、また、リーマンショックによる経済危機の中で、まず解雇された人たちであることも共通している。

では、このように安い労働力を確保して労働が行われるのだから、社会的費用も少なくなるのか。

朝日新聞1992年7月4日は、労働省が外国人労働者のための社会的費用として、1兆4千億円がかかっている、と試算したことを報じている。言葉ができなければ労働効率が著しく低下

第9章 外国人労働者の問題

するから、言葉教育のための費用がかかる。また、安い労働力を欲する小さな工場では、雇用主が加入する社会保険に入らない場合が多く、それは国民健康保険となるか、あるいは保険対象外となってしまう。更に、子どもの学校教育への特別の配慮等がある。したがって、社会全体の費用は決して「安い」ものではないし、このような状態を放置したまま、外国人労働者を雇用するとしたら、国内の労働条件を悪化させるだけではなく、外国人労働者に対する差別的な取り扱いが酷くなることは否定できないだろう。

派遣労働者についても、長期的に見れば派遣労働を使用する企業にとって「安上がり」になるわけではないことも指摘されている。また派遣労働者の社会保険が十分でないことは、外国人労働者と同様である。既にこのようなことが起きていたヨーロッパで、例えば仏政府は70年代から、国籍の選択や家族呼び寄せの規制を強め、流入を制限してきた。その結果、今度は非合法の流入が増えた。不法移民は住民登録がないため、子どもたちは学校に行けない。貧困が蔓延し、治安が悪化する。地域がゲットー化し、麻薬犯罪やテロ活動の温床となり、政治の安定をゆるがし始める。footnote{1985/8/2 朝日そのため、近年フランスは受け入れを緩和させることを検討していると報道されている。

しかし、だからといって、外国人労働者の受け入れを止めれば問題が解決するわけでもない。実際に、不足している労働分野が存在し、失業状態であっても日本人がなかなか就労しない分野も存在するからである。そして、少子化による労働力不足という社会通念が、外国からの労働力導入を後押ししている。

外国人の受け入れ緩和検討 入管基本計画、法務省が報告

法務省は、外国人労働者の受け入れなど入管政策の新たな指針となる「第二次出入国管理基本計画」をまとめ、二十四日午前、自民党の法務部会に計画の骨子を報告した。少子化・高齢化に伴って労働力が不足することを理由に、介護労働などの分野での受け入れを検討していくとしている。政府はこれまで、単純労働者の受け入れに慎重な姿勢をとってきたが、国際化と本格的な「人口減少時代」の到来を背景に、需要が高い分野については基準を緩め、積極的に外国人を受け入れていく方針を打ち出している。

計画の骨子によると、機械や建設など五十五に限られている「技能実習」の対象職種を農業や水産加工業、ホテル業などの分野にも広げる方法を検討する。技能実習は、外国人が研修を受けた後、一定期間働くことを認める制度で、見直しと合わせて、技能実習生に合わせた在留資格を新たに設けるなど、法的基盤を整備する。⁵³

確かに言えることは、外国人を安い劣悪な状況で雇用することは、日本人の雇用条件も悪化させることであり、十分な労働条件は日本人にも外国人にも適用されることが、労働環境を改善するためには必要だという点であろう。

9-5 教育にとっての意味

*532000/02/24 朝日

第9章 外国人労働者の問題

今ある小学校にイスラム教徒の子どもが入学してきたりどうなるだろうか。

彼はまず給食の豚肉を一切食べるの拒否するだろう。彼に弁当を持ってくるように指示するのだろうか、今後一切豚肉を使用しないメニューに変えるのだろうか、あるいは、誰かが彼のために豚肉を取り除いてあげるのだろうか。

次に彼は夏の体育の授業で、プールに入るのを拒否するに違いない。イスラム教は、ある年齢以上の男女が裸で一緒にいることを禁じているからである。泳ぐことが大好きな彼に、常に見学をさせることが教育的な観点から許されるだろうか。

もし、彼女が中学になって制服を着るように指示されても、それに従わないかも知れない。イスラム教徒として、学校の制服よりも大切な衣服（スカーフ）があるのだから。

そして、優秀な彼女も高校に行く気持ちをもたず、勉学意欲を急速になくすかも知れない。15歳以上の女子は勉強することを嫌う風習があるのである。

そして、何よりも彼らが日本語をまったく知らなかつたら、教師はどうやって授業を成り立たせるのだろうか。

もし、これらの問題に、すべてが満足する対策を考え、実行できる人がいたとしたら、いかなる国際化の困難も対応できる人と言えるだろう。しかし、ほとんどの人は、現在の学校のシステムでは、所詮無理があると思うのではないだろうか。

こうした事態は、日本の少なくない学校で、既に起きているが、ヨーロッパでは1960年代から70年代により大規模な形で生じた。代表的な事例はドイツである。ドイツはトルコと出稼ぎ労働者に関する協定を結び、大量の外国人労働者を導入した。短期で帰国するとの予想に反して、家族を呼び寄せ定住するようになった。その結果、大都市を中心として、トルコ人子弟の生徒が学校に多数在学するようになった。似たような事情はイギリス、フランス、オランダ等でも生じた。

どのような問題が生じるのか。

まず第一に、言葉が通じないために、当然授業は分からないし、コミュニケーションをとることができない。親が言葉ができれば、必要なことを親に伝えることはできるが、親も言葉ができなければ、学校からの通知を誰も知らないことになる。教育そのものが成立しないことになる。従って、少なくとも親に連絡事項が伝わるように、外国人労働者の言葉（ドイツではトルコ語）ができる人を雇い、学校の運営に協力してもらう必要がでてくる。しかし、子どもが小さい場合には、子どもは短期間に言葉を習得するので、少なくとも教室に外国人の子どもが少ない場合には、子ども同士のコミュニケーションと教師とのコミュニケーションはやがて解決に向かう。

しかし、ここで次の問題が浮上する。もし、教室で外国人の子どもが少なく、彼らがドイツ語を習得していくと、母語が十分に発達しないことになるので、子どもと親のコミュニケーションがうまくとれなくなるのである。移民たちの家庭における最も深刻な事態である。逆に、同じ外国籍の子どもが教室内に一定程度存在すると、彼らは当然固まってグループを作ることになり、グループ内だけでコミュニケーションをとるようになる。そうすると言葉（ドイツ語）の習得が遅れ、授業はほとんど理解できないまま推移してしまう。家庭問題ではなく、ドロップアウト問題の発生である。外国人の子どもでドロップアウトすると、犯罪を犯す危険性が高まるのが一般的である。

このような問題を解決するために、ヨーロッパではバイリンガリズムという、母語による教育を子どもたちに保障し、母語をしっかりと定着させるとともに、その土台の上に現地語を習得さ

第9章 外国人労働者の問題

せるという方法を取り入れた。しかし、そのために必要な人員は、一定程度以上の同一国籍の外国人の子どもが在籍していることが条件となり、その場合はグループ形成が起きがちなので、必ずしも期待通りの成果があがるとは限らないのである。

これは単に言語問題だけではなく、文化にも関わってくる。いわゆる少数民族がごくごく少数の場合には、彼らがその土地の文化に同化しようと努力するが、ある程度の多数になると、民族文化の維持を指向するようになり、文化的な衝突を引き起こす可能性がでてくる。イスラム教特有の女性の衣装であるスカーフを身につけて登校した生徒が、校長に禁止されたことから生じたフランスの「スカーフ事件」はその一例である。

このような摩擦が比較的少なく、共存が進んだのはオランダである。公費で運営されているイスラム教の学校やヒンズー教の学校が存在していることでもわかるように、オランダは異文化に対する寛容な国民性が強く、教育も「100の学校があれば100の教育が存在する」というほど、自由だからであろう。

日本では、労働市場における国際的閉鎖性のために、外国人労働者が大量に入国することはほとんどなかった。したがって、最初の異文化問題は、むしろ帰国子女から生じた。日本の学校は世界でも希なほど画一的な行動様式に生徒を枠付け、自由な自己主張を嫌う。そこに、外国の自由な教育を受けた生徒が帰国し、自己主張を始めたとき、彼らへのいじめが頻繁に起きるようになった。こうした事例は大沢周子氏の『たったひとつの青い空』に描かれている。

欧米の現地校に子どもを学ばせていた日本人は、その地の教育を日本の教育に比べて、自由で人間味溢れていたと回想している。その場合、特に言葉の不自由な状況に対して、あせらず様々な方法で言葉の修得を援助してくれたことが大きな要因になっている。子どもは言葉を覚えるのが早いとよく言われるが、これは本当は不正確な言い方なのである。

確かに子どもは、子ども社会に早く溶け込むことが多いが、それは言葉が簡単なものに過ぎない年齢の場合である。大人が大人社会で必要とされる言葉とは、次元が異なる。

それに対して、学校での高学年のようなかなり高度な言葉を必要とする場面では、子どもは非常なストレスに陥って、不適応を起こしがちである。

90年代になって、単純労働に従事する外国人が大量に入国したことによって、日本でもヨーロッパで生じた「教育問題」が同じように起きつつある。日本の学校には日本人がいて、日本語ですべてが足りる、という状況は、どんどん崩れている。次の様な記事がある。

豊田、人手不足で日系ブラジル人が続々 子弟に言葉の壁

好景気で製造業界の人手不足が深刻化している中、トヨタや関連会社が集中立地する豊田市では外国人登録が急増、なかでもブラジルからの日系人の来日ラッシュが続いている。同市に外国人登録した日系ブラジル人はことし3月15日現在400人を超えて、昨年同期より1挙に15倍という異常な増えようだ。子供が小学校に入校する例もあり、日本語がわからず授業の進め方や指導面でことばの壁に遮られ、学校側は予想外の急速な“国際化”に頭をかかえている。

市市民課によると、同日現在の外国人登録者は32カ国2877人。トップの韓国と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）2036人に次いで、ブラジルが412人。1年前はわずか28人だった。

増えてきたのは、昨年の夏以降といい、8月末現在で60人だったのが月を追ってどんどん上昇していった。

外国人たちは会社が世話をした住宅に入居する例が一般的で、同市北部の大規模な住宅団地・保見ヶ

第9章 外国人労働者の問題

丘では少なくとも100人以上が生活しているという。同団地内に小学校が2校あり、日系人の子どもたちはここで勉強している。

うち、東保見小（児童455人）には現在3、4年に計3人が在籍。地域の子らと同じクラスで勉強し、今春、全員が進級した。水野仁校長は「図画や工作、体育はいいんですが、3人とも日本語を話せないので教科の授業が理解できません。担任が工夫してはいますが、こればかりは1朝1夕というわけにいかないので…」と、難しさを語る。

子供たちのことばは、教師たちになじみのないポルトガル語とあって、指導にも1苦労。ことし1月中ごろ転校してきた2年男子を受け持った教諭によると「ローマ字だと読めるので書いて指導したりしましたが、単語自体は日本語ですから読めても意味までわかりません。特に国語は理解できないと思います。がまんしてじっと聞いているのかわいそうな気がしました」と話す。

同校では、家庭にどうしても伝えておかなければならることは、親が勤める会社でポルトガル語のできる人に伝え、連絡してもらう。中には両親とも働きに出ていて、放課後1人になってしまう児童は、同じブラジルから来た身重の女性が預かっているケースもあるそうだ。

市教委によると、こうした子供は、新学期が始まった6日現在で西保見小、衣丘小に各2人が在籍し、市内で計7人。東保見小の水野校長は「近くの西保見小も同じケースなので、1緒になって特別の学級を作り、ことばのわかる先生を配置しては、とも考えたんですが、何分小人数なので実現は難しい」といい、「まだこれからも増えるんでしょうかねえ」と気をもんでいた。^{*54}

この種の記事は、目立って増えている。1990年以降3年間の朝日新聞の記事の見出しのみあげてみよう。

相次ぐ転入学（日の当たらない子供たち 国際化の狭間で：上）神奈川（90.11.22）

異文化迎え戸惑う学校側 相次ぐ日系人子女の入学 伊勢崎と大泉町（91.06.06）

言葉の壁に模索続く 教室に増える外国人の子どもたち（91.06.15）

言葉の壁（隣人たち・外国人労働者の素顔と周辺）（91.07.06）

適応学級（隣人たち・外国人労働者の素顔と周辺）（91.07.17）

船で逃げた人はたくさん死んだ（戦争を語る）（91.08.09）

帰国子女・外国人の子を対象に日本語のキャンプ 川崎のボランティア（91.08.10）

外国人子女400人越す 昨年9月比1.5倍 県内の小中学校 栃木（91.09.04）

日本語教師になって 市国際交流協会が5、6日に養成研修 川崎（91.10.03）

外国籍の児童、生徒急増で市町村は4苦8苦（スクランブル）（91.10.12）

日本語教育（合併4年 つくば市長選を前に：3） 茨城（91.12.13）

小学校で（外国人が見えますか 栃木の国際化）（92.01.05）

田村マリルーさん・伊勢崎市指導助手 国際化（直言曲言） 群馬（92.03.02）

日系児童への日本語教育広がる 多摩の自治体（異文化との共生） 東京（92.03.25）

「ハッケヨイ」で親善 国際わんぱくチビっ子相撲 西宮（92.05.11）

通訳の講師が活躍 外国人の子どもも通う小中学校（92.05.25）

*541990.04.10 朝日

第9章 外国人労働者の問題

入学申し込み殺到 外国人障害児の養護学校 (92.05.28)

在日外国人児童の言葉の壁碎く 講師の高瀬浩衣さん聞く 宇都宮 (92.06.03)

在日外国人児童の言葉の壁碎く 教師向けに語学講座 矢板市教委 (92.06.03)

ブラジル人の学校との関わりは、ヨーロッパで比較的長い期間に起きた道筋が極めて短期間に起きたと言える。当初日系ブラジル人の子どもたちは、日本の公立学校に入学した。まずは言葉の問題に突き当たる。ポルトガル語を話すことができる教師はいなかったので、コミュニケーションをとることができない。こまつた自治体のいくつかはポルトガル語ができる人を通訳として雇い、学校に入ってもらって意思疎通を図った。しかし、英語などとは違ってポルトガル語を話すことができる人は少なく、子どもも日本語をなかなか覚えられない者は勉強についていけなかった。特に日本のカリキュラムは通例レベルが高い。また当初から日本に定住する意思をもった人は少なかったために、日本の学校で学ぶことに躊躇もある人が少なくなかった。そこで、ブラジル人学校を望むようになり、かなりのブラジル人学校が設立され、ブラジルの教育課程にそつた教育を行うために、かなりのブラジル人の子どもたちが日本の公立学校から移っていった。しかし、通常の外国人学校のように、授業料が非常に高く、非熟練労働者として働く日系ブラジル人にとっては、大きな負担であった。ブラジル政府や社会からの援助も少なかった。

日本の学校にもなじめず、また高額なブラジル人学校に通うこともできない子どもたちが少なくない状況が生じ、更に、リーマンショックで外国人や派遣労働者が解雇されて、ブラジル人の子どもたちもドロップアウトを余儀なくされていった。

9-6 高校授業料無償化をめぐって

2009年は日本の歴史の上で大きな転換点となった。選挙による政権交代という、事実上日本史上初めての事態が起きたのである。民主党政権は、公共工事の差し止め等、様々な政策を打ち出しているが、この文章を書いている時点で、大きな問題となっているのは、高校授業料無償化に関する法案である。そして、これは、外国人受け入れとも関連した議論がなされている。外国人労働者の受け入れは、副産物として外国人の子どもの教育問題を引き起こす。ヨーロッパでもそれは大きな問題であり続けているが、日本でも規模は小さいが問題となっている。日本の敗戦によって朝鮮が独立し、日本に残った韓国人・朝鮮人は民族教育をするために、韓国学校や朝鮮学校を設立して教育をしてきたが、韓国学校は多くが一条校としての認可を受けているので、問題が異なるが、朝鮮学校は各種学校なので、今回大きな問題となった。

日本の基本的な学校制度を形づくっている学校は、学校教育法第一条に規定されており、一条校と呼ばれている。幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・特別支援学校の8種類である。これらの学校は公立・国立学校以外は私立学校としての認可が必要であり、小学校から高等学校までのレベルでは学習指導要領に基づいた教育が義務付けられている。その他に専修学校という職業・専門教育を行う学校があり、年数は様々だが、その中で中学校卒業後の3年間の教育課程をもつものは、大学入学資格などを得ていることがあり、高校に準ずる教育を行っているとされる。一条校と専修学校以外の学校で、認可を受けている学校を各種学校という。料理学校や予備校などは各種学校が多い。もちろん、各種学校にも入らない教育機関もあり、多くの塾はまったく教育行政の対象となっていない。

第9章 外国人労働者の問題

さて、外国人はどのような教育を受けるのだろうか。海外にいる日本人の場合を考えてみよう。日本人はどこに住んでも教育熱心なので、まったく学校に通わない状況になることはほとんどない。大体3つのパターンがある。現地校に入って、当地の子どもたちと一緒に学ぶ。日本人学校を設立して、日本人としての教育を受ける。現地校に通いながら土曜日だけ日本人学校の補習校で日本式の教育を、補充的に学ぶ。英語を学ぶと有利であるという意識から、英語圏では現地校で学ぶことが多く、それ以外では日本人学校が多い。またヨーロッパでは現地校と日本人学校の補習校をかねる場合も少なくない。

では日本人学校とは何か。海外に赴任した親に同行して海外に行ったとしても、最終的には帰国して日本の高校や大学に入学することを考えている場合、海外にいても日本式の教育を受けたいという人の要望で、日本政府や日本企業の援助を受けて、海外に設立される学校である。現地政府の税際補助を受けることはあまりないし、生徒数に対して教師数が多くなるので、授業料が非常に高額になる。外国人学校はほとんどが同じ事情を抱えている。現地の教育法令に従わないために、財政的に自立する必要がある。

日本にある外国人学校も、通常の私立学校に対して行われる行政的な補助の対象とはなっていない。各種学校扱いとなるために、都道府県の認可を受け、都道府県が税制等の措置をしたり、独自に補助を行うことはあるが、国庫補助の対象となることはほとんどない。学習指導要領をまったく考慮しない教育が行われているからである。

しかし、2010年の高校授業料無償化の問題で、民主党政府は外国人学校の生徒に対しても、同じ授業料補助を行う方針を進めている。（この文章を書いている時点で、正式な援助対象は決められていない。）大きな社会的論議となっているが、問題はふたつある。

第一に、国内法規とは無関係の教育を行う外国人学校を対象とすることの是非。第二に、政治的主張として強力に朝鮮学校への援助は除外すべきであるという反対意見に対して、拉致問題をかかえるている国の影響下にある学校への援助が妥当であるか、逆に差別するのは民族差別となるのかという点である。

第10章 国際人権論

10-1 はじめに

この国際社会論では、基本的な価値を軸にして進めているが、価値はそのままでは主観的なものにすぎない。また、社会の中でそれを実現する力には至っていない。社会の中でその価値を確認し、社会として実行する一段階として「権利」として承認するのが普通である。社会的価値の実現は、制度的にみると権利、人権の実現であった。しかし国際的にみると人権は様々な問題を抱えていることがわかる。この章では、人権論の固有の問題ではなく、国際社会において人権を実現していくことの問題を主にとりあげてみる。

「人権」の歴史でとりわけ重要な文書にフランスの人権宣言がある。正式な名称を「人と市民の権利の宣言（Declaration des droits de l'homme et du citoyen）」という。^{*55}

人権宣言はこの名称でわかるように、「人としての権利」と「市民としての権利」というふたつの側面をもっている。人としての権利は、

第1条（自由・権利の平等）

人は、自由、かつ、権利において平等なものとして生まれ、生存する。社会的差別は、共同の利益に基づくものでなければ、設けられない。

というように、普遍的な人としての自由を歌っている。しかし、この権利そのものが、

第3条（国民主権）

すべての主権の淵源（えんげん=みなもと）は、本質的に国民にある。いかなる団体も、いかなる個人も、国民から明示的に発しない権威を行使することはできない。

というように、「国民」つまり、市民権をもった者の権利なのである。結局、「人」のなかの「市民」が権利主体であり、市民ではない者、フランス人であっても女性や市民権をもたない、当時としては直接税を払っていない者は、権利の主体ではなかった。しかし、すべての国民が市民権をもつようになる、つまり普通選挙権が認められる状況においては、国民はすべて権利の主体となるが、しかし、それでもなお、「国民でない者」つまり、その国家に属することのない「人」は、権利の主体ではない。ここが、人権といいながら、国民の権利であり、権利を保障する主体が国家であることの限界があった。

現在では、権利は国際的なレベルで保障されなければならないという意識は、広範に行き渡っているし、それに対応して、「国際人権」が決められ、そして、それを保障するために広く国際組織が協力している。ただ、現在なお、国際人権が条約として締結されており、それが各国で「批准」されてはじめて、その国において有効になることからみて、国家が保障するという体制そのものが変化したわけではないというように考えることもできる。

*55 <http://www.cc.matsuyama-u.ac.jp/~tamura/furannsujinnkennsenngenn.htm>

結局、国家が人権を守る民主主義国家である国民は、国際的な人権も守られるが、国家が人権抑圧体制をとっている場合には、国際人権があっても、それはその国民には有効性をもたない状況になっている。この点を国際人権はどのように克服するかが、もっとも重要な課題であろう。

10-2 国際人権の歴史

国際人権の規定が本格的に始まったのは、1948年の世界人権宣言からである。世界人権宣言の全文は以下にある。

<http://www.amnesty.or.jp/udhr.html>

1947年の国連経済社会理事会において、人権に関する国際規約を作成することを決定し、委員会を設け、オーストラリア、チリ、中国、フランス、オランダ、ソ連、英国、米国を委員国に選出した。当初目標的な規定のものと拘束力をもつ規約の双方が必要であるという認識であったが、後者は遅れ、前者が世界人権宣言として、1948年第3回国連総会で採択された。その際、反対はゼロであったが、ソ連を初めとする社会主義圏は棄権した。

1950年11月「人権及び基本的自由の保護のための条約」がヨーロッパにおいて採択（ヨーロッパ人権規約）、1953年に発効した。アメリカでは、1948年5月に「人の権利及び義務に関するアメリカ諸国宣言」（米州人権宣言）、1969年11月、コスタリカでアメリカ諸国人権条約が採択され、1978年7月11日発効した。

世界人権宣言は目標であり、拘束力があるものとは考えられていない。そこで、拘束力のある人権規約の制定が目指され、1966年12月16日の21回国連総会で「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書（B規約選択議定書）」が採択され、1976年1月と3月に発効した。

前に述べたように、国際人権については、国際的な規約だけでは効力をもたず、それぞれの批准国家が国内法において、国際人権を具体化して国内的に保障する体制をとる必要がある。日本のような、人権抑圧国家とされていないにしても、例えば「子どもの権利条約」における「子どもの意見表明権」の不十分性などに見られるように、国際的な規約と実行の履行状況とにはかなりの乖離があると見なければならない。

国際人権論の歴史の中で認識しておかなければならぬのは、人権に対する積極的な否定論が強く主張されたことがある点である。現在民主主義的な国家とされる韓国や台湾も、かつては軍事独裁政権であった。いまでも独裁的政権が存在している地域は世界の各地にある。こうした軍事独裁政権の多くは、「開発独裁」と呼ばれ、開発のためには、欧米流の人権は抑圧されても仕方ないと主張していたのである。

ある意味でこうしたモデルは日本であった。日本は唯一欧米と肩を並べるほど近代化に成功した欧米以外の国家である。その出発点は明治維新であった。近代化に取り組んだ日本は国会を設置し憲法を制定し、近代国家としての体裁を整えたが、権利は法律の制限下にあり、基本的人権としての法的保障はなかった。そして結局は軍事体制に至って崩壊したのであるが、しかし、こうした抑圧的な体制において近代化がなされたという事実が、アジアのいくつかの政権にとってモデルとなったのである。つまり、開発のために社会や政治の安定が必要であり、社会不安をもたらす政治的反対勢力は抑圧しなければならないのだ、だから政治的な自由などは制限しても社

会の発展のためには必要だという論理であった。韓国の金大中は暗殺されかかり、死刑判決を受けた。フィリピンのマキノはアメリカから選挙への出馬のために帰国したときに暗殺された。このように政治的な反対勢力の代表で暗殺されたり投獄されたりした例は枚挙にいとまがない。ビルマのウンサンスー氏は長い間拘束され自宅軟禁されていた。

こうした開発独裁から民主化されたいくつかの国は、経済的に発展できた国家群であるといえる。韓国、台湾などのN I E Sと言わされた国である。イギリスやフランスなどの典型的な民主主義先進国も、歴史を振り返れば、イギリスの「囲い込み」などは極めて人権抑圧的な行為であったし、フランス革命では多くの血が流された。このように考えると、開発独裁を単純に非民主的といってよいのか、もっと問題は根源的に異なるところにあるのかという検討が必要かも知れない。

もうひとつの人権に対する異なった考え方がある。それは世界人権宣言の採択の際に、ソ連等社会主義国家群が棄権したことによって現れている。社会主義の考えには、「ブルジョア民主主義は形式的で実質性に欠ける。実質化するのがプロレタリア民主主義である」という主張がある。後者は現実の社会主義の中で裏切られた理念であったといわざるをえないが、前者の主張に一部の真実があることは確かであろう。

例えば、「出版・言論の自由」「表現の自由」という人権がある。誰でも自由に出版したり、意見を社会に対して公表することについては自由であり、国家は不当に干渉してはならないという規定である。しかし、実際に一般市民が自由に出版したり、意見を公表したりできるだろうか。インターネットが劇的に状況を変えるまでは、本を出したり、新聞に意見を書いて主張ができる人は、ごくごく一部の者の特権だったといえるだろう。また、「世論」というものがあるが、実際に世論が人々の生の意見であるとは考えられていない。「世論」と見えるものは、実際には「新聞」に掲載される意見であったり、マスメディアに登場する人の意見だったりする。そして、新聞に掲載される意見は「新聞社」という大企業経営者の意見によって左右される。そして、新聞は多額の広告料金で成り立っているのだから、その広告料を支払う企業の側にたって、新聞は見解を公表することは否定できることであった。そのような出版言論の自由は、本当に国民全体の自由になっていないのではないかというのが、こうした批判の要点であった。

また、教育を受ける権利を考えてみよう。

ブッシュの前のアメリカ大統領であったクリントンが大統領になって、ワシントンに住居を移したとき、クリントンの娘はまだ義務教育段階だった。クリントンの民主党は共和党に比較して貧しい階層の人たちの利益を擁護する政策が強い。従って、学校教育についても「公立学校」を重視する立場であった。そこでアメリカではクリントンが娘を公立学校に通わせるのかどうかを注目したのである。クリントンも最初は自分は差別は否定する立場であるから、娘は公立学校に通わせと言っていたのだが、ワシントンは治安の悪いことで有名であり、治安の悪い地域の公立学校は非常に荒れている。さすがのクリントンも前言を撤回し、娘を私立学校に通わせることにしたのである。アメリカの私立学校は通常極めて裕福な階層を対象にした学校で、年間授業料が数百万円もかかる。この事実は、いくら理想を言っても、結局金持ちはいい教育を受けられ、貧しい者は荒れた学校に通わざるをえないのだという現実を浮き彫りにしたと考えられている。これで「教育を受ける権利」が充足されているのだろうか、という問題が浮き彫りになる。

このように、人権というのは、完結した理念ではなく、まだまだ論争的な内容を伴った概念であることも忘れてはならない。

10-3 国際人権保障の制度

当初権利は国内法によって保護されるという考えが支配的であったことは既に指摘した。国際人権規約は締約国に対して遵守義務を課した強制力のある規約である。しかし、単に義務を課してもそれが本当に遵守されているかどうかは、規約自体が保障するわけではない。人権規約には選択議定書が付随することで、それを可能にする仕組みがあるのである。選択議定書は日本は批准しておらず、そのために六法などに資料として掲載されないこともあるので、多少長くなるがここに掲載しておく。

市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書（B 規約第一選択議定書）（外務省仮訳）

この議定書の締約国は、

市民的及び政治的権利に関する規約（以下「規約」という。）の目的を達成し及び規約の規定を実施するためには、規約第四部の規定に基づいて設置される人権委員会（以下「委員会」という。）が、規約に規定するいざれかの権利の侵害の犠牲者であると主張する個人からの通報をこの議定書に定めるところによつて受理しかつ検討し得るようにすることが適當であると考えて、

次のとおり協定した。

第1条

この議定書の締約国となる規約の締約国は、規約に規定するいざれかの権利の当該締約国による侵害の犠牲者であると主張する当該締約国の管轄の下にある個人からの通報を委員会が受理しかつ検討する権限を有することを認める。委員会は、この議定書の締約国でない規約の締約国についての通報を受理してはならない。

第2条

前条の規定に従うことを条件として、個人は、規約に規定する個人のいざれかの権利が侵害されたと主張する場合において、利用し得るすべての国内的な救済措置を尽したときは、検討のため、書面による通報を委員会に提出することができる。

第3条

委員会は、この議定書に基づく通報のうち、匿名のもの又は通報を提出する権利を濫用しており若しくは規約の規定に両立しないと認めるものは受理することができないと判断する。

第4条

1 前条の規定に従うことを条件として、委員会は、この議定書に基づいて提出されたすべての通報につき、規約の規定に違反していると申し立てられたこの議定書の締約国の注意を喚起する。

2 注意を受けた締約国は、六箇月以内に、事態及び、自国がとり得た救済措置がある場合には、その救済措置について説明する文書その他の文書を委員会に提出する。

第5条

1 委員会は、当該個人及び関係締約国により提供された書面によるすべての情報に照らして、この議定書により受理した通報について検討する。

2 委員会は、次のことが確認されない限り、個人からのいかなる通報についても検討しない。

(a) 同一の事案が国際的な調査又は解決のための他の手続により検討されていないこと。

第10章 国際人権論

(b) 当該個人が利用し得るすべての国内的な救済措置を尽したこと。ただし、救済措置の実施が不当に遅延する場合は、この限りでない。

3 委員会は、この議定書により通報を検討する場合には、非公開の会合を開催する。

4 委員会は、関係締約国及び当該個人に委員会の意見を送付する。

第6条

委員会は、規約第四十五条の規定に基づく年次報告中にこの議定書に基づく自己の活動の概要を含める。

第7条

この議定書の規定は、千九百六十年十二月十四日に国際連合総会によって採択された植民地及びその人民への独立の付与のための宣言に関する決議第千五百十四号（XV）の目的が達成されるまでの間は、国際連合憲章並びに国際連合及び専門機関において作成された他の国際条約及び国際文書によって植民地の人民に付与された請願の権利を何ら制限するものではない。

第8条

1 この議定書は、規約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。

2 この議定書は、規約を批准し又はこれに加入したすべての国によって批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この議定書は、規約を批准し又はこれに加入したすべての国による加入のために開放しておく。

4 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

5 国際連合事務総長は、この議定書に署名し又は加入したすべての国に対し、各批准書又は各加入書の寄託を通報する。

第9条

1 規約の効力発生を条件として、この議定書は、十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

2 この議定書は、十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

第10条

この議定書は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第11条

1 この議定書のいずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、この議定書の締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国会議の開催についての賛否を同事務総長に通告するよう要請する。締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によつて採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2 改正は、国際連合総会が承認し、かつ、この議定書の締約国の三分の二以上の多数がそれぞれの国の憲法上の手続に従つて受諾したとき、効力を生ずる。

3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの議定書の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

国際人権規約B（自由権）は締約国に対して直ちに実施することを義務付け、国内法の整備や

権利侵害に対して効果的な救済措置をとることを義務付けている。国際人権規約A（社会権）は、そうしたただちに措置をとることが困難な場合があるので漸進的に達成するため自国の利用可能な手段を最大限に用いて行動する義務を課しているわけである。しかし、国家が誠実に規約の義務を履行しなかった場合にはどうなるのだろうか。その保障措置として、個人の通報制度を採用したのが、選択議定書である。それぞれ規約人権委員会が設置され、権利を侵害された個人が通報する。

またこれとは別に国連には国連人権委員会がある。人権全般にわたる助言および人権に関する規約の起草などを行う。日本に関しては1998年に従軍慰安婦に関する報告書が作成され採択された。これをめぐって日本の新自由主義史観にたつ人々が反発して論争になった。

10-4 外国人の参政権

およそ様々な権利の中で、参政権は最も重要な権利である。参政権をもっていれば、理論的に「権利の内容」そのものも変えることができるが、参政権がなければ、所与の権利を守ること以上のことはできない。したがって、参政権こそあらゆる権利の最も上位に位置するものである。そして、国民国家のほとんどは、参政権をその国民の一部のみに与え、国民でないものからは排除してきた。また国民全体に参政権を付与しているわけでもない。子どもや一部の国民は、現在の日本でも参政権を与えられていない。そして、歴史的にみれば、直接納税者のみに参政権を認めた制限選挙制度から、徐々に納税と関係なく成人に遍く認めた普通選挙制度へと展開してきたことは、周知のことである。

憲法の規定を確認しておこう。憲法15条は「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と規定して、公務員の選定権、つまり選挙権は「国民固有の権利」と規定しており、常識的な解釈としては外国籍の人には選挙権は憲法上付与されないことになる。しかし、国会議員の選挙について、憲法44条は「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。」と規定しており、選挙人の資格について「法律で定める」と、法律で定めれば外国籍でも不可ではないような記述も見える。そして、一貫して問題となってきた地方議会議員の選挙については、94条2項で「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と「住民」という言葉を使用している。ここに、地方議会の選挙権について、在日韓国人の団体である「民団」が長く運動をしてきた。その根拠なったのが、この「住民」という憲法の言葉であり、国民に限定されていないから、地方選挙については外国籍でも許されるはずであるという論理であった。そして、地方議会に働きかけたり、また訴訟を起こしてきた。

大きな転換点となったのは、2000年に最高裁が「憲法は外国人に対して地方参政権を禁じているわけではない」という判断を示し、運動に大きなインパクトを与えた。そして、政権党であった自民党は反対だったが、与党として政権に参加していた公明党が、外国人に地方議会選挙権を与える法案を準備し、何度か提案した。実現しないまま、2009年に民主党政権となり、民主党は公約の中で外国人の地方議会選挙権を支持していたので、その準備に入った。しかし、にわかに地方議会での反対決議が増加し、現時点（2010年春）では、今国会での法案提出を断念している。

第10章 国際人権論

このように日本では、いわゆる「在日」を中心としてこの問題が提起されてきたが、外国人の参政権の問題は、決して「在日」の問題に限定されるわけではなく、より大きな範囲の問題を孕んでいる。更に、在日の中でも、韓国系の人びとと北朝鮮系の人びとの間には意見が分かれている。北朝鮮は、外国人への選挙権付与は、日本国家による朝鮮人の同化政策であり、民族意識への攻撃であるとして反対しているとされる。

外国での状況を見ておこう。

西欧諸国の外国人の地方参政権年表

1849	スイスのヌーシャテル州（選挙権のみ）
1963	アイルランド（選挙権のみ～74）
1968	スウェーデンで外国人に地方議会と国会の参政権を認める国会動議 が提出される（不採択。その後、地方参政権のみの動議が提出される）
1971	ポルトガルで相互主義を原則としながらポルトガル語を母国語にする 国と選挙協定を締結（ブラジル）
1973	「北欧協力」の名の下にデンマーク・フィンランド・アイスランド・ ノルウェー・スウェーデンが地方レベルの参政権の相互保証の指令を出す
1974	アイルランド
1976	スウェーデン、フィンランド（～1991）
1977	ノルウェー（～1981）
1976	デンマーク（～1985）
1980	SYSOP 手のジュラ州（選挙権のみ）
1981	デンマーク
1982	アイスランド
1985	ノルウェー、オランダ
1989	ポルトガル、スペイン（選挙権のみ～1992）
1991	フィンランド
1992	スペイン
1993	ドイツ、フランス、イタリア、ブルデー、ルクセンブルク、ギリシャ、オーストリア

資料1・諸外国での在外外国人の参政権

(○は認めている、×は認めていない、△は条件付で一部付与)

(2000年3月現在 国立国会図書館政治議会課調べ)

国	国政選	国政被	地方選	地方被
イギリス	△	△	△ (○)	△ (○)
アイルランド	△	×	○	○
スウェーデン	×	×	○	○ 3年以上合法的在住
デンマーク	×	×	○	○ 3年以上合法的在住
フィンランド	×	×	○	○ 2年以上居住
オランダ	×	×	○	○ 5年以上合法的在住
フランス	×	×	× (○)	× (△)
ドイツ	×	×	× (○)	× (○)
イタリア	×	×	× (○)	× (○)
オーストリア	×	×	× (○)	× (○)
ベルギー	×	×	× (△)	× (不明)
ルクセンブルグ	×	×	× (○) 6年以上	× (○) 12年以上居住
ギリシャ	×	×	×	×
スペイン	×	×	△	△
ニュージーランド	○	△	○	△
オーストラリア	△	×	△	不明
カナダ	×	×	△	△
ノルウェー	×	×	○	○ 3年以上合法的在住
アイスランド	×	×	△	△
スイス	×	×	△	△
ハンガリー	×	×	○	不明 一定期間以上在住
ベネズエラ	×	×	○	不明 10年以上居住
チリ	○	×	不明	不明 5年以上在住
アメリカ	×	×	×	×
中国	×	×	×	×
韓国	×	×	×	×
北朝鮮	×	×	×	×
フィリピン	×	×	×	×

注：() 内は EU 市民の地方参政権。 EU 加盟国は国内法を整備して、EU 市民に地方参政権を付与しなければならないとされている。しかし、日本などの EU 以外の国民は対象外。

この表で見る限り確かに北欧諸国で外国人の参政権が認められており、その他の国では稀である。

参政権は人権の中で最も中核をなす権利であり、またその社会の構成原理を確定する原理でもある。その社会を構成する人、そして社会の方針を決める人は誰なのか、決める人がその権利や権限を与えられるのは何故なのかという問題に関わる。世界のほとんどの国では参政権は国民に

のみ与えられている。つまりその国の国籍をもった人に対して与えられているわけである。しかし国籍という制度は必ずしも一様のものではなく、国によって異なり、また歴史的に形成されてきた制度である。

フランス国籍法の推移をみてみよう。

1803年：血統権の確立

1889年：生地権の再導入

1927年：現行国籍法の出発点

1940年：ナショナリズムの「純血」主義^{*56}

1998年：現行国籍法成立

国籍という制度が導入されたのはフランス革命のフランスが最初であったとされる。国籍や国境管理が厳しくなるというのは、国民国家の成立とともに発展してきたのであり、また自由主義的な政策の強かったイギリスにおいては、19世紀の間はかなり外国人の移入等に対してはゆるやかであったと言われている。フランスが国籍法を改正したのは、EU諸国との間では地方選挙に関する、居住している人に対して相互に参政権を与える条項があったために、国内法を整備する一環として行われたものである。

様々な論点があるが主なものについて検討しておこう。

1 納税問題

「納税」が論点となっているが、多くの反対論者は、納税と参政権とは関係がない、特に普通選挙権の趣旨を理解すれば、納税しているから参政権を与えるべきという論理は成立しないと述べている。

しかし、これはむしろ「納税」という制度の本質に関わる論点を含んでいる。納税を表面的に、「税金を納める」という行為として見るならば、確かに、普通選挙制度においては、昔直接納税者にのみ限定されていた参政権を、納税にかかわりなくという条件にしたのだから、納税と参政権を結びつけることは論理的におかしいことになる。しかし、共同体における意思決定への参加の権利を一般的に考えてみるべきだろう。いかなる共同体においても、共同体意思決定に参加する権利は、共同体がその構成員に対して課している「義務」の対価である。その共同体の運営が民主主義的であれば、義務や責任が大きい者ほど権利や権限が大きい。そして、共同体によって「義務」の内容は異なる。

戦前の日本では納税、兵役、教育が国民の3大義務とされていた。そして基本的人権は原則として認められていなかったことの結果として、参政権は制限されて出発したのである。そして民主主義的な要素が入ってくるにしたがって、参政権に対して意識が高まり、男子のみの普通選挙権が認められたが、では、普通選挙権とは、「国民」の対価なのだろうか。逆にいえば、共同体に属しているながら、共同体への責任や義務をまったく果たしていないても認められるという性質のものなのだろうか。国籍の対価として参政権を考える論理はそのような立場になるだろうが、当然誤りであろう。

何か障害がある（経済的な意味も含めて）者、および将来への準備段階にある子ども以外、あ

*56 http://kgc1.sfc.keio.ac.jp/class/2003/_15002/slides/02/index_1.html

らゆる構成員が基本的に責任と義務を負っていると考えるのが原則であろう。国家もその例外ではない。そして、その義務と責任を負うことの対価として、運営への参加権がある。そして、日本の場合、兵役の義務はなくなったのだから、納税と教育義務だけがあり、その義務を負っていることが、参加の条件なのである。オランダのように、教育義務は外国人にも存在するという前提にある場合、そして、今日の納税は、直接所得税だけではなくさまざまな間接税が大きな役割を占めており、かつ、納税義務はほとんど「共同体義務」が集約されたものと考えるのが妥当だろう。従って、外国人も、日本の場合「教育義務」以外は共同体義務を負っていると考えるのが正しい理解である。

このように考えたときには、日本の弱点が居住「外国人」に教育義務を課していない点であり、それ以外は居住外国人の参政権は共同体義務に関して、基本的に存在していると考えられることになる。

2 参政権を得たければ帰化すべきである、解決として帰化条件を緩和すればよいという意見について考えてみよう。

国籍運用によってこの問題を解決することは、ひとつの選択肢であろう。しかし、国際的な移動も激しくなっている現代社会において、どちらの方法が好ましいかは、必ずしも一義的には決まらない。

参政権がほしいなら、帰化すべきだ、というのは、国民的な一体感を前提とした考え方であって、それは帰化条件がある程度厳しいことによって成立するはずである。もし簡単に帰化できるのならば、帰化した後参政権を与えるのも、また、一定期間以上の住居を条件とするのも、それほど変わりないことになる。常に問題になるその人の国家のために政治的に活動する可能性があるという点は、日本人であっても外国の利益のために活動する人物はいくらでもいるのだし、小泉首相が、日本国民よりもブッシュを向いてイラク政策をしていたことは、多くの国民が感じているところであるから(もちろんそのように結論付けることはできないが)、このような議論が成立しないことは、明らかになりつつある。すると、国籍取得が、日本への愛国心としての表明でないとすると、単なる手続き問題となってしまい、「帰化」の主張の意味が消滅することになる。従って、帰化の緩和は代替政策としての意味があるとしても、外国人に参政権を付与することと、あまり違いがないことになる。

他方、二重国籍を認める方向で自国民のみに参政権を与える国家が出てきた。また、二重国籍を認める国家が以前より増えている。つまり、二重国籍を認めれば、前の国籍を捨てることなく、新しい住居の国籍をとれるので、とりやすい。そして、国籍があるから自動的に参政権が認められることになる。それだけ国籍をとりやすくして、なお国籍をとらずに生活している外国人に対しては、参政権を認める必要がないという原則である。

しかし、日本は二重国籍を認めていないだけではなく、国籍における属地主義を認めていない、そして、国籍取得が極めて厳しいために、問題が大きくなっている側面がある。つまり、属地主義の国籍となつていれば、在日韓国、朝鮮、中国人は、多くの人たちが日本人となり、この問題はある程度の期間が経てば自然消滅するとも言えるのである。

国籍の属地主義を導入するか、二重国籍を認めるか、という問題がまず考えられる必要があろう。

begin{tabular}{rrrrrrr}

資料2・帰化許可申請者数、許可数、不許可数

年	申請者数計	許可者数計	韓国／朝鮮	中国	その他	不許可者数
1989	8702	6089	4759	1066	264	399
90	9904	6794	5216	1349	229	274
91	10373	7788	5665	1818	305	223
92	11479	9363	7244	1794	325	162
93	12706	10452	7697	2244	511	126
94	12278	11146	8244	2478	424	146
95	12346	14104	10327	3184	593	93
96	14944	14495	9898	3976	621	97
97	16164	15061	9678	4729	654	90
98	17486	14779	9561	4637	581	108
99	17067	16120	10059	5335	726	202
総計	143449	126191	88348	32610	5233	1920

(法務省民事局調べ。単位・人)

3 基本的に共同体をどのように運営することが、共同体の利益になるのかという問題であろう。これまでの政治学の多くが承認してきたように、国家、あるいは共同体の安定は民主主義が十分に実現しているほど安定する。専制政治は一見安定しているように見えて、実際には不満が鬱積するから、いつか安定が壊れるが、民主主義は不満があったとしても、うまく機能すればその不満を解決するコンセンサスを得やすいシステムである。従って、共同体構成員の中で、基本的な権利から除外される部分が少ないほど、共同体は安定する。そのような観点からみれば、外国人といえども共同体（国家）の中で生活している以上、基本的な権利と義務を同様にもっていたほうが、共同体の利益となるという考えが成立する。

ここでは法的な検討は省いた。反対論者のいうように、憲法が外国人の参政権を想定していないことは明らかであり、憲法95条における「住民」条項も、「日本国民である住民」であることは、文理解釈上最も自然な解釈であろう。しかし、最高裁判決が述べたように、地方選挙については、憲法が外国人の参加を「禁止していない」ことも文章上否定できない。とするならば立法論として上記のように考えることはできるし、また、国政についても、憲法を改正することによって、政策をとることはもちろん論理的な可能である。

10-5 公務就任権

参政権と重なる点が多いのが公務就任権であるが、こちらは日本でもある程度認められている。公務就任権とは公務員という職業に外国人が就くことを認めるかどうかという問題である。公務員はその国の市民に対してサービスを行う職業であるから、当然その国に育ち、教育を受けた者

第10章 国際人権論

でなければ採用試験に受からない。外国人が外国企業の現地事務所で働く場合の参政権などとは異なる点である。職業の採用であるから採用試験がある。採用試験の受験資格と言ってもよい。

これまでの日本政府の伝統的な解釈では、公務員は公権力の行使を行い、国政の方針決定に参画する職業であるから、日本国籍をもっていなければならないとしてきた。しかし、明らかに国政の基本方針に参画するとは言い難い公務員の職業もたくさんあるから、(いわゆる現業と呼ばれるもの。運輸機関の運転手等) そのような現業を中心にして、下級職の就労を認めるように拡大してきた。教師も公務員であるが、長野県の事件をきっかけに「常勤講師」としての就労を容認している。しかし、管理職の登用は拒否しており、それが現在の論点となっている。

初の憲法判断へ、大法廷に回付 最高裁

日本国籍がないことを理由に東京都の管理職試験の受験を拒否された都職員で在日韓国人の保健師、鄭香均（チョンヒヤンギュン）さん（54）が都に200万円の慰謝料などを求めた訴訟で、最高裁第3小法廷（藤田寅靖裁判長）は1日、審理を大法廷（裁判長・町田顕長官）に回付した。公務員登用で外国人を制限する国籍条項を巡り、最高裁はこれまで一度も判断を示しておらず、15人の裁判官による大法廷で初の憲法判断が示される見通しになった。

2審・東京高裁は97年11月、国籍による受験制限を違憲とし、都に40万円の支払いを命じた。第3小法廷は双方から意見を聞く弁論を今月28日に指定していたが、回付に伴い期日を取り消す異例の措置を取った。憲法判断など重要な事柄を含むため、小法廷は慎重な審理が必要と判断したとみられる。

鄭さんは94、95年度、管理職試験を受験しようとしたところ、資格がないと拒否された。東京地裁は96年5月、「憲法は外国人の公務員への就任までは保障していない」と請求を棄却したが、2審は「外国籍の職員から管理職選考の受験機会を奪うことは職業選択の自由、法の下の平等に違反する」と違憲判断を示した。都側は「権力的作用である公務員登用では、国籍による区別が許される」と上告していた。【小林直】

▽鄭さん側の金敬得弁護士の話 2審判決を根本から覆す時代の流れに逆行するような判決は、出ないものと期待している。^{*57}

*57 毎日新聞 2004年9月1日

第11章 インターネット社会

11-1 インターネットの歴史

インターネットはアメリカの国防総省のネットワークとして始まった。最初はソ連がアメリカの軍事施設を爆破したときに、コンピュータのネットワークが切断することを恐れ、コンピュータを分散させた上で、それを接続しておけば、あるコンピュータが爆撃で使用不能になっても、ネットワークとしては機能するという発想で設置されたのである。ARPA ネット(アーパネット)。1969年のことであった。

アメリカの研究機関や産業は軍事に結合して発達し、その後、アメリカの大学を含む研究機関のコンピュータがネットワークでつながり、1980年代に発達した。しかし、軍事関係は機密保持のために80年代に別ネットを形成し、インターネットは学術専用のネットワークとして発展した。そして、日本でも大学を単位としてインターネットにつながるネットワークが形成された。1984年にJUNETという学術専用のネットワークができ、88年にWIDEプロジェクトによって大きく展開した。

国際的にも日本においても、1992年に学術専用の状態から、商業利用、個人利用が認められ、プロバイダーができることで、様々な利用が可能になったのである。それまで研究的職業についている人が、研究機関がインターネットに接続したネットワークをもっている場合にインターネットを利用することができただけであった。私自身研究職にあったが、文教大学は当時インターネットに接続したネットワークをもっていなかったから、東大が研究者に開放しているIDを取得し、パソコン通信用のソフトでインターネットに接続していた。当時はまだWWWという技術が存在しておらず、基本的にテキストだけの情報だったので、それでも不便ながら利用可能であったが、外部からの接続は速度も遅く、電話代に縛られていたので、実用的とはとうていえないものだった。もちろん、インターネットに接続したネットワークをもった組織に属する人々は、より快適な環境にあったと思われる。

1995年にマイクロソフトのOSがWindows 95となり、インターネット接続が標準で取り入れられることで、便利な利用の土台ができたのである。そして、ハイパーリンクという技術が開発され、それを利用したWWW環境、そしてそれを閲覧するMosaicというソフトが作られて、一挙にインターネットは一般人でも実用的に利用できる情報手段になっていった。当初は電話回線であったためインターネットのもつ特質を十分に利用することができなかつたが、現在ではDSLや光ファイバーが普及し、高速の常時接続というインターネット本来の形が、個人でも利用できるようになって、インターネットがその本領を発揮しつつある。

21世紀を迎えた現在では、インターネットは単なるコンピュータネットワークの枠を超えて、テレビやラジオなどの既存のメディアにも取り入れられて、メディア全体を含む総合的な情報環境となっている。そして、今後は単なる情報環境という枠を超えて、メディアの操作体系となっていくことが予想されている。そうした中で、インターネットは確実に社会を変革しつつある。

11-2 デジタルによって可能になること

コンピューターはデジタル技術を基礎にしている。

第11章 インターネット社会

デジタルとは、記録をすべて0と1という二種類で行う、つまり、電気的なonとoffによって行うことである。それに対して、アナログとは連続量で表すことをいう。通常の自然現象は、もちろんアナログである。音は、空気が揺れる現象であり、波形で表現することができる。色も同様である。

しかし、アナログ的自然現象を、デジタルで記録・再生することで、メディアは著しい変貌を遂げた。メディアは、アナログの自然現象を記録し、再生するわけだが、そこには、いくつの制約が生じる。

30分の音を再生するためには、確実に30分を要し、その再生システムをその間専有する。そして、編集等のために、複製を行うと、その度に、質が劣化する。また、再生できるのは、同一の自然現象だけである。ところが、デジタルは、自然現象を、まったく異なる原理である0と1のたった二つの要素を使用して、記録・再生するので、アナログとは別次元の処理が可能になるのである。CDは1000分の1秒間に切り取った音の波を0と1を表現し記録する、そして、それをレーザー光線で読み取って、アナログ音に再変換して再生する。

最初からのアナログ音とは違って、音が断続的になるが、人間の耳には連続音として聞こえる。そして、レコードなどのような「針の掏る音」がまったく存在しないし、明確に記録できるので、クリアな音が再生できる。デジタルは、一度に扱うことのできる情報が飛躍的に多くなること、変形などの加工性が高くなることなど、いろいろな利点がある。

ここ数年間に、おそらくテレビチャンネルが数百になるだろうと予想されるが、これも、デジタル化されたから可能になったものである。

しかし、今回考えるテーマに則していようと、音や映像などの異なった性質のものを、同じ要素で記録するために、音を映像に、あるいは文字に変換することが可能になることが、もっとも重要である。

我々の肉体の働きは、どのような機能を持っているだろうか。

- ・見る（視覚）
 映像・文字
- ・聞く（聴覚）
 音楽・言葉・記号あるいは単なる音
- ・動かす
 手・足
- ・話す
- ・判断する

このような機能を一つあるいは複数で失っている者を、障害者と呼ぶわけだが、これまで、障害者への対応は、失われた機能を、他の機能で代替するか、あるいは、無しで済ませるようにするか、あるいは、機械によって代行していた。

点字は、本来「見る」文字を「触る」ことで、機能代替をするものである。

車椅子は、足で動けない人が動けるように機械で、足の機能を代行するものである。

しかし、こうした代替は、極めて少ない機能が代替可能であったにすぎなかつたし、また、点字のように、本来の機能を他の感覚機能で代替するためには、相当長い時間をかけて訓練する必

第11章 インターネット社会

要があった。マルチメディアは、こうした代替機能に新しい可能性を開くものと考えられる。しかし、まだまだ開発段階であって、多くの人々の斬新な発想が求められている。

Q どんな代替が可能か、いろいろと考えてみよう。

知覚障害は、情報を取り入れる点で大きなハンディがあった。しかし、音と文字・映像を相互に変換することで、かなりの克服可能性がでて来ている。有名なホーキング博士は、しゃべる機能を喪失したが、独自のキーボードと音声再生システムを開発することで、自由な会話だけではなく、大学での講義まで可能になっている。

ホーキングは、聴覚は失われていないために、相手は普通に話しかけ、それに対する答えを、ホーキングが独自に開発されたキーボードに打ち込み、それが文字として記録されてから、キーボードと一体になったマシンが、音声に変換して、読み上げてくれる。それによって、通常の会話が可能になっている。

また、聴覚も失われてしまった場合、相手がキーボードに打ち込んで、文字として確認すれば、同じことが可能である。

このように、通常の会話という点では、聴覚がある人は視覚の方の機能をもっていれば、face to face の会話は十分に可能である。キーボードの操作になれていれば、会話の速度も不満なものではないだろう。

これまで、聴覚障害の人は電話をかけることは不可能だったが、コンピューターのネットワーク機能によって、遠くの人とのコミュニケーションも可能になる。少し前までのパソコン通信などは、文字だけの送信だったが、今では音声の送信も可能であり、インターネットは、映像付きの電話が可能になっており、障害は技術的に克服されているといえる。

Q 目の見えない人、手の不自由な人のためのキーボードは、どのようなものが考えられるか。

これに対して、音声から文字への変換は、極めて難しいとされている。

なぜなら、音声は本来、連続量、アナログの世界だからである。

しかし、音声を文字に変換することができるようになれば、障害者だけではなく、日常生活でも、かなり便利になる。例えば、全盲だが、耳は聞こえ、話もできる人と、目は見えるが、耳がまったく聞こえず、話もできない人が、コミュニケーションするのは、現在ではほとんど不可能だが、正確に音声を文字化できるようになれば、スムーズな会話が可能になるだろう。

運動機能はどうだろうか。

精密な機械を制作するまでにロボット機能は進歩しているから、通常の定型的な運動の補助は、十分に可能であろう。

車の運転なども、いろいろな身体の障害に合わせて、器具を取り付けたり、取り替えたりして、運転が可能になっているようだ。

足で操作するのを手で行う、また、手で操作するのを足で行うなど、障害の段階に合わせて、器具が開発されている。もちろん、そうした器具の多くは、コンピューター操作されていると考えていいだろう。義肢なども、コンピューターの発達で、非常に細かい動作が可能になることは十分考えられる。

第11章 インターネット社会

問題は、「判断」が必要な行為の代替が、どこまで可能になるか、という点である。

全盲の人が、外出することを考えてみよう。

ほぼ決まった道なら、杖があれば、障害物を避けつつ、信号などは補助音で渡ることができる。しかし、盲導犬がいれば、より安全に道を歩くことが可能だろう。盲導犬の変わりになるようなメディアは、どのような困難があるだろうか。この場合、もっとも困難なことは、パターン認識であるとされる。人間にとっては、遠くから近づいてくる物が、車か、人か、動物かは、一瞬にして分かるし、また、危険なものであるかの判断も、時間はあまりかかりない。

だが、コンピューターは、ひとつひとつの点として映像を認識するので、その「形」の「意味」を理解することは非常に難しい。

人間のもつ瞬間的な映像認識は、「パターン認識」というが、コンピューターのもっとも苦手とする認識である。現在、研究が進められているようだが、結局、並行処理とその関連付けが可能になるかどうかにかかっているようだ。

ただ、次のようなことは、比較的簡単にできるかも知れない。

カメラがセットされ、人間の視界程度の方位をカバーでき、その中で、遠くから近づいてくる物体があることを認識し、それが、どの程度の速さで近づいてくるかを認識する。

これで車などの危険物を認識することは可能だろう。その認識を音声に素早く転換して、知らせればよい。

信号などはどうか。

Q 信号などは、どう処理すればいいか、考えてみよう。

その他、歩いているときに、障害があると、どのような克服しなければならない点があるか、そして、それは、どのような機械によって可能か、など考えてみよう。

11-3 インターネットは社会をどう変えるか

インターネットはいまだに既成のメディアにとって「目の敵」のように扱われている。佐世保の小学校で小学生の女子生徒が同級生を殺害したとき、最も強く新聞やテレビで取り上げられた原因に関わる要素は、インターネットであった。本来仲良しであった二人は、ホームページを作り、お互いにチャットを楽しんでいた。しかし、掲示板への書き込みによって仲が悪化し、インターネットという特有のコミュニケーション手段によってどんどん不信感が強まった結果として事件が起きたというような論調が有力なものとして主張されたわけである。face to face ではない対話はどんどん悪い方向に向かってしまうのだと。

しかし、どんなコミュニケーションでもコミュニケーション手段そのものの性質によって悪い方向に向かったり、いい方向に向かったりするものだろうか。面と向かって話し合えばコミュニケーションは正常に成立するなどと考えるとしたら、いくらでも反証があげられるだろう。

まして、佐世保の事件は、互いによく知り合っていた間におけるチャットだった。交換日記など特に変わるものではなかったろう。

しかし、インターネットでのコミュニケーションが確実に既成の手段とある程度異なる面があることは否定できない。

第11章 インターネット社会

メールアドレスをもってインターネットでの情報交換を始めた人は、多くの人が経験しているだろうが、まったく知らない人からたくさんの無関係なメールを送りつけられる。ジャンクメールと呼ばれるそうしたメールには、ときおりウィルスが混入している。つまり、悪意で知らない者にメールを押しつけるわけである。メールはアルファベットと数字による「特定化」を使用しているから、でたらめなアドレスに送っても、いくつかのアドレスは実存しており、そこにメールが届く。通常の郵便であれば、そのようなことはかなり難しい。

しかし、逆に以前であればとうてい情報交換することが不可能な場合でも、かなり容易に連絡をとることが可能になったことも間違いない。勉強をしているときに、わからないことを有名な学者にメールを送ったところ、返事が来たというような経験をもっている人たちも少なくない。今は多くの人がホームページをもっており、メールを受け付けているから、知らない人に対しても気軽に連絡をとることができるのである。

インターネットはこのように小さな単位でのコミュニケーションを地球規模に拡大し、かつ、その情報がデジタル技術であることから、多様になってきたのである。

Q インターネットによって、インターネットがなかつた時代と何が変わっただろうか。具体的に思いつくことを列挙してみよう。

インターネットは職場のあり方を変えた。昔書類が積まれていたデスクの上にはコンピュータがあり、書類はほとんどない。仕事をするかなり多くの時間がコンピュータのキーボードをたたくことに費やされている。これはこうした形態変化だけではなく、むしろ、書類に書かれていた内容がファイルとして存在し、共有されているという点が重要な変化である。このことの延長として、役所に行かなくても書類が入手できる「電子政府」が可能になる。この応用は多くの分野で実現されている。

情報産業のあり方も根本的に変わっていくと考えられている。テレビの多チャンネル化はすでに始まっているが、双方化が進む。また出版も大きく様変わりするだろう。既にファイルの形で販売される書籍がたくさん現れしており、これはどんどん多くなるだろう。

家庭の電気製品も家庭内でのネットワークで動き、外から制御可能になると言われている。しかし、こうした現象的な変化よりもここでは、そこにある本質的な変化に注目していきたい。出版の世界で最も大きな変化を既に被ったのは、百科事典である。既に百科事典は印刷された媒体ではほとんど売られなくなった。おそらく特別注文しなければ入手できないようになっている。そして、新しい百科事典が印刷媒体で出版されることはないだろう。百科事典は世界中どこでもCD-ROMやDVDで販売されている。印刷では音声や映像が入らないが、ファイルなら自由に取り込めるから、百科事典の形態として勝っているからである。

だが、これもまた現象的な変化にすぎない。むしろこれから百科事典、つまり「知の集成」の形はどんどん変化していくと考えられるのである。

ウィキペディアという百科事典がある。これはまったく市販されていないインターネット上にある、フリー（無料）の百科事典である。そして、誰でも項目の解説を書ける、つまり、市民が自由に作成していく百科事典なのである。そして、100カ国弱の言語で書かれている。つまり、各国にウィキペディア作成のための組織があり、項目を執筆した人がアップロードして日々更新されているのである。誰でも執筆でき、誰でも自由に利用できる百科事典である。しかもそれが

第11章 インターネット社会

世界中で、それぞれの言語で作られている。これはインターネットなしには不可能な事業であろう。日本版の基本ページは以下のアドレスなので、興味のある人はぜひ見てほしい。

基本方針を見てみよう。

ウィキペディア（Wikipedia）は、参加者全員が以下の共通のゴールをめざす共同作業のプロジェクトです。

私たちのウィキペディアの目標は、フリーな百科事典を創り上げることです。それも、質と量の両方の点で史上最大の百科事典です。さらに、私たちはウィキペディアが信頼される情報源と成長していくことを望んでいます。

ウィキペディアのコミュニティには、いくつかの基本方針とガイドラインがありますが、ほとんどのプロジェクト参加者はこれらを受け入れ、重要で絶対的なものと考えています。これらの基本方針やガイドラインは、我々をゴールへと導いてくれることでしょう。但し、基本方針のいくつかは未だに発展中であることに注意して下さい。一方、解決してから時間が経っており、ウィキペディア「熟練者」が既に議論の余地が無いと考えているものもあります。

一般的に受け入れられている基本方針

偏見を避けること。記事は中立的な観点で書かれなければなりません。つまり、記事では異なった複数の観点に対して、公平に好意的に記述しなければなりません。

著作権を侵害しないこと。ウィキペディアは GNU Free Documentation License に準拠したフリーな百科事典です。著作権保有者の許可なく文章や写真をアップロードしてしまうと、「誰もが再配布できる本当にフリーの百科事典を創る」という目的が危うくなります。場合によってはプロジェクトが法的責任を問われることにもなりかねません。詳細については著作権を参照して下さい。

ウィキペディアは百科事典です。このサイトは、百科事典の開発を主たる目的として使用しなければなりません。ファイルをアップロードする機能は、記事内で使われるファイルのためだけに使って下さい。ノートページでの議論は記事の改善を目的とすべきです。ウィキペディアは何でないかを参照して下さい。

他の投稿者に敬意を払うこと。ウィキペディアへの投稿者は、異なる国籍・文化を持ち、各々が広く異なる観点を持っています。他人に敬意を払って接することで、ひとつの百科事典をつくり上げるために協力しやすくなります。エチケットのガイドラインを参照して下さい。^{*58}

私がときどき参照している限りでは、まだ市販の百科事典に比較して項目数等劣る面があるが、既に圧倒的に優れている面がある。それはほとんどの言語でその言語の人たちが作成しているのを利用できるということである。私はこの国際社会論を準備するために、英語版のエンカルタがほしいと思った。しかし、日本のどのコンピュータショップでも「取り寄せ不可能」と言われ、

*58

<http://ja.wikipedia.org/wiki/Wikipedia:%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%96%B9%E9%87%9D%E3%81%A8%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3>

第11章 インターネット社会

アメリカのアマゾンに注文したところ海外には郵送しないという返事がきた。実は冷戦時代からの遺物であり、かつテロ活動が活発になって以降却って強化されているのだが、コンピュータのプログラムは国外に個人輸出してはいけないという法律がある。これはアメリカが国際的に認めさせている原則だが、百科事典もコンピュータで見られるファイルバージョンは本来書籍であるにもかかわらず、こうした輸出規制の対象になっているのである。従って、外国で作成された百科事典のDVDバージョンを日本で入手することは極めて難しい現状がある。そういう状況を考えると、このウィキペディア百科事典は非常に便利である。

インターネットはこのように、まったく日常的には交流のない人々が、同じ目的でそれぞれの居住地域で仕事をしながら、共同作業をすることを可能にしたのである。そして、その人数も数十万人が参加するプロジェクトがある。

その代表的な事例として有名なのが、Linux（リナックス）である。リナックスは、コンピュータを動かす基本ソフトのひとつであるが、インターネットの標準基本ソフトであるユニックスと互換性をもつもので、やはり無料のソフトである。そして、世界で50万人のプログラマーたちが、ボランティアで作成更新のための作業をしている。

ウィキペディアのリナックスの項目を見てみよう。

Linux（リヌックス、リクス、リナックス、ライナックス）は UNIX ライクなコンピュータ用オペレーティングシステムである。

1991年にフィンランドのプログラマリーナス・トーバルズがヘルシンキ大学在学中にMinixより優れたMinixを作るために立ち上げたプロジェクトで開発・公開したLinuxカーネルを元にしている。フリーソフトウェアとして開発が行われており、世界中のプログラマや企業により改良され、発展し、世界的に利用されるOSとなり、PDAや一部組み込み用途でも利用されている。現在多くの開発者の元で開発が続けられている。このように、多くの人々の協力によってソフトウェアが開発されうるということは、常識では考えられないことだった。エリック・レイモンドは、Linuxの開発を分析し、伽藍とバザールを著した。

1997年ごろより、商用利用としてのLinuxの利用が注目され、ハイエンドシステムに必要な機能が付け加えられていく様になる。ReiserFS、EXT3に代表されるジャーナリングファイルシステム、64bitファイルアクセス、非同期I/Oファイルアクセスなどである。

将来にメインのオペレーティングシステムになる可能性もなくはないところまで開発が進んできている。UNIXまで完全とはいかないが簡易的なホストコンピュータとしても稼働させることができる。

狭義のLinuxはLinuxカーネルのみを指すが、現在ではGNUソフトウェアなどを含めてパッケージにしたLinuxディストリビューションを指してLinuxと呼ぶことが多い。カーネルではなくOSを指す場合はGNU/Linuxと呼ぶべきとも言われている。

UNIXと互換に近い機能を有するため広義のUNIX系OSに分類されるが、LinuxはLinux Is Not Unixの略と言う解釈もあり、またUNIXの認定基準を満たしていないため厳密にはUNIXではない。

現在主流のVersion 2系列におけるロゴマークは、タックス(Tux)と呼ばれるペンギン。

ウィキペディアやリナックスが示していることは、「知」という以前は特権階級の占有物だったものが、今や文字通り万人に解放され、だれでも「知の形成」に参加でき、自分の考えを世界に向かって表現できるようになったことである。そして、それを「共同作業」として組織するこ

とが可能になったことである。

この側面が政治や教育を大きく変えていくことも間違いない。

コンピューター・ネットワークは、大きく言えば、二つの側面で、学習の機会を飛躍的に増大させる。一つは、成人、そして、障害者である。

アメリカの大学は、青年人口は日本とそれほど大きな相違はないが、成人の学生が、青年と同数程度いると言われており、成人がごく少数である日本とは、まったく大学の様相が異なっている。

これは、成人の機会に対する意識だけではなく、基本的には、コンピューター・ネットワークの発達した状況における学習システムの発展によるところが大きいと考えられる。

コンピューター・ネットワークは、時間や場所の制約を取り去るために、仕事をもった大人でも、学習の機会を確保しやすくするのである。

また、以下の理由によって、コンピューターやそのネットワークは、人間の能力の代替物になるために、障害者が自分のハンディを補うことができる。そのために、障害者がコンピューターを利用することによって、これまで不可能だった学習形態が可能になる。

11-4 東芝クレーマー事件

政治や社会をどのように変えるかは、まだ未知の部分が多いが、基本的な動向としては、「闇の部分」を次第に公開させていくことになるだろう。公開できないようなことは、政治的に行いにくくなっていくということである。これまでそうした透明性は主に「ジャーナリズム」と呼ばれる人たちによってなされてきた。最も代表的なものは「新聞」であり、ラジオ、テレビなどがそれを担ってきた。しかし、特にテレビやラジオは政府による「認可」が必要であり、そのためには政府やそれを支える大きな組織に対しては、情報を公開して透明性を高める努力は、それほど強かったわけではない。

しかし、インターネットはまったく拘束のない個人が自由に書ける媒体であるので、「内部告発」のような行為が既存のジャーナリズムと比較すると格段に多く行なわれるようになった。近年企業に対する告発が多く行なわれたようになったのは、インターネットの普及と密接な関係があると考えられている。そのような意味では政治の改革にとって大きな武器となる。そして、個人のレベルでも既存の大きな力・組織のあり方を変えさせる力をもつということもある。その草分け的な代表的な例として東芝クレーマー事件をとりあげよう。

東芝クレーマー事件と言われている事件は、日本において大企業と消費者個人の関係は劇的に変えた事件として有名であり、それをもたらしたインターネットの力も世間に知らしめた。

1999年に福岡のある男性が東芝のビデオデッキを購入したが、不具合があったので、修理を依頼したところ、望んだように進まなかつたので、直接社長宅に郵送した。東芝側は過剰な修理をしたために、逆に男性は自分の望んだ修理ではないと不満を述べたところ、あるときに、男性の電話を受けたものが、激しい罵詈雑言のような言葉をあびせた。それを録音していた男性は、自分のホームページにその声をアップロードし、ことの成り行きを公表したところ、アクセスが殺到して大きな話題となった。東芝側は消費者に対して申し開きをするとともに、ホームページの公表差し止めの仮処分申請をしたところ、それが言論弾圧だとして更なる社会の批判をあび、ついに、男性に全面的に謝罪する事態になった。

これが東芝クレーマー事件である。そして、それまで消費者は企業に対して弱い立場であったし、不満があったとしても、満足に取り上げられることはないと諦めに似た感情をもっていたと思われる。しかし、この事件は、個人であっても世界的な企業さえ対等に渡り合えることを示したと一般的に考えられている。特に、この事件が大きなインパクトを与えたのは、企業側の消費者対応をする担当者が、男性に対して浴びせた暴力的な「罵声」が、そのまま録音という形で全世界に発進され、それをインターネットを介して誰でも聞けたことであった。もし、この声の録音の公表がなければ、このような大きな騒動にはならなかっただろう。

11-5 自由か規制か

さてインターネットには重要な特質があるが、個人が自由に情報を発信できることは最も重要な意味をもっているだろう。インターネット以前は広範囲の情報発信は、情報企業・情報組織を通して行われるしかなかった。「言論・表現の自由」といっても、一部の人たち以外あまり関係のない権利であったが、インターネットは「言論・表現の自由」を原則的にすべての個人に広げたわけである。従って、言論の力を行使することが、普通の人にも可能になった。

ボルバランは、「グローバリゼーションによって、世界はグローバル・ビレッジになったのか?」という問い合わせて考察している。

どのような時代でも情報を握る者は権力をもつが、19世紀まで情報の流れ 자체は非常に緩慢なものだった。ボルバランは、セントヘレナ島で死んだナポレオンのことがパリの一部の者に情報として届くのに2ヶ月かかったことを紹介している。footnote{ボルバラン前傾 p86}

しかし、今や国際的な意味をもつ情報はリアルタイムで世界中に届く。それだけではなく、インターネットは世界の届くような情報は莫大な設備をもつ大企業か国家以外に発信することはできなかつたが、個人にそれを可能にした。

そのことは、情報と社会・個人の関係をどのように変えたのだろうか。

結論としてボルバランは、サハラ以南のアフリカではテレビをもっている人は人口の5%であり、世界の半分の人は電話を使えないという数字をあげ、情報ギャップが拡大したことをもって、グローバル・ビレッジは実現されていないとしている。

インターネットと当初権力的な規制は、少なくとも内部的にはほとんどなかった。研究者が中心のコンピュータ・ネットワークだったので、規制自体があまり意味がなかったことと（規制などは簡単にぐり抜けられる専門家が多数であった。）、自由であることが重視されていたからである。従って、初期のインターネットは、ホップスのいう力がぶつかりあう自然状態に近いものであった。現在でも、インターネットは直接的な権力による規制はもっともやりにくいメディア媒体である。中国のように言論の規制をしている国もあるが、そのためにかなりの労力が必要であるし、また、それでも完全な実効性は望めない。footnote{C.A.バウアーズ 『コンピュータを疑え 文化・教育・生態系が壊されるとき』 杉本卓、和田恵美子訳新曜社 は大体において、コンピューターは生態系を壊す文化と同じ方向をもったものであるという批判をしている。p185 コンピュータが媒介する学習によって消えた文化的パターンには、次のようなものがある。暗黙の文脈的な知識、言語と思考過程のメタファー的性質、現在の意思決定に影響を与えるものとしての現在と過去の意識、創世物語と世代間の体面コミュニケーションにもとづく道徳的な互恵的関係、相互依存と自然の神聖性の意識等

第11章 インターネット社会

ではホップスの自然状態に近いということは、何をもたらすだろうか。

インターネットは基本的に規制のない社会であるから、個人が発信できることは、また個人が情報発信されることでもある。実際、この福岡の男性は、応援だけではなく、過度のクレームをつけているとして、かなりの誹謗中傷をされてしまった。最近の事件でいえば、イラクで人質にあった日本人3人が、イラクの人たちを援助するために行ったにもかかわらず、たまたまアメリカのファルージャ攻撃のあおりを受けて拘束され、そのとたんに、危険なところに勝手にいって国家に迷惑をかけた人物として、膨大な非難の発言がさまざまなメディアにあふれ、インターネットはその最も大きな表現舞台になった。その結果一人の女性は精神的にかなりのダメージを受けたことは記憶に新しい。

もちろん、インターネットは様々な問題点を抱えている。インターネットはひとつの社会であるから、一般社会と同じように犯罪も起きる。特に悪意でインターネットを利用する場合、利用範囲が大きいために被害も大きなものになる。

インターネットの規制法はいくつか作られたが、そうした法ではなく実際の裁判例を紹介しよう。Winnnyというファイル交換ソフトを開発した東大の助手が著作権法違反帮助で逮捕されたのである。

◆違法コピーほう助容疑

発信源などの特定が困難なファイル交換ソフト「Winnny」を開発し、インターネットを通じて映画やゲームソフトを違法コピーするのを容易にしたとして、京都府警ハイテク犯罪対策室は十日、東京都文京区根津、東京大大学院情報理工学系研究科助手金子勇容疑者（33）を著作権法違反（公衆送信権の侵害）ほう助の疑いで逮捕、自宅など数か所を捜索した。同容疑者は容疑を認めている。ファイル交換ソフトについては関連業界が問題視し、違法性が指摘されていたが、ソフト開発者を同法違反のほう助に問うのは国内初。

Winnnyは、ネット上で無料公開されているソフトで、他のパソコン本体に収められた音楽や映画などのデジタルデータをネットを介したパソコン同士で送受信できる。

調べでは、金子容疑者は二〇〇二年五月ごろ、従来の交換ソフトより匿名性を高めようとWinnnyを開発し、自分のホームページ上で無料公開。昨年九月、群馬県高崎市の男性らがWinnnyを使い、米映画などをネット上で公開するのを手助けした疑い。

金子容疑者は、インターネットの掲示板「2ちゃんねる」で、「そろそろ匿名性を実現できるファイル共有ソフトが出てきて、現在の著作権に関する概念を変えざるを得なくなるはず。試しに自分でその流れを後押ししてみよう」などと、開発理由を説明していた。

府警は昨年十一月、高崎市の男性と、Winnnyを使ってゲームソフトをネット上で公開した松山市内の無職少年を同法違反（公衆送信権の侵害）容疑で逮捕。関連先として、金子容疑者の自宅も捜索していた。

Winnnyの利用者は全国で数十万人に上るとみられ、最近はWinnny利用者がパソコンに保存したデータがすべて流出するコンピューターウイルス感染も拡大。府警は、金子容疑者がWinnnyを二百三十六回も改良して公開していたことや開発の意図をネット上に記載したことなどを重視し、逮捕に踏み切った。〈関連記事19面〉

〈ウィニー〉ファイル交換ソフトの一つ。インターネットに接続した状態で、入手したいファイル名の一部を入力すると、他のウィニー利用者のパソコン内を自動的に探してダウンロードする。誰が

第11章 インターネット社会

ファイルを流したかが分かりにくい仕組みになっている。著作権法では、市販のゲームソフトや映画などの著作物を個人で楽しむ目的でコピーすることは認められているが、コピーを送信できる状態に置くことを禁じており、こうしたkopisoftなどもウイニーで交換されている。^{*59}

そして起訴され、大きな論議が生じた。

ウイニー開発者起訴 裁かれるネットの功罪 「見せしめだ」／「大きな警鐘」

◆支援者 「見せしめだ」／著作権協 「大きな警鐘」

ファイル交換ソフト「W i n n y（ウイニー）」を開発した東京大大学院助手金子勇被告（33）が三十一日、著作権法違反（公衆送信権の侵害）ほう助の罪で京都地検に起訴されたことで、インターネット社会の著作権保護のあり方を巡る論争は法廷に持ち込まれることになった。利便性と違法性を持ちかねない〈両刃の剣〉の開発は、著作権保護とどう、折り合いが付けられるのか。ネット社会を巡る論議に拍車がかかるのは間違いない。

■金子被告

ウイニーの無料公開後、高い技術性からネット上で“神”と呼ばれた金子被告は、茨城大大学院を修了後、民間企業に就職、二〇〇二年一月から東大大学院勤務となった。「スーパープログラマー」を育てる人材育成課程で講義を担当したが、学内では物静かで存在感は希薄。集まりにも顔を出さず、研究室にこもることが多かったという。

しかし、ネット社会では掲示板への書き込み順番から「47氏」としてよく知られ、「ファイル交換ソフト作成で逮捕された例はないはず」「（捜査側に）個人情報を特定されるぐらい、痛くもかゆくもない」と書くなど、『饒舌（じょうぜつ）』だった。

ネット上ではすでに、「ウイニーの改良版を開発中」という書き込みも出ており、〈支持層〉は広がりを見せていく。

■開発への影響

金子被告の逮捕後、ネット上の掲示板には「包丁で人を刺したら包丁を作った人も逮捕されるのか」「明らかな見せしめ逮捕」などの書き込みが相次いだ。

ウイニーは、サーバーを通さず個々のパソコンが直接情報をやりとりするP2P（ピア・ツー・ピア）型と呼ばれるソフト。将来性が高く、開発に積極的な若いプログラマーが多い。

弁護団は、金子被告支援の銀行口座を開設、三十一日までに千八百七十九件、計約1500万円の寄付が集まった。支援サイトを立ち上げ、カンパを募っているプログラマーは、ホームページに「多くの技術者が不安を感じている。知人の研究者も、研究が成功し、ユーザーが増え続ければ逮捕されてしまうかも、と漏らしている」と困惑をつづっている。

ネット犯罪に詳しい園田寿・甲南大法科大学院教授（刑法、情報法）は「これがほう助にあたるなら、ウイニーのマニュアル本の執筆者や出版社なども共犯に問われることになる。言論、出版の自由にもかかわる重大な問題」と指摘する。

■保護支持

「立件は大きな警鐘」（加藤隆仁・日本音楽著作権協会広報部課長）というように、違法コピーの

*59 読売新聞 2004.5.10

第11章 インターネット社会

実態は深刻。コンピュータソフトウェア著作権協会によると、ウィニーなどファイル交換ソフト利用者は全国で約百八十万人に上り、損失は計り知れないという。

著作権法は、創作者の権利保護だけでなく、それに刺激を受けた別の人間が新たな表現を生み出すことを含み、保護による社会や文化の発展を期待している。

吉峯啓晴弁護士は「ウィニーの違法な使用については厳しく取り締まるべき」と指摘した上で、「保護が行き過ぎると利便性が損なわれ、文化が停滞する側面がある」。仙元隆一郎・同志社大名誉教授（知的財産権法）は「利用しやすい値段でコピーできるシステムを作るべきだ」と、著作権保護のあり方に疑問を投げる。

◆語気強め検察批判 弁護団

金子被告の弁護団（桂充弘団長、十五人）は三十一日、京都市内で記者会見。「（ウィニーの開発が）違法かどうか線引きする法律がない段階での起訴。どうすれば違法にならないのか説明してほしい」と語気を強めて検察を批判、無罪主張の方針を明らかにした。また同日、地裁に金子被告の保釈申請をした。

弁護団は、地検が「開発意図」をほう助の根拠とした点について「開発行為そのものを処罰しようとするもので、思想や表現、学問の自由の不当な侵害にあたる」とし、面識や意思疎通のない者の犯行でほう助が問われたことについても「処罰範囲の無限定な広がりを招く」と批判した。^{*60}

この事件は多面的に考える必要がある。

著作権は大切な権利であるが、新しい形態の著作が現れたとき、現在は著作権が確立しているために、ある意味では不当な権利の主張があらわれる場合がある。著作権法上「引用」が許されているにもかかわらず、「引用は違法」という形で引用の場合でも著作権料の支払いを求めている事例がある。また、ソフトウェアが古くなった場合、それを他人に売ることができるかも裁判で争われた。通常の者は購入したものを他人に売ることは自由であるが、ソフトウェア会社はそれを著作権法上禁止されるという解釈をとっていた。また、インターネットは商用利用が可能になる以前は著作権フリーの世界であるという合意があった。つまり、インターネット上にアップロードした情報はコピーされることを前提にしていたのである。それが研究を促進する上で計り知れない大きな意味をもっていた。しかし、商用利用が可能になった後、インターネットでビジネスを行うことが可能になり、インターネット上の情報で利益を得ようとする行為が普通になった。その結果、コピーに対する規制をしようという動きが出てきた。しかし、もともとインターネットを利用している研究者たちは、そうしたコピー規制に対して非常に否定的な考えをもっている。それはインターネットの最もよい財産を奪うことになると。おそらく金子氏はこうした考え方から、コピーツールを開発したものと思われる。

また別の側面として、違法コピーが問題だとしても、コピーをする道具作成者を著作権法違反で起訴することはほとんどない。道具も違法だとするとゼロックス社などは真っ先に違法性を問われるだろう。コピーは合法的な部分もあるから、ツールを帮助罪に問うこと自体がおかしいという意見もある。

*60 読売新聞 2004.6.01

11-6 S T A P 細胞事件とインターネット

インターネットを考える上で、非常に重要な事件が2014年に起きた。「S T A P 細胞事件」と仮に呼んでおこう。

2014年1月30日に、理化学研究所の記者会見があり、そこで万能細胞とされるS T A P 細胞の作成に成功し、世界的な科学雑誌であるN A T U R E に論文が掲載されたという発表であった。動物の細胞は、受精卵が分解したあとで、ある時点で特定の組織になるように分化していく、後戻りすることはない。その「ある時点」の前の段階で、まだいかなる組織にもなりうる細胞をE S 細胞と呼ぶ。E S 細胞から特定の臓器を作り出すことができれば、再生医療に極めて有効な治療法が可能となる。しかし、E S 細胞は実際の人の受精卵であることから、それを特定の臓器にのみ誘導していくことは、倫理的な問題を孕むとして、その利用上の限界があった。その問題を大きく解決したのが、i P S 細胞であり、特定の遺伝子を挿入することによって、分化以前の状態に細胞を戻すこと（初期化とここでは呼ぶ。）ができるというものである。この技術の発見と開拓によって中心となった山中教授が、ノーベル賞を授与されたことは、ほとんどの人が知っているだろう。実際にi P S 細胞は、世界中で具体的な臓器に育てていくための技術が研究されているし、数年後には実用化が始まるだろう。

それに対して、今回のS T A P 細胞は、i P S 細胞のように遺伝子操作をせずに、酸性液につける、ストレスを与える等の簡単な方法で初期化することができ、その結果作り出された万能細胞と発表されたのである。これが事実であるならば、再生医療は格段の進歩を遂げることになる。

この発表は全世界を驚かせ、大きな話題となった。

しかし、ほぼ一週間あまり経過した時点で、まず海外で、そして日本で、インターネットを通じた論文検証が始まり、次々に欠陥が指摘されはじめたのである。

問題は多岐に渡って指摘されたが、（画像の使い回し、画像の改竄、実験が再現できない、異なる題材の他の論文（博士論文）からの転用、生データの不登録等々）ここで考察することは、これらが、学会や新聞等の通常のメディアや研究の場ではなく、インターネットを通じて大部分がなされたことである。このことをどう考えるべきであろうか。

まず第一に、現代では、情報の極めて多くの部分がインターネット上に掲載されるようになっている点である。N a t u r e 論文を検証した人たちも、多くは、インターネット上の形態で読み、（ただし、その段階では専門の自然科学研究者で、組織からインターネットでN a t u r e 論文を読める人が中心だったはずである。）問題になって無料公開されたときには、更に多くの人がネット上で読むことになった。

文部科学省は、博士論文をインターネット上で公開するように指導しており、その結果ネット上で読める博士論文もある。特に自然科学系の博士論文は、部分的に専門雑誌に掲載される以外は、本として公刊されることはないので、インターネット上に公表することは意味のあることである。

第二に、インターネットは公開された空間であるので、情報交換が用意にできるシステムになっており、集合知が機能しやすい場である。ウィキペディアやリナックスがインターネットを前提として展開したことは、前に述べたが、何か問題がおきたとき、国際的なレベルで情報を集約することに開かれている。したがって、不正を暴く告発をしやすい環境にある。もちろん、それはデマを拡散することも容易であることを意味しており、そのことを批判する見解も少なくなか

った。

第三に、以上のことの裏返しであるが、インターネットでは不正な情報の入手と活用が容易に行なわれる。いわゆる「コピペ」問題である。もちろん、インターネットなどがない時代でも、剽窃はあった。しかし、自分の力で書くことができないときに、剽窃対象を見つけることは、書籍では簡単ではない。そうした本を探し、適当な箇所を探さなければならない。それに対して、インターネット上では、自分の欲する「言葉」を検索すれば、たちどころにその語を含んだ文章が多数現れる。そのなかから選んでコピーすれば、まるで自分が書いた文章のように埋め込むことができる。学生諸君は、レポートを書くとき、コピペの誘惑に駆られるだろうが、コピペは不正な行為であり、見つかれば確実に単位を剥奪されるものである。それだけではなく、結局自分の成長を著しく阻害するもので、結局ズルをする人間になってしまう危険性のある行為なのである。決してやらないようにしよう。

第四に、またその裏返しであるが、コピペが容易であることは、その発見も容易であることを意味する。欧米では、レポートを売るサイトがあるが、買ったレポートであるかを検証するサイトもある。学生と大学のいたちごっこが繰り広げられていると言われているが、インターネット上の安易なコピペは探す意図と努力をすれば、簡単にわかってしまうものもある。

以上のような複合的な状況を土台に、論文の不正も、更に不正の暴露もインターネット上で行なわれたといえる。

そうしたなかで、「小保方晴子のS T A P 細胞論文の疑惑」と題する告発サイトで興味深い議論がなされた。<http://stapcells.blogspot.jp/>

このサイトでは、小保方氏の博士論文の剽窃問題からはじまり、主に早稲田大学の理系大学院で取得した博士号について、剽窃がないかを公開情報から調べ上げ、剽窃とみられる部分を次々に開示し始めた。それに対して、「これは名誉毀損である」「地位の危うくなる研究者のこととも考えろ」「指導されている学生たちの動搖が心配だ」等々の批判がコメント欄に寄せられ、それについても激論が闘わされるに至っている。

このような点について、どのように思うか、各自考察してみる必要があるだろう。

この文章を書いている時点でも、事態が流動的に動いているが、現時点で流れを整理したもの紹介しておく。

■ 経緯を時系列で

この問題の経緯を時系列で追うと、理研の対応が二転三転していることがわかる。

1月28日 理研が記者会見でSTAP細胞について発表

1月29日 理研、[プレスリリースを公開](#)。科学誌「ネイチャー」の電子版で論文が掲載される。国内外のネットユーザーによる検証が始まる

1月31日 過熱する取材に小保方さんが[自粛を求める](#)

2月5日 論文の共同著者でハーバード大のチャールズ・バカンティ教授がSTAP細胞とされる[写真を公表](#)

この間、論文に対しての疑義が高まったほか、追試試験で失敗の報告が相次ぐ。

2月13日 「不自然な画像がある」との指摘に理研が調査を開始も「論文成果そのものはゆるがない」とコメント

2月17日 科学誌「ネイチャー」も調査を開始したと発表

2月21日 バカンティ教授が「ささいな間違い」と擁護

3月5日 理研がSTAP細胞の作り方を公表

3月10日 共同研究者でマウスの実験などを行った山梨大の若山照彦教授が「研究の根幹が揺らいだ」として論文の撤回を呼びかけ

3月14日 理研が疑惑について中間発表。小保方さん自身の博士論文からの画像転用を認める

3月14日 小保方さん、疑惑について「下書きで使った物が残っている」と弁明

3月17日 理研が外部専門家も入れた独自の調査委員会を設置し、調査を始めることを明らかにした。また、ホームページからSTAP細胞に関する記事を削除した

3月20日 バカンティ教授が小保方さんの論文を「読んでなかった」と話す

3月21日 バカンティ教授、小保方さんと違う方法のSTAP細胞作成手順を公開

3月25日 実験に使用されたマウスとは異なる遺伝子が、小保方さんが提供した細胞に含まれていることが判明

4月1日 理研が最終報告書を発表。小保方さん個人による不正行為があったと認定

4月1日 小保方さんが反論コメントを発表

4月7日 理研がSTAP細胞の作成を再現について、1年かけて検証すると発表。検証チームに小保方さんは含まず

4月7日、小保方さん、9日に会見をすると発表

4月7日 早稲田大学が小保方さんが所属した先進理工学研究科の博士論文すべてを調査。不正が見つかった場合は学位取り消しを検討すると報道される

4月8日 小保方さん、理研に不服申し立て^{*61}

11-7 人工知能

コンピューターとインターネットは、近年新しい時代に入ったと言われている。それは、人工

*61 http://www.huffingtonpost.jp/2014/04/08/obokata_n_5109345.html

第11章 インターネット社会

知能、IoT、ビッグデータ等に結合して、これまでコンピューターには不可能だと考えられていたことが、どんどん実現しているからである。その象徴が、近い時期に実現すると言われている車の自動運転である。

それを説明する前に、近年起きた象徴的事実を確認しておこう。

2011年2月16日に、アメリカのIBMが開発した「ワトソン」が、テレビの人気クイズ番組で優勝した。

1997年8月、オセロの世界チャンピオンの村上健がコンピューターのオセロソフト「ロジステロ」6戦全敗した。

1997年5月、チェス世界王者のゲイリー・カスパロフが、IBM「ディープブルー」に敗北。

2010年に、コンピューターがプロ棋士を破って以来、日本情報処理学会のプログラムが上位の棋士を年々破っていき、学会が開発を停止したところまで進んだ。

2016年3月、世界のトップクラスのプロ棋士である李世?（韓国）との五番碁にも勝利。

以上が、人間との知的な「勝負」に勝利してきた歴史であるが、もうひとつ重要な事実として、2012年6月に、グーグルが、コンピューターで猫を認識することをあげる必要がある。

ではこれらが、なぜ画期的で、かつどのような意味があるのだろうか。

まずは「知能」という人間のもっている「機能」はいったいどのようなものなのか、そして、普段コンピューターがやっていることは、どういう仕事なのかを確認しておく必要がある。

コンピューターは0と1の組み合わせですべてを処理している。電気的なス위ッチのオフを0、オンを1として、2進法で数値を表し、情報を数値に当てはめる。ワープロでは、キーボード（割り当てられた字や記号にも0と1を使うが、説明は省略する。）から「だいがく」と入力する。これは、それぞれ、「だ」「い」「が」「く」という文字が、それぞれある数値に対応して、その「形」が画面に表示される。入力したあと、「変換キーを押す」という行為を、ある数値に対応させておく。すると、「だいがく」という読みに対応する「漢字」がデータになっていて、順番に「変換キー」で移っていく。キーボードをうっている人が、これだと思ったときに、つまり「大学」という文字が表示されたときに、「確定」というキーを押すと、それが選択されるようになっている。

では、「文字」そのものを画面にどのように出すのか。たとえば、「一」という文字は、次のような点の集まりで表現される。

○○○○○○○

○○○○○○○

●●●●●●

○○○○○○○

○○○○○○○

それぞれの点は、もちろん、オフとオンで切り換える。これを遠くから見ると「一」に見えるのである。

このようなコンピューターの処理は、すべて、人間が入力したことを、あらかじめ人間が決めたルールにしたがってコンピューターが計算して処理しているだけであり、コンピューターが「だいがく」という文字から、「大学」の「意味」を理解しているわけではないし、文章を打ち込んでいても、コンピューターはその意味を理解していない。ただ、実はワープロが考えているのではないかと思われるような機能を、既に今のワープロはもっている。日本語変換ソフトとして有

名なATOKは、その宣伝文のなかで、「ページにあう最適な変換候補を表示」「ミスを自動で訂正」するだけではなく、タイプミスが多くなると、「入力時間が長くなっています。10分程度の休憩をおすすめします」と表示して、作業効率をアップするような工夫がされているのだそうだ。普段、私自身はATOKを使用していないが、試しに、どの程度の変換効率の正確さがあるのか、一度試してみた。使用したのは2013年版のATOKであるが、かなり長い文章を書いて、句点で変換したが、タイプミスがない限り、一度も変換ミスはなく、すべて正確な漢字を選択していた。漢字選択の学習機能と言われる、選択した漢字・熟語が前に来るというレベルの判断ではなく、文章の意味をある程度推論した上で、選択する機能を、ATOKが獲得していることを示している。これは、人工知能の入り口にたっているともいえる機能である。

では、現在話題の人工知能がこうした「意味表現」を実現するとしたら、それはどのようなことになるのだろうか。「音声認識」について考えてみよう。

「音声認識」とは、人が話している声を録音し、その音声をコンピューターが声を言語的な「音」として認識し、次に意味を理解して、文字に転換していくことである。

人が話すときには、常に丁寧で正確に発音するわけではない。また、人によって、同じ音でも微妙な差異がある。例えば江戸言葉は、通常の「し」と「ひ」があいまいで、しばしば逆にいう。「潮干狩り」は正しくは「しおひがり」であるが、江戸言葉の人は「ひよしがり」と発音したりする。もちろん、もっとあいまいに「ひ」と「し」の中間的な響きになることもあるだろう。このように、発音があいまいであっても、対応する文字はひとつだから、正確にあいまいな音声をひとつの文字として認識する必要がある。そのためには、多様な「し」という発音の「波形」をデータ化し、実際に出された「音」が「し」なのか、それ以外の音なのかを推論する特別な方法が必要である。膨大な「しの波形」と出された「し」らしい音とを、ひとつひとつ比べて、同じものがあれば「し」と認定し、なければ、違う音の波形を探すという作業は、ひとつ前の「人工知能」のやり方であったが、それは時間がかかるし、また、正確さも劣ることがわかつてきた。実際に、数年前までの音声認識ソフトの認識率は極めて低かったのである。

これは先述した「猫」の認識、つまりパターン認識に関わる作業である。

私がまだ若かったころのことだ。兄の子どもが3～4歳で、姪に対して、たくさんの猫やその他の動物の写真や絵を見せ、「これなに？」と聞いていったことがある。写真は当然として、かなりデフォルメされた漫画などでも、正確に「猫」とそれ以外を見分けることができた。ひとつひとつを教えたわけではないのに、なぜわかるのだろうと、不思議に思ったのだが、これは、コンピューターには、極めて難しいことだったのである。つまり、コンピューターに表示されている像は、単なる点の集合であって、何かを表しているものとして、コンピューターが認識することはない。上の○と●の集合は、コンピューターにとって、二種類の○がならんでいる、より正確にいえば、それぞれの位置のスイッチがオンとオフになっているだけのことである。しかし、人間には、それが「一」という数字に見え、そのように認識する。どんなに人が美しいと感じる風景写真が画面上に表示されていても、それはコンピューターにとっては、点の集合であり、色を表す数値をそれぞれの点に表示しているにすぎない。CDは、音の波形を細かい点にわけて数値化して記録したものであり、再生するときには、その数値を波形に戻して音にする。そこには、美しい音とか、これはバイオリンの音だというような認識は機械には必要ない。つまり、コンピューターにとっては膨大な数値の集合体であるものを、人間はそこに意味や形、音質などの「認識」をするのである。いまだに、脳がどのようにその処理をしているのかは、正確には明ら

第11章 インターネット社会

かにされていないが、コンピューターも同様な作業をできるようにしようというのが、人工知能研究であり、いくつかの分野である程度それが可能になってきた。こうした作業を「パターン認識」という。声を言語上の「音」として認識したり、あるいは表示されている点の集合としての物体を、実際のリアルな猫とか自動車とか、人などのような認識をしたり、あるいは手書きで書かれた乱雑な文字を、正確な文字として認識する。こうしたことが、次第に可能になったパターン認識である。

さて、声を言語的な「音」として認識することができ、それを文字が羅列した状況に転換できたとする。次は、意味解析が必要となる。人間は、少なくとも習得した言語については、音声を聞いて、それをほとんど瞬間に「意味」として理解していく。そして、音声と同時に意味も記憶していく。記憶力の程度に応じて、それを正確に筆記することができる。しかし、こうした推論のレベルでははるかにコンピューターを凌ぐと考えられている人間の脳でも、言語を習得するには、かなり初步的なレベルでも数年間、そして、大人としての言語能力は十数年かかる。こうしたパターン認識や推論、判断を可能にしたのが「深層学習（ディープラーニング）」であるが、その詳細はここでの課題ではないから、こうした技術を利用して、何が可能になるのかを人間科学部の学生などでも利用可能な一般的な事例をあげておこう。

音声認識（聴覚障害者が講義をリアルタイムで文字で理解することができる。）

外国語の通訳（音声認識を外国語と組み合わせることで、リアルタイムの翻訳が可能になる。）

文字認識（活字の文字認識は既に高度に実用化されていくが、手書きや古文書なども可能になる。）

様々な介護器具（盲導器具、身体介護）

自動車の自動運転

学習者のレベルにあわせた教授や質問への適切な回答が可能な教師ロボット

産業界などでは、多くの利用が実際に始まっているし、またこれまで困難だった作業（例えば危険な場所での作業）などを、正確に行えるロボットが開発され実用化されるだろう。

ユーザーである多くの人は、その仕組みを正確に理解する必要はないし、また、素人には不可能だろう。しかし、基本的な原理を理解した上で、どのような分野に利用すれば、これまで困難だった仕事をより容易にできるようになるかを考えたり、また、こうした技術が実現したときに積極的に利用することは必要だし、また可能だろう。

最後に iphone ipad などをもっている人 siri を使ってみると、人工知能の姿をかいだ見ることができます。

資料

資料

気候変動に関する国際連合枠組条約京都議定書（和文）

—環境庁地球温暖化対策研究会暫定訳—

注) これは、環境庁地球温暖化対策研究会暫定訳であり、日本国政府の公的な翻訳とは何ら関係ない。

この議定書の締約国は、気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」という。）の締約国として、条約第2条に規定する条約の究極的な目的を追求し、条約の規定を想起し、条約第3条の規定を指針とし、条約の締約国会議の決定 1/CP.1 により採択されたベルリンマンデートに従い、次のとおり協定した。

第1条

この議定書の適用上、条約第1条の定義を適用する。これに加え、

1. 「締約国会議」とは、条約の締約国会議をいう。
2. 「条約」とは、1992年5月9日にニューヨークで採択された気候変動に関する国際連合枠組条約をいう。
3. 「気候変動に関する政府間会合」とは、1988年に世界気象機関及び国際連合環境計画により共同で設置された気候変動に関する政府間会合をいう。
4. 「モントリオール議定書」とは、1987年9月16日に採択され、その後、調整され及び改正されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書をいう。
5. 「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投げる締約国をいう。
6. 「締約国」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、この議定書の締約国をいう。
7. 「附属書Iの締約国」とは、その後改正されたものも含め、条約の附属書Iに掲げる締約国又は条約第4条2(g)の規定に従って通報した締約国をいう。

第2条

1. 附属書Iの締約国は、第3条に規定する数量的な排出抑制及び削減の約束の履行に当たり、持続可能な開発を促進するために、次のことを行う。

(a) 各国の事情に応じて、政策及び措置（例えば、次に掲げるもの）を実施し又は策定しなければならない。

- (i) 自国の経済の関連部門におけるエネルギー効率の向上
- (ii) 関連する国際的な環境協定に基づく約束を考慮した温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の吸收源及び貯蔵庫の保護及び強化並びに持続可能な森林管理慣行、植林及び再植林の促進
- (iii) 気候変動を考慮した持続可能な形態の農業の促進
- (iv) 新エネルギー及び再生可能エネルギー、二酸化炭素固定技術並びに高度で革新的な環境上適正な技術の研究並びに促進、開発及び利用の増進
- (v)

資料

条約の目的に反するすべての温室効果ガス排出部門における市場の不完全性、財政的インセンティブ、免税及び補助金の段階的な縮小及び撤廃並びに市場的手法の適用

(vi) 温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の排出を抑制し又は削減する政策及び措置の促進を目的とする関連部門における適当な改革の奨励

(vii) 運輸部門における温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の排出を抑制し又は削減する措置

(viii) 廃棄物の管理並びにエネルギーの生産、輸送及び分配の際の回収及び再利用によるメタンの排出の抑制又は削減

(b)

条約第4条2(e)(i)の規定に基づき、この条の規定により採用された政策及び措置の単独の効果及び複合的な効果を高めるために、他の附属書Iの締約国と協力すること。このため、これらの締約国は、そのような政策及び措置の経験を共有し及び情報を交換するための措置をとらなければならない。この措置には、比較可能性、透明性及び効果を改善する方法の開発を含む。この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、第1回会合において又はその後できる限り速やかに、すべての関連する情報に考慮を払い一つ、そのような協力を促進する方法を検討しなければならない。

2. 附属書Iの締約国は、国際民間航空機関及び国際海事機関を通じて作業を行い、それぞれ、航空機燃料及びバンカー油から排出される温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の抑制又は削減を検討しなければならない。

3. 附属書Iの締約国は、条約第3条の規定に考慮を払い一つ、気候変動の悪影響、国際貿易への影響並びに他の締約国（特に開発途上締約国及びとりわけ条約第4条8及び9の締約国）に対する社会上、環境上及び経済上の影響その他の悪影響を最小限にするような方法で、この条の規定に基づく政策及び措置を講じるよう努めなければならない。この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、この3の規定の実施を促進するために、適当な場合には、さらなる行動をとることができる。

4. この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、各国の異なる事情及び潜在的な影響を考慮に入れつつ、1(a)

に規定する政策及び措置を調整することが有益であると決定した場合には、その政策及び措置の調整を更に詳細に詰めるための方法と手段を検討しなければならない。

第3条

1. 附属書Iの締約国は、2008年から2012年までの約束期間において、附属書Iの締約国全体の排出量を1990年の水準から少なくとも5パーセント削減することを念頭において、個別に又は共同で、附属書Aに掲げる温室効果ガスの人為的な排出量（二酸化炭素換算量）の合計が、附属書Bに定める数量的な排出抑制及び削減の約束に基づいて計算された割当量を超えないことを確保しなければならない。

2. 附属書Iの締約国は、2005年までに、この議定書に基づく約束の達成に当たって、明らかな進捗を実現していなければならぬ。

3. 各約束期間において検証できるような炭素貯蔵量の変化として測定された、1990年以後の植林、再植林及び森林の減少に限り、直接的かつ人為的な土地利用変化及び林業活動から生ずる温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去の純変化は、附属書Iの締約国この条

資料

の規定に基づく約束の履行のために用いられなければならない。これらの活動に関連する温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去は、透明かつ検証可能な方法で報告され、条約第7条及び第8条の規定に従って検討されなければならない。

4. 附属書Iの締約国は、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議の第1回会合の時までに、科学上及び技術上の助言に関する補助機関による検討のために、1990年の炭素貯蔵量の水準を確定し、及びそれ以降の年の炭素貯蔵量の変化を推測できるようにするためのデータを提供しなければならない。この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、その第1回会合において又はその後できる限り速やかに、不確実性、報告の透明性、検証可能性、気候変動に関する政府間会合が行う方法論についての作業並びに第5条の規定及び締約国会議の決定に基づき科学的及び技術的助言に関する補助機関が行う助言に考慮を払い一つ、農業土壌、土地利用変化及び林業分野における温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去の変化に関連する追加的な人為的活動のうち、附属書Iの締約国の割当量に加え、又は割当量から差し引くべき活動の種類及び方法に関する仕組み、規則及び指針を決定しなければならない。この決定は、第2期の約束期間又はそれ以降の約束期間に適用されるものとする。締約国は、その活動が1990年以降に行われる場合には、これらの追加的な人為的活動に係る決定を、第1期の約束期間に適用することを選択することができる。

5. 市場経済への移行の過程にある附属書Iの締約国であって、締約国会議の第2回会合における決定9/CP.2によって基準年又は基準期間が定められているものは、この条の規定に基づく約束の履行に当たって、当該基準年又は基準期間を用いなければならない。その他の市場経済への移行の過程にある附属書Iの締約国であって、条約第12条の規定により最初の情報を送付していない国は、この条の規定に基づく約束を履行するために、1990年以外の過去の基準年又は基準期間を用いる旨を、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議に通告することができる。この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、この通告の受諾について決定しなければならない。

6. この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、条約第4条6の規定に考慮を払い一つ、市場経済への移行の過程にある附属書Iの締約国によるこの条の規定に基づく約束以外のこの議定書に基づく約束の履行については、ある程度の弾力的適用を認めることとする。

7. 2008年から2012年までの最初の数量的な排出抑制及び削減の約束期間における附属書Iの締約国の割当量は、1990年又は5の規定に従って決定される基準年又は基準期間における附属書Aに掲げる温室効果ガスの人為的な排出量（二酸化炭素換算量）の合計のうち、当該締約国につき附属書Bで定める割合に相当する量に、5を乗じて得た量に相当するものとする。附属書Iの締約国であって、1990年の土地利用変化及び林業が温室効果ガスの純発生源となるものは、その国の割当量を計算するために、1990年の排出の基準年又は基準期間に、1990年の土地利用変化からの人為的な発生源による排出量（二酸化炭素換算量）から吸収源による除去量を差し引いたものを含めなければならない。

8. 附属書Iの締約国は、7の規定による計算のために、ハイドロフルオロカーボン、ペーフルオロカーボン及び六弗化硫黄に係る基準年を1995年とすることができます。

9. 附属書Iの締約国の次の期間における約束は、第21条7の規定に従って採択されるこの議定書の附属書Bの改正によって設定する。この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、1に規定する第1期の約束期間の終期の7年前までに、この約束に関する検討を始めなければ

資料

ばならない。

10. 締約国が第 6 条又は第 17 条の規定に従って他の締約国から獲得した排出削減単位又は割当量の一部は、これを獲得した締約国の割当量に加えなければならない。
11. 締約国が第 6 条又は第 17 条の規定に従って他の締約国に移転した排出削減単位又は割当量の一部は、これを移転した締約国の割当量から差し引かなければならない。
12. 締約国が第 12 条の規定により他の締約国から獲得した認証排出削減量は、これを獲得した締約国の割当量に加えなければならない。
13. 附属書 I の締約国の約束期間における排出量が、この条の規定による割当量を下回る場合には、当該締約国の求めにより、その差に相当する量を次の約束期間の割当量に加えることができる。
14. 附属書 I の締約国は、開発途上締約国（特に条約第 4 条 8 及び 9 に規定する開発途上締約国）に及ぼす社会上、環境上及び経済上の悪影響を最小化するような方法で、1 の規定に基づく約束を履行するよう努めなければならない。この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、第 1 回会合において、これらの規定の実施に関する締約国会議の関連する決定に従って、これらの規定で定める締約国に及ぼす気候変動の悪影響又は対応措置の影響を最小化するために、どのような行動が必要であるかについて検討しなければならない。この検討の対象には、基金の設置、保険及び技術移転が含まれる。

第 4 条

1. 前条の規定に基づく約束を共同で履行することについて合意に達した附属書 I の締約国は、附属書 A に掲げる温室効果ガスの人為的な排出量（二酸化炭素換算量）の合計を合算した量が、附属書 B に掲げる数量的な排出抑制及び削減の約束に基づき及び第 3 条の規定により計算した割当量を超えない場合には、その約束を達成したものとみなされる。この合意の当事国であるそれぞれの締約国に割り当てられる排出量の水準は、当該合意において示されなければならない。
2. この合意の当事国である締約国は、この議定書の批准書、承諾書、承認書又は加入書の寄託の日に、その合意の内容を事務局に通告しなければならない。事務局は、条約の締約国及び署名国に対し、この合意の内容を通報しなければならない。
3. この合意は、前条 7 に規定する約束期間の終了までの間は、効力を有する。
4. 締約国が、地域的な経済統合のための機関の枠組により、及び地域的な経済統合のための機関とともに実施する場合には、この議定書の採択後の当該機関の構成の変更は、この議定書に基づく既存の約束に影響を及ぼさない。当該機関の構成の変更は、その変更後に定める第 3 条の規定に基づく約束についてのみ適用する。

5. この合意の当事国である締約国が、合算した排出削減の水準を達成できなかった場合には、当該合意の当事国である各締約国は、各締約国につき当該合意で定められた排出量の水準について、責任を有する。

6. 締約国が、この議定書の締約国である地域的な経済統合のための機関の枠組により、及び地域的な経済統合のための機関とともに実施する場合で、合算した排出削減の水準を達成できなかったときは、当該機関の構成国は、個別に及び第 24 条の規定に従って実施する地域的な経済統合のための機関と共に、この条の規定に従って通告した排出量の水準について、責任を有する。

第 5 条

1. 附属書 I の締約国は、第 1 期の約束期間が始まる 1 年前までに、すべての温室効果ガス（モ

資料

ントリオール議定書によって規制されているものを除く。) の発生源による人為的な排出量及び吸收源による除去量を推計するための国内の制度を整備しなければならない。この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、第1回会合において、2に規定する方法を含む国内の制度についての指針を決定する。

2. すべての温室効果ガス (モントリオール議定書によって規制されているものを除く。) の発生源による人為的な排出量及び吸收源による除去量を推計するための方法は、気候変動に関する政府間会合が承認し、及び条約の締約国会議が第3回会合において合意したものとする。この方法が用いられない場合には、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議が第1回会合において合意する方法に従って、適正な調整を加えなければならない。この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、特に気候変動に関する政府間会合の成果並びに科学上及び技術上の助言に関する補助機関が行う助言に基づき、条約の締約国会議が行う関連する決定に十分に考慮を払い一つ、当該方法及び調整 を定期的に検討し、適当な場合には改正するものとする。方法又は調整の改正は、その改正後に採択される第3条の規定に基づく約束の履行を確保するためにのみ用いるものとする。

3. 附属書Aに掲げるすべての温室効果ガスの発生源による人為的な排出量及び吸收源による除去量の二酸化炭素換算量を計算するために用いる地球温暖化係数は、気候変動に関する政府間会合が承認し、及び条約の締約国会議が第3回会合において合意したものとする。この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、特に気候変動に関する政府間会合の成果並びに科学上及び技術上の助言に関する補助機関が行う助言に基づき、条約の締約国会議が行う関連する決定に十分に考慮を払い一つ、それぞれの温室効果ガスに係る地球温暖化係数を定期的に検討し、適当な場合には改正するものとする。地球温暖化係数の改正は、その改正後に採択される第3条の規定に基づく約束の履行を確保するためにのみ用いるものとする。

第6条

1. 第3条の規定に基づく約束を履行するため、附属書Iの締約国は、他の附属書Iの締約国から、あらゆる経済部門における温室効果ガスの発生源による人為的な排出の削減又は吸收源による人為的な吸收の強化を目的とする事業から生じる排出削減単位を、移転し又は獲得することができる。ただし、次の要件を満たすことを条件とする。

- (a) かかる事業について、関係締約国の承認を得ていること。
 - (b) かかる事業が、当該事業が行われない場合に対して、追加的な、発生源による排出の削減又は吸收源による吸收の強化をもたらすこと。
 - (c) 第5条及び第7条の規定に基づく義務を遵守していない場合には、排出削減単位を獲得しないこと。
 - (d) 排出削減単位の獲得が、第3条の規定に基づく約束を履行するための国内の措置に対して補完的なものであること。
2. この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、第1回会合において又はその後できる限り速やかに、検証及び報告のためのものを含め、この条の規定を実施するために必要な指針を策定することができる。
3. 附属書Iの締約国は、その責任により、この条の規定に基づく排出削減量の発生、移転又は獲得につながる活動への法的主体の参加を認めることができる。
4. 第8条の関連する規定に従って、附属書Iの締約国によるこの条に規定する条件の実施につ

資料

いての疑義が提起された場合であっても、当該疑義が提起された後も、引き続き、排出削減単位の移転及び獲得を行うことができる。ただし、遵守の問題が解決するまでは、いかなる締約国も、第3条の規定に基づく約束の履行のためにこの排出削減単位を用いてはならないことを条件とする。

第7条

1. 附属書Iの締約国は、条約の締約国会議の関連する決定に従って提出する、すべての温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する毎年の目録に、4の規定により決定される第3条の遵守を確保するために必要な補足的な情報を含めなければならない。

2. 附属書Iの締約国は、条約第12条の規定に従って提出する自国の情報に、4の規定により決定されるこの議定書に基づく約束の遵守を明らかにするために必要な補足的な情報を含めなければならない。

3. 附属書Iの締約国は、自国に対してこの議定書が効力を生じた後に求められる最初の目録とともに、及びそれ以降は毎年、1の規定により求められる情報を提出しなければならない。附属書Iの締約国は、自国に対してこの議定書が効力を発生し、及び4の規定で定める指針が採択された後に求められる最初の自国の情報の送付の一部として、2の規定により求められる情報を提出しなければならない。この条の規定により求められる情報の提出のその後の頻度は、締約国会議が決定する各国の情報の提出に関する日程を考慮しつつ、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議が決定する。

4. この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、締約国会議が採択する附属書Iの締約国による各国の情報の準備のための指針に考慮を払いつつ、第1回会合において、この条の規定により求められる情報の準備のための指針を採択し、その後、定期的に見直さなければならない。この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、第1期の約束期間の前に、割当量の計算の方法を決定しなければならない。

第8条

1. 前条の規定に従って附属書Iの締約国が提出する情報は、関連する締約国会議の決定に基づき、及びこの議定書の締約国の会合として機能する締約国会議が4の規定に従って採択する指針に従い、専門家による検討チームが検討する。附属書Iの締約国が前条1の規定に従って提出した情報は、排出の目録及び割当量の毎年の編集及び計算の一部として検討する。また、附属書Iの締約国が前条2の規定に従って提出した情報は、情報の送付の検討の一部として検討する。

2. 専門家による検討チームは、事務局が調整し及び締約国会議がこの目的のために条約の締約国会議が採択する指針に従い、条約の締約国及び適当な場合には政府間機関が指名する者の中から選ばれる者によって構成する。

3. この検討は、締約国によるこの議定書の実施のすべての側面について、完全かつ包括的に技術的な評価を行うものとする。専門家による検討チームは、締約国の約束の実施を評価し及び約束の履行における潜在的な問題及び約束の履行に影響を与える要因を評価して、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議に報告を提出する。事務局は、この報告をすべての条約の締約国に送付する。事務局は、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議が更に検討を行うために、この報告が示唆する実施に関する疑義を提示する。

4. この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、締約国会議の関連する決定に考慮

資料

を払いつつ、専門家による検討チームが行うこの議定書の実施に関する検討のための指針を、第1回会合において採択し、その後は定期的に検討する。

5. この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、実施に関する補助機関及び適切な場合には科学上及び技術上の助言に関する補助機関の支援を得て、次の事項を検討する。

(a) 第7条の規定に従って締約国が送付する情報及びこの条の規定に従って専門家による検討チームが作成する報告書

(b) 締約国が提起し、及び3の規定に従って事務局が提示する実施に関する疑義

6. この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、5の規定による情報の検討に基づき、この議定書の実施のために必要な事項について決定するものとする。

第9条

1. この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、気候変動及びその影響に関する利用可能な最善の科学上の情報及び評価並びに関連する技術上、社会上及び経済上の情報に照らして、この議定書を定期的に検討する。この検討は、条約に基づく関連する検討、特に条約第4条2(d)

及び第7条2(a)の規定により求められる検討と調整される。この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、この検討に基づき、適当な措置をとる。

2. 第1回目の検討は、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議の第2回会合において行う。その後の検討は、一定の間隔で、かつ適当な時期に行う。

第10条

締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任並びに各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮し、非附属書Iの締約国についていかなる新たな約束も導入しないが、条約第4条の規定に基づく既存の約束を再確認し、並びに持続可能な開発を達成するためにその約束の履行の促進を継続し、条約第4条3、5及び7の規定を考慮して、次のことを行う。

(a) すべての温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）について、発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の目録を準備し及び定期的に更新するために、適当な場合に、かつ、可能な範囲において、締約国会議が定める比較可能な方法を用い、及び締約国会議が採択する自国の情報の送付の準備のための指針に従って、締約国との社会経済的状況を反映する、地域の排出係数、活動データ又はモデルの質を改善するための費用対効果の大きい自国の（適当な場合には地域の）計画を作成すること。

(b)

気候変動を緩和するための措置及び気候変動への適応を容易にするための措置を含む自国の（適当な場合には地域の）計画を作成し、実施し、公表し及び定期的に更新すること。

(i)

これらの計画は、特に、エネルギー、運輸及び産業分野並びに農業、森林及び廃棄物の管理に関するものとする。さらに、土地利用計画の改善のための適応の技術及び方法は、気候変動に対する適応を改善するものとする。

(ii) 附属書Iの締約国は、第7条の規定に従い、自国の計画等この議定書に基づき講じる措置に関する情報を提出しなければならない。他の締約国は、適当な場合には、温室効果ガスの排出の増加の遞減及び吸収源による除去の強化並びに能力の向上及び適応措置等当該締約国が気候

資料

変動及びその悪影響に対処することに寄与すると認める措置を含む計画に関する情報を、自国の情報の送付に含めるよう努めなければならない。

(c)

気候変動に関する環境上適正な技術、知見、慣行及び工程を開発し、利用し及び普及するための効果的な方法の推進について協力するとともに、適当な場合には、特に途上国に対してこれらを移転し又は取得する機会の提供を促進し、容易にし、及び資金を供与するため、実施可能なすべての措置をとること。この措置には、環境上適正な技術を促進し、その移転及び取得の機会を強化するために、公的に所有され、又は公共部門に帰属する環境上適切な技術の効果的な移転のための政策及び計画を作成すること並びに民間部門の対応を可能にする環境を創設することが含まれる。

(d)

科学的及び技術的研究について協力し、気候変動とその悪影響及び種々の対応戦略による社会上及び経済上の結果に関する不確実性を軽減するための、組織的観測の維持及び開発を促進し、並びに資料の保管所を設立し、並びに条約第5条の規定を勘案して、研究及び組織的観測に関する国際的及び政府間の努力、計画及び協力網に参加する各国の能力の開発及び強化を推進すること。

(e)

国際的なレベルで、適当な場合には既存の団体を活用しつつ、国家の能力、特に人材及び組織の能力の向上の強化、及び特に開発途上国そのためのこの分野での専門家を養成するための人的交流又は派遣等教育訓練事業の計画の作成及び実施について協力し、及びその促進を図るとともに、自国において、気候変動に関する国民の意識を啓発し及び気候変動に関する情報の公開を促進すること。条約第6条の規定に考慮を払い一つ、条約の関連機関を通じて、これらの活動を実施するために、適切な方法が開発されなければならない。

(f) 締約国会議の関連する決定に従って、この条の規定に従って講じる計画及び活動に関する情報を、自国の国別報告書に含めること。

(g) この条の規定に基づく約束の実施に当たり、条約第4条8の規定に、できる限り考慮を払うこと。

第11条

1. 締約国は、前条の規定の実施に当たり、条約第4条4、5、7、8及び9の規定に考慮を払わなければならない。

2. 条約の附属書IIに掲げる先進締約国は、条約第4条の規定の実施に関し、条約第4条3及び第11条の規定に従って、並びに条約の資金供与の制度の運営を委託された組織を通じて、次のことを行う。

(a) 開発途上締約国が第10条(a)

の規定の対象とされている条約第4条1(a)の規定に基づく既存の約束の履行を促進するために負担するすべての合意された費用に充てるため、新規のかつ追加的な資金を供与すること。

(b)

また、前条の規定の対象とされている条約第4条1の規定に基づく既存の約束の履行を促進するための措置であって、開発途上締約国と条約第11条に規定する国際的組織との間で合意するものを実施するためのすべての合意された增加費用を負担するために開発途上締約国が必要とする

資料

新規のかつ追加的な資金（技術移転のためのものを含む。）を同条の規定に従って供与すること。

これらの既存の約束の履行に当たっては、資金の流れの妥当性及び予測可能性が必要であること、並びに先進締約国間の適当な責任分担が重要であることについて考慮を払う。締約国会議の関連する決定で定める条約の資金供与の制度の運営を委託された組織に対する指導（この議定書の採択の前に合意されたものを含む。）は、この2の規定に準用する。

3. 条約の附属書IIに掲げる先進締約国は、また、二国間の及び地域的その他の多数国間の経路を通じて、第10条の実施のための資金を供与することができるものとし、開発途上締約国は、これを利用することができる。

第12条

1. クリーン開発メカニズムについて、ここに定める。

2. クリーン開発メカニズムの目的は、非附属書Iの締約国が持続可能な開発を達成し、及び条約の究極の目的に貢献することを支援し、並びに附属書Iの締約国が第3条の規定に基づく数量的な排出抑制及び削減の約束の遵守を達成することを支援することとする。

3. クリーン開発メカニズムの下で、

(a) 非附属書Iの締約国は、認証された排出削減量をもたらす事業活動から利益を得る。

(b)

附属書Iの締約国は、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議の決定に従い、第3条の規定に基づく数量的な排出抑制及び削減の約束の一部の履行に寄与するため、事業活動から生ずる認証排出削減量を利用することができる。

4. クリーン開発メカニズムは、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議の権威と指導に従い、及びクリーン開発メカニズムの執行委員会によって監督される。

5. 各事業活動から生ずる排出削減量は、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議が指定する運営組織が、次の原則に基づいて認証する。

(a) 関係締約国によって承認された自主的な参加

(b) 気候変動の緩和に関連する実質的で、測定可能な、長期的な利益

(c) 認証された事業活動がない場合に生じる削減に対し、追加的な排出削減

6. クリーン開発メカニズムは、必要に応じ、認証事業活動の資金の準備を支援する。

7. この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、第1回会合において、事業活動に対する独立した監査及び検証を通じて透明性、効率性及び責任を確保するために、方法及び手続を策定しなければならない。

8. この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、認証事業活動の利益の一部が、運営費用を賄うとともに、気候変動の悪影響に対して、特に脆弱な開発途上締約国が適応の費用を支払うことへの支援に用いられることを確保しなければならない。

9. 3(a)の規定による活動及び認証排出削減量の獲得を含むクリーン開発メカニズムへの参加は、民間又は公的主体を含むことができ、クリーン開発メカニズムの執行委員会が与えるすべての指導に従わなければならない。

10. 2000年から第1期の約束期間が始まるまでの期間に得られた認証排出削減量は、第1期の約束期間における遵守の達成を支援するために用いることができる。

第13条

1. 条約の最高機関である締約国会議は、この議定書の締約国の会合として機能する。

資料

2. この議定書の締約国でない条約の締約国は、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議のいずれの会合の議事にもオブザーバーとして参加できる。締約国会議がこの議定書の締約国の会合として機能するときは、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみによってなされなければならない。

3. 締約国会議がこの議定書の締約国の会合として機能する場合は、締約国会議のビューローの構成員であって、その時点においてこの議定書の締約国でない 条約の締約国を代表するものは、この議定書の締約国により、及びこの議定書の締約国の中から選ばれる追加的な構成員によって代えられなければならない。

4. この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、この議定書の実施状況を定期的に検討するものとし、その権限の範囲内で、この議定書の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。このため、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、付与された任務を遂行するとともに、次のことを行う。

(a)

この議定書により得られるすべての情報に基づき、この議定書の締約国による実施の状況、この議定書により採用された対策の全体としての効果、特に環境上、経済上及び社会上の効果並びに対策の累積的な影響並びに条約の目的の達成に向けた進展の程度を評価すること。

(b) 条約の目的、その実施により得られた経験並びに科学的及び技術的知見の進展に照らして、
条約第4条2(d)

及び第7条2の規定により求められる検討を考慮しつつ、この議定書に基づく締約国の義務を定期的に点検するとともに、この観点からこの議定書の実施に関する定期的報告を検討し及び採択すること。

(c)

締約国の様々な事情、責任及び能力並びにこの議定書に基づくそれぞれの締約国の約束に考慮を払い一つ、気候変動及びその影響に対処するために締約国が採用する措置に関する情報の交換を推進し及び助長すること。

(d)

二以上の締約国の要請に応じ、締約国の様々な事情、責任及び能力並びにこの議定書に基づくそれぞれの締約国の約束に考慮を払い一つ、気候変動及びその影響に対処するためにそれらの締約国が採用する措置の調整を促進すること。

(e)

条約の目的とこの議定書の規定に従い、締約国会議による関連する決定に十分に考慮を払い一つ、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議が合意するこの議定書の効果的な実施のための比較可能な方法の開発と定期的な改良を推進し及び指導すること。

(f) この議定書の実施のために必要な事項に関して勧告すること。

(g) 第11条2の規定に従い、追加的な資金供給がなされるよう努めること。

(h) この議定書の実施のために必要と考えられる補助的な機関を設けること。

(i) 適当な場合には、適切な国際機関並びに政府間及び非政府の組織により提供されるサービス、協力及び情報を求め及び利用すること。

(j) この議定書の実施のために求められる任務を果たし、及び締約国会議の決定により生じる課題を検討すること。

資料

5. 締約国会議の手続規則及び条約に基づいて適用される財政手続は、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議がコンセンサスにより決定する場合を除くほか、この議定書について準用する。

6. 事務局は、この議定書の効力発生の日の後に予定される最初の締約国会議の会合と併せて、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議の第1回 会合を招集する。この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議のその後の通常の会合は、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議が別段の決定を行わない限り、毎年、締約国会議の通常の会合と併せて開催する。

7. この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議の特別の会合は、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請があり、事務局がその要請を締約国に通報した後6箇月以内に締約国の中なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

8. 国際連合、その専門機関、国際原子力機関及びこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバーであってこの条約の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することが できる。国内若しくは国際の又は政府若しくは民間のもののいずれであるかを 問わず、この議定書の対象とされている事項について認定された団体又は機関 であって、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通知したものは、当該会合に出席している締約国三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの取扱い及び参加については、5の規定による手続規則に従わなければならない。

第14条

1. 条約第8条の規定に基づき設置された事務局は、この議定書の事務局として機能する。

2. 事務局の任務に関する条約第8条2の規定及び事務局の任務の遂行のための措置に関する条約第8条3項の規定は、この議定書に準用する。事務局は、また、この議定書で定める任務を遂行する。

第15条

1. 条約第9条及び第10条の規定に従って設置された科学上及び技術上の助言に関する補助機関及び実施に関する補助機関は、それぞれ、この議定書の科学上及び技術上の助言に関する補助機関及び実施に関する補助機関として機能する。条約に基づくこれらの機関の機能に関する規定は、この議定書に準用する。この議定書の科学上及び技術上の助言に関する補助機関及び実施に関する補助機関の会合は、それぞれ、条約の科学上及び技術上の助言に関する補助機関及び実施に関する補助機関と併せて開催する。

2. 議定書の締約国でない条約の締約国は、補助機関のどの会合の議事についてもオブザーバーとして参加することができる。補助機関が、この議定書の補助機関として機能する場合、この議定書に基づく決定は、この議定書の締約国のみによってなされなければならない。

3. 補助機関が、この議定書に關係した事項についての機能を行う場合は、その補助機関のビューローの構成員であって、その時点においてこの議定書の締約国でない条約の締約国を代表するものは、この議定書の締約国により、及びこの議定書の中から選ばれる追加的な構成員によって代えられなければならない。

第16条

資料

この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議は、できる限り速やかに、条約の締約国会議が採択する関連する決定に照らし、条約第 13 条で規定する多数国間の協議手続のこの議定書への適用及び適切な改正を検討しなければならない。この議定書に適用される多数国間の協議手続は、第 18 条の規定に従って設けられる手續と仕組みに影響を及ぼさないように実施されなければならない。

第 17 条

締約国会議は、排出量取引に関する原則、方法、規則及び指針（特に検証、報告及び責任に関するもの）を定める。附属書 B に掲げる締約国は、第 3 条の規定に基づく約束を履行するために、排出量取引に参加することができる。いかなるこうした取引も、当該規定に基づく数量的な排出抑制及び削減に関する約束を履行するための国内的な行動に対して補完的なものでなければならぬ。

第 18 条

この議定書の締約国の会合として開催する締約国会議は、第 1 回会合において、不履行の原因、種類、程度及び頻度を考慮しつつ、結果の示唆的なリストの作成によることを含め、この議定書の規定に係る不履行の事例を決定し及び取り扱うための適當かつ効果的な手續及び仕組みを承認しなければならない。この条の規定に基づく拘束力のある結論を伴う手續及び仕組みは、この議定書の改正によって採択しなければならない。

第 19 条

紛争の解決に関する条約第 14 条の規定は、必要な変更を加えて、この議定書に適用する。

第 20 条

1. 締約国は、この議定書の改正を提案することができる。
2. この議定書の改正は、この議定書の締約国の会合として開催する締約国会議の通常の会合において採択する。この議定書の改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも 6箇月前に、事務局が締約国に通報する。事務局は、また、改正案を条約の締約国及び署名国並びに参考のために寄託者に通報する。
3. 締約国は、議定書の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にも拘わらず合意に達しない場合には、議定書の改正案は、最後の手段として、当該会合に出席しあつ投票する締約国の四分の三の多数決によって採択する。採択された改正は、事務局が寄託者に通報するものとし、寄託者はすべての締約国に対してその受諾のために送付する。
4. 改正の受諾書は、寄託者に寄託する。3 の規定に従って採択された改正は、この議定書の締約国の少なくとも四分の三の受諾書を寄託者が受領した日の後 90 日目の日に、当該改正を受諾した締約国について効力を生ずる。
5. 改正は、他の締約国が当該改正の受託書を寄託者に寄託した日の後 90 日目の日に当該国について効力を生ずる。

第 21 条

1. この議定書の附属書は、この議定書の不可欠の一部を成すものとし、「この議定書」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。この議定書の発効後に採択された附属書は、表、書式その他科学的、技術的、手続的又は事務的な性格を有する説明的な文書に限定される。

資料

2. 締約国は、この議定書の附属書を提案し、及びこの議定書の附属書の改正を提案できる。
3. この議定書の附属書及び附属書の改正は、この議定書の締約国の会合として機能する締約国会議の通常の会合において採択される。附属書案及び附属書改正案文は、その採択が提案される会合の少なくとも 6箇月前に、事務局が締約国に通報する。事務局は、附属書案又は附属書の改正案を条約の締約国及び署名国並びに参考のために寄託者に通報する。
4. 締約国は、附属書案及び附属書の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にも拘わらず合意に達しない場合には、附属書又は附属書の改正は、最後の手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三の多数決によって採択される。採択された附属書又は附属書の改正は、事務局が寄託者に通報するものとし、寄託者がすべての締約国に対し受諾のために送付する。
5. 3及び4の規定に従って採択された附属書又は附属書A若しくは附属書B以外の附属書の改正は、寄託者がその附属書の採択又は附属書の改正の採択を締約国に通報した日の6箇月後で、その期間内に当該附属書又は附属書の改正を受諾しない旨を書面により通告した締約国を除くほか、この議定書のすべての締約国について効力を生ずる。当該附属書又は附属書の改正は、当該通告を撤回する旨の通告を寄託者が受領した日の後 90 日目の日に当該通告を撤回した締約国について効力を生ずる。
6. 附属書の採択又は附属書の改正がこの議定書の改正を伴うものである場合には、採択された附属書又は改正された附属書は、この議定書の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。
7. この議定書の附属書A及び附属書Bの改正は、いかなる附属書Bの改正も、関係する締約国の書面による同意があつてはじめて採択されるという条件で、前条に規定する手続に従い採択され及び効力を生ずる。

第22条

1. 各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の投票権を有する。
2. 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この議定書の締約国であるその構成国の数と同じ数の票を投げる権利行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権行使する場合には、投票権行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第23条

国連事務総長は、この議定書の寄託者とする。

第24条

1. この議定書は、署名のために開放され、並びに条約の締約国である国家及び地域的な経済統合のための機関により、批准され、受託され又は承認されなければならない。この議定書は、1998年3月16日から1999年3月15日までニュー・ヨークの国際連合本部において署名のために開放しておく。この議定書は、署名のための期間の終了の日の後は、加入のために開放しておく。批准書、受託書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。
2. この議定書の締約国となる地域的な経済統合のための機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となっていないものは、この議定書に基づくすべての義務を負う。当該機関の一又は二以上の構成国がこの議定書の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この議定書に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、この議定書に基づく権利を同時に行使することができない。
3. 地域的な経済統合のための機関は、この議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範

資料

囲をこの議定書の批准書、受託書、承認書又は加入書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

第25条

1. この議定書は、附属書Iの締約国の1990年における二酸化炭素排出総量の少なくとも55パーセントを占める附属書Iの締約国を含む55箇国以上の条約の締約国が批准書、受託書、承認書又は加入書を寄託した日の後90日目の日に効力を生ずる。

2. この条の規定の適用上、「附属書Iの締約国の1990年における二酸化炭素排出総量」とは、この議定書の採択の日又はそれ以前に、条約第12条の規定に従って提出した最初の自国情報の送付において、附属書Iの締約国が通報した量とする。

3. この議定書は、1に規定する効力発生の要件が満たされた後に、これを批准し、受託し若しくは承認し又は加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、批准書、受託書、承認書又は加入書の寄託の後90日目の日に効力を生ずる。

4. 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、この条の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第26条

この議定書には、いかなる留保も付することができない。

第27条

1. 締約国は、この議定書が効力を生じた日から3年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この議定書から脱退することができる。

2. 1の脱退は、寄託者が脱退の通知を受領した日から1年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

3. この条約から脱退する締約国は、この議定書からも脱退したものとみなす。

第28条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正本とするこの議定書の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

1997年12月11日に京都で作成した。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて記載の日にこの議定書に署名した。

附属書A

温室効果ガス

二酸化炭素 (CO₂)

メタン (CH₄)

亜酸化窒素 (N₂O)

ハイドロフルオロカーボン (HFCs)

パーフルオロカーボン (PFCs)

六弗化硫黄 (SF₆)

部門／発生源分野

エネルギー

燃料の燃焼

エネルギー産業

製造業及び建設

資料

運輸
その他の部門
その他
燃料の漏出
　固形燃料
　石油及び天然ガス
　その他
工業プロセス
　鉱業製品
化学産業
　金属生産
　その他の生産
　ハロカーボン及び六弗化硫黄の生産
　ハロカーボン及び六弗化硫黄の消費
　その他
溶剤及びその他の製品の使用
農業
　家畜の腸内発酵
　家畜の糞尿管理
　稻作
　農業土壤
　サバンナの野焼き
　農業廃棄物の野焼き
　その他
廃棄物
　固形廃棄物の埋立
　下水処理
　廃棄物の焼却
　その他

----- 附属書B

締約国 数量的な排出抑制又は削減の約束
(基準年又は基準期間の割合)

オーストラリア	108
オーストリア	92
ベルギー	92
ブルガリア*	92

資料

カナダ	9 4
クロアチア*	9 5
チェコ共和国*	9 2
デンマーク	9 2
エストニア*	9 2
欧州共同体	9 2
フィンランド	9 2
フランス	9 2
ドイツ	9 2
ギリシャ	9 2
ハンガリー*	9 4
アイスランド	1 1 0
アイルランド	9 2
イタリア	9 2
日本国	9 4
ラトヴィア*	9 2
リヒテンシュタイン	9 2
リトアニア*	9 2
ルクセンブルグ	9 2
モナコ	9 2
オランダ	9 2
ニュー・ジーランド	1 0 0
ノールウェー	1 0 1
ポーランド*	9 4
ポルトガル	9 2
ルーマニア*	9 2
ロシア連邦*	1 0 0
スロバキア*	9 2
スロベニア*	9 2
スペイン	9 2
スウェーデン	9 2
スイス	9 2
ウクライナ*	1 0 0
及び北部連合王国	9 2
アメリカ合衆国	9 3

*市場経済への移行の過程にある国

3 気候変動に関する国際連合枠組条約 平成六年六月二十一日
条約第六号

資料

気候変動に関する国際連合枠組条約をここに公布する。

気候変動に関する国際連合枠組条約

この条約の締約国は、

地球の気候の変動及びその悪影響が人類の共通の関心事であることを確認し、

人間活動が大気中の温室効果ガスの濃度を著しく増加させてきていること、その増加が自然の温室効果を増大させていること並びにこのことが、地表及び地球の大気を全体として追加的に温暖化することとなり、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすおそれがあることを憂慮し、

過去及び現在における世界全体の温室効果ガスの排出量の最大の部分を占めるのは先進国において排出されたものであること、開発途上国における一人当たりの排出量は依然として比較的少ないこと並びに世界全体の排出量において開発途上国における排出量が占める割合はこれらの国の社会的な及び開発のためのニーズに応じて増加していくことに留意し、

温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の陸上及び海洋の生態系における役割及び重要性を認識し、

気候変動の予測には、特に、その時期、規模及び地域的な特性に関して多くの不確実性があることに留意し、

気候変動が地球的規模の性格を有することから、すべての国が、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国の能力並びに各国の社会的及び経済的状況に応じ、できる限り広範な協力をを行うこと及び効果的かつ適当な国際的対応に参加することが必要であることを確認し、

千九百七十二年六月十六日にストックホルムで採択された国際連合人間環境会議の宣言の関連規定を想起し、

諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、その資源を自国の環境政策及び開発政策に従って開発する主権的権利を有すること並びに自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有することを想起し、

気候変動に対処するための国際協力における国家の主権の原則を再確認し、

諸国が環境に関する効果的な法令を制定すべきであること、環境基準、環境の管理に当たっての目標及び環境問題における優先度はこれらが適用される環境及び開発の状況を反映すべきであること、並びにある国が適用する基準が他の国(特に開発途上国)にとって不適当なものとなり、不当な経済的及び社会的損失をもたらすものとなるおそれがあることを認め、

国際連合環境開発会議に関する千九百八十九年十二月二十二日の国際連合総会決議第二百二十八号（第四十四回国会期）並びに人類の現在及び将来の世代のための地球的規模の気候の保護に関する千九百八十八年十二月六日の国際連合総会決議第五十三号（第四十三回国会期）、千九百八十九年十二月二十二日の同決議第二百七号（第四十四回国会期）、千九百九十年十二月二十一日の同決議第二百十二号（第四十五回会期）及び千九百九十一年十二月十九日の同決議第百六十九号（第四十六回国会期）を想起し、

海面の上昇が島及び沿岸地域（特に低地の沿岸地域）に及ぼし得る悪影響に関する千九百八十九年十二月二十二日の国際連合総会決議第二百六号（第四十四回国会期）の規定及び砂漠化に対処するための行動計画の実施に関する千九百八十九年十二月十九日の国際連合総会決議第百七十二号（第四十四回国会期）の関連規定を想起し、

更に、千九百八十五年のオゾン層の保護のためのウィーン条約並びに千九百九十年六月二十九

資料

日に調整され及び改正された千九百八十七年のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「モントリオール議定書」という）を想起し、

千九百九十年十一月七日に採択された第二回世界気候会議の閣僚宣言に留意し、

多くの国が気候変動に関して有益な分析を行っていること並びに際連合の諸機関（特に、世界気象機関、国際連合環境計画）その他の国際機関及び政府間機関が科学的研究の成果の交換及び研究の整について重要な貢献を行っていることを意識し、

気候変動を理解し及びこれに対処するために必要な措置は、関連する科学、技術及び経済の分野における考察に基づき、かつ、これらの分野において新たに得られた知見に照らして絶えず再評価される場合には、環境上、社会上及び経済上最も効果的なものになることを認め、

気候変動に対処するための種々の措置は、それ自体経済的に正当し得ること及びその他の環境問題の解決に役立ち得ることを認め、

先進国が、明確な優先順位に基づき、すべての温室効果ガスを考慮に入れ、かつ、それらのガスがそれぞれ温室効果の増大に対して与える相対的な影響を十分に勘案した包括的な対応戦略（地球的、国家的及び合意がある場合には地域的な規模のもの）に向けた第一歩として、直ちに柔軟に行動することが必要であることを認め、

更に、標高の低い島しょ国その他の島しょ国、低地の沿岸地域、乾燥地帯若しくは半乾燥地域又は洪水、干ばつ若しくは砂漠化のおそれのある地域を有する国及びせい弱な山岳の生態系を有する開発途上国は、特に気候変動の悪影響を受けやすいことを認め、

経済が化石燃料の生産、使用及び輸出に特に依存している国（特に開発途上国）について、温室効果ガスの排出抑制に関してとられる措置の結果特別な困難が生ずることを認め、

持続的な経済成長の達成及び貧困の撲滅という開発途上国の正当かつ優先的な要請を十分に考慮し、気候変動への対応については、社会及び経済の開発に対する悪影響を回避するため、これらの開発との間で総合的な調整が図られるべきであることを確認し、

すべての国（特に開発途上国）が社会及び経済の持続可能な開発の達成のための資源の取得の機会を必要としていること、並びに発途上国がそのような開発の達成という目標に向かって前進するため、一層高いエネルギー効率の達成及び温室効果ガスの排出の一般的な抑制の可能性（特に、新たな技術が経済的にも社会的にも有利な条件で利用されることによるそのような可能性）をも考慮に入れつつ、そのエネルギー消費を増加させる必要があることを認め、

現在及び将来の世代のために気候系を保護することを決意して、

次のとおり協定した。

第一条 定義（注）

注 各条の表題は、専ら便宜のために付するものである。

この条約の適用上、1. 「気候変動の悪影響」とは、気候変動に起因する自然環境又は生物相の変化であって、自然の及び管理された生態系の構成、回復力若しくは生産力、社会及び経済の機能又は人の健康及び福祉に対し著しく有害な影響を及ぼすものをいう。

2. 「気候変動」とは、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。

3. 「気候系」とは、気圧、水圏、生物圏及び岩石圏の全体並びにこれらの間の相互作用をいう。

資料

4. 「排出」とは、特定の地域及び期間における温室効果ガス又はその前駆物質の大気中への放出をいう。
5. 「温室効果ガス」とは、大気を構成する気体（天然のものであるか人為的に排出されるものであるかを問わない。）であって、赤外線を吸収し及び再放射するものをいう。
6. 「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成され、この条約又はその議定書が規律する事項に関して権限を有し、かつ、その内部手続に従ってこの条約若しくはその議定書の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約若しくはその議定書への加入が正当に委任されている機関をいう。
7. 「貯蔵庫」とは、温室効果ガス又はその前駆物質を貯蔵する気候系の構成要素をいう。
8. 「吸収源」とは、温室効果ガス、エーロゾル又は温室効果ガスの前駆物質を大気中から除去する作用、活動又は仕組みをいう。
9. 「発生源」とは、温室効果ガス、エーロゾル又は温室効果ガスの前駆物質を大気中に放送出する作用又は活動をいう。

第二条 目的

この条約及び締約国会議が採択する法的文書には、この条約の関連規定に従い、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする。そのような水準は、生態系が気候変動に自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべきである。

第三条 原則

締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるに当たり、特に、次に掲げるところを指針とする。

1. 締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである。
2. 開発途上締約国（特に気候変動の悪影響を著しく受けやすいもの）及びこの条約によって過重又は異常な負担を負うこととなる締約国（特に開発途上締約国）の個別のニーズ及び特別な事情について十分な考慮が払われるべきである。
3. 締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分にないことをもって、このような予防措置とすることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地球的規模で利益がもたらされるように費用対効果の大きいものとすることについても考慮を払うべきである。このため、これらの政策及び措置は、社会経済状況の相違が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵庫並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国の協力によても行われ得る。
4. 締約国は、持続可能な開発を促進する権利及び責務を有する。気候変動に対処するための措置

資料

をとるために経済開発が不可欠であることを考慮し、人に起因する変化から気候系を保護するための政策及び措置については、各締約国の個別の事情に適合したものとし、各国の開発計画に組み入れるべきである。

5. 締約国は、すべての締約国（特に開発途上締約国）において持続可能な経済成長及び開発をもたらし、もって締約国が一層気候変動の問題に対処することを可能にするような協力的かつ開放的な国際経済体制の確立に向けて協力すべきである。気候変動に対処するためにとられる措置（一方的なものを含む。）は、国際貿易における恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となるべきではない。

第四条 約束

1. すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。
 - (a) 締約国会議が合意する比較可能な方法を用い、温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）について、発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の目録を作成し、定期的に更新し、公表し及び第十二条の規定に従って締約国会議に提供すること。
 - (b) 自国の（適当な場合には地域の）計画を作成し、実施し、公表し及び定期的に更新すること。この計画には、気候変動を緩和するための措置（温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去を対象とするもの）及び気候変動に対する適応を容易にするための措置を含めるものとする。
 - (c) エネルギー、運輸、工業、農業、林業、廃棄物の処理その他すべての関連部門において、温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の人為的な排出を抑制し、削減し又は防止する技術、慣行及び方法の開発、利用及び普及（移転を含む。）を促進し、並びにこれらについて協力すること。
 - (d) 温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の吸収源及び貯蔵庫（特に、バイオマス、森林、海その他陸上、沿岸及び海洋の生態系）の持続可能な管理を促進すること並びにこのような吸収源及び貯蔵庫の保全（適当な場合には強化）を促進し並びにこれらについて協力すること。
 - (e) 気候変動の影響に対する適応のための準備について協力すること。沿岸地域の管理、水資源及び農業について、並びに干ばつ及び砂漠化により影響を受けた地域（特にアフリカにおける地域）並びに洪水により影響を受けた地域の保護及び回復について、適当かつ総合的な計画を作成すること。
 - (f) 気候変動に関し、関連する社会、経済及び環境に関する自国の政策及び措置において可能な範囲内で考慮を払うこと。気候変動を緩和し又はこれに適応するために自国が実施する事業又は措置の経済、公衆衛生及び環境に対する悪影響を最小限にするため、自国が案出し及び決定する適当な方法（例えば影響評価）を用いること。
 - (g) 気候変動の原因、影響、規模及び時期並びに種々の対応戦略の経済的及び社会的影響についての理解を増進し並びにこれらについて残存する不確実性を減少させ又は除去することを目的として行われる気候系に関する科学的、技術的、社会経済的研究その他の研究、組織的観測及び資料の保管制度の整備を促進し、並びにこれらについて協力すること。
 - (h) 気候系及び気候変動並びに種々の対応戦略の経済的及び社会的影響に関する科学上、技術上、

資料

社会経済上及び法律上の情報について、十分な、開かれた及び迅速な交換を促進し、並びにこれらについて協力すること。

(i) 気候変動に関する教育、訓練及び啓発を促進し、これらについて協力し、並びにこれらへの広範な参加（民間団体の参加を含む。）を奨励すること。

(j) 第十二条の規定に従い、実施に関する情報を締約国会議に送付すること。

2.附属書1に掲げる先進締約国その他の締約国（以下「附属書1の締約国」という。）は、特に、次に定めるところに従って約束する。

(a) 附属書1の締約国は、温室効果ガスの人為的な排出を抑制すること並びに温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫を保護し及び強化することによって気候変動を緩和するための自国の政策を採用し、これに沿った措置をとる（注）。これらの政策及び措置は、温室効果ガスの人為的な排出の長期的な傾向をこの条約の目的に沿って修正することについて、先進国が率先してこれを行っていることを示すこととなる。二酸化炭素その他の温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の人為的な排出の量を千九百九十年代の終わりまでに従前の水準に戻すことは、このような修正に寄与するものであることが認識される。また、附属書1の締約国の出発点、対処の方法、経済構造及び資源的基盤がそれぞれ異なるものであること、強力かつ持続可能な経済成長を維持する必要があること、利用可能な技術その他の個別の事情があること、並びにこれらの締約国がこの条約の目的のための世界的な努力に対して衡平かつ適当な貢献を行う必要があることについて、考慮が払われる。附属書1の締約国が、これらの政策及び措置を他の締約国と共同して実施すること並びに他の締約国によるこの条約の目的、特に、この(a)の規定の目的の達成への貢献について当該他の締約国を支援することもあり得る。注 これらの政策及び措置には、地域的な経済統合のための機関がとるもののが含まれる。

(b) (a) の規定の目的の達成を促進するため、附属書1の締約国は、(a) に規定する政策及び措置並びにこれらの政策及び措置をとった結果(a) に規定する期間について予測される二酸化炭素その他の温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する詳細な情報を、この条約が自国について効力を生じた後六箇月以内に及びその後は定期的に、第十二条の規定に従って送付する。その送付は、二酸化炭素その他の温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の人為的な排出の量を個別に又は共同して千九百九十年の水準に戻すという目的をもって行われる。締約国会議は、第七条の規定に従い、第一回会合において及びその後は定期的に、当該情報について検討する。

(c) (b) の規定の適用上、温室効果ガスの発生源による排出の量及び吸収源による除去の量の算定に当たっては、入手可能な最良の科学上の知識（吸収源の実効的な能力及びそれぞれの温室効果ガスの気候変動への影響の度合に関するものを含む。）を考慮に入れるべきである。締約国会議は、この算定のための方法について、第一回会合において検討し及び合意し、その後は定期的に検討する。

(d) 締約国会議は、第一回会合において、(a) 及び(b) の規定の妥当性について検討する。その検討は、気候変動及びその影響に関する入手可能な最良の科学的な情報及び評価並びに関連する技術上、社会上及び経済上の情報に照らして行う。締約国会議は、この検討に基づいて適當な措置（(a) 及び(b) に定める約束に関する改正案の採択を含む。）をとる。締約国会議は、また、第一回会合において、(a) に規定する共同による実施のための基準に関する決定を行う。(a) 及び(b)

資料

の規定に関する二回目の検討は、千九百九十八年十二月三十一日以前に行い、その後は締約国会議が決定する一定の間隔で、この条約の目的が達成されるまで行う。

(e) 附属書1の締約国は、次のことを行う。

(i) 適当な場合には、この条約の目的を達成するために開発された経済上及び行政上の手段を他の附属書1の締約国と調整すること。

(ii) 温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の人為的な排出の水準を一層高めることとなるような活動を助長する自国の政策及び慣行を特定し及び定期的に検討すること。

(f) 締約国会議は、関係する締約国の承認を得て附属書1及び附属書[2]の一覧表の適当な改正について決定を行うために、千九百九十八年十二月三十一日以前に、入手可能な情報について検討する。

(g) 附属書1の締約国以外の締約国は、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書において又はその後いつでも、寄託者に対し、自国が(a)及び(b)の規定に拘束される意図を有する旨を通告することができる。寄託者は、他の署名国及び締約国に対してその通告を通報する。

3.附属書[2]に掲げる先進締約国（以下「一附属書[2]の孫約国」という。）は、開発途上締約国が第十二条1の規定に基づく義務を履行するために負担するすべての合意された費用に充てるため、新規のかつ追加的な資金を供与する。附属書[2]の締約国は、また、1の規定の対象とされている措置であって、開発途上締約国と第十一条に規定する国際的組織との間で合意するものを実施するためのすべての合意された増加費用を負担するために開発途上締約国が必要とする新規のかつ追加的な資金（技術移転のためのものを含む。）を同条の規定に従って供与する。これらの約束の履行に当たっては、資金の流れの妥当性及び予測可能性が必要であること並びに先進締約国との間の適当な責任分担が重要であることについて考慮を払う。

4.附属書[2]の締約国は、また、気候変動の悪影響を受けやすい開発途上締約国がそのような悪影響に適応するための費用を負担することについて、当該開発途上締約国を支援する。

5.附属書[2]の締約国は、他の締約国（特に開発途上締約国）がこの条約を実施することができるようになるため、適当な場合には、これらの他の締約国に対する環境上適正な技術及びノウハウの移転又は取得の機会の提供について、促進し、容易にし及び資金を供与するための実施可能なすべての措置をとる。この場合において、先進締約国は、開発途上締約国の固有能力及び技術の開発及び向上を支援する。技術の移転を容易にすることについてのこのような支援は、その他の締約国及び機関によても行われ得る。

6.締約国会議は、附属書1の締約国うち市場経済への移行の過程にあるものによる2の規定に基づく約束の履行については、これらの締約国の気候変動に対処するための能力を高めるために、ある程度の弾力的適用（温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の人為的な排出の量の基準として用いられる過去の水準に関するものを含む。）を認めるものとする。

7.開発途上締約国によるこの条約に基づく約束の効果的な履行の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金及び技術移転に関する約束の効果的な履行に依存しており、経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上締約国にとって最優先の事項であることが十分に考慮される。

8.締約国は、この条に規定する約束の履行に当たり、気候変動の悪影響又は対応措置の実施による影響（特に、次の(a)から(i)までに掲げる国に対するもの）に起因する開発途上締約国の個別

資料

のニーズ及び思念に対処するためにこの条約の下でとるべき措置（資金供与、保険及び技術移転に関するものを含む。）について十分な考慮を払う。（a）島しょ国

（b）低地の沿岸地域を有する国

（c）乾燥地域、半乾燥地域、森林地域又は森林の衰退のおそれのある地域を有する国

（d）自然災害が起こりやすい地域を有する国

（e）干ばつ又は砂漠化のおそれのある地域を有する国

（f）都市の大気汚染が著しい地域を有する国

（g）ぜい弱な生態系（山岳の生態系を含む。）を有する地域を有する国

（h）化石燃料及び関連するエネルギー集約的な製品の生産、加工及び輸出による収入又はこれらの消費に経済が大きく依存している国

（i）内陸国及び通過国更に、この8の規定に関しては、適当な場合には締約国会議が措置をとることができる。

9. 締約国は、資金供与及び技術移転に関する措置をとるに当たり、後発開発途上国の個別のニーズ及び特別な事情について十分な考慮を払う。

10. 締約国は、第十条の規定に従い、この条約に基づく約束の履行に当たり、気候変動に対応するための措置の実施による悪影響を受けやすい経済を有する締約国（特に開発途上締約国）の事情を考慮に入れる。この場合において、特に、化石燃料及び関連するエネルギー集約的な製品の生産、加工及び輸出による収入若しくはこれらの消費にその経済が 大きく依存している締約国又は化石燃料の使用にその経済が大きく依存し、かつ、代替物への転換に重大な困難を有する締約国の事情を考慮に入れる。

第五条 研究及び組織的観測

締約国は、前条1(g)の規定に基づく約束の履行に当たって、次のことを行う。

（a）研究、資料の収集及び組織的観測について企画し、実施し、評価し及び資金供与を行うことを目的とする国際的な及び政府間の計画、協力網又は機関について、努力の重複を最小限にする必要性に考慮を払い一つ、これらを支援し及び、適当な場合には、更に発展させること。

（b）組織的観測並びに科学的及び技術的研究に関する各国（特に開発途上国）の能力を強化するための並びに各国が自国の管轄の外の区域において得られた資料及びその分析について利用し及び交換することを促進するための国際的な及び政府間の努力を支援すること。

（c）開発途上国の特別の懸念及びニーズに考慮を払うこと並びに（a）及び（b）に規定する努力に参加するための開発途上国の固有の能力を改善することについて協力すること。

第六条 教育、訓練及び啓発

締約国は、第四条1(i)の規定に基づく約束の履行に当たって、次のことを行う。

（a）国内的な（適当な場合には小地域的及び地域的な）規模で、自国の法令に従い、かつ、自国的能力の範囲内で、次のことを促進し及び円滑にすること。（i）気候変動及びその影響に関する教育啓発事業の計画の作成及び実施

（ii）気候変動及びその影響に関する情報の公開

（iii）気候変動及びその影響についての検討並びに適当な対応措置の策定への公衆の参加

（iv）科学、技術及び管理の分野における人材の訓練

資料

(b) 國際的に及び造當な場合には既存の団体を活用して、次のことについて協力し及びこれを促進すること。

(i) 気候変動及びその影響に関する教育及び啓発の資料の作成及び交換

(ii) 教育訓練事業の計画（特に開発途上国のためのもの。国内の教育訓練機関の強化及び教育訓練専門家を養成する者の交流又は派遣に関するものを含む。）の作成及び実施

第七条 締約国会議

1.この条約により締約国会議を設置する。

2.締約国会議は、この条約の最高機関として、この条約及び締約国会議が採択する関連する法的文書の実施状況を定期的に兼用するものとし、その権限の範囲内で、この条約の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。このため、締約国会議は、次のことを行う。

(a) この条約の目的、この条約の実施により得られた経験並びに科学上及び技術上の知識の進展に照らして、この条約に基づく締約国の義務及びこの条約の下における制度的な措置について定期的に検討すること。

(b) 締約国の様々な事情、責任及び能力並びにこの条約に基づくそれぞれの締約国の約束を考慮して、気候変動及びその影響に対処するために締約国が採用する措置に関する情報の交換を促進し及び円滑にすること。

(c) 二以上の締約国の要請に応じ、締約国の様々な事情、責任及び能力並びにこの条約に基づくそれぞれの締約国の約束を考慮して、気候変動及びその影響に対処するために締約国が採用する措置の調整を円滑にすること。

(d) 締約国会議が合意することとなっている比較可能な方法、特に、温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去に関する目録を作成するため並びに温室効果ガスの排出の抑制及び除去の増大に関する措置の効果を評価するための方法について、この条約の目的及び規定に従い、これらの開発及び定期的な改善を促進し及び指導すること。

(e) この条約により利用が可能となるすべての情報に基づき、締約国によるこの条約の実施状況、この条約に基づいてとられる措置の全般的な影響（特に、環境、経済及び社会に及ぼす影響並びにこれらの累積的な影響）及びこの条約の目的の達成に向けての進捗状況を評価すること。

(f) この条約の実施状況に関する定期的な報告書を検討し及び採択すること並びに当該報告書の公表を確保すること。

(g) この条約の実施に必要な事項に関する勧告を行うこと。

(h) 第四条の3から5までの規定及び第十二条の規定に従って資金が供与されるよう努めること。

(i) この条約の実施に必要と認められる補助機関を設置すること。

(j) 補助機関により提出される報告書を検討し、及び補助機関を指導すること。

(k) 締約国会議及び補助機関の手続規則及び財政規則をコンセンサス方式により合意し及び採択すること。

(l) 適当な場合には、能力を有する国際機関並びに政府間及び民間の団体による役務、協力及び情報の提供を求め及び利用すること。

(m) その他この条約の目的の達成のために必要な任務及びこの条約に基づいて締約国会議に課されるすべての任務を遂行すること。

資料

3.締約国会議は、第一回会合において、締約国会議及びこの条約により設置される補助機関の手続規則を採択する。この手続規則には、この条約において意思決定手続が定められていない事項に関する意思決定手筋を含む。この手続規則には、特定の決定の採択に必要な特定の多数を含むことができる。

4.締約国会議の第一回会合は、第二十一条に規定する暫定的な事務局が招集するものとし、この条約の効力発生の日の後一年以内に開催する。その後は、締約国会議の通常会合は、締約国会議が別段の決定を行わない限り、毎年開催する。

5.締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

6.国際連合、その専門機関、国際原子力機関及びこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバーであってこの条約の締約国でないものは、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この条約の対象とされている事項について認められた団体又は機関（国内若しくは国際の又は政府若しくは民間のもののいずれであるかを問わない。）であって、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、締約国会議が採択する手続規則に従う。

第八条 事務局

1.この条約により事務局を設置する。

2.事務局は、次の任務を遂行する。
(a) 締約国会議の会合及びこの条約により設置される補助機関の会合を準備すること並びに必要に応じてこれらの会合に役務を提供すること。

(b) 事務局に提出される報告書を取りまとめ及び送付すること。

(c) 要請に応じ、締約国（特に開発途上締約国）がこの条約に従って情報を取りまとめ及び送付するに当たり、当該締約国に対する支援を円滑にすること。

(d) 事務局の活動に関する報告書を作成し、これを締約国会議に提出すること。

(e) 他の関係国際団体の事務局との必要な調整を行うこと。

(f) 締約国会議の全般的な指導の下に、事務局の任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。

(g) その他この条約及びその議定書に定める事務局の任務並びに締約国会議が決定する任務を遂行すること。

3.締約国会議は、第一回会合において、常設の事務局を指定し、及びその任務の遂行のための措置をとる。

第九条 科学上及び技術上の助言に関する補助機関

1.この条約により科学上及び技術上の助言に関する補助機関を設置する。当該補助機関は、締約国会議及び適当な場合には他の補助機関に対し、この条約に関連する科学的及び技術的な事項に関する時宜を得た情報及び助言を提供する。当該補助機関は、すべての締約国による参加のために開放するものとし、学際的な性格を有する。当該補助機関は、関連する専門分野に関する知識を十分に有している政府の代表者により構成する。当該補助機関は、その活動のすべての側面に

資料

関して、締約国会議に対し定期的に報告を行う。

2. 1 の補助機関は、締約国会議の指導の下に及び能力を有する既存の国際団体を利用して次のことを行う。

- (a) 気候変動及びその影響に関する科学上の知識の現状の評価を行うこと。
 - (b) この条約の実施に当たってとられる措置の影響に関する科学的な評価のための準備を行うこと。
 - (c) 革新的な、効率的な及び最新の技術及びノウハウを特定すること並びにこれらの技術の開発又は移転を促進する方法及び手段に関する助言を行うこと。
 - (d) 気候変動に関する科学的な計画、気候変動に関する研究及び開発における国際協力並びに開発途上国の固有の能力の開発を支援する方法及び手段に関する助言を行うこと。
 - (e) 締約国会議及びその補助機関からの科学、技術及び方法論に関する質問に回答すること。
3. 1 の補助機関の任務及び権限については、締約国会議が更に定めることができる。

第十条 実施に関する補助機関

1. この条約により実施に関する補助機関を設置する。当該補助機関は、この条約の効果的な実施について評価し及び検討することに関して締約国会議を補佐する。当該補助機関は、すべての締約国による参加のために開放するものとし、気候変動に関する事項の専門家である政府の代表者により構成する。当該補助機関は、その活動のすべての側面に関して、締約国会議に対し定期的に報告を行う。

2. 1 の補助機関は、締約国会議の指導の下に、次のことを行う。
(a) 気候変動に関する最新の科学的な評価に照らして、締約国によってとられた措置の影響を全体として評価するため、第十二条 1 の規定に従って送付される情報を検討すること。

(b) 締約国会議が第四条 2 (d) に規定する検討を行うことを補佐するため、第十二条 2 の規定に従って送付される情報を検討すること。

(c) 適当な場合には、締約国会議の行う決定の準備及び実施について締約国会議を補佐すること。

第十一条 資金供与の制度

1. 贈与又は緩和された条件による資金供与（技術移転のためのものを含む。）のための制度についてここに定める。この制度は、締約国会議の指導の下に機能し、締約国会議に対して責任を負う。締約国会議は、この条約に関連する政策、計画の優先度及び適格性の基準について決定する。当該制度の運営は、一又は二以上の既存の国際的組織に委託する。

2. 1 の資金供与の制度については、透明な管理の仕組みの下に、すべての締約国から衡平なかつ均衡のとれた形で代表されるものとする。

3. 締約国会議及び 1 の資金供与の制度の運営を委託された組織は、1 及び 2 の規定を実施するための取決めについて合意する。この取決めには、次のことを含む。
(a) 資金供与の対象となる気候変動に対処するための事業が締約国会議の決定する政策、計画の優先度及び適格性の基準に適合していることを確保するための方法

(b) 資金供与に関する個別の決定を (a) の政策、計画の優先度及び適格性の基準に照らして再検討するための方法

(c) 1 に規定する責任を果たすため、当該組織か締約国会議に対し資金供与の実施に関して定期

資料

的に報告書を提出すること。

(d) この条約の実施のために必要かつ利用可能な資金の額について、予測し及び特定し得るような方法により決定すること、並びにこの額の定期的な検討に関する要件

4.締約国会議は、第一回会合において、第二十一条3に定める暫定的措置を検討し及び考慮して、1から3までの規定を実施するための措置をとり、及び当該暫定的措置を維持するかしないかを決定する。締約国会議は、その後四年以内に、資金供与の制度について検討し及び適当な措置をとる。

5.先進締約国は、また、二国間の及び地域的その他の多数国間の経路を通じて、この条約の実施に関連する資金を供与することができるものとし、開発途上締約国は、これを利用することができる。

第十二条 実施に関する情報の送付

1.締約国は、第四条1の規定に従い、事務局を通じて締約国会議に対し次の情報を送付する。(a) 温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の目録。この目録は、締約国会議が合意し及び利用を促進する比較可能な方法を用いて、自國の能力の範囲内で作成する。

(b) この条約を実施するために締約国がとり又はとろうとしている措置の概要

(c) その他この条約の目的の達成に関連を有し及び通報に含めることが適當であると締約国が認める情報（可能なときは、世界全体の排出量の傾向の算定に関連する資料を含む。）

2.附属書1の締約国は、送付する情報に次の事項を含める。(a) 第四条2の(a)及び(b)の規定に基づく約束を履行するために採用した政策及び措置の詳細

(b) (a)に規定する政策及び措置が、温室効果ガスの発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関して第四条2(a)に規定する期間についてもたらす効果の具体的な見積り

3.更に、附属書IIの締約国は、第四条の3から5までの規定に従ってとる措置の詳細を含める。

4.開発途上締約国は、任意に、資金供与の対象となる事業を提案することができる。その提案には、当該事業を実施するために必要な特定の技術、資材、設備、技法及び慣行を含めるものとし、可能な場合には、すべての増加費用、温室効果ガスの排出の削減及び除去の増大並びにこれらに伴う利益について、それらの見積りを含める。

5.附属書1の締約国は、この条約が自国について効力を生じた後六箇月以内に最初の情報の送付を行う。附属書1の締約国以外の締約国は、この条約が自国について効力を生じた後又は第四条3の規定に従い資金が利用可能となった後三年以内に最初の情報の送付を行う。後発開発途上国である締約国は、最初の情報の送付については、その裁量によることができる。すべての締約国がその後行う送付の頻度は、この5に定める送付の期限の差異を考慮して、締約国会議が決定する。

6.事務局は、この条の規定に従って締約国が送付した情報をできる限り速やかに締約国会議及び関係する補助機関に伝達する。締約国会議は、必要な場合には、情報の送付に関する手続について更に検討することができる。

7.開発途上締約国が、この条の規定に従って情報を取りまとめ及び送付するに当たり並びに第四条の規定に基づいて提案する事業及び対応措置に必要な技術及び資金を特定するに当たり、締約国会議は、第一回会合の時から、開発途上締約国に対しその要請に応じ技術上及び財政上の支援

資料

が行われるよう措置をとる。このような支援は、適当な場合には、他の締約国、能力を有する国際機関及び事務局によって行われる。

8.この条の規定に基づく義務を履行するための情報の送付は、締約国会議が採択した指針に従うこと及び締約国会議に事前に通報することを条件として、二以上の締約国が共同して行うことができる。この場合において、送付する情報には、当該二以上の締約国この条約に基づくそれぞれの義務の履行に関する情報を含めるものとする。

9.事務局が受領した情報であって、締約国会議が定める基準に従い締約国が秘密のものとして指定したものは、情報の送付及び検討に關係する機関に提供されるまでの間、当該情報の秘密性を保護するため、事務局が一括して保管する。

10.9の規定に従うことを条件として、かつ、締約国が自国の送付した情報の内容をいつでも公表することができることを妨げることなく、事務局は、この条の規定に従って送付される締約国情報について、締約国会議に提出する時に、その内容を公に利用可能なものとする。

第十三条 実施に関する問題の解決

締約国会議は、第一回会合において、この条約の実施に関する問題の解決のための多数国間の協議手続（締約国がその要請により利用することができるもの）を定めることを検討する。

第十四条 紛争の解決

1.この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉又は当該紛争当事国が選択するその他の平和的手段により紛争の解決に努める。

2.地域的な経済統合のための機関でない締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争について、同一の義務を受諾する締約国との関係において次の一方又は双方の手段を当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認めることをこの条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。（a）国際司法裁判所への紛争の付託

（b）締約国会議ができる限り速やかに採択する仲裁に関する附属書に定める手続による仲裁
地域的な経済統合のための機関である締約国は、他に規定する手続による仲裁に関して同様の効果を有する宣言を行うことができる。

3.2の規定に基づいて行われる宣言は、当該宣言の期間が満了するまで又は書面による当該宣言の撤回の通告が寄託者に寄託された後三箇月が経過するまでの間、効力を有する。

4.新たな宣言、宣言の撤回の通告又は宣言の期間の満了は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、国際司法裁判所又は仲裁裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。

5.2の規定が運用される場合を除くほか、いずれかの紛争当事国が他の紛争当事国に対して紛争が存在する旨の通告を行った後十二箇月以内にこれらの紛争当事国が1に定める手段によって当該紛争を解決することができなかった場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により調停に付される。

6.いずれかの紛争当事国の要請があったときは、調停委員会が設置される。調停委員会は、各紛争当事国が指名する同数の委員及び指名された委員が共同で選任する委員長によって構成される。調停委員会は、勧告的な裁定を行い、紛争当事国は、その裁定を誠実に検討する。

7.1から6までに定めるもののほか、調停に関する手続は、締約国会議ができる限り速やかに採

資料

択する調停に関する附属書に定める。

8.この条の規定は、締約国会議が採択する関連する法的文書に別段の定めがある場合を除くほか、当該法的文書について準用する。

第十五条 この条約の改正

1.締約国は、この条約の改正を提案することができる。

2.この条約の改正は、締約国会議の通常会合において採択する。この条約の改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、また、改正案をこの条約の署名国及び参考のために寄託者に通報する。

3.締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で採択する。採択された改正は、事務局が寄託者に通報するものとし、寄託者がすべての締約国に対し受諾のために送付する。

4.改正の受諾書は、寄託者に寄託する。3の規定に従って採択された改正は、この条約の締約国の少なくとも四分の三の受諾書を寄託者が受領した日の後九十日目の日に、当該改正を受諾した締約国について効力を生ずる。

5.改正は、他の締約国が当該改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

6.この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投げる締約国をいう。

第十六条 この条約の附属書の採択及び改正

1.この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。附属書は、表、書式その他科学的、技術的、手続的又は事務的な性格を有する説明的な文書に限定される（ただし、第十四条の2(b)及び7の規定については、この限りでない。）。

2.この条約の附属書は、前条の2から4までに定める手続を準用して提案され及び採択される。

3.2の規定に従って採択された附属書は、寄託者がその採択を締約国に通報した日の後六箇月で、その期間内に当該附属書を受諾しない旨を寄託者に対して書面により通告した締約国を除くほか、この条約のすべての締約国について効力を生ずる。当該附属書は、当該通告を撤回する旨の通告を寄託者が受領した日の後九十日目の日に、当該通告を撤回した締約国について効力を生ずる。

4.この条約の附属書の改正の提案、採択及び効力発生は、2及び3の規定によるこの条約の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。

5.附属書の採択又は改正がこの条約の改正を伴うものである場合には、採択され又は改正された附属書は、この条約の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

第十七条 議定書

1.締約国会議は、その通常会合において、この条約の議定書を採択することができる。

資料

- 2.議定書案は、1の通常会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。
- 3.議定書の効力発生の要件は、当該議定書に定める。
- 4.この条約の締約国のみが、議定書の締約国となることができる。
- 5.議定書に基づく決定は、当該議定書の締約国のみが行う

第十八条 投票権

- 1.この条約の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。
- 2.地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を投げる権利行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権行使する場合には、投票権行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第十九条 寄託

国際連合事務総長は、この条約及び第十七条の規定に従って採択される議定書の寄託者とする。

第二十条 署名

この条約は、国際連合環境開発会議の開催期間中はリオ・デ・ジャネイロにおいて、千九百九十二年六月二十日から千九百九十三年六月十九日まではニュー・ヨークにある国際連合本部において、国際連合又はその専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第二十一条 暫定的措置

- 1.第八条に規定する事務局の任務は、締約国会議の第一回会合が終了するまでの間、国際連合総会が千九百九十年十二月二十一日の決議第二百十二号（第四十五回会期）によって設置した事務局が暫定的に遂行する。
- 2.1に規定する暫定的な事務局の長は、気候変動に関する政府間パネルと緊密に協力し、同パネルによる客観的な科学上及び技術上の助言が必要とされる場合に、同パネルが対応することができることを確保する。科学に関するその他の関連団体も、協議を受ける。
- 3.国際連合開発計画、国際連合環境計画及び国際復興開発銀行の地球環境基金は、第十一条に規定する資金供与の制度の運営について暫定的に委託される国際的組織となる。この点に関し、同基金が同条の要件を満たすことができるようするため、同基金は、適切に再編成されるべきであり、その参加国の構成は、普遍的なものとされるべきである。

第二十二条 批准、受諾、承認又は加入

- 1.この条約は、国家及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならない。この条約は、この条約の署名のための期間の終了の日の後は、加入のために開放しておく。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。
- 2.この条約の締約国となる地域的な経済統合のための機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となっていないものは、この条約に基づくすべての義務を負う。当該機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、こ

資料

の条約に基づく権利を同時に行使することができない。

3. 地域的な経済統合のための機関は、この条約の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

第二十三条 効力発生

1. この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2. この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は機関による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3. 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して教えてはならない。

第二十四条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第二十五条 脱退

1. 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2. 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から一年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

3. この条約から脱退する締約国は、自国が締約国である議定書からも脱退したものとみなす。

第二十六条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十二年五月九日にニュー・ヨークで作成した。

附属書1

オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ（注）、ベルギー、ブルガリア（注）、カナダ、チェコ・スロバキア（注）、デンマーク、欧州経済共同体、エストニア（注）、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー（注）、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本国、ラトヴィア（注）、リトアニア（注）、ルクセンブルグ、オランダ、ニュー・ジーランド、ノールウェイ、ポーランド（注）、ポルトガル、ルーマニア（注）、ロシア連邦（注）、スペイン、スウェーデン、イス、トルコ、ウクライナ（注）、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国

資料

注 市場経済への移行の過程にある国

附属書2

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、欧州経済共同体、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュー・ジーランド、ノールウェイ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国

日本国政府は、平成四年五月九日にニュー・ヨークで作成された「気候変動に関する国際連合枠組条約」を平成五年五月二十八日に受諾していたところ、同条約は、その第二十三条1の規定に従い、平成六年三月二十一日に効力を生じた。

なお、平成六年三月二十一日現在、同条約の締約国は次のとおりである。

アルジェリア民主人民共和国、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、アルメニア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、ボツワナ共和国、ブラジル連邦共和国、ブルキナ・ファソ、カナダ、中華人民共和国、キューバ共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドミニカ国、エクアドル共和国、フィジー共和国、ドイツ連邦共和国、ギニア共和国、ハンガリー共和国、アイスランド共和国、インド、日本国、ジョルダン・ハシェミット王国、大韓民国、モルディブ共和国、マルタ共和国、マーシャル諸島共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モーリシャス共和国、メキシコ合衆国、ミクロネシア連邦、モナコ公国、モンゴル国、ナウル共和国、オランダ王国、ニュー・ジーランド、ノールウェー王国、パプア・ニューギニア独立国、バラグアイ共和国、ペルー共和国、ポルトガル共和国、セント・クリストファー・ネイヴィース、セント・ルシア、セイシェル共和国、スペイン、スリ・ランカ民主社会主義共和国、スーダン共和国、スウェーデン王国、スイス連邦、チュニジア共和国、トゥヴァル、ウガンダ共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウズベキスタン共和国、ヴァヌアツ共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、欧州経済共同体

3 外国人への参政権付与反対派の論理

<http://www.nipponkaigi.org/reidai01/Opinion1%28J%29/sanseiken/QandA.htm>

永住外国人の参政権問題Q&A

一 地方参政権付与は憲法違反

日本大学教授 百地 章

永住外国人への参政権付与法案に反対を

現在、在日外国人に地方参政権を付与する為の法案の是非が、論議を呼んでいます。

この問題について、私ども日本会議・日本会議国会議員懇談会は反対の立場であり、昨年十月には小渕総理に会見し、強く申し入れも行いました。

ご承知の通り、参政権は一般の人権と異なり、憲法で、国民つまり国家の構成員のみに保障された権利であり、公務（義務）でもあります。ですからこれを外国人に与えることは問題で、この点、最高裁判決も、参政権は「権利の性質上日本国民のみをその対象とし」その「保障は、我が国に在留する外国人には及ばない」（平成七年二月二八日）と明言しています。

資料

海外においても、外国人に参政権を認めている国は、ヨーロッパ連合(EU)諸国を除けば数カ国にすぎません。このEU諸国では、一つの国家(穏やかな国家連合)を目指しており、そのEU諸国内に限り、相互主義のもとに加盟国国民に対して、連合市民権としての地方参政権を認めているだけです。しかも、このうちのドイツ、フランスなどでは、外国人に地方参政権を与るために、わざわざ憲法を改正しています。

したがって、この法案にどうしても賛成したいのであれば、我が国でもその前に憲法改正が必要ですから、その当否も含めて、これこそ国会の憲法調査会での検討課題とするべきです。

この問題についてこの度、日本会議常任理事で、日本大学の憲法学教授、百地章氏が、法案への反対の立場から「永住外国人の参政権問題Q&A」を著されましたので、この小冊子を日本会議・日本会議国会議員懇談会として推薦し、このホームページに掲載させていただきます。

この小冊子についてのお問い合わせは下記の所にご連絡いただければ幸いです。

平成12年3月

日本会議
日本会議国会議員懇談会

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館3F

FAX 03(3221)4774

百地章氏のプロフィール

昭和21年、静岡県生まれ。京都大学大学院法学研究科修士課程修了。法学博士。

[現職] 日本大学法学部教授（憲法学専攻）

日本会議常任理事

[著書]『政教分離とは何か』『憲法と政教分離』など

目次

Q1 税金を払っているのだから、永住外国人にも地方参政権を認めるべきでは？

Q2 参政権は人権、つまり「国家以前の権利」だから、外国人にも保障されるべきでは？

Q3 地方参政権、それも選挙権に限定するならば認めるることはできないか？

Q4 日常生活に関わるサービス事務に意見を反映させるためでも選挙権は認められないか？

Q5 最高裁は永住外国人に対し、地方自治体レベルでの選挙権付与を認めたのでは？

Q6 諸外国でも、外国人に参政権を認めているのでは？

Q7 ドイツやフランスが外国人に地方参政権を付与するため、憲法を改正したのはなぜか？

Q8 永住外国人への参政権付与の問題は、在日韓国・朝鮮人問題だといわれるが？

Q9 在日韓国・朝鮮人は日本人と同様の生活をしている。地方参政権ぐらい認めては？

Q10 在日韓国・朝鮮人に対する差別解消のためにも、地方参政権を与えては？

Q11 朝鮮半島からの強制連行に対する謝罪の意味も込めて、地方参政権くらい認めては？

Q12 韓国では永住外国人に地方参政権を認めると言く。相互主義の立場から認めるべきでは？

Q13 在日韓国人の人々や公明党などはなぜそれほど参政権問題にこだわるのか？

Q14 問題解決のため、どうすれば良いのか？

Q1 税金を払っているのだから、永住外国人にも地方参政権を認めるべきでは？

Q 現在、在日外国人に地方参政権を付与するための法案が、自由・公明、民主、共産の各政党によって、それぞれ国会に提出されています。外国人であっても、永住外国人の人々は、長

資料

年わが国に居住し、税金も払っているのですから、地方参政権（選挙権）くらい与えてもいいのではないかでしょうか。

A 納税を理由に選挙権を認めよと主張する人々は、現在の普通選挙制度というものがわかっていないのではありませんか。納税の有無や納税額の多寡にかかわりなく、すべての成年男女国民に等しく選挙権を付与するのが普通選挙制度です。もし納税の有無を問題にし出したら、普通選挙制度は否定され、逆に、学生や低所得者で税金を納めていない人達には、選挙権は与えられないことになります。

外国でも、納税を理由に外国人に参政権を認めている国など、どこにも存在しません。もともと納税は、道路、水道、消防などさまざまな公共サービスを受けるための対価であり、このようなサービスは外国人も等しく享受しています。

Q2 参政権は人権、つまり「国家以前の権利」だから、外国人にも保障されるべきでは？

Q しかし、憲法の保障する基本的人権は、もともと「国家以前の権利」であるとされています。それゆえ参政権についても、精神的自由権などと同様、当然外国人にも保障されるべきではありませんか。

A 確かに、基本的人権の中には、精神的自由権などのように、国家以前の権利と説明される権利も存在します。しかし、参政権は、あくまで国家の存立を前提とし、国家の構成員のみに保障されるものですから、憲法もわざわざ「国民固有の権利」（第一五条一項）と定めているのです。このことは、最高裁判決（平成七・二・二八）も認めており、「憲法一五条一項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばない」としています。

そもそも、国家とは政治的運命共同体であり、国家の運命に責任を持たない外国人に国の舵取りを任せてしまって良いのかということが、外国人参政権問題の本質です。また外国人に参政権を付与した場合、本国への忠誠義務と矛盾しないか、日本国と本国との間で国益上の対立や衝突が生じた場合どうするのか、といったことなども当然問題となります。

それに、参政権は他の人権と違って、単なる権利ではなく、公務（義務）でもあるわけですから、いつでも放棄し、本国に帰国することが可能な外国人に、参政権を付与することなどできるはずがありません。

Q3 地方参政権、それも選挙権に限定するならば認めることはできないか？

Q 日本国憲法では、参政権を「国民固有の権利」（第15条一項）としていますが、地方公共団体の長や議会の議員は、その自治体の「住民」が直接、選挙する（第93条二項）ことになっています。ですから地方参政権のうち選挙権だけでも限定して認めることはできませんか。

A 憲法第九三条二項の「住民」は、当然のことながら「日本国民たる住民」を指しています。この点については、先の最高裁判決も、次のように述べています。「憲法93条二項にいう『住民』とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」と。それゆえ、地方公共団体の首長や議会の議員についても、「国民固有の権利」として、日本国民しか選挙権を行使することはできません。

また、参政権のうち、被選挙権が無理ならせめて選挙権だけでもというご意見ですが、選挙権と被選挙権は一体のものですから、これを分離して選挙権だけ付与するということは不可能です。

Q4 日常生活に関わるサービス事務に意見を反映させるためでも選挙権は認められない

資料

か？

Q 憲法では「地方自治」が明記され、「住民自治」が保障されています。また今日では、地方分権の時代と いうことが言われています。それゆえ、国政レベルは無理としても、地方自治のレベルで、住民の日常生活 に密接な関連を有するサービス事務については、永住外国人の意見を反映させるべく、選挙権 の行使を認めてよいのではないでしようか。

A 地方自治とはいっても、国から完全に独立して政治が行われているわけではありません。先の最高裁判 決もいうように、地方自治体は「我が国の統治機構の不可欠の要素を成すもの」であり、地方自治も広い 意味で国政の一部といえます。またかつて「三割自治」などといわれたこともあるように、地方自治体の 行っている事務の中には国の仕事も多く、国からの「法定受託事務」のことを考えれば、地方政治が国政と無関係などころか、密接な関わりを有することは明らかでしよう。原子力発電所の設置、米軍基地の移転、自衛隊の演習場問題などのように、地方政治にとどまらず、国政 に直接影響を及ぼす重要な問題は山積しています。また、今日、教育の混乱や荒廃が全国的に問題となっ ていますが、これなども地方自治体だけに委せておくことはできません。教育も、国政にかかる重大な 問題だからです。あの広島でも、国による指導や監督が行われなかつたならば、偏向教育のは正は覚つか なかつたではありませんか。

それに、地方自治体の行う事務の中には、非権力的なサービス事務だけでなく、警察などの権力的取締事務も含まれています。永住外国人に地方参政権（選挙権）を認めた場合、非権力的なサービス事務だけにその意思を反映させることなど、果たして可能でしょうか。それゆえ、どうしても外国人の意見を地域政治に反映させなければ、そのための諮問機関を作るなど別の方法を考えるべきではありませんか。

Q 5 最高裁は永住外国人に対し、地方自治体レベルでの選挙権付与を認めたのでは？

Q 先の最高裁判決（平成 7・2・28）は、永住外国人に対して、地方自治体レベルに限り選挙権を付与することは、憲法上禁止されておらず、国の立法政策に委ねられているとしています。憲法判断についての終審機関である最高裁が付与しても構わないとしている以上、永住外国人に地方参政権を付与しても問題はないではありませんか。

A 最高裁判決は、それに続く箇所で、あくまで立法政策の問題であり、たとえ参政権を与えなくても別に 憲法違反の問題は生じない、ともいっています。

また、その判決ですが、最高裁判決とはいっても、永住外国人への地方参政権（選挙権）付与が禁止されないとした部分は、あくまで「傍論」（判決の結論とは直接関係のない、単なる裁判所の意見表明）にすぎず、判例としての効力を持ちません。しかも、この「傍論」の部分は、どう考えても「本論」と矛盾しており、これが最高裁判決であるとは信じられません。というのは、判決は「本論」部分において、前にも述べたように、選挙権が「権利の性質上日本国民のみ」を対象とし、「外国人には及ばない」こと、そして憲法九三条二項の「住民」とは「日本国民」を意味し、「右規定は、我が国に在留する外国人に対して…選挙の権利を保障したものということはできない」としているからです。つまり判決は、地方レベルも含めて、選挙権が権利の性質上、あくまで日本国民のみに認められた固有の権利であるとしている（ちなみに英文では「固有の権利」を *inalienable right* つまり「譲り渡すことができない権利」であるとしています）わけですから、そのような権利をなぜ外国人に与えることができるのでしょうか。これは明らかに矛盾であるとしか考えられません（この奇妙な「傍論」が付け加えられた背景については、あとで触れます）。

資料

↓資料①

Q 6 諸外国でも、外国人に参政権を認めているのでは？

Q 外国人への参政権付与が、憲法上重大な問題を含むことは良くわかりました。しかし、国際化が叫ばれて いる今日、国際協調のためにも、永住外国人に地方参政権を付与することはできないでしょうか。現に北欧 諸国やヨーロッパ連合（EU）諸国など、外国人に参政権を認めている国も増えてきているではありません か。

A 外国人への参政権付与の問題は、憲法の基本原則である国民主権に直接かかわるものであって、国際協調などとは別問題です。また、外国人に参政権を認めている国は、北欧諸国やEU諸国を除けばスイス、オーストラリアなど数カ国だけであって、決して世界の流れなどということはありません ↓資料②

しかも北欧諸国などの場合、周辺諸国との間で早くから地域協力や相互移住が行われてきており、専ら 移民対策として外国人に選挙権を付与しただけです。またドイツ、フランス等のEU諸国は、一つの国家（緩やかな国家連合）を目指しており、そのヨーロッパ連合（EU）諸国内に限り、相互主義のもと加盟 国国民に対して、連合市民権としての地方参政権を認め合っているだけです注①。

このように、外国人の選挙権を認めている国はごく限られている上、それぞれ特殊事情なり、歴史的背景があつてのことですから、事情を全く異にする我が国の参考にはなりません。

Q 7 ドイツやフランスが外国人に地方参政権を付与するため、憲法を改正したのはなぜか？

Q そのドイツやフランスですが、これらの国々では、ヨーロッパ連合条約の締結に伴い、外国人（EU加盟 国国民）に地方参政権を付与するため、わざわざ憲法を改正したと聞きます。なぜ憲法改正までする必要が あったのでしょうか。

A ドイツでは、一九八九年、ハンブルクとシュレスヴィヒ・ホルシュタインの両州が、相互主義を前提として、永住外国人に対し地方参政権（選挙権）を付与したことがありました。しかし連邦憲法裁判所は、一九九〇年、これを憲法違反としました。というのは、ドイツ基本法第二〇条二項が「国家権力は、国民により、選挙および投票によって…行使される」としていること、そしてこの「国民」とは、ドイツ国民 に他ならないことから、外国人に参政権を付与することは、たとえ地方レベルであっても許されないと判断したからです。そこでドイツでは、一九九二年、ヨーロッパ連合条約の批准に伴い憲法を改正して、外国人（EU加盟国国民）に地方参政権を認めました。

また、フランスの憲法院も一九九二年、外国人に地方参政権を付与することを認めたヨーロッパ連合条 約を憲法違反としました。その理由として、判決は憲法第三条四項が「フランス国民の成年男女は、すべて…選挙人である」としており、フランス国民のみが参政権を有することなどをあげています。そのため フランスでも、同年、右条約を批准するために憲法改正を行っています。

この点、日本国憲法は、参政権が「国民固有の権利」であることを明記しているのですから、外国人への参政権付与は、当然、憲法違反であると考えなければなりません。それ故、どうしても外国人に参政権 を付与したければ、ドイツやフランスなどと同様、憲法を改正するしかないわけです。

Q 8 永住外国人への参政権付与の問題は、在日韓国・朝鮮人問題だといわれるが？

Q ところで、永住外国人約 6 3 万人のうち、九割は在日韓国・朝鮮人です。それ故、永住外

資料

国人への参政権付与の問題は、日本の国際化などということよりも、在日韓国・朝鮮人問題であるといわれていますがどうでしょうか。

A その通りです。現に、この問題について、最も熱心に運動を推進しているのは、韓国系の在日韓国・朝鮮人団体の「民団」(在日本大韓国民団)です。ただし、北朝鮮系の団体である「朝鮮総聯」(在日本朝鮮人総聯合会)では、参政権の付与が、朝鮮人同胞を日本国民に同化するものであるとして、絶対反対との立場をとっています。したがって、在日韓国・朝鮮人の人々の間でさえ、意見が鋭く対立しているこのような問題に、我が国が深入りするのは危険ではないでしょうか。 ↓資料③

Q 9 在日韓国・朝鮮人は日本人と同様の生活をしている。地方参政権ぐらい認めては?

Q 在日韓国・朝鮮人であっても、二、三、四世ともなれば、日本人と変わりません。彼らは日本語を話し、日本人と同様の生活をしているのですから、地方参政権(選挙権)ぐらい認めても良いのではありませんか。

A すでにお話したとおり、外国人に参政権を付与することは、たとえ地方レベルであっても憲法違反です。

それ故、この問題は友好や親善などといったレベルの問題ではなく、あくまで主権にかかる重要な憲法問題であることを考える必要があります。

彼らが日本人と変わらず、しかも参政権を望むというのであれば、帰化するのが最も自然でしょう。二、三、四世ともなれば帰化も容易ですし、現に平成七年頃からは、毎年、一万人近い在日韓国・朝鮮人の人々が帰化しています。 ↓資料④

にもかかわらず彼らが帰化しようとするのではなく、本国に対して今なお忠誠心を抱いており、日本には忠誠を誓いたくないからであると考えざるをえません。事実、日韓条約締結当時、権逸(クォンイル)・民団団長は「私たちは日本に対し恨みが積もり重なっております。」と述べています注②。このような人々に、なぜ憲法違反を犯してまで、参政権を与えなければならないのでしょうか。

ちなみに、在日韓国・朝鮮人の人々は、彼らの母国、韓国、北朝鮮で参政権(被選挙権)をもっていますから、いつでも韓国、北朝鮮の国会議員となることができ、現在も、北朝鮮には在日の国会議員が七人もいます。

Q 10 在日韓国・朝鮮人に対する差別解消のためにも、地方参政権を与えては?

Q しかし、在日韓国・朝鮮人の人々は、戦後もずっと、日本人社会において差別され続けてきました。ですから、そのような差別を解消するためにも、地方参政権(選挙権)くらい与えることはできませんか。

A 確かに、残念なことですが、戦後も在日韓国・朝鮮人の人々に対するいわれのない差別や偏見が一部国民の間にみられたことは否定できません。しかし、今日の我が国では、在日韓国・朝鮮人の人々が、スポーツ、芸能、文学その他さまざまな分野で活躍し、日本人もそれを自然に受け入れています。最近まで徹底的な反日教育を行い、日本の音楽や日本映画などの大衆娯楽まで締め出してきた韓国と比べて、どちらが排他的でしょうか。

しかも、平成3年(1991年)の出入国管理特例法によって、在日韓国・朝鮮人の法的地位をめぐる問題は全面的に解決され、彼らには「特別永住者」という、外国人として破格の地位が与えられました。彼らは、他の外国人と異なり、在留資格に制限がありませんから、母国韓国はもちろん、日本での経済活動も全く自由です。また五年以内であれば、韓国と日本の間を自由に

資料

往来することも可能です。さらに、内乱罪・外患罪など、日本の国益を害する重大な犯罪を犯さない限り、国外に退去強制させられることもありません。これは世界にも例のない、きわめて恵まれた地位であって、差別どころか、彼らは日本人以上の特権を有しているわけです注③。また、すでに日本に帰化した韓国・朝鮮系日本人と比較しても、彼らの方 が当然優遇されていることになります。それでもまだ不満であるというのでしょうか。

ですから、彼らが帰化しようとするのは、本国への忠誠よりも、この恵まれた特権を失いたくないからではないのかという人もいます。

Q 11 朝鮮半島からの強制連行に対する謝罪の意味も込めて、地方参政権くらい認めては？

Q 「傍論」の中で永住外国人への地方参政権付与を認めた、先の最高裁判決について、担当裁判官の一人、園部逸夫氏は、次のように述べています。「在日の人たちの中には、戦争中に強制連行され、帰りたくても祖国に帰れない人が大勢いる。『帰化すればいい』という人もいるが、無理やり日本に連れてこられた人たちには厳しい言葉である」と。(朝日新聞、平成11・6・24) そして植民地時代の朝鮮に生まれたという氏は自らの体験に重ね合わせ身につまされる思いがしその思いがこの議論にも反映されたのだという。

戦時中、朝鮮半島から強制連行された人々やその子孫に対しては、謝罪の意味も込めて、地方参政権くらい認めるべきではないでしょうか。

A 「強制連行」ということがいわれますが、在日韓国・朝鮮人の人々の多くが「強制連行」された人々やその子孫であると考えるのは誤解であり、事実に反するといって良いでしょう。というのは、昭和20年の敗戦当時、日本には約200万人の在日朝鮮人がいましたが、GHQの積極的支援のもと、昭和23年までの間に、約140万人が帰国しているからです。つまり、日本国民と同様に戦時動員されて日本に来た人達は、この間にはほぼ全員帰国しており、残ったのは戦前から日本に生活基盤のあった人々でした。それゆえ、残留者の多くは、自らの意思で我が国に残ったわけです。そしてその後も、帰国の意思さえあれば、いつでも本国に帰ることができました。このことは、在日韓国人団体による調査からも明らかで、在日一世のうち、「強制連行」(実は戦時動員)により無理やり日本に連れてこられた者は、全体の約5%以下であるとされています注④。

また「強制連行」といういい方も正しくありません。正確にいえば、日本人(内地人)と同様に、戦時中、朝鮮人の人々も同じ日本国民として、戦時動員つまり徴兵や徴用等を受けただけであり、これは差別でも何でもないからです。

ですから、園部裁判官の主張は、根拠の乏しい感情論にすぎません。また仮に「強制連行」の事実があつ

たとしても、それが参政権の根拠となるはずがありません。

Q 12 韓国では永住外国人に地方参政権を認めると聞く。相互主義の立場から認めるべきでは？

Q 韓国では、2002年の統一地方選までに、永住外国人に対して地方参政権を付与する方針であると聞きます。であれば、相互主義の立場から考えて、我が国でも前向きに検討すべきではないでしょうか。

A 國際法上の相互主義とは、正確にいえば、関係国が条約を締結し、対等の条件で互いに権利、義務を認め合うことをいいます。EU諸国の例は、まさにそれです。したがって、韓国が一方的に定住外国人に対して地方参政権を認めるからといって、それは相互主義とは無関係で

資料

あり、我が国がそれに拘束される理由はありません。

しかも、在日韓国・朝鮮人は約53万人もいるのに対して、在韓日本人はわずか300人程度です。これでは、とても対等とはいせず、相互主義など成り立ちません。

Q 13 在日韓国人の人々や公明党などはなぜそれほど参政権問題にこだわるのか？

Q 在日韓国人の人々が要求する地方参政権については、正当な理由が全くないばかりか、地方参政権を付与することは憲法違反であることもわかりました。にもかかわらず、在日韓国人の人々や公明党などはなぜそれほど参政権問題にこだわるのでしょうか。

A はつきりいえば、「民団」の組織維持注⑤つまり「生き残り」のためでしょう。90年代以降、在日韓国・朝鮮人の間では、先に述べたとおり、若い世代の帰化が急増しています。また、彼らの結婚相手の約八割は日本人ですから、その子供達も当然、日本人となります。他方、一、二世の人々は次第に減少しますから、在日韓国・朝鮮人は、二十一世紀の前半中には自然消滅する可能性が高い注⑥とさえいわれています。↓資料⑤

このような中で、民団としては、どうしても組織を維持するため運動目標が必要であり、指紋押捺の撤廃に成功したあと出てきたのが、地方参政権付与問題というわけです。それなのに、我が国の政党や政治家が、憲法違反を犯し、国益を損ねてまでなぜ民団の支援をする必要があるのでしょうか。その裏には在日の人々の票目当てなど、別の意図や目的が隠されているのではないかと疑わざるをえません。

Q 14 問題解決のため、どうすれば良いのか？

Q それでは問題解決のため、どうすれば良いのでしょうか。

A 唯一の正しい解決方法は、何度もいうように、「帰化」しかありません。ただし、永住外国人についてには、帰化の手続きを大幅に緩和して、帰化の動きを更に促進する必要もあると思われます。

また、帰化しない外国人にどうしても参政権を付与したいというのであれば、憲法改正が必要ですから、

その当否も含めて、国会の憲法調査会でじっくり検討すれば良いのではないのでしょうか。

《注》

①ただし、イギリスなどのように、EU加盟国国民に加え、旧植民地国人々に対しても、二重国籍を付与した上で参政権を認めている国もあります。しかしこれはイギリス国籍を認めた上でのことですから、正確には外国人への参政権付与にはなりません。

②李東元著、崔雲祥監訳『韓日条約締結秘話』(1997年) 136頁。

③坂中英徳『在日韓国・朝鮮人政策論の展開』(平成11年) 19頁～20頁、31頁、65頁等参照。

④西岡力「『参政権』は国籍取得が前提だ」『正論』(平成7年11月号) 99頁～100頁。

⑤荒木和博「外国人『地方参政権』という虚構」『明日への選択』(平成12年2月号)。

⑥坂中・前掲書50頁。

論点整理をした文章として、

<http://philolaw.hp.infoseek.co.jp/achievement/articles2002b.html>